國學院大學学術情報リポジトリ

神社祭式の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹内, 雅之, Takeuchi, Masayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002439

平成二十九年九月
博士学位申請論文

「神社祭式の研究」

國學院大學大学院
文学研究科神道学・宗教学専攻
竹内雅之

平成二十九年九月

「神社祭式の研究」

國學院大學文学研究科　竹内雅之

目次

序　1

第一部

第一章　改暦前後の神社祭祀　2
はじめに
一　国家祭祀のなかの神社祭祀
二　官社再編と「官幣諸社官祭式」
三　祈年祭の変遷
おわりに

第二章　式部寮達「神社祭式」の成立　21
はじめに
一　宮内庁蔵『祭式』四冊の比較
二　教書としての『祭式』
三　神饌による神社の序列化
おわりに

第二部

第三章　祭式用語の定義　42
はじめに
一　先行研究の概観
二　神社祭祀の構造とその変遷
三　神社祭祀の構造分析から分る「祭式」「行事」「作法」
おわりに

第四章　明治四十年「神社祭式行事作法」制定の過程　54
はじめに
一　礼典調査と内務省の期待
二　神社祭祀を網羅した『神社祭式作法取調案』
三　行事作法に特化した『神社祭式行事作法書』
おわりに

第五章　皇典講究所の礼典調査　70
はじめに

一　皇典講究所が注目した「伏拝」
二　古代における神宮の八度拝
三　中世における神宮の八度拝
四　八度拝と伏拝との関係
おわりに
第六章　神社祭祀と宮中年中行事　85
はじめに
一　皇室祭祀と神社
二　「明治神宮例祭式」から「勅祭社例祭式」へ
三　三勅祭と宮中年中行事
おわりに
第三部
第七章　皇典講究所における特殊祭儀取調　96
はじめに
一　諸祭、雑祭そして特殊祭儀
二　国民礼研究会と特殊祭儀取調
三　特殊祭儀取調の対象と経過
四　特殊祭儀取調の内容
おわりに
第八章　皇典講究所と「神祇院改正の神社祭式行事作法」　112
はじめに
一　神祇院による改正の、理由、経過、方針および要点
二　皇典講究所の改正案
三　開閉扉における警蹕、その問題の所在
四　開閉扉警蹕を通してみる祭式の普及と研究
おわりに
結　126

「神社祭式の研究」　竹内雅之

序

本研究は明治四年から昭和前期までの神社祭式の歴史的展開につき検討するものである。以下に研究課題を述べてゆく。この時代、神社は国家の宗祀とされたため、神社祭祀は国家祭祀として中央あるいは地方の官員により執行された。まず明治初年において注目すべきは、畿内に集中していた官幣社が全国に拡大すると同時に、官祭を執行する中央官員が京都から東京に移動したことである。この二重の足枷を解き放つための神祇行政についての考察は不十分と思われる。また式部寮達「神社祭式」が府県社以下神社を対象として策定されたことは指摘されているが（1）、その叩臺となった『祭式』四冊については高原光啓（2）と星野光樹（3）が僅かに言及するのみで、四冊の系統・特徴などまだまだ研究の餘地が残されている。これらの課題につにては第一部で明かにしたい。明治末年から大正時代の祭祀制度の整備に関しては高原が「皇室祭祀令」「神社祭祀令」との関わりから制定された大正三年という時期について論じている（4）。しかしながら内務省令「神社祭式」と明治三十年年代の礼典調査の関わりについては検討されていない。当該課題に対し第二部では明治四十年の「神社祭式行事作法」（5）と大正三年の内務省令「神社祭式」との関聯を明かにする。この際に階層化された祭祀法令を理解する手掛りとして祭式用語の定義について考察が必要になる。この分野では小野祖教の研究（6）が先駆的であるが、ここでは正確な定義が求められるのではなく、大正三年に成立した祭式・行事・作法からなる階層的な法組織を理解するための定義であり、かかる観点からの考察はいまだなされておらず、特に一章を設けて明かにする。また大正三年以降に成立した勅祭社の例祭式についての考察もなされておらず、これも宮務法・国務法の観点から論究する。昭和前期の祭祀制度（7）についてはまったく未開拓の分野である。第三部において皇典講究所の活動に着目（8）することにより、一面的ではあるが今日の神社本庁の祭祀規程にも繋がる課題を提示する。

つぎに本論文の構成と概要を述べる。本論文は三部八章からなり第一部においては明治初年の国家祭祀の実践を通じて式部寮達「神社祭式」の成立した過程を検討する。第一章「改暦前後の神社祭祀」では神祇省・式部寮の中央官員による官幣社例祭と祈年祭班幣式の実践と官祭式・祈年祭式制定の関わりを検討する。第二章「式部寮達「神社祭式」の成立」では式部寮官員が作成した草案である『祭式』四冊を比較検討し式部寮達「神社祭式」成立の背景を探る。第二部では明治末年から大正時代の礼典調査と祭祀制度との関わりを論じる。第三章「祭式用語の定義」では規程・法令に定められる祭式用語の定義を究明することにより祭祀法令の階層的構造を抽出する。第四章「明治四十年「神社祭式行事作法」制定の過程」では前章にて得られた知識をもとに大正三年の内務省令「神社祭式」として結実する礼典調査の過程を追う。第五章「皇典講究所の礼典調査」では礼典調査の具体例として伏拝なる作法を取り上げ、皇典講究所と神宮司庁の立場の違いを明かにする。第六章「神社祭祀と宮中年中行事」では大正三年の内務省令「神社祭式」において例外とされた勅祭社の例祭式の取り扱いについて検討する。第三部では昭和前期における皇典講究所の活動について論ずる。第七章「皇典講究所における特殊祭儀取調」では平岡好文の雑祭式と皇典講究所の特殊祭儀取調の目的を考える。第八章「皇典講究所と「神祇院改正の神社祭式行事作法」」では神祇院による改正「神社祭式行事作法」において皇典講究所の果たした役割りを考察する。

【註】

（1）阪本是丸の研究「官社経費をめぐる大蔵・教部両省の対応」（『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年一月）第Ⅰ

部第三章第六節）によれば祭典費の裏付けがなければ、神社祭祀の中核たりえなかった。

（2）高原光啓「式部寮達「神社祭式」の制定過程」（『神道宗教』一九三、平成十六年一月）。

（3）星野光樹「修祓に関する一考察――「神社祭式」の制定過程を中心に――」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊五二、平成二七年十一月）。

（4）高原光啓「大正三年神社祭祀制度の整備過程」（『國學院雑誌』一〇五巻八号、平成十六年八月）。

（5）特定の作法に特化した先行研究としては小野和輝による祝詞奏上に関する論、安江和宣による階の昇降に関する論があるが、本論文では祭祀制度全体の歴史的展開に注目する。

（6）小野祖教「法令と規程から見た祭式基本語の研究」（『神道宗教』三五、昭和三十九年六月）。

（7）研究書ではないが、長谷晴男の「現行神社祭式行事作法教本」（昭和二十一年八月）は官制時代最後の行事作法の解説書として貴重である。戦後の混乱のなか散逸した史料も多数にのぼると思われ、着実な研究のためにはまずは史料の蒐集が必要である。

（8）小野和伸は「地鎮祭の研究」（『禮典』二三、禮典研究會、平成元年十一月）と「昭和十七年改正「神社祭式行事作法」に関する一考察――玉串奉奠から拝礼へ――」（『禮典』二四、禮典研究會、平成二年十一月）において皇典講究所の調査事業につき論究している。

：第一部

：：第一章　改暦前後の神社祭祀

：：：はじめに

明治五年、近代化を目指す政府は新暦を採用した。改暦は季節の循環を基礎とする日本の祭りにとって少なからぬ影響を与える。しかし本章は明治改暦と祭りの関係に言及するものではなく、およそ明治四年から六年の間に明治政府が行なった神祇行政、具体的には官幣社官祭（のちの例祭）と中央における祈年祭の実践について論及するものである。この時期の国家祭祀・神社祭祀については阪本是丸らによる神社制度・祭祀制度に関する先行研究がある（1）。

明治四年十月の「四時祭典定則」体制下における翌五年の官幣社の例祭については従来その具体像があまり明かにされてこなかった（2）。しかしながら『祭祀録』に残された記録から中央官員の出張祭典の実態を窺うと人員不足が窺える。いっぽう明治二年、神宮への祈年幣再興に始まった祈年祭は「四時祭典定則」では神祇省神殿における大祭、「地方祭典定則」では国幣社以下神社へ地方官が参向する最重要の祭祀であった。そして全国神社の社格制定に伴い早くも五年二月、官国幣社への祈年班幣が実現した。式部寮の方針転換により明治六年二月、官幣社例祭への地方官参向が裁可されると「官幣諸社官祭式」が祈年祭当日の三月二日、「官国幣社祈年祭式」とともに地方官へ布達された。官幣社例祭の地方官への移管に伴い、官国幣社の例祭・祈年祭は包括的に扱うことが可能となった。

：：：一　国家祭祀のなかの神社祭祀

明治四年十月二十九日の「四時祭典定則」（3）は神祇省が示した国家祭祀の包括的な規則で、元始祭をはじめとする三十ほどの国家の祭祀が大祭・中祭・小祭に分類され、それぞれの祭祀を所管する担当が明記される。同時に祭場も、皇廟、神嘉殿代、八神殿、神祇省と記載される。祭場が明記されない祭祀は神祇省官員が参向する神宮・神社の祭祀である（4）。「四時祭典定則」は神祇省、そ

して神祇省廃止後は式部寮の官員が、神宮と官幣社に出張し官祭を執行することで国家と神社との繋がりを保證するという一面をもっていた。それではまず「四時祭典定則」における官員参向の祭典を表1に確認する。大祭・中祭・小祭の区分は、参向官の官職と対応している。官幣大社全二十九社中、賀茂・氷川・熱田・男山・鹿島・香取・出雲・宇佐の八社は特に重視されている。そのなかで出雲と宇佐は遠隔地ゆえに実際の出張の困難を考慮に入れ五ヶ年に一度の式年祭としたのであろう。中祭・小祭はどちらも大掌典が祭使に立てられる。隔年の小祭執行となる梅宮・貴船・大原野・吉田・北野・八坂の官幣中社六社は何れも京都にあり遠隔地ではない。おそらく春日社以下の官幣大社との社格を考慮して官幣中社例祭を隔年の式年祭としたのであろう。以上が「四時祭典定則」に規定される官幣社の例祭である。なお官幣社の祈年祭・新嘗祭については規定がない。また国幣社以下の神社については「地方祭典定則」に規定される。国幣社の祈年祭・新嘗祭・例祭の三祭には知事（欠員あれば正権大参事）が祝詞を奏す。府県社の三祭には大少参事が参向し祠官が祝詞奏上以下を奉仕する。郷社の三祭には祠官が奉仕し郡郷出張の地方官が参向する。

表1　「四時祭典定則」における官員参向の祭典

区分	官祭	式年	祭使以下参向官
大祭	神宮神嘗祭	毎年	祭使は神祇卿あるいは大少輔・大掌典以下
大祭	賀茂祭・氷川祭・熱田祭 男山祭・鹿島祭・香取祭	毎年	祭使は神祇大丞・掌典
大祭	出雲祭・宇佐祭	五年	祭使は神祇大丞・掌典
中祭	春日祭以下官幣大社例祭	毎年	祭使は大掌典
小祭	梅宮祭以下官幣中社例祭	隔年	祭使は大掌典

皇廟祭、神祇省神殿祭はさておき出張祭典となる官幣社例祭の励行には困難が豫想された。「官社年中祭日調」（5）は明治五年の官祭の一覧である。神祇省官員はあらかじめ日程表を作成し、斎行した官祭の上には朱字で既済を示す「済」の文字を記したらしい。この印の無いものは未済である。いま便宜のため既済を☑、未済を□として左に示す。

二月／☑神宮祈年祭例幣／☑春日祭／□枚岡祭／☑大原野祭／☑祈年祭
三月／☑神武天皇陵祭／□出雲大社祭（五ヶ年一度）
四月／☑賀茂祭／☑松尾祭／□平野祭／□日吉祭／□稲荷祭／□大神祭／□大和祭／□広瀬祭／□龍田祭／□丹生川上祭／□住吉

祭／☑吉田祭（隔年）／□梅宮祭（隔年）／☑東照宮祭
五月／☑湊川祭
六月／☑月次祭／☑氷川祭／☑熱田祭／□貴船祭（隔年）／☑八坂祭
七月／□安房祭／☑鎌倉祭
八月／□宇佐祭（五ヶ年一度）／☑鹿島祭／☑香取祭／☑男山祭／☑井伊谷祭／□三島祭／□広田祭／□大鳥祭／☑北野祭／☑豊国祭／☑白峰祭
九月／☑神宮神嘗祭／□石上祭／□生玉祭／□日前祭／□国懸祭
十一月／□新嘗祭
十二月／□孝明天皇祭／□孝明天皇陵祭

右の五十ばかりの祭祀のうち官祭として執行されたのは約半数である。なお十一月の新嘗祭は二十二日新嘗祭神殿において斎行され同日大広間において班幣式が執り行われた（6）。十二月の孝明天皇祭・陵祭は改暦後六年一月二十三日に斎行され陵祭には橋本実梁が参向している（7）。五年三月十一日の神武天皇陵祭までは神祇省官員が、それ以降は式部寮官員が各地に出張している。四年八月二十三日、京都留守官が廃止されたため京都方面の出張官祭については、神祇省・式部寮が各神社の祭日を配慮し行程を綿密に計画したと考えられる。五年の官員参向の祭典から京都方面の出張官祭を取り上げ表2にまとめた（8）。二月から三月にかけての神祇省、四月の式部寮、八月の式部寮の三期の出張である。これら三期の出張の諸相を探ることで、当時の官祭としての神社祭祀の実態を垣間見ることにする。

表2　神祇省官員・式部寮官員による京都方面への出張官祭（『祭祀録』をもとに作成）

明治5年祭日	官祭	勅使	参向
2月16日	神宮祈年祭	神祇省六等出仕醍醐忠敬	少掌典荻原厳雄
2月25日	大原野祭	神祇省六等出仕醍醐忠敬	神祇権中録鳥居亮信・少掌典荻原厳雄
2月30日	春日祭	神祇省六等出仕醍醐忠敬	神祇権中録鳥居亮信・少掌典荻原厳雄
3月11日	神武天皇陵祭	神祇省六等出仕醍醐忠敬	少掌典荻原厳雄・神祇省十三等出仕武田七郎
4月19日	松尾祭	大掌典遠藤允信	式部助橋本実梁・式部大属多田好問 中掌典岩田通徳・大神部鈴鹿熙明・中神部徳岡久遠

4月20日	賀茂祭	式部助橋本実梁	大掌典遠藤允信・式部大属多田好問 中掌典岩田通徳・大神部鈴鹿熙明・中神部徳岡久遠
4月23日	吉田祭	大掌典遠藤允信	式部大属多田好問・中掌典岩田通徳 大神部鈴鹿熙明・中神部徳岡久遠
8月4日	北野祭	大掌典慈光寺有仲	式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親
8月15日	男山祭	式部寮六等出仕戸田忠至	大掌典慈光寺有仲・式部中属井上忠本 少掌典仲美英・少神部柴田盛親
8月18日	豊国祭	大掌典慈光寺有仲	式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親
8月25日	井伊谷祭	式部寮六等出仕戸田忠至	式部権中属松室礼重
8月26日	白峰祭	大掌典慈光寺有仲	式部中属井上忠本・少掌典仲美英・少神部柴田盛親

まずは醍醐忠敬・荻原厳雄を中心とした一行に注目する。二月四日神祇省神殿で斎行された祈年祭班幣式において、勅使として神祇省六等出仕従三位醍醐忠敬は少掌典荻原厳雄とともに神宮に発遣された。行程は東京→伊勢→京都→奈良で期間は班幣式の二月四日から陵祭の三月十一日までである。ここで問題となったのが大原野祭と春日祭の祭日であった。一月三十日「右干支相当ニ候得共取調之儀モ有之且余日モ無之ニ付右朱書之通干支御祭典取行候」（9）として神祇省は正院に両祭の祭日変更を上申した。大原野祭を二月上卯から下卯すなわち一日から二十五日へ、春日祭を同月上申から下申すなわち六日から三十日への変更である。「取調之儀」とは宣命使・奉幣使の両使が参向した昨年までの旧祭式の見直しであろう。大原野祭・春日祭とも取調の結果、御馬奉納と賜禄は廃止された。両祭日の干支をふたまわり延期することでこの一行の出張は可能となった。二月四日神祇省神殿から発遣された一行は東海道を西進。道中、川崎から松阪まで十一泊し十五日、山田に到着。十六日まず外宮つぎに内宮の祈年祭に参向、奉幣ののち醍醐らは入京、中長者町に投宿。十八日には「出張神祇省」として京都府の権大属に出頭を命ずる。十九日の出張神祇省から府への掛合によると前日の権大属への通達は大原野祭・春日祭用の幣物辛櫃・神饌辛櫃の寸法の指定、神武天皇陵祭用辛櫃・覆・桐油・注連縄の準備指令であった。さて去る四日の神祇省神殿祈年祭に京都府官員は不参であった。府管轄の官幣社すなわち賀茂別雷神社以下大社六社と梅宮神社以下中社六社への祈年祭幣物は醍醐一行に預けられていた。さらに当年より始まった祈年祭の地方官代参は一冊の祭式をもって執行するには

不十分で神祇省官員は官幣社例祭参向の間を縫って祈年祭の対応に追われている（10）。

五年三月十四日、神祇省が廃止され祭事祀典の事務は式部寮に引継がれた。同月二十三日、式部寮は左のように正院に上申している。

賀茂両社御祭式之儀社頭儀式之儀ハ今度御改正ニ付社司等人員減少ニ付迚モ是迄之儀式ハ難相整候ニ付任時宜不可闕之儀式而已為執行　勅使以下参向東遊走馬以下之儀ハ先大体従前之通被行途中行粧儀ハ被略所役之官員刻限勝手ニ社頭ニ参集祭祀被遂行候様致度候事／一松尾社吉田社等モ右ニ準シ御執行ニ相成度候自余当四月祭祀被執行候官幣大中小社之分ハ此節是迄一社祭祀之儀式等取調中ニ付取調之上夫々可伺候得共最早余日モ無之候ニ付先従前之通一社ニ相附祭祀御執行ニ相成度候事（11）

右は賀茂祭執行に関する基本方針であるとともに「四時祭典定則」に掲げられた一聯の官幣社例祭への対応も暗示している。「今度御改正」つまり四年五月十四日の太政官布告第二百三十四により「伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神宮社家ニ至ル迄精撰補任」された結果、賀茂両社でも「社司等人員減少」したので「不可闕之儀式」のみ執行すること。また松尾祭・吉田祭も賀茂祭に準ずること。そしてこの他の四月執行の官幣社の祭祀は「一社祭祀之儀式等取調中」として一社限りの祭祀とすること。これらの内容が上申され允可されたので式部寮は翌二十四日教部省に「来四月　賀茂祭二十日　松尾祭十九日　吉田祭二十三日／右之通御治定相成候且日吉平野稲荷梅宮大和大神広瀬龍田等ハ一社へ祭祀被附候条為御心得申入候也」（12）と通達する。賀茂祭では東遊と走馬の奉納はあったが行粧儀は省略された。また四月斎行の日吉・平野・稲荷・梅宮・大和・大神・広瀬・龍田へは勅使は参向せず一社限りの祭儀を執り行うこととなった。

八月には京都を中心として戸田忠至・慈光寺有仲らが五社に参向している。十五日男山祭に勅使として参向した戸田は京中他の勅祭には参向していない。しかし戸田は他の官員に先ち京都入りし「出張式部寮」として執務している。七月二十八日に北野社の禰宜を呼び寄せ、同日京都府には官幣が金幣となる旨を通達。二十九日、北野祭次第書を京都府に下達。八月朔日慈光寺が到着、二日にその旨を府に通達している。戸田は十五日男山祭に参向したのち一人、浜松県に向ったようである。出張に先立ち七月十八日、戸田が男山祭に、慈光寺が男山祭・北野祭・豊国祭・白峰祭への参向をそれぞれ命ぜられている（13）。それに加え戸田が井伊谷祭の勅使参向を命ぜられたのは同月二十日である。『祭祀録』には同月十九日に式部寮から教部省にあてた通達が残っている。

来八月十日　井伊谷宮御祭典可被為行之処少々都合モ有之且当寮無人ニ付右御祭日被為換十五日男山祭執行後其帰路井伊谷ヘ相廻リ廿三日（之内）御祭典被為行候条此段為御心得申入侍也（傍点筆者）（14）

右によれば「無人」の式部寮は祭日を変更するしかなかった。祭日は先ず二十三日、次に二十五・六日の内と変更された。結局、二十五日に例祭が行われた井伊谷宮は当年二月十二日に鎮座祭が執行されており（15）例祭執行が待ち望まれていた（16）。式部寮官員は列格前の官祭すなわち四月の東照宮祭、七月の鎌倉祭、八月の井伊谷祭・豊国祭・白峰祭に参向している。井伊谷宮は六年六月九日、鎌倉宮・白峰宮とともに官幣中社に列格している。同日、東照宮が、同年八月十四日に豊国社が、それぞれ別格官幣社に列格している。政治的に重視された神社は列格前であっても官員が参向している。いっぽう八月は官幣大社である三島社・広田社・大鳥社への勅使参向はない（17）。

……二　官社再編と「官幣諸社官祭式」

前節では明治五年二月から八月までの官幣社例祭の実施状況を概観した。神祇省官員・式部寮官員は「四時祭典定則」に従い勅使と

して各官幣社に参向したことがわかる。しかしながら神社によっては祭儀の取調中で、官員が参向すべき例祭がまだ決っていないことも多くあった。その場合、官員は参向せず一社限りの祭儀を執り行った。いっぽう新たに列格すべき神社も徐々に増えつつあるなか、限られた官員で暦日通りに官幣社の例祭を執行することが困難になってきたのである。

さて上述のように式部寮官員が京都あるいは浜松に参向しているころ教部省には大神神社と広田神社から祭典執行に関して問合わせがあり、それぞれ一社限りの祭儀とするよう式部寮に申し入れた（18）。教部省は個々の神社の対応に追われる一方で八月二十二日、神社制度の改正案を正院へ上申した。

天下ノ神社ハ官社郷社両名ニ被定置度然レドモ是迄官社ハ山城大和ノ間ニ最多有之式部寮ヨリ官幣使参向有之候得共凡テ天下ノ諸社へ行ルヘキ普通ノ公法共難定候間向後ハ　皇太神宮　氷川神社ヲ除クノ外ハ総テ府県ノ知事令ヨリ御代祭相勤候様被定置度此段奉伺候也（19）

この改正案は天下の大小神社を官社と郷社に再編するもので、既存の官幣社に加え国幣社と府県社が新たに官社となり、その他は郷社とされる内容である。ここで注目したいのはその附帯条件で、神宮と氷川社を例外として地方官が代祭を勤めるというものである。正院への上申の前に教部省が式部寮へ根回しをしたかどうかは不明であるが、すくなくとも井伊谷祭の祭日変更の一件により教部省は式部寮の官員不足を認識していた。したがって官社の増加に伴い代祭を提案すれば式部寮の協力を得られるものと踏んでいたのかもしれない。その三日後の八月二十五日、式部寮は教部省の官社再編案に「異存無之」として正院に上申している（20）。ただし地方官代祭の例外については賀茂社と氷川社との権衡も考慮に入れ、神宮のほか氷川社・賀茂社とするか、あるいは神宮のみとするよう伺いを立てている。官社再編案が正院にて審議されるなか式部寮は十一月十五日正院へ「官祭式改定意見」を上申する。

先般教部省ヨリ諸社御祭典之儀伊勢両宮并氷川社之外ハ総テ地方官へ被附度旨伺出候節氷川社ヘハ使被差立候ハヽ賀茂社ハ同様使被差立候歟或ハ氷川社モ地方官へ被附候歟両様之内御決定相成度見込申上置候処此節寮中改革之都合モ有之候ニ付テハ明年ヨリ伊勢両宮〈祈年新嘗神嘗ノ三祭〉神武天皇孝明天皇ノ御陵祭等ハ是非使御差立ニ相成リ候訳ニ候得共氷川賀茂ノ両社ハ使被差立候歟又氷川社以下官幣社総テ地方官へ被附候歟早々御評決相成度此段相伺候也（傍点筆者）（21）

もとは教部省の官社再編案中の附帯条件に過ぎなかった地方官代祭であった。しかしこの時点では式部寮自身が「寮中改革之都合」のため代祭適用範囲について「早々御評決相成度」正院に上申しているのである。

明治六年二月八日、正院より「氷川社以下官幣社総テ地方官へ被附候事」とともに「官祭式伺定」も「伺之通」と指令が下されている。「官祭式伺定」は前年十一月の「官祭式改定意見」を具現した上申書で、その本文を左に示す。

今般官幣社例祭地方官ニ於テ執行候様伺定候ニ付テハ別紙之通夫々取調此段更ニ相伺候也（22）

ここで「例祭」とは式年ではなく毎年執行される祭祀、という意味で用いられている。もちろん具体的には「四時祭典定則」で暦面に掲げられた祭日に執行される賀茂祭・男山祭・松尾祭などを指している。ただし「例祭」の言葉自体はのちの達「官幣諸社官祭式」にはない。そしてこの短い本文のあとに次の「別紙」が続く。

伊勢神宮〈祈年新嘗神嘗等三祭〉
神武天皇御陵〈旧暦三月十一日〉

孝明天皇御陵〈旧暦十二月廿五日〉
右使式部官員
後桃園天皇御陵／光格天皇御陵／仁孝天皇御陵
右例祭使知府事或正権参事御式年式部官員
諸陵
右御式年使知府事県令或正権参事
官幣大社
右知府事県令正権之内
同　中社
右使府県参事正権之内
同　小社
右使府県奏任出仕
〇
賀茂上下社
右東遊　走馬
春日社／八阪社／北野社
右東遊
氷川社／男山社
右御神楽　走馬
右之通是迄御祭典之節被為行候処使地方官へ被仰付候共先其儘被据置候哉
〇
大原野祭／吉田祭／梅宮祭／貴船祭／八阪祭／北野祭
右隔年行之
出雲大社祭／宇佐祭
右五ヶ年一度行之
右之通元神祇省ヨリ伺定置候得共使地方官へ被仰付候上ハ年々被為行度事

これに「官幣大中小社奉幣式」の式次第が続く。別紙の冒頭には神宮をはじめ御陵、官幣大中小社への参向官が掲げられている。これは表1に示した「四時祭典定則」における官員参向の祭典に対応し、神祇省官員の官職の差等が「官祭式伺定」では地方官のそれに置き換えられている。また官幣中社の隔年の式年祭と出雲大社祭・宇佐祭の五ヶ年一度の式年祭は「使地方官へ被仰付候上ハ年々被為行」るようになった。なお「四時祭典定則」では陵祭への参向が記されていなかったが「官祭式伺定」では明記され皇祖皇宗の祭りと

官幣大中小社の祭りの一元的序列が明らかとなる。

「官祭式伺定」が二月八日に裁可されると十五日、太政官布告第五十三号「伊勢神宮ヲ除クノ外官幣諸社祭典地方官ニテ執行セシム」同第五十四号「諸陵御追祭改定」が発布された。そして布告第五十三号により三月二日に式部寮達番外「官幣諸社官祭式」（23）が布達される。布達先は官幣社全三十七社の所在する十五の使府県である（24）。当該使府県に対し「右毎年官祭其府官員参向執行可致此段相達候也」と達せられ官祭執行が地方官に移管された。ところで三十七の官幣社は従前のままで教部省が再編・拡大を目指した「官社」ではないことに注意したい。阪本是丸の研究によれば「最終的には官社・郷社に全神社を二分するという方針は挫折を余儀なくされた」（25）とされる。つまり教部省による官社再編は頓挫するのだが、いっぽう副産物ともいえる式部寮による官祭再編は大きく前進したことになる。

……三　祈年祭の変遷

官幣社の例祭とならんで祈年祭もまた国家祭祀であり「四時祭典定則」においては大祭とされ二月四日神祇省神殿において次に示す綱領に従い執行される。

右親王御手代ニ供ス・太政大臣祝詞ヲ奏ス〈太政大臣左右大臣欠席アレバ参議之ニ代ル〉・左右大臣参議議長使長官諸省卿列座・神祇省奉行・式部寮典儀・勅任官着座・奏任官拝礼・廃務刑獄ヲ止ムルコト一日

右綱領は後桃園光格仁孝三天皇祭・月次祭とも共通する。祈年祭は明治二年二月二十八日に復興し、吉田社の斎場所で行なわれた祭儀は上卿が参向した。「祈年祭は天神地祇に年穀の豊熟を祈らせらるゝ祭儀にして事民命に繋る所甚だ重し、然るに中世以来祭祀廃絶し、而も祈年の功に豊熟の稲穀を以て諸神を祀る新嘗祭ありて祈年祭なきは理に於て尽さずとの神祇官の建言ありしを以て」（26）再興されたという。神宮には藤波教忠が奉幣使として発遣されている（27）。内宮幣物は幣帛と幣馬一匹、外宮幣物も同様であった。また内宮別宮および外宮別宮にもそれぞれ幣帛が奉送された。その他の諸社への班幣はない。三年以降、祈年祭の祭場は東京に移される。表3に式次第の変遷を、また表4に幣物の変遷を、それぞれまとめた（28）。

表3　祈年祭式次第の変遷（『祭典録』『祭祀録』をもとに作成）

行事	三年二月四日	四年二月四日	五年二月四日	六年三月二日	七年二月四日
鋪設	先神殿御装束奉仕	早旦神殿御装束奉	早旦神殿御装束ヲ	午前第八時式部寮	午前第八時鋪設ヲ
	剋限辨参神祇官問	仕	奉仕ス	大広間ノ鋪設ヲ具	具ス
	御幣物具否	巳剋辨参神祇官問	第十字神祇省式部	ス	同第十時式部寮着
	次神祇官太政官〈	御幣物具否	寮着床	式部寮着床	床
	上卿辨着幄前座〉	次神祇官太政官諸	次式部官員御幣物	次神宮幣使着床	次神宮幣使着床
	諸省集議院大学弾	省院学臺職使府藩	ノ具否ヲ問フ神祇	次地方官着床	次地方官着床
	正臺皇后宮職府藩	県在京奏任以上着	丞具スルノ由ヲ答		

県開拓使按察使在京奏任以上着座	坐	フ	
		次正院左院諸省勅任已上及官幣社国幣社ノ地方官着床	
幣物具否	次上卿召辨辨着軾問御幣物具否辨申具之由	次大臣召辨々着軾問御幣物具否辨申具之由	次式部官員宣命ヲ参議ノ前ニ持参更ニ幣物具スルノ由ヲ白ス	次式部頭幣物ノ具否ヲ問フ掌典具スルノ由ヲ答フ	次式部頭幣物ノ具否ヲ問フ属具スルノ由ヲ答フ
			次式部属宣命ヲ式部頭ノ前ニ持参ス		
開扉	次開御扉／催馬楽	次開御扉／奏神楽歌	次開扉／神楽歌ヲ奏ス		
祝詞	次祝詞〈伯奏之〉	次伯奏祝詞	次神祇大輔祝詞ヲ奏ス		
献饌	次供神饌／催馬楽	次供神饌／奏神楽歌	次神饌ヲ供ス／神楽歌ヲ奏ス		
幣使参入		次中臣着座	次神宮并皇霊幣使着床		
祝詞	次祝詞〈少副奏之〉	次大副奏祝詞拍手〈一段〉	次神祇大輔祝詞ヲ奏シ拍手一段参議以下之ニ応ス		
	拍手一段上卿以下応之	大臣以下応之			
			次参議式部官員ヲ以テ神宮使ヲ召シ宣命ヲ授ク		
幣物		次神祇官人廻見御	次神祇丞御幣物ヲ	次掌典幣物ヲ撿ス	次式部助幣物ヲ撿

撿知	次上卿仰御幣物発遣之事辨称唯退伝仰神祇官人	幣物	次大臣令辨召中臣中臣着軾仰幣使参向之事称唯退	撿ス
神宮	次奉頒伊勢幣帛〈称警蹕〉上卿以下降座平伏	次中臣昇殿奉頒伊勢幣帛〈称警蹕〉大臣以下降坐平伏	次神祇大輔丞ヲシテ使ヲ召シ御幣物発遣ノ事ヲ仰ス	次式部頭掌典ヲシテ使ヲ召シ幣物発遣ノ事ヲ仰ス
		次伯令祐召中臣仰御幣物発遣之事		
			次神宮幣使昇殿幣帛ヲ受ケ辛櫃ニ納メ奉リ直ニ発遣ス	次使上段ニ昇リ神宮ノ幣物ヲ受ケ辛櫃ニ納ム
			警蹕ヲ称ス参議以下立ツ	次式部頭属ヲシテ使ヲ召シ宣命ヲ授ク使辛櫃ニ納ム
				次神宮ノ幣物発遣ス掌典警蹕ヲ称ス
				此時着床官員立ツ
神殿	次諸社幣物舁上神殿	次諸社幣物舁上神殿	次神殿ノ幣物ヲ舁上ク	次神殿ノ幣物ヲ発遣ス〈先八神次案下〉
				次神宮ノ幣物発遣式部助警蹕ヲ称ス着床ノ官員立ツ
皇霊			次参議式部官員ヲ以テ皇霊使ヲ召シ宣命ヲ授ク	次皇霊ノ幣物ヲ発遣ス
			次皇霊幣物発遣ス〈其儀神宮ニ准ス〉	次皇霊ノ幣物発遣
官幣			次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ
				次官幣社ノ幣物ヲ頒ツ
国幣			次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ	次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ
				次国幣社ノ幣物ヲ頒ツ
	次拝礼		次諸官員拝礼	次諸官員拝礼

表4　祈年祭幣物の変遷（『祭典録』『祭祀録』をもとに作成）

撤饌	次撤神饌／催馬楽	次撤神饌／奏神楽	次神饌ヲ撤ス／神楽歌ヲ奏ス	
閉扉	次閉扉／催馬楽	次閉御扉／奏神楽歌	次閉扉／神楽歌ヲ奏ス	
退出	次各退座	次各退坐	次各退出	次各退出
幣物	三年二月四日	四年二月四日	五年二月四日	六年三月二日
神宮	両宮　五色絁十疋宛・白絁十疋宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　五色絁十匹宛・白絁十匹宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　五色絁各十匹宛・白絁十匹宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　幣料百円宛・神饌料八円宛
別宮	両宮別宮　絹三匹宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十二宮　白絹三匹宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十一宮　五色絁各一丈宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十一宮　幣料七円五十銭宛・神饌料六円宛
皇霊			五色絁各一丈・木綿二両・麻二両	幣料七円五十銭
官幣大社			二十九社　五色絹各一丈宛・木綿二両宛・麻二両宛・祭典料金二千匹宛	二十九社　幣料七円宛・神饌料五円宛
官幣			六社　五色絹各五	六社　幣料五円五

撤饌	次撤神饌／催馬楽	次撤神饌／奏神楽	次神饌ヲ撤ス／神楽歌ヲ奏ス	
閉扉	次閉扉／催馬楽	次閉御扉／奏神楽歌	次閉扉／神楽歌ヲ奏ス	
退出	次各退座	次各退坐	次各退出	次各退出
幣物	三年二月四日	四年二月四日	五年二月四日	七年二月四日
神宮	両宮　五色絁十疋宛・白絁十疋宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　五色絁十匹宛・白絁十匹宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　五色絁各十匹宛・白絁十匹宛・唐錦一端宛・木綿十両宛・麻十両宛・太布一端宛	両宮　金幣百円宛・神饌料八円宛
別宮	両宮別宮　絹三匹宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十二宮　白絹三匹宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十一宮　五色絁各一丈宛・木綿二両宛・麻二両宛	両宮別宮十三宮　幣料七円五十銭宛・神饌料六円宛
皇霊			五色絁各一丈・木綿二両・麻二両	金幣七円五十銭
官幣大社			二十九社　五色絹各一丈宛・木綿二両宛・麻二両宛・祭典料金二千匹宛	二十九社　幣料七円宛・神饌料五円宛
官幣			六社　五色絹各五	十社　幣料五円五

中社		尺宛・木綿二両宛・麻二両宛・祭典料金千匹宛	十銭宛・神饌料二円五十銭宛	十銭宛・神饌料二円五十銭宛
官幣小社		一社　五色絹各五尺・木綿二両・祭典料金五百匹	一社　幣料四円七十五銭・神饌料一円二十五銭	一社　幣料四円七十五銭・神饌料一円二十五銭
別格官幣社				三社　幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛
国幣中社		四十五社　五色絹各五尺宛・木綿二両宛・麻二両宛・祭典料金千匹宛	四十五社　幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛	四十九社　幣料五円五十銭宛・神饌料二円五十銭宛
国幣小社		十六社　五色絹各五尺宛・木綿二両宛・祭典料金五百匹宛	十五社　幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛	十八社　幣料四円七十五銭宛・神饌料一円二十五銭宛
八神	五色絁三尺宛・麻百目	五色絁三尺宛・麻百目	五色絁各一丈・木綿二両・麻二両	案上幣　幣料七円五十銭
諸社	五色絁十五匹六百目・麻九百目	案上幣　五色絁十匹六百目・麻三百目	案上幣　五色絹各一匹・木綿十両・麻十両	案下幣　幣料十円
		案下幣　五色絁五匹三百目・麻六百	案下幣　五色絹各一端・木綿五両	

三年二月四日、東京神祇官神殿における祈年祭の様子が『明治天皇紀』に次のように描かれている。

上卿は大納言徳大寺実則にして、少辨多久茂族之に随従す、大納言岩倉具視を始め諸官省奏任官以上著座するや、開扉ののち催馬楽を奏し、神祇伯中山忠能、奉告の祝詞を奏す、次に供饌・催馬楽あり、次に神祇少副福羽美静の祝詞あり、畢りて神宮以下諸社の幣物発遣の儀を行ふ、次に撤饌・催馬楽ありて閉扉す。神宮幣物発遣の儀あるや、宮中に於て神宮を遥拝あらせらる、酉の刻より御神楽あり、是の日、従二位藤波教忠を奉幣使として京都より直に神宮に向はしむ（傍点筆者）（29）

上卿・辨の執行形式は前年同様である。神殿の「鋪設」に始る一聯の行事のなかでそれがわかるのが「幣物具否」の行事である（表3参照）。上卿が辨を召し幣物の具否を問うている。それに対し辨は上卿傍らの軾に着き、確かに幣物が具備していることを上卿に奉告している。次に神殿の扉が開かれ、中山忠能が以下の「奉告の祝詞」（30）を奏す。神殿の東座には天神地祇、中央には八神、西座には御代々皇霊が、それぞれ鎮座する。左の祝詞では、これら三座に対して大前で祈年祭を執り行うことの許しを請うている。次に福羽美静が奏上した祝詞の第一段は天社国社に白す詞、第二段は御年神に白す詞、第三段は八神に白す詞、第四段は天照大御神に白す詞、そして第五段は諸神・「北海道尓斎比祭礼留三前乃大神」に白す詞となっている。第一段から第四段までは延喜式祝詞を踏襲している。第五段が新たに追加された章句である。

辞別弖白左久　天皇大幣帛乎此官与利奉出志給布諸国乃　大小乃神社又北海道尓斎比祭礼留三前乃　大神乃大前尓恐美恐美母白左久　天皇命乃宇豆乃御幣帛乎此神床尓奉留事乃由乎聞食世止恐美恐美母白須（31）

右第五段の「諸国乃大小乃神社」は第一段の天社国社と同義であるが、それに続く「北海道尓斎比祭礼留三前乃大神」は二年九月「北海道鎮座神祭」において北海道の開拓の成功と彼の地の保全のために奉斎した「開拓三神」のことで特にこの時期に重視されていた。神宮には幣馬はなく幣帛のみで幣使藤波教忠は京都より発遣された。諸社への幣物は「舁上神殿」とあるから神殿の東座に坐す天神地祇の大前に供された（32）。

次に四年二月四日に神祇官神殿で執行された祈年祭をみてゆこう。行事次第をみると大臣・辨が差配していることがわかり「参集交名」（33）には政府要人の名が列なる。

参官之上臨期早退　右大臣三条実美
大納言徳大寺実則
大納言嵯峨実愛

陣座

これに続き参議以下太政官員の名が並ぶが、そのなかの少辨長松幹にも「陣座」と註記されている。この一聯の註記からは早退した三条に代り陣座に列した嵯峨実愛が長松とともに「奉仕」したと考えるのが妥当であろう。嵯峨は当日の祈年祭の様子を日記に書き留めている。

今日御祭上卿右大臣可奉仕之処有障与奪仍而予可勤仕也依之午斜著衣冠奴袴黄単等具笏参於神祇官人々参集如例事具之間先神祇官太政官諸省院学臺職使府藩県在京奏任官著座予上卿奉仕之間著上卿座（34）

表3に示した行事次第には「上卿」の語はないが（35）嵯峨は右大臣三条に代り「上卿座」に著している。中臣は幣使参向を大臣から命ぜられ、幣物発遣を神祇伯から仰せ付かる。この二つの命令系統は、すなわち神祇官太政官の二官並立体制を体現する儀礼となっている。神宮幣に対し「諸社幣物」とは神殿に鎮座する天神地祇一座に供する幣物のことである。前年に「五色絁十五匹六百目・麻九百目」であった諸社幣物は総量はそのままに、当年は案上幣と案下幣に分たれている。これは延喜の古制に復そうとする古儀尊重の現れであろう。なお神殿の大前で神祇伯中山忠能が奏上した奉告の祝詞、幣殿代前で神祇大副近衛忠房が奏上した祈年祭祝詞は前年同様である。ここで神宮幣使の中臣について言及しておこう。前月、一月三十日神祇官より辨官へ左の上申がなされる。

来月四日祈年祭被為行候ニ付伊勢奉幣使中臣使幸従二位藤波教忠当官出仕被仰付候故本姓ヲ以被差立可然相考候尚御評議可給候也

（傍点筆者）（36）

再興以来二回連続して神宮祭主として参向を命ぜられた藤波教忠は一月二十八日に神宮祭主を罷免され（37）このときは神祇官の出仕となっていた。さて三年十二月二十二日、神祇官は神祇四姓の取立てを上申している。特に「差向御当代御大礼モ被為在且年々新嘗祭神宮幣使等古儀ニ相復シ候儀第一ノ典故」（38）であると、大嘗祭・新嘗祭とならび神宮幣使の古儀復興を目指していた。その矢先、神祇官としてはこれ幸いと四姓使の中臣として藤波教忠を差し立てようとしたのである（39）。

四年五月十四日には神社制度が改正され官幣大中社・国幣中小社が列格された。八月八日、神祇官が廃され神祇省が置かれる。九月三十日、神祇省神殿に鎮座する皇霊が宮中に奉遷される。そして翌五年二月四日、神祇省奉行の祈年祭では社格制度が確立したため、官幣大社二十九社・同中社六社・同小社一社の官幣が神宮幣・神殿幣に加わる。さらに注目されるのが皇霊幣である。皇霊使には神祇少丞正四位戸田忠至が、また神宮使には従三位醍醐忠敬がそれぞれ立てられた。神殿祝詞は神祇大輔従四位福羽美静が奏上した。福羽は八神・天神地祇・皇霊に対し「御年祈給波牟止為弖諸乃皇神等乎祭良世給布賀故」と報告している。皇霊はすでに宮中に遷座しているので遥祭になる。福羽の幣殿代祝詞中、開拓三神を祭る第五段は奏上されない。開拓三神は四年五月十四日に国幣小社札幌神社として列格されたのち円山に仮社殿が竣工すると四年九月十四日、遷宮式が執行された（40）。五年一月四日、福羽は太政官に「石狩国札幌神社ハ去ル辛未五月国幣社ニ列セラレ候ヘ共抑北海道ノ儀ハ開拓ヲ始メ百事緊要ノ場所ニ付猶一層御尊崇相成更ニ官社ニ加ヘサセラレ度候事」（41）として札幌神社の昇格を上申する。札幌神社は五年一月二十五日に官幣小社に列格され程無くして「尊崇」の證となる祈年の官幣に預かることになった。もはや冗句となった第五段は不用であった。さて「祈年祭班幣鋪設図」（42）に描かれる祭場の様子を次に紹介する。祈年祭儀の中心は神楽殿を特別に設えた幣殿代における幣物発遣・頒布行事である。幣殿代には坤の隅から時計回りに巽の隅まで外宮・内宮・皇霊・八神・案上・案下・官幣大社・同中社・同小社の幣物がコの字型に並べられる。案下の幣物は辛櫃の蓋の上に置かれる。幣殿代の中央には幣物発遣案が置かれ幣殿代の南側の殿下には祝詞座が設けられる。少丞が称える警蹕のもと神宮使が発遣されると「神殿ノ幣物」が舁上げられる。「神殿ノ幣物」とは「諸社幣物」（三年・四年）のことで神殿の二座に供される幣物である。皇霊幣は大掌典、皇霊宣命は参議から、それぞれ皇霊使に渡され発遣されるが警蹕はない。賀茂別雷神社以下官幣大社二十九社の幣物は幣殿代の東側に設置された八尺案上に一社づつ個別に裹まれ十・十・九と三段に積まれる。大神部一名が「御幣物一ツヽ取之発遣案ニ乗」せ大掌典二名が四尺の発遣「案上幣物ヲ取府県へ渡之」す。官幣中小社の幣物も官幣大社同様に大掌典から府県の官員に渡される。官幣頒布ののち国幣社にも一社づつ目録が渡される。大掌典が官幣を渡した同じ幣殿代南の端から、今度は少丞

が府県の官員に地方官で具備すべき幣物の目録を渡す。こうして皇祖皇宗への奉幣と官国幣社への班幣が同じ幣殿代で一元的に実現する。神祇省神殿から頒たれた幣物（官幣社）、目録（国幣社）をもとに全国の官国幣社で祈年祭が執行される。このとき神祇省達「官国幣社祈年祭式」を手引とし地方官が官幣社へ「代参」することになっていた（43）。「官国幣社祈年祭式」は当日、神祇省神殿で官幣社への送文とともに、あるいは国幣社への目録とともに地方官に渡されていた（44）。

三年から五年までの祈年祭が執行された旧神祇省神殿鎮座の八神・天神地祇は五年四月二日に宮中に遷座された。そして六年二月二十日、式部寮の上申（45）により旧冬新嘗祭同様、式場が太政官（大広間）に移る。「大広間ニ於テ祈年祭頒幣式図」（46）から式場を以下に紹介する。幣物は前年同様「上段」に案下・皇霊・八神・外宮・内宮・官幣・国幣の順で、時計回りにコの字型に並ぶ。当年は新たに国幣が案上に置かれた。次に頒幣式とされた式次第を確認してみよう。たしかに表3の一聯の行事のなかに開閉扉・神饌献撤・祝詞奏上といった神祭りに特徴的な行事はない。しかし中心となる幣物発遣の儀は、皇霊使が立てられない他は前年同様である。旧冬五年新嘗祭班幣では表4に掲げた六年祈年祭と同様の金幣が頒布されている。注目すべきは表3の「神殿ノ幣物」で「先八神次案下」と註記され八神（案上）幣と案下幣とに分たれている。五年十一月二十四日、式部寮は正院に対し「是迄宮中八神殿ニ於テ天神地祇八百万神ト八神ト二座御祭ニ相成居候処元来八神モ八百万神中ニ被為在候儀ニ付御相殿ニテ二座ニ分チ御祭ニ相成居候ハ御不都合ニ付（中略）八神殿ノ称ヲ止メ神殿ト相唱ヘ天神地祇一座御祭相成候様致度」（47）と上申し十一月二十八日に允裁があった。つまり八神も含めた天神地祇一座に対して案上案下の幣物が発遣された。大広間における頒幣式ではあっても、古代の祈年祭を象徴する案上案下の幣物が必要とされたのかもしれない。大広間の伝達間にて「地方官へ頒幣了テ後祭式ヲ渡」すがこの祭式こそ式部寮達「官国幣社祈年祭式」である。神祇省達「官国幣社祈年祭式」との大きな違いは参向地方官の官職が次のように規定されていることである。

大社　知府事県令正権之内参向
中社　府県参事正権之内参向
小社　府県奏任出仕参向
右府県長官差支アレハ次官之ニ代リ奏任出仕差支アレハ長次官之ニ代ル各其時ノ宜ニ任スヘシ（48）

右参向官の区分は「官幣諸社官祭式」と同文である。

七年二月四日、伝達所で執行された祈年祭は前年と違い、別格官幣社にも幣物が頒布された（49）。いっぽう神殿への奉幣はなくなった。かつて（神祇官・神祇省）神殿において祈年祭を始めるにあたり天皇の近き守りの八神に伺いを立てた。また社格制度が整うまでは全国の大小神社への班幣は神殿の天神地祇への遥祭をもってその代りとした。官国幣社の列次が定まり、祭場が神殿を離れるともはや八神も天神地祇も不用ということであろう。この間に祈年祭執行の所管は、神祇官・太政官→神祇官→神祇省→式部寮と移り変り、奉仕員の官職も変化した。しかし神宮への奉幣は不変で、明治五年からは新たに皇霊への奉幣が加わり、皇祖皇宗への奉幣と官国幣社への頒幣は恒例となった（50）。

……おわりに

国家祭祀の規則である明治四年十月制定の「四時祭典定則」に従い五年、官幣社の例祭に神祇省・式部寮の中央官員が参向する。しかし限られた人員で全国神社を網羅するのは困難であった。式部寮にとっては渡りに船ともいうべき教部省の官社再編案は地方官によ

る代祭を促した。いっぽう祈年祭は明治二年の復興から三年、四年と奉幣先は神宮のみであった。しかし四年五月に社格制度が整い「四時祭典定則」で大祭とされると五年、皇祖皇宗を中心とした官国幣社への班幣が実現した。かたや「地方祭典定則」において、祈年祭は国幣社以下神社の最重要の祭りに位置付けられ地方官が参向することになっていた。早くも五年二月には地方官の手引となる神祇省達「官国幣社祈年祭式」が布達されている。そして改暦を挟む明治五年から六年の年末年始に式部寮は地方官参向を軸として、官幣社例祭と官国幣社祈年祭の両祭式を包括的に整備し始めたのであろう。明治六年、式部寮により「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」は同日に布達された。それは三月二日（旧暦二月四日）の祈年祭の当日のことであり、両祭式は祈年祭に参向した地方官に渡された。前者は官幣社の例祭、後者は官国幣社の祈年祭を対象とした祭式である。例祭と祈年祭（これと対をなす新嘗祭も含めて）は神社祭祀の両輪であるから両祭式は同じく式部寮による明治八年「神社祭式」の基礎となった。

【註】

（1）本章の第二節は阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年一月）の「第三章　近代神社制度の整備過程」に依拠している。また沼部春友、高原光啓、星野光樹らの論考も参考にしたが、これらは個々の引用のなかで示すことにする。

（2）國學院大學日本文化研究所編『神道要語集　祭祀篇一』（神道文化会、昭和四十九年十一月）三四四頁以下、川出清彦が「勅祭」について執筆している。同書三五四頁以下の註記二に「明治五年勅祭一覧」があり、勅使以下参向官が列挙されている。

（3）「元始祭ノ儀及四時祭典地方祭典定則」『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百六十一巻・教法十二・祭典一』および「四時祭典定則」（宮内公文書館82914『祭祀録　明治4年　第二稿12』）。

（4）神武天皇祭、孝明天皇祭等は皇廟と御陵で行われるので出張の祭典でもある。

（5）「官社年中祭日調」（宮内公文書館82964『祭祀録　明治五　資料12　巻12』）。「神祇省」罫紙五葉の史料中には参向官、祭日、取調の内容などが書き込まれているが、ここでは省略した。

（6）『明治天皇紀』二、七九二～七九三頁。

（7）『明治天皇紀』三、一五～一六頁。

（8）宮内公文書館82935『祭祀録　明治5年　第一稿1』、同82938『祭祀録　明治5年　第一稿4』、同82939『祭祀録　明治5年　第一稿5』、同82940『祭祀録　明治5年　第一稿6』より作成。

（9）春日祭・大原野祭に関する以下の記述は主に前掲82938『祭祀録　明治5年　第一稿4』による。

（10）祈年祭に関する記述は前掲82935『祭祀録　明治5年　第一稿1』による。二十一日、出張神祇省は京都府へ官員出頭を命ずる。翌二十二日、府管内官幣大中十二社の幣物と「官国幣社祈年祭式」も同時に渡されていた。同日、京都府より出張神祇省に祭式中の「宮司」について「各社之宮司ハ未タ被置無之右代勤ハ爾宜ニテ相勤可然哉否」と問合わせがある。これに対し出張神祇省は二十三日「未タ各社之宮司ハ被置無之候得共既ニ御用掛被仰付有之候儀ニ付一社長官之心得ヲ以奉仕候様」と回答している。大原野祭の当日となる二十五日にも同祭式に掲げる祝詞の文面中「某神社位苗字実名」につき「是ハ各社之御用掛リヲ認ル」としてよいかとの伺いがあった。翌二十六日、出張神祇省は「御申越之通」と回答している。

（11）宮内公文書館82959『祭祀録　明治五　資料7　巻7』。

(12) 同右。
(13) 北野祭・男山祭・豊国祭・白峰祭に関する記述は主に前掲82939『祭祀録　明治5年　第一稿5』による。
(14) 宮内公文書館82963『祭祀録　明治五　資料11　巻11』。
(15) 同右。
(16) 井伊谷宮の鎮座までは紆餘曲折があった。「井伊谷宗良親王御社井伊谷宮ト被称候御達」『公文録・明治四年・第百二十三巻・辛未八月～壬申三月・神祇省伺』には明治五年一月四日、国幣小社札幌神社の官社昇格と「遠江国引佐郡井伊谷村　宗良親王社ノ儀元彦根藩知事井伊直憲由緒ノ辺ヲ以テ去ル己巳二月造営願出同年七月ニ到リ成功其後神体モ同人ヨリ献納万端鎮座ノ手続相具候間　鎌倉宮同様早々鎮座ノ式取行候事」の二条が神祇大輔福羽美静により言上されている。神体は二月二日に天覧に供された。当日の小御所で行なわれた天覧の儀の中心となる行事「次出御御霊代を覧給フ」の儀註には「大輔福羽七等出仕三田（葆光、筆者註）奉仕御霊代ヲ袋ノ中ヨリ出シ奉リ表ヲ返テ天覧アリ天皇御直衣着臣下ハ直垂ヲ着ス」（前掲82963『祭祀録　明治五　資料11　巻11』）と天皇親祭の理念のもと当該神鏡を天子が親しく撿知される様子が窺われる。
(17) 「官社年中祭日調」によれば三島祭について八月十六日を祭日としながら「一社ヨリノ書上ニハ此外ニ四月中ノ酉ノ日十一月中ノ酉ノ日ヲモ大祭トイヘリ」と註釈されている。広田祭については「大祭」が複数あり「一社ヨリ書上ノ祭日ノ内大祭三月十四日ヨリ十八日迄千度神事六月十八日ヨリ夏祭神事八月十七日ヨリ二十日迄秋祭神事十一月廿四日ヨリ十二月朔日迄冬神事」と説明されている。三島社は年三度、広田社は年四度「大祭」があり、式部寮官員が「例祭」に参向できる状態ではなかった。
(18) 前掲82964『祭祀録　明治五　資料12　巻12』には明治五年八月の大神神社・広田神社からの問合わせ（日付を闕く）を発端とするやりとりが残されている。大神神社からは「来九月二十三日若宮祭典同二十四日本社新嘗祭先規勤来候趣然ルニ去ル四月上ノ卯ノ日大神祭典ノ儀従旧神官奉伺候処何等之不被為在　御沙汰其儘延引相成候旨申出候因茲右両社祭典従前之通相勤可申歟」と伺出がある。また広田神社からも「当八月十八日兼而奉申上候大祭ニ付祭式并献上神饌向従前之通執行可仕候哉此段奉伺上候以上」と伺出がある。両社からの伺出をうけ十五日、教部省は式部寮に「大神々社及広田神社神官共ヨリ別紙之通伺出候右ハ当年之儀ハ先ツ従前ノ通於一社執行可致旨及指令候積ニ候得共為念及御打合候条至急御回答有之度候也」と照会する。教部省としては、しかるべき官祭の祭式が整うまで一社限りの祭儀を執行するよう指令した「積」であったらしい。
(19) 「諸神社官社郷社ノ両名ニ改定伺」『公文録・明治六年・第六十巻・明治六年一月～四月・教部省伺（一月・二月・三月・四月）』。
(20) 同右。
(21) 「官祭式改定意見上申ノ事」（宮内公文書館82983『祭祀録　明治6年　第二稿5』）。
(22) 同右「官祭式伺定ノ事」。「二月　日正院へ上申」と日付を闕く。
(23) 沼部春友は「官制時代における神社祭式小考」（『神道儀礼の原点』錦正社、平成十二年二月）九九頁以下で、また高原光啓は「式部寮達「神社祭式」の制定過程」（『神道宗教』一九三、平成十六年一月）九六頁で、それぞれ太政官布告第五十三号が具現した達が「官幣諸社官祭式」であると指摘している。また星野光樹は「明治八年式部寮達「神社祭式」の制定過程に関する一

考察」（『近代祭式と六人部是香』第七章、弘文堂、平成二十四年七月）一八八頁以下で布告第五十三号・第五十四号をもって「天皇親祭における国家祭祀は、地方官の為政者による敬神（神社）と崇祖（山陵）として実現することとなった」と指摘している。筆者もこれらの先行研究と同じ立場をとる。

(24) 「祭式頒布ノ事」（前掲82983『祭祀録　明治6年　第二稿5』）には布達先が掲げられている。神社名につづく括弧内は祭日で、未記入の場合は布達時点で未定のためと考えられる。【京都府】賀茂別雷神社（五月廿一日）・賀茂御祖神社（五月廿一日）・男山八幡宮・松尾神社（五月廿日）・平野神社（五月八日）・稲荷神社（五月十五日）・梅宮神社（五月九日）・貴船神社（六月廿五日）・大原野神社（三月十六日）・吉田神社（五月廿五日）・北野神社・八阪神社（七月九日）【奈良県】大神神社（五月三日）・大和神社（四月廿七日）・石上神社・春日神社（三月廿一日）・広瀬神社（四月三十日）・龍田神社（四月三十日）・丹生川上神社（六月廿五日）【堺県】枚岡神社（三月九日）・大鳥神社【大阪府】住吉神社（六月三十日）・生国魂神社【兵庫県】広田神社（四月十二日）・湊川神社（六月十九日）【埼玉県】氷川神社（七月八日）【木更津県】安房神社【新治県】香取神宮・鹿島神宮【足柄県】三島神社【愛知県】熱田神社（七月十五日）【滋賀県】日吉神社（五月廿日）【和歌山県】日前神社・国懸神社【島根県】出雲大社（三月廿八日）【小倉県】宇佐神社【開拓使】札幌神社（七月九日）。

(25) 前掲『国家神道形成過程の研究』、一一八頁以下を参照。

(26) 『明治天皇紀』二、五八頁以下の明治二年二月二十八日条。

(27) 神宮司庁編『神宮史年表』（戎光祥出版、平成十七年三月）二一一頁。

(28) 明治三年は宮内公文書館70009『祭典録5　明治二～四年』を参照。四年は同82906『祭祀録　明治4年　第二稿2』を参照。五年は同82941『祭祀録　明治五　第二稿1　巻1』を参照。六年は同82979『祭祀録　明治6年　第二稿1』を参照。七年は同83005『祭祀録　明治七　稿本1　巻1』を参照。

(29) 『明治天皇紀』二、二六二頁の明治三年二月四日条。

(30) 前掲『祭典録5　明治二～四年』には「掛巻母恐支　天津神国津神　天皇命乃近支守乃　八柱大神又　御代御代乃御祖命乃大前尓従一位行神祇伯藤原朝臣忠能恐美恐美母白左久　皇神等乎祭良世給布事波政乃本止年毎乃今日乃此日尓御年祈給此志古乃宮事乎継々尓興給比正給布止為弖御酒波瓰上高知瓰腹満並弖青海原乃物波波多乃広物波多乃狭物奥津藻菜辺津藻菜山野乃物波甘菜辛菜雑物乎置足波志弖斎祭給布事乎高高尓聞食世止恐美恐美母白須」と記載される。

(31) 同右。

(32) 「来二月四日祈年祭ニ付左之件々」（宮内公文書館82920『祭祀録　明治四　資料4　巻4』）。「神祇官」罫紙二葉にわたり四年一月三十日付けの神祇官から辨官へ一書き全六箇条の上申書がある。第三条「諸社官幣ハ如昨年遥祭之事」から三年、四年の諸社への頒幣は遥祭であったことが分かる。

(33) 同右所収「奉仕交名」「参集交名」。「奉仕交名」は「伯中山忠能／大副近衛忠房／少副福羽美静」以下神祇官員の名が連なる。

(34) 『嵯峨実愛日記』三、三八五頁以下。

(35) 「大原野祭并春日祭」『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百二十九巻・教法・祭典四』によると明治三年二月の春日

祭について東京辨官・神祇官は西京〈留守官・神祇官〉に対し「春日祭干支十二日相当之処次干支二十四日被為行候右ニ付参向之輩今度御改革有之上卿辨近衛使以下諸司総不及参向候事」と掛合っている。また『明治天皇紀』二、二六九頁の明治三年二月十九日条には大原野祭について「自今旧例を改め、総て神祇官に於て祭事を管掌す」とある。同書二九二頁の明治三年四月十六日条には吉田祭について「本年より祭式を改め、上卿、辨等の参向を止め、祭典は神祇官の沙汰として行ふことと為す」とある。このように三年から祭事への関与を強めていった神祇官が太政官の職掌「上卿」の使用を避けたと考えられる。

(36) 前掲82920『祭祀録　明治四　資料4　巻4』所収、「神祇官」罫紙一葉。

(37) 前掲『神宮史年表』二一三頁。

(38) 「神祇四姓御取立ノ儀上申」『公文録・明治三年・第十二巻・庚午十二月・神祇官伺』。

(39) しかし祈年祭前日の二月三日、辨官より神祇官へ「藤波従二位／祈年祭ニ付　神宮勅使参向被　仰付置候処依願被免候ニ付／藤波従四位／勅使参向被　仰付候間此旨申入候也」（前掲82920『祭祀録　明治四　資料4　巻4』、「太政官」罫紙一葉）と達せられる。ここに従二位藤波教忠が本人の願いにより勅使参向を免ぜられ代りに養子の従四位藤波言忠が勅使参向を命ぜられた。二月十八日、言忠は神宮に参向する。外宮の奉幣次第の冒頭「到卯刻自第一鳥居進参先官幣辛櫃一合神馬一匹〈但鍔馬〉次祭主代次神祇権大史少史」（傍点筆者、引用元は同書中「神宮司庁」罫紙三葉の「皇大神宮／明治四年二月十八日祈年祭奉幣次第」）に祭主代とある。祝詞文について「如明治二年三月三日但使従四位大中臣朝臣言忠ト載ス」（同書）と註記されている。参向人名には「祭主代従四位大中臣朝臣言忠〈藤波但従二位大中臣朝臣教忠息男也〉」（同書）と載せられる。政府からは奉幣使兼中臣使として発遣された従四位大中臣朝臣言忠は、神宮では祭主代藤波言忠として迎えられた。

(40) 『北海道神宮史　上巻』四五頁。

(41) 「井伊谷宗良親王御社井伊谷宮ト被称候御達」『公文録・明治四年・第百二十三巻・辛未八月～壬申三月・神祇省伺』。

(42) 「祈年祭班幣鋪設図」（前掲82941『祭祀録　明治五　第二稿1　巻1』）。

(43) 「祈年祭幣使地方官代参ノ儀御下命伺」『公文録・明治四年・第百二十三巻・辛未八月～壬申三月・神祇省伺』によると一月二十四日の神祇省伺「来ル二月四日祈年祭班幣ニ付官幣諸社へ幣使参向可被　仰付ノ処地方官知事令参事ノ内幣使代参役被　仰付度候尚伺済ノ上ハ於当省地方官へ可相達ト存候依テ此段相伺候也」が裁可されている。

(44) 「祈年祭式官国幣社有之諸県へ達〈幣物頒班ノ節此摺本一部宛渡ス〉」（前掲82941『祭祀録　明治五　第二稿1　巻1』）。

(45) 「祈年祭式ノ儀ニ付申立」『公文録・明治六年・第十八巻・明治六年一月～四月・式部寮伺録』に「今度ハ旧冬新嘗祭之節諸社頒幣之通リ神宮ヲ始官国幣社等御幣帛直ニ太政官ヨリ発遣相成可然存候仍従来之祭式トハ相違仕候間此段申上置候也」とある。

(46) 「大広間ニ於テ祈年祭頒幣式図」（前掲82979『祭祀録　明治6年　第二稿1』）。

(47) 「八神殿廃称之事」（宮内公文書館82984『祭祀録　附存　明治6年　第二稿6』）。

(48) 「官国幣社祈年祭式」（前掲82979『祭祀録　明治6年　第二稿1』）。

(49) 別格官幣社が祈年新嘗の班幣に預かることになった経緯については「楠社経費神官人員官幣小社ニ照準」『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十七巻・教法八・神社六』、「湊川神社以下三社祈年新嘗両祭御奉幣伺」『公文録・明治六年・

第六十七巻・明治六年十二月・教部省伺』などをもとに阪本是丸が詳細に論じている（前掲『国家神道形成過程の研究』一六八～一六九頁参照）。

（50）『明治天皇紀』三、二〇四頁の明治七年二月四日条には「是の日皇霊奉幣の際賢所を祭ることを止めたまひ、皇大神宮奉幣の二月十七日を以て賢所・神殿に神饌を供し、大掌典等をして祭典を行はしむることとし、以て恒例と為したまふ」とある。

第二章　式部寮達「神社祭式」の成立

一　宮内庁蔵『祭式』四冊の比較

『祭式』四冊は宮内庁図書寮文庫に一括収蔵されている（3）。四冊は表紙に図書寮ラベルが貼られており、うち三冊のラベルには識別番号がそれぞれ①③④と記入されている。本章では識別番号のない一冊に缺番の②をあてる。①は八行の太政官罫紙四十三丁の写本、②は柱に「祭式」とある三十三丁の版本、③は十行の太政官罫紙四十一丁の写本、④は八行の太政官罫紙五十三丁の写本である。なお表紙に貼られた題箋の「祭式」の筆文字は①②③④とも酷似しているので、のちの時代に表紙が施されたと考えられる。

この『祭式』に関する先行研究として、高原光啓は神社本庁蔵『祭式』（②系統、筆者註）について次のように言及している。

諸方より祭式に関する伺いが多くなり、それに対応するために『祭式』や『祭儀』を頒布することを式部寮は考え（中略）『祭式』他は包括的な祭式が定められない状況において、一つの指針として活用されたのではなかろうか（4）。

また、星野光樹は『祭式』四冊について次のように言及している。

一冊（②、筆者註）は近衛・千家両名の記載のあるもので、前述した神社本庁蔵『祭式』と同様の内容のもので、それに加筆、訂正が加えられたものであり、その目次において、官幣社・国幣社共通の祭式となっている。残りの二冊の内容については、祈年祭、新嘗祭（官国幣社共通）、官幣社例祭、国幣社例祭、府県社（祈年祭、新嘗祭、例祭）、郷村社（同上）、官幣社以下一般通式の項目が見られる。これらは、明治六年四月に上申された『祭式』の後、引き続き、式部寮により調査、編纂を進められたものであろう。『明治七年　祭祀録　稿本十三』には、「神社祭式」をめぐる掛け合いが記されているが、そのなかで、明治七年一月十三日の式部寮から教部省への照会には、「別冊祭式〈略之〉取調出来候ニ付一応及御打合候御異存之廉有之候ハヽ御申越有之度此段申進候也」とあるが、この別冊とある「祭式」の編纂過程において成ったものが、これらの資料であろうと推測される（5）。

高原・星野ともに『祭式』が当時の式部寮の祭祀事務に関聯して、あるいは、しかるべき法令たる式部寮達「神社祭式」の制定を目指して草稿として編輯されたものと見なしている。たしかに四冊とも官国幣社・府県郷村社で執行される祈年祭、新嘗祭、例祭などの諸祭につき、その由緒・式次第を包括的にまとめたもので式部寮達「神社祭式」の草稿とみて間違いないだろう。筆者としては、さらに『祭式』の教書としての性格、また社格に応じた神饌品目・数量の設定方法に注目することにより法令として何が求められたのかを探りたい。まずは四冊全体を見通すため、表1に『祭式』①②③④の目次・祭日・特徴をまとめ、次節以降に検討を加える。

表1　『祭式』四冊の目次・祭日・特徴

『祭式』①	『祭式』②	『祭式』③	『祭式』④

	目次			
祭日	○官幣国幣社目次 元始祭／祈年祭／新嘗祭／例祭 ○府県社目次 同上 ○郷村社目次 同上 ○官幣社以下一般通式目次 神宮遥拝／畝傍山東北山陵遥拝〈紀元節〉／同上〈御例祭〉／後月輪東山陵遥拝／大祓／天長節 ○諸社改造遷坐式目次 仮殿遷坐／本殿遷坐	○官幣国幣官社式／目次 祈年祭／新嘗祭／例祭 ○府県郷村社式／目次 祈年祭／新嘗祭／例祭 ○以下祭式官社以下神社一般ノ通規トス／目次 元始祭／神武天皇御陵遥拝／神宮遥拝／天長節祭／大祓	○官国幣社 祈年祭／新嘗祭 ○官幣社 例祭 ○国幣社 例祭 ○府県社 祈年祭／新嘗祭／例祭 ○郷村社 同上 ○官幣社以下一般通式 元始祭／神宮遥拝／畝傍山東北山陵〈神武天皇〉遥拝〈紀元節〉／同上〈御例祭〉／後月輪東山陵〈孝明天皇〉遥拝／大祓／天長節／仮殿遷坐／本殿遷坐	○官幣国幣社目次 祈年祭／新嘗祭／例祭 ○府県社目次 同上 ○郷村社目次 同上 ○官幣社以下一般通式目次 元始祭／神宮遥拝／畝傍山東北山陵遥拝〈紀元節〉／同上〈御例祭〉／後月輪東山陵遥拝／大祓／天長節 ○諸社改造遷坐式目次 仮殿遷坐／本殿遷坐
新暦	旧暦	新暦	新暦	
元始祭を巻首におく。	扉に「祭式〈幣物神饌〉改之方」と内題を掲げ、新嘗祭に夕御饌・暁神饌を供する。	官幣・国幣の別があり、祈年祭奉幣式の執行順が社格に対応している。	遷坐式には「安房神社之也」と書込まれ、社格に応じた神饌が数量↓品目の順に設定されている。	

……はじめに

明治六年、式部寮により「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」は同日に布達された。それは三月二日（旧暦二月四日）の祈年祭の当日のことであり、両祭式は祈年祭に参向した地方官に渡された。前者は官幣社の例祭、後者は官国幣社の祈年祭を対象とした祭

式であった（1）。これに前後して式部寮では神社祭祀に関して包括的な調査が行なわれていた。その過程を示す記録が四冊の宮内庁図書寮文庫蔵『祭式』である。四冊の『祭式』は、それぞれ式部寮達「神社祭式」（2）に繋るものであるが、系統立ったものではなく、祭祀の掲載順序、由緒や式次第の内容、書込みなどにそれぞれ特徴が見受けられる。その特徴はそのまま明治五年から八年までの式部寮による試行錯誤のあとと考えられる。本章では四冊の『祭式』を仔細に追うことで式部寮達「神社祭式」がどのように整備されたのかを窺う。

……二　教書としての『祭式』

河野省三は「明治初年の教化運動」（6）において「文明開化の社会に直面して、我が国体、神道、古典、国学等を背景として試みられた教化啓蒙の運動を、現存する書籍の上から考察して（中略）⑴文明開化そのものを直接に説明してをるもの、⑵我が皇道、神道、国史等の知識を啓発しようとしてをるもの、⑶新しい国民生活に必要な儀礼的智識（例へば葬婚礼法等）を供給しようとしてをるもの〻三様に区別して」いる。分類⑶には神葬祭関聯の書籍が多く含まれており河野もこれに注目している。いっぽうで分類⑶には官祭・私祭を含めた神社祭祀に関する書籍もまた含まれている。『神社祭式』をはじめ、人生儀礼に関する『五儀略式』（7）、家庭の年中行事に関する『年中神拝略記』（8）、神棚の祭り方に関する『皇大神宮大麻奉祀式』（9）などである。『神社祭式』以外は神社あるいは家庭で行われる、いわゆる私祭に関する啓蒙書である。私祭は、行政上、官祭と区別されるとはいえ習俗としては同じ神道祭祀としてともに国民教化の手段となっている。ここでは『五儀略式』を取り上げ、その内容を以下に確認する。『五儀略式』は内題、「神宮祭主兼大教正正二位近衛忠房謹撰」の識語のあと以下の序文が続く。

凡人タル者身ヲ修メ道ヲ行フ其根蔕ハ即チ三条ノ教憲ナリ（中略）コレ教憲ノ依テ起ル所以ナリ爰ニ遠ク、神祖ノ聖業ヲ摸シ近ク、朝廷ノ大礼ニ基キ人生日用ニ切ナル者ヲ取テ五儀略式ヲ撰定ス（以下略、傍点筆者）

さらに目次には「誕生之式」「創業之式」「婚姻之式」「奏功之式」「葬祭之式」の五儀が並ぶ。それでは人生における第一の儀式とされた「誕生之式」をみてみよう。

誕生ハ人始メテ出生スル礼式ニシテ是ヲ人間生涯ノ第一儀トス是則　皇上天長節ノ大礼ニ基キ且、伊邪那岐命ノ千五百ノ産屋ヲ建テ人民ヲ蕃息セシメムトノ神慮ニ因テ起ル所ナリ上古、天祖ノ、皇孫ヲ以テ長ク現界顕事ノ、大君ト定メテ天降シ給ヒ大国主神ニハ幽界冥府ヲ主ラシメ給フヨリ顕幽域ヲ異ニセリ故ニ今日ニ在テハ必ズ　朝廷ノ政令ヲ奉シテ昇平ノ化ヲ仰ヘシ（以下略）

一子出生セハ先戸長ニ年月日姓名ヲ届出テ預メ社参ノ日限〈大抵第廿一日目トス〉ヲ定メテ神官ニ申出守札ヲ乞フヘシ

一当日父若クハ親戚生児ヲ抱キテ産土神社ニ参詣ス神官ハ戸長ノ證書に照シ其姓名年月日ヲ氏子帳ニ認ムヘシ

一式祭ノ奠具ヲ神社ニ持参スヘシ〈或万事神官ニ依托シテ後ニ謝スルモ可ナリ〉

次神官祓除ノ式ヲ行フ如レ常

次抱レ児者神殿ニ着坐拝礼

次神官進ミテ祭典ヲ行フ如レ常（以下略、傍点筆者）

右構成は、原由→準備→式次第となっている。そして「誕生之式」の原由は天長節に基き（10）、かつ伊邪那岐命の事績から始まり皇

孫と大国主神の顕幽分界にも淵源をもつという。「創業之式」「婚姻之式」「奏功之式」の各人生儀礼についても同様の構成をもつ（11）。

いっぽう『神社祭式』のなかで祭祀の原由を明確にしているものは少なく、たいてい祭日と当日の宮中における祭祀あるいは班幣の事実である。そのなかで原由を強く押し出しているのが元始祭である。それでは『神社祭式』の官国幣社通式中、元始祭を確認してみよう。

元始祭〈一月三日〉

此日宮中ニ於テ賢所並天神地祇御歴代皇霊ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ祝シテ歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス因テ地方ニ於テモ此ノ大典ヲ遵奉シ祭祀ヲ執行スヘシ

当日早旦神官神殿ヲ装飾ス

午前第八時神官ノ長官以下幄舎ニ着ク

次同官殿ニ昇リ御扉ヲ開キ（以下略）

右の元始祭式の構成は『五儀略式』「誕生之式」と同様であることがわかる。元始祭は他の神社祭祀に先駆けてその祭式が整備されている。それは明治五年十一月二十三日のことで、元始祭式は太政官布告第三百五十八号により孝明天皇・神武天皇遥拝式と同日に定められている。当該布告の別冊には「官幣国幣社並府県社元始祭式」「郷村社元始祭式」の二つ祭式が併記される。前者の冒頭には、

一月三日宮中神殿ニ於テ　賢所並八神天神地祇御歴代皇霊ヲ御親祭在セラル是天日嗣ノ本始ヲ歳首ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ之ヲ元始祭ト称ス地方ニ於テモ此ノ大典ヲ遵奉シ官社以下祭祀ヲ修シ官員及ヒ人民悉ク参拝スヘシ

と掲げられる。これは先に述べた『神社祭式』の原由に相当する部分である。そして「官幣国幣社並府県社元始祭式」の式次第が続く。いっぽう「郷村社元始祭式」には原由はなく、式次第のみである。これらを表2にまとめ比較する。

表2　元始祭式比較（明治五年太政官布告第三百五十八号による）

官幣国幣社並府県社元始祭式	郷村社元始祭式
早旦神官神殿ヲ装飾ス	早旦祠官神殿ヲ装飾ス
午前第八時神官ノ長〈府県社ハ祠官下同〉幄舎ニ着ク	午前第八時祠官〈村社ハ祠掌奉仕ス〉以下幄舎ニ着ク
次神官ノ長殿ニ昇リ御扉ヲ開ク	次祠官殿ニ昇リ御扉ヲ開ク
此間奏楽〈神官奏楽ヲ心得サレハ略スルモ妨ゲナシ下同〉	
次神官ノ次官以下〈府県社ハ祠官モ関ルヘシ〉神饌ヲ伝供ス	次祠官神饌ヲ伝供ス
此間奏楽	
次神官ノ長祝詞ヲ奏ス〈再拝〉	次祠官祝詞ヲ奏ス〈再拝〉
挂巻母恐支某神社乃大前尓（中略）御食御酒鰭乃広物鰭乃狭	挂巻母恐支某神社乃大前尓（中略）御食御魚乎始弖種々乃物

物奥津藻菜辺津藻菜甘菜辛菜尓至留麻弖尓置足波志弖奉留事乎（後略）
次神官ノ長玉串ヲ執テ拝礼
次次官〈府県社ハ祠掌〉以下拝礼
次次官以下神饌ヲ撤ス
此間奏楽
次神官ノ長御扉ヲ閉ツ
此間奏楽
次各退出
神饌〈官幣国幣社九臺府県社八臺〉
洗米　酒〈二瓶〉　餅　海魚　川魚〈府県社ハ之ヲ略ス〉
海菜　野菜　菓　塩水

乎備奉留事乎（後略）
次祠官玉串ヲ執テ拝礼〈再拝拍手〉
次祠掌拝礼
次祠官以下神饌ヲ撤ス
次祠官御扉ヲ閉ツ畢テ下殿シ幄舎ニ復ス
次各退出
神饌〈六臺〉
洗米　酒〈二瓶〉　餅〈一重〉　海魚〈川魚ヲ用ルモ可ナリ〉
野菜　塩水

右表2において元始祭式が官幣国幣社並府県社と郷村社により区別されていることに注目したい。この区分は、当時、教部省が推進していた官社再編案によるものであろう。そして、官社再編案中の附帯条件たる官幣社例祭の地方官代祭を式部寮は望んでおり、当該元始祭式は教部省に協力するかたちで式部寮が用意したものと考えられる。さて、この両祭式を比較すれば、まず奏楽の有無が目に付くが、これは必須の要件ではないので、結局、神饌の臺数・品目が違うのみである。「四時祭典定則」では官幣社例祭に中央官員が、「官幣諸社官祭式」では地方官員が、それぞれ参向することになっていた。中央官員であろうと地方官員であろうと、官員参向の祭祀については参向官の官職の差等が社格に対応した。いっぽうで官員不参の神社祭祀においても社格に応じた祭式を用意する必要があった。その要求にこの元始祭式は答えている。神饌の臺数は、官幣国幣社が九、府県社が八、郷村社が六臺となっている。社格による神饌臺数の差別化は、当該布告の前日に執行された新嘗祭班幣式にて地方官に頒布された官国幣社新嘗祭式（後述する表3に掲載）と同じである。この元始祭式は祭りの原由を示すとともに神饌の差等により官国幣社・府県社・郷村社までも網羅していることで式部寮達「神社祭式」の雛形となっている。このように他の祭祀に先立ち整備された元始祭を『祭式』①では祈年祭・新嘗祭・例祭の上位にお き（表1の目次参照）、神社祭祀の中心に据える方針がみてとれる。実は元始祭は神宮も注目していた。元始祭の布告に先立ち神宮は十一月七日、北小路随光・浦田長民の大少宮司より「御一新後　朝廷ニ於テ元始祭被行候ニ付而者、神宮ニ於テ右御祭典無之而者御不都合」と考えるから、神宮においても元始祭を取り行いたいと教部省に伺い出たところ、伺いの通りとされた（12）。ここに元始祭は神宮をはじめ全国の神社で行うべき祭祀となった。『年中神拝略記』の元始祭には、

第一月三日ハ元始祭トテ　朝廷宮中ノ神殿ニ於テ　皇上御身親ラ　天祖皇祖及御代々々ノ神霊ヲ御祭アリテ往古　天孫降臨ノ始ヨリ　天日嗣高座ニ即セラレシ本始ヲ尊ビ祝ヒ給フ御儀ナルヲ以テ元始祭トハ称スナリ斯ル重大キ御祭日ナルニ因テ天下ニ普ク休暇ヲ賜ヒ、伊勢、神宮ヲ始メ奉リ府県ノ官社以下郷村ノ産土神社ニ至ル迄夫々祭祀ヲ行ハシメテ　国家ノ大典ニ遵奉シメ給フ然レハ

天下一般ノ人民本日ハ勿論家業ヲ休ミ各家ノ祖神職神ヲ祭祀リ其家業ノ繁栄長久ヲ祈ルヘシ（傍点筆者）

と解説され、まさに国民教化にとって相応しい祭祀となっている（13）。

さて教書としての性格も持ち合わせる『神社祭式』の原型はいかなるものであったのか。四冊の『祭式』のうち、祭日に旧暦をのせる『祭式』②が最も古く作成されたものである。『祭式』②について星野は「神社本庁所蔵の『祭式』と同様の内容のもので、それに加筆、訂正が加えられたもの」と見なしている。この星野の指摘の通り、もとは木版であった『祭式』が都合三度の転写を経て（14）、現在、謄写版の『祭式』として神社本庁に所蔵されている。したがって誤字（たとえば「卯ノ日二ツナレバ」が「卯ノ日二ツ有レバ」に）脱字（たとえば「聞食世止」が「聞食止」に）用字の相違（たとえば「掛巻母恐伎」が「挂巻母畏伎」に）などあるものの比較的もとの木版の構造を残していると考えられる。いっぽう『祭式』②は加筆、訂正が加えらていない部分はもとの木版そのものであるが、貼紙や附箋が多く施されているためもとの構造を失っている。したがって『祭式』②と謄写版『祭式』を相互に補い木版『祭式』を復元することが『祭式』②の成立を探るための前提となる。貼紙・附箋のうち貼紙は厄介で内題「祭式」の下にも施されている。その貼紙の下には、うっすらとではあるが識語が目視により確認できる。識語は「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福謹撰」で謄写版『祭式』と同様である。さて、すでに阪本是丸・高原が指摘するように近衛・千家の二人が直接に木版『祭式』を編輯したのではないとすると、その時期は限定されてこよう。近衛と千家は五年四月二十八日、権少教正に、同年六月十三日に大教正に補されている。いっぽう教部省内には編輯課がおかれ「皇祖天神の大道を明にし、皇統の紹運神祇の功徳、顕幽の微旨、祭祀の儀範、陵墓の制度、列聖の政謨、経世の要務より、総て天下の風教、人倫の礼法に関り、民を化し、俗を成す、日用の事理に至るまで、古を稽へ、今に求めて天地の公理の基き、大道の要を発揮し天下士民の智識を啓き、生口化青の神恩を感載し、天壌無窮の至尊に奉仕して祭政一致の盛治に帰向せしむる所以の教書を編輯することを目的とし、課内を分つて総管（八等一人）草按掛（九等二人、十等二人、十一等二人、十二等二人、十三等二人）検閲並典古掛（九等一人、十第一人、十一等一人、十二等一人、十三等一人）写手並書籍掛（十四等二人、十五等二人）総計二十人」（傍点筆者）（15）であったが五年七月二十日に考證課に改称されたという。このようにわずか四箇月しか存在しなかった教部省編輯課において、木版『祭式』は「祭祀の儀範」に関わり「祭政一致の盛治に帰向せしむる所以の教書」として編輯されたのではなかろうか（16）。このように仮定すると木版『祭式』は明治五年六月から七月にかけて成立したことになる。

つぎに木版『祭式』から『祭式』②の変更内容につき新嘗祭式に注目して具体的な差違を本節と次節にまたがり縷縷検討してゆきたい。ここでは『祭式』②の作成に前後して執行された明治四年の大嘗会奉幣式、翌五年の官国幣社新嘗祭式、そして明治八年の式部寮達「神社祭式」も合わせて比較検討する（表3参照）。表3において、本節では原由について注目する。木版『祭式』は旧暦による中ノ卯日と祭日を載せるだけで『祭式』②も変更はなく、元始祭式の原由と比較すると極めて物足りない。そもそも、明治元年十一月の『新嘗布告書』では、

来ル十八日新嘗祭ニ相当リ御祭ハ於二京師一被レ為レ行候得共　主上御遥拝被レ為レ在候右御祭之儀ハ先　皇国之稲穀ハ　天照大神顕見蒼生之食而可レ活モノナリト　詔命アラセラレ於二天上狭田長田一ニ令レ殖給ヒシ稲ヲ　皇孫降臨之時下給ヘルモノナレハ其　神恩ヲ忘給ハス且旱淋ノ憂無レ之様ニト　神武天皇以来世々之　天皇十一月中ノ卯日当年之新穀ヲ　天神地祇ニ供セラル丶重祀ニテ三千ネンニ近ク被レ為レ行来ル

と、新嘗祭は三千年近く続く重祀であると高らかに宣言されている。また、明治四年十一月の「大嘗会告諭」では冒頭に御一代一度の大嘗祭と年毎の新嘗祭の起源が、左の如く述べられている。

大嘗会ノ儀ハ、　天孫瓊々杵尊降臨ノ時、　天祖天照大御神詔シテ豊葦原瑞穂国ハ吾御子ノ所知国ト封シ玉ヒ乃斎庭ノ穂ヲ授ケ玉ヒシヨリ、　天祖日向高千穂宮二天降マシマシ始テ其稲種ヲ植テ新穀ヲ間食ス是大嘗新嘗ノ起原也

右告諭のように神道古典に基き祭りの起源を説くことは『五儀略式』『年中神拝略記』などの私祭の教書には当たり前のことであったが官祭の教書たる『神社祭式』の制定過程において祭祀の原由はどのように扱われたのであろうか。これについては高木真蔭の著わした新嘗祭啓蒙書「新嘗祭略解」の出版をめぐる教部省と式部寮の姿勢が参考になる。引用が長くなるが、以下に両省のやりとり（17）を紹介する。

表3　新嘗祭式の比較

	四年大嘗会奉幣式	木版『祭式』	『祭式』②	五年官国幣社新嘗祭式	式部寮達「神社祭式」
原由	※大嘗会告諭参照	○新嘗祭式 十一月中ノ卯ノ日ヲ以テ祭日トス〈翌辰日暁ニ至ル〉但シ卯ノ日二ツナレバ下ノ卯ノ日ヲ用	同上	官国幣社／新嘗祭式 十一月中ノ卯ノ日〈但シ卯ノ日二ツナレバ下ノ卯ノ日ヲ用フ〉朝廷ニ於テ祭祀ノ当日地方官ヲ召テ官幣社国幣社ノ幣物ヲ頒チ各地方ニテ日ヲ選ヒ祭祀スヘキ旨ヲ命ス	官国幣社新嘗祭〈十一月廿三日〉 本月十日太政官庁ニ於テ幣帛ヲ班ツ
斎戒		府県長官以下祭ニ関ル官員及宮司以下神官共ニ前日ヨリ斎戒ス／前日長官正庁ニ臨ミ幣物ヲ点撿シ属ニ附ス	同上	地方ノ長官以下祭ニ関ル官員及神官ノ長官以下共ニ前日ヨリ斎戒シ地方ノ長官正庁ニ臨ミ幣物ヲ点撿シ属ニ附ス	
幣物点撿					
鋪設	○官幣国幣社奉幣次第 早旦神殿装飾ヲ奉仕ス	○当日次第 夕第四字神官神殿ヲ装	同上	当日早旦神官神殿ヲ装飾シ鋪設ヲ具ス	

式次第	第八字地方官等坐ニ着ク 先開扉〈宮司奉仕之〉 奏楽〈神楽歌或ハ社頭相伝ノ楽等適宜〉 次神饌ヲ供ス〈宮司以下神官奉仕之〉 奏楽〈同上〉 次神官列座再拝拍手 次御幣物ヲ捧グ〈知事或ハ大少参事役之再拝拍手〉 次祝詞〈知事或ハ大少参事奏之再拝拍手〉 次知事以下地方官拝礼〈奏任以上玉串ヲ捧グ〉 次宮司以下拝礼 次御幣物及神饌ヲ撤ス〈御幣物ハ後神庫ニ納ム〉 奏楽〈同上〉 次閉扉〈宮司奉仕之〉 奏楽〈同上〉 次各退出 祝詞（祝詞案に別掲）	飾シ鋪設ヲ具ス	第六字宮司以下神官幄舎ニ着ク 以下次第総テ祈年祭ノ条下ノ如シ 宮司祝詞（省略） 長官祝詞（省略）	同上
			朝第八字神官ノ長官以下幄舎ニ着ク 次地方ノ長官以下官員幄舎ニ着ク〈手水ノ儀アリ〉 次属幣櫃ヲ門内ニ入レ砌下ニ置ク 次神官ノ長官殿ニ昇リ御扉ヲ開ク 此間奏楽〈社頭ニヨリ神官奏楽ヲ心得サルトキハ之ヲ略スルモ妨ゲナシ下同ジ〉 次神官ノ次官以下神饌ヲ伝供ス 此間奏楽 次属幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ殿ニ昇リ仮ニ案上ニ置ク〈案ハ豫メ便宜ノ所ニ設クヘシ〉 次神官ノ長官幣物ヲ神前ノ案上ニ奉ル〈再拝拍手〉 次同官祝詞ヲ奏ス〈再拝〉（祝詞は省略） 次地方ノ長官玉串ヲ執テ拝礼〈再拝拍手〉 訖テ下殿シ幄舎ニ復	其式総テ祈年祭ニ同シ 祝詞（省略）

幣物 神饌	官幣大社 松尾神社以下廿五社 五色帛各一丈・布一 端・絹三屯以上三種 祭奠料金二千匹 官幣中社六社 五色帛各一匹・布一 端・絹二屯以上三種 祭奠料金千匹 国幣中社四十五社		
		○幣物三種〈官幣社国幣社トモ地方ニ於テ具備ス〉 五色絹各一丈尺〈官幣国幣トモ中小社ニハ各五尺〉 木綿二斤 麻二斤〈官幣国幣トモ小社ニハ除之〉	
			ス〈玉串ハ府県掌執テ昇殿シ傍ニ就テ渡之〉 次地方官員拝礼 次神官ノ長官玉串ヲ執テ拝礼〈再拝拍手訖テ下殿セス本坐ニ復ス○玉串ハ主典執テ昇殿シ傍ニ就テ渡之〉 次同次官以下幣物及神饌ヲ撤ス 此間奏楽 次神官ノ長官御扉ヲ閉ツ訖テ下殿シ幄舎ニ復ス 此間奏楽 次地方ノ長官以下神官退出

同上
国幣小社十七社
五色帛各五尺・布一
端以上二種
祭奠料金五百匹

○神饌十臺

米御飯〈常ノ糒飯也〉

粟御飯〈同上〉

白酒〈醴酒也二甕〉
黒酒〈清酒ニクサギノ
黒焼ノ粉ヲ交ヘタル
ヲ云或ハ黒胡麻ノ粉
ニ代ルモ可也二甕〉

鳥〈雁鴨ノ類有ルニ任
スヘシ〉
菓〈柿栗柚ノ類有ルニ
任スヘシ〉
甘菜辛菜

○神饌十二臺〈中社十
一臺小社十臺〉

米御飯〈常ノ糒飯也〉

粟御飯〈同上〉

白酒〈醴酒也二甕〉
黒酒〈清酒ニクサギノ
黒焼ノ粉ヲ交ヘタル
ヲ云或ハ黒胡麻ノ粉
ニ代ルモ可也二甕〉

海魚

川魚

鳥〈中小社ニハ除之〉

菓〈小社ニハ除之〉

海菜

○神饌〈大社十一臺○
中社十臺○小社九臺〉

和稲〈精米ノ洗米ヲ云
又飯ニ炊キタルヲモ
用ユ〉

荒稲〈稲穂ヲ採リ束ネ
タルヲ云又籾米略ニ
ハ黒米ヲモ用ユ〉

神酒〈二瓶○清酒或ハ
醴酒ナリ〉

海魚〈鰭広物ニアタル
大魚ヲ云〉

川魚〈鰭狭物ニアタル
小魚ヲ云貝類ニ代ル
モ可也〉

鳥〈○中小社ニハ除之
〉

海菜〈昆布荒布ハ奥津

神饌〈大社十一臺○
中社十臺○小社九臺〉

和稲

荒稲

洒〈二瓶〉

餅

海魚

川魚

鳥〈○中小社ニハ除レ
之〉

海菜〈二品〉

		奥津藻葉辺津藻葉	野菜	藻菜和布海松ハ辺津藻菜ナリ〉	野菜〈同上〉
				野菜〈蕪大根牛房人参筍等ハ甘菜山葵生姜芥子等ハ辛菜也〉	〈〇小社ニハ海菜野菜一品宛一臺トス〉
				菓〈〇小社ニハ除之〉	菓
			塩	塩	塩
			水	水	水
		〇幣物三種			幣物
		五色絹各一丈尺〈官幣国幣トモ中小社ニハ各五尺〉			右幣物ノ外各地ノ所産或ハ外邦ノ物品ヲ副テ奉ルモ妨ゲナシ
		木綿二両			
		麻二両〈官幣国幣トモ小社ニハ除之〉			
翌暁次第	〇翌暁次第／暁第二字神官地方官着舎以下凡テタ次第ニ同ジ		〇翌暁次第／暁第二字神官地方官着舎以下凡テタ次第ニ同ジ		
	〇神饌十臺〈夕神饌ニ同ジ〉		〇神饌十二臺〈中社十一臺小社十臺夕神饌ニ同ジ〉		
	但シ祝詞奉幣ノ儀無シ		但シ祝詞奉幣ノ儀無シ		
備考	〇十一月十七日の大嘗会奉幣式は祭式書としてはまとまっておらず「奉幣社頭之儀」と「祝詞案」に分かれる。			〇版本には「官幣国幣社新嘗祭式」とある。〇幣物の記述はないが官幣大社には幣帛料七円五十銭・神饌料五円	〇「幣物」とは金幣のこと。

○賀茂両社・男山・氷川の四社は班幣使が参向するため別次第となっている。

、官幣国幣の中社には幣帛料五円五十銭・神饌料二円五十銭、同小社には幣帛料四円七十五銭・神饌料一円二十五銭、と社格に応じた金幣が頒たれている。

明治五年十一月八日、岐阜県より文部・教部両省に新嘗祭啓蒙書の出版許可が願い出される。

当県管下厚見郡岐阜鎮座伊奈波社〈県社伺中〉祠官ニ撰挙イタシ置候高木真蔭儀今般別紙新嘗祭略解撰著遍管内人民へ為相心得度段申出及点撿候処允当之辨解ニ付承届度ト存候間宜御諒評被下度右者指越候儀ニ者候得共当春已ニ祈年祭被為行候上者必定新嘗祭被為行候儀ト存候ニ付前以相伺置申候尤頒布之義者追而新嘗会御発令後順序不相失様取斗可申候間宜御許容有之度御許可之上者以活字版摺立管内限頒布イタシ度ト存候間早々御指揮被下度此段相伺候也

明治五壬申年十一月八日　岐阜県参事小崎利準

岐阜県令長谷部恕連

文部省

教部省御中（傍点筆者）

右は、今春の祈年祭同様に新嘗祭もまた行なわれるであろうから伊奈波社祠官・高木真蔭が著わした啓蒙書を岐阜県下において出版したいとの県令・参事連名による願い出であった。次に「新嘗祭略解」と名付けられた啓蒙書を次に示す。

当月二十二日〈下卯日也神祇令ニ謂有三卯者以中卯日為祭日不更下卯也〉ハ新嘗祭ナリ〈天皇御一代ニ一度行ハセラルヽヲ大嘗祭ト云ヒ毎年行ハセラルヽヲ新嘗祭ト云嘗トハ俗ニ饗応ト云フコトニテ神祇ニモ天皇ニモ臣民ノ上ニモ云フコトナリ〉抑新嘗祭トハ天皇新穀ヲ神祇ニ嘗タマフ御祭ニシテ二月祈年祭ニ当年ノ豊熟ヲ祈ラシナマヒシ御禮ニ万民ノ奉リシ今年租ノ初穂ヲ第一ト神祇ニ捧ゲタマフ御儀ナリ再説ハ食物ハ万民ノ命ニテ天孫降臨之時天照大御神ノ以二吾高天原所御斎庭之穂一亦当二御於吾児一ト詔ナマヒシハ五穀ヲ天孫ニマカスルカラコレヲ以テ蒼生ヲ養ヘト命セタマヒシ御事ニテ歴朝ノ聖主殊ニ是ヲ重ゼラレ春ハ万民ノ為ニ新穀豊饒ヲ祈リタマヒ秋冬ハ万民ノ為ニ神祇ニ報祭シ報本反始ノ誠ヲ示サセタマヒ次ニ主上モ聞召臣民ト応分ニ祝テ嘗ル事田舎ナドニ刈収トテ祝フガ如ク神代モ今モ同ジケレハ下万民一心ニ日三度ノ食ハ即天照大御神ノ御賜物ゾト重大ニオモヒ更ニ敬神ノ意ヲ厚ク心得今日ハ殊更神社ニ詣デ又親戚朋友会集テ新穀ヲ嘗倶々神祇ノ御恩ヲ謝シ奉ルヘキ也

明治五年歳次壬申冬十一月　高木真蔭謹撰

本件につき同月十七日、文部・教部両省は式部寮に打合せをする。

岐阜県管下高木真蔭ヨリ新嘗祭略解活字摺立之義伺出候ニ付差許可申存候御寮ニ於テ差支有之間敷候哉則稿本相添為念一応及御打

合候間早々御回答有之度候也
壬申十七日　教部省
文部省
式部寮御中
追テ稿本ハ御披閲之上御返却有之度候也

両省は当該書の出版を「差許」つもりだが「為念一応」式部寮に打診したとのことである。これに対し、式部寮は次のように回答する。

岐阜県管下高木真蔭ヨリ新嘗祭略解活字摺立之義ニ付御打合之趣致承知候右ハ昨辛未年大嘗祭之節御一代一度大嘗祭其後年々新嘗祭御執行云云之義普ク御布令ニモ相成義ニ付別段御差許無之候テ可然存候乍併是非御許容相成儀ニ候得ハ昨年御布令之分ト篤ト御照準有之聊齟齬不到様御取斗有之度此段及御答候也
壬申十一月十七日　式部寮
教部省
文部省御中（傍点筆者）

右によれば式部寮は昨年の「大嘗会告諭」において毎年の新嘗祭執行の意義も含まれているので「別段御差許無之」ても構わない、としながら是非ともとあらば昨年の告諭と「聊齟齬不到様」取り扱うように両省に回答した。これに対し教部省は告諭と略解の内容を比較検討し、次の如く式部寮に申し入れた。

新嘗祭略解活字摺立願之儀ニ付大御回答之趣致承知候右者先年大嘗祭之節御布令モ有之候得共此書ハ更ニ其趣ヲ宣衍致童蒙ニモ解シ易ク記候義付僻遠之民ニ朝廷之古義ヲ令知候一端共相成可申且昨辛未年御布令ハ大嘗祭ニ付新嘗祭ノ御趣意ヲ併セテ御布令相成候義ニ而別紙略解ハ新嘗祭而已記候義ニ付粗密之同異者有之候得共御趣意齟齬之廉ハ聊相見へ不申候間差許可申ト存候此段再及御打合候也
壬申十一月廿日　教部省
式部寮御中
追而別紙ハ御返却有之度候也（傍点筆者）

教部省は、両者には粗密の差こそあれ「御趣意齟齬之廉ハ聊相見へ」ないと式部寮に申し入れた。これを受け式部寮は同月二十日に「新嘗祭略解活字摺立之儀ニ付別紙之通教部省ヨリ打合来候右ハ先年来屡御告諭モ被為在候へ共高木真蔭願之通大許容可相成哉此段相伺候也」と正院に上申し、同月二十六日「伺之通」と裁可された。

新嘗祭は宮中における最も重要な祭祀であり国民教化のまたとない機会のはずである。県社列格申請中の伊奈波神社の祠官に推挙された高木真蔭は、官国幣社における新嘗祭執行を見越して「新嘗祭略解」を著わした。五年八月にはすべての神官が教導職に補せられているから、高木も国民教化の先頭に立つ教導職の自覚をもってかかる啓蒙書を作成したものと思われる。さて政府は、明治元年には「新嘗布告書」を配布し、四年には大嘗会告諭をもって、大大的な啓蒙活動を行なったが、五年になってこれといった動きはない。藤田大誠の研究によれば教部省内で編輯課が考證課と改称されたころ、教部省が教書を自ら編纂することはなくなっていたという（18）。

国民教化の主体は教導職にすでに移っていたので教部省は高木真蔭の啓蒙書を大いに歓迎した。対照的に式部寮はこの一県下限定の啓蒙書に対して、神道古典に基く言説であるとしても、大嘗会告諭と聊かの齟齬もないようにと、極めて慎重な姿勢をみせている。これは祭教分離の原則のもと、式部寮としては論争の火種となる教義には極力関与しない方針を貫いているからであろう。したがって式部寮が全国に布達する法令として目指していた式部寮達「神社祭式」に教義が入り込む餘地はまったくなかった。しかしながら『神社祭式』が啓蒙書であることには間違いない。『神社祭式』ではそれに掲げられる神社祭祀の、惟一の根拠が宮中祭祀（あるいは太政官における班幣）にあると教えているからである（表3参照）。

……三　神饌による神社の序列化

前節において木版『祭式』は「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福謹撰」による教書として作成された可能性を示した。そして表3にみるがごとく『祭式』②を作成するにあたり原由の部分には変更はなかった。しかしながら『祭式』②の扉に掲げる内題には「祭式〈幣物神饌〉改之方」と書写されるように木版『祭式』に対して幣物と神饌の内容を中心に変更したことを明示している。さて神饌は一社で用意されることが多いが、幣物は崇敬の證として神社に奉納されるものであった。そして明治国家にとっても奉幣・班幣・は宮中と有力神社を結ぶ重要な行事であった。明治大嘗会においても官国幣社への班幣は次のように大大的に行われている。

大嘗会につき神宮由奉幣使発遣並びに神宮以下諸杜班幣の儀を行ふ、是れより先、大嘗会奉幣の諸社を選びて、神宮・同別宮・皇霊・神祇省神殿・官幣大社二十九杜・官幣中社六祀・国幣中社四十五社・国幣小社十七社と定め、是の日、午前九時其の幣帛を神祇省神殿前庭の幣殿に具備す、神祇省・式部寮の諸官並びに神宮由奉幣使・同班幣使正二位三條西季知、官幣大社賀茂別雷神社・同賀茂御租神社・同男山八幡宮班幣使神祇少丞澤簡徳等の著座するや、先づ神宮幣帛発遣の儀あり、次に賀茂両社・男山八幡宮幣帛発遣の儀ありて、各使進発す、次に官幣・国幣九十四社班幣の儀あり、各地方官拝受して退く、而して二十七日、神宮由奉幣の儀あり、季知、皇太神宮並びに豊受大神宮に参向して幣帛を奉り、是の歳十一月中卯日を以て大嘗祭を行ひたまふ旨を奉告す、翌二十八日、季知、班幣使として再び両神宮に参向し、幣帛を奉り、宣命を奏す、尋いで十一月二日、皇霊・神祇省神殿に各〻幣帛を奉る、又同三日、賀茂両社に、四日、男山八幡宮に奉幣あり、九十四社の官国幣社に在りては幣帛の到れる日、地方官神社に参向し、班幣使に代りて之れを供す、但し官幣大社氷川神社には、十一月三日特に神祇少丞戸田忠至を班幣候として参向せしめ、幣帛を供せしめらる（19）

右『明治天皇紀』によれば社格に従い全国に幣帛が班たれた後、各地で奉告祭が順次、執行される様子がわかる。地方官の斎戒および幣物点撿の次第は確認できなかったが、「奉幣社頭之儀」（20）によれば大嘗祭当日の奉幣式は午前八時に始り、宮司が開扉ののち地方官による奉幣・祝詞が確認できる。言うまでもなく幣物はこの祭りの中心で、社格により差等がある。いっぽう神饌は神前に供されるものの、特に品目・数量に指定はない。

次に『祭式』に目を転じると、木版『祭式』と『祭式』②の新嘗祭式はともに、宮中の新嘗祭にならい夕神饌と暁神饌を中心とした、いわゆる御饌祭となっている。この二度の神饌については明治六年十月になって物部神社から浜田県に問合わせが寄せられた（21）。

物部神社新嘗祭之儀ニ付御伺

昨壬申ノ春神祇省ヨリ御渡相成候祭典式中ニハ新嘗祭ニ限リタ暁二度ノ神饌式有之ニ付昨壬申十一月ニハ御式通リ執行候所其後式

部寮ヨリ御渡相成候神饌料矢張祈年例祭ニ同神饌一度分金五百匹ヲ以御下ケ相成右ハ神祇省御廃止以来新嘗祭式モ御改ニ相成候哉
新嘗祭ニ限リ餘祭一度分之料ヲ以テ神饌二度分相調候儀有之間敷是等本年之所ハ如何心得候而可然哉式部寮御一定之御規則奉伺候
也

明治六年十月　物部神社宮司金子有卿

浜田県権令佐藤信寛代理

浜田県権参事渡邉積殿（傍点筆者）

これを別紙として浜田県は式部寮に左のごとく伺いを立てた。

国幣物部神社ヨリ新嘗祭之儀ニ付別紙之通伺出候処右ハ如何為相心得可然哉此段相伺申候也

浜田県権令佐藤信寛代理

明治六年十月廿日　浜田県権参事渡邉積

式部頭坊城俊殿

式部寮は浜田県に対し、

伺之趣昨壬申十一月当寮ヨリ相渡候新嘗祭奉幣式之通神饌一度供進之儀ト心得候様神官へ可相達事

六年十一月四日

と回答している。これら一聯のやりとりから以下のことがわかる。すなわち神祇省は神饌二度の新嘗祭式を策定し「祭典式」なるものに盛り込み、これを官国幣社に頒布した。五年三月に祭事祀典の事務を神祇省から引継いだ式部寮は五年十一月には独自の官国幣社新嘗祭式を策定しこれを官国幣社に通達した。何等かの手違いにより式部寮の新嘗祭式は物部神社あるいは浜田県に通達されなかった。六年になり物部神社は餘祭一度分の神饌料しか下されないことに疑問を抱き上述の伺いを立てることになった。神祇省は夕暁の二度の神饌を供する御饌祭型の新嘗祭式を案出し、全く同じではないかもしれないが、その式次第が版本『祭式』に流れ込んだ可能性がある。

しかしながら式部寮が版本『祭式』に検討を加えた結果、祈年祭に代表される奉幣祭型の新嘗祭式（22）として明治五年十一月に官国幣社に達せられた。この新嘗祭式が式部寮達「神社祭式」の基本型となっているので以下に幣物・神饌について検討してみよう。まず『祭式』②には「幣物三種」に対して「官幣社国幣社トモ地方ニ於テ具備ス」と割註が追加されている。これは幣物護送の手間暇を軽減する目的があったと考えられる。上述のように四年十月の大嘗会班幣に続き、五年二月には祈年祭班幣が行われた。たとえば官幣小社札幌神社には祈年幣として「五色絹各五尺・木綿二両・祭典料金五百匹」が班たれた。二月四日、神祇省神殿にて発遣された幣物は護送され札幌神社に至り社頭にて祈年幣が執行われたのは四月二十八日のことである（23）。そして五年七月十七日には「官国幣大中小社幣帛料ヲ定ムル儀式部寮伺」が正院にて允可されたため官国幣社の例祭幣帛料は金納となった。例祭にならい新嘗祭幣帛料もまた金納と定まり、十一月二十二日、太政官大広間にて地方官に幣物（金幣）が班たれた。札幌神社に官国幣社新嘗祭式・幣帛料・神饌料が到着したのは翌六年一月二十一日であった（24）。改暦により五年十二月三日が六年一月一日に相当するため金幣の護送に一箇月ほど要したことになる。祈年祭幣物の護送期間は約三箇月であったので幣物金納による時間短縮が認められる。勿論、労力も同様に軽減されたはずである。

金幣となった幣物は七円五十銭（大社）五円五十銭（中社）四円七十五銭（小社）と差等が設けられても、それぞれの金貨が檀紙あるいは大奉書に包まれて雲脚臺（25）に載せられてしまうと外観上の違いはなくなってしまう。そこで官国幣社の序列を明示する指標として幣物にかわり神饌が選ばれたと考えられる。しかも神饌はもともと現地で調達されるため護送の手間も掛からない。『祭式』②には「神饌十二臺〈中社十一臺小社十臺〉」「鳥〈中小社ニハ除之〉」「菓〈小社ニハ除之〉」と、社格に対応した神饌品目・臺数が指定されている。この神饌による差等は、上述した五年七月の各社例祭幣帛料が金納とされた際の幣帛料の打分けにも見受けられる。しかしながら実際に執行される祭式（式次第・祝詞・幣物神饌などをまとめて掲載した摺本）中に明示されたのは、五年十一月の官国幣社新嘗祭式が初めてで、八年四月の式部寮達「神社祭式」では諸祭において社格に応じた神饌の差等が確認できるが、すでに『祭式』のなかでは神饌の差等がつけられていた。いっぽう例祭において官幣社・国幣社の別が設けられた『祭式』③であるが神饌の品目・数量に、官・国の差はなく表4のごとくである。そして祭祀に供される神饌は一尺二寸あるいは一尺とされた三方臺に載せられ、その三方臺は社格と祭祀の種別により決められた臺数がまとめて八脚高机に置かれる。八脚高机は長五尺とされるから、場合によっては二脚あるいは三脚が設営されたであろう。式部寮編『神社祭式』附図にはこれらの祭器具が掲載されている。社格の指標が幣物から神饌になったからには、これらの祭器具の規格化も重視されたに違いない。附図に載せられた祭器具はいずれも彩色が施され、その寸法が明示されている。

表4　『祭式』③における祭祀と神饌の対応

祭祀	大祈	中祈	小祈	県祈	郷祈	村祈	大新	中新	小新	県新	郷新	村新	大例	中例	小例	県例	郷例	村例
和稲	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
荒稲	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
酒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
餅							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海魚	○	○	○	△	△	▲	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○
川魚	○	○	○	△	△	▲	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○
野鳥	△						△						○	△	△			

水鳥	海菜	野菜	菓	塩水	臺数
△	○	○	○	○	9
	○	○	○	○	8
	○	○		○	7
	△	△	○	○	6
	△	△		○	5
	▲	▲		○	4
△	○	○	○	○	11
	○	○	○	○	10
	○	○		○	9
	△	△	○	○	8
	△	△	○	○	7
	△	△		○	6
○	○	○	○	○	11
△	○	○	○	○	10
△	○	○		○	9
	△	△	○	○	8
	△	△	○	○	8
	△	△		○	7

（大＝官幣大社、中＝官国幣中社、小＝官国幣小社、県＝府県社、郷＝郷社、村＝村社、祈＝祈年祭、新＝新嘗祭、例＝例祭、○は一臺、△は○・五臺、▲は○・二五臺）

ところで表4にみるが如く極めて組織的に序列化された神饌品目・臺数はどのようにして決められたのであろうか。『祭式』④にその答えがある。『祭式』④のみ「仮殿遷坐」「本殿遷坐」の組合せが三組あり、官幣大社安房神社の遷座祭式の神饌品目の調査・策定に用意されたと考えられる（26）。これをみると順を追って神饌の臺数・品目が充実してゆくのだが、神饌品目が決定するまでの過程は次の三段階に分けられる。

【第一段】官幣大社の仮殿遷坐式・同本殿遷坐式の神饌臺数を各々10・11とする。

【第二段】官国幣中社以下の神社についても一臺の等差をもって仮殿遷坐式・同本殿遷坐式の神饌臺数を決める。

【第三段】神饌臺数に応じた神饌品目の内訳を決める。

この三段階の過程を表5表6表7に示す。興味深いのは神饌の品目よりも先に三方の臺数が決められていることである。この方式により社格の序列とともに祭祀の序列（あるいは特徴）が視覚化されることになった。

表5　【第一段】の神饌臺数

祭祀	大仮	中仮	小仮	県仮	郷仮	村仮	大本	中本	小本	県本	郷本	村本
臺数	10						11					

（大＝官幣大社、中＝官国幣中社、小＝官国幣小社、県＝府県社、郷＝郷社、村＝村社、仮＝仮殿遷坐、本＝本殿遷坐、○は一臺、△は○・五臺）

表6　【第二段】の神饌臺数

祭祀	大仮	中仮	小仮	県仮	郷仮	村仮	大本	中本	小本	県本	郷本	村本
臺数	10	9	8	7	6	5	11	10	9	8	7	6

表7　【第三段】の神饌臺数・品目

祭祀	大仮	中仮	小仮	県仮	郷仮	村仮	大本	中本	小本	県本	郷本	村本
臺数	10	9	8	7	6	5	11	10	9	8	7	6
洗米	○	○	○	○	○	○						
和稲							○	○	○	○	○	○
荒稲							○	○	○	○	○	○
餅	○	○					○	○				
酒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海魚	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△
川魚	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△
鳥	○						○					

海菜	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
野菜	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
菓	○	○	○	○		○	○	○		
塩水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

……おわりに

以上の四冊の『祭式』のなかでは官幣・国幣の別がある『祭式』③が最も遅くまで更新されたようである。そして式部寮による祭式の取調べは、最終的には星野が指摘するよう、七年一月には終わったので教部省に対し『祭式』の内容の是非につき照会している。これを受けた教部省は、次のように回答している。

先日御打合有之候祭式之内府県社以下祭典之節ハ地方官員或ハ区戸長之ニ臨ミ其幣物等ノ具否ヲ問ヒ又神饌ハ幾臺幣物ハ幾何ト御定之義相見候処府県社以下之儀ハ総テ祠官祠掌俸給モ無之人民私費ヲ以奉仕致其上右等之神社地方之請願ヲ相立候ノミナラス間ニハ官撰ニテ其社格ヲ定候向モ有之随テ社頭之大小社入之多少モ候処本文ノ如其社格ヲ遂ヒ官ヨリ一概ニ祭式ヲ被為有候テモ到底難被行竟ニハ費用等ニ堪兼候旨ヲ以社格ヲ降候様追々苦願申出社数相減候ハ必然之勢ニ付可相成ハ此旨御参酌之上其式ノミ御掲示ニテ実地ハ其社其土之適宜ニ任セ執行候様被仰出度仍テ此段見込之儘申入候也

明治七年二月廿四日　教部大輔宍戸璣

式部頭坊城俊政殿（傍点筆者）

右の教部省回答によると、民費をもって総てを賄う府県社以下神社にあって厳格な祭式を励行することは難しく費用に耐え兼ね降格を願い出る神社もあろうという至極当然なものであった。これに対し式部寮は以下のように返答した。

祭式之内府県社以下云々之儀致了承候則別紙之通書副可相伺見込ニ候間此段御承知有之度候也

明治七年二月廿五日　式部頭坊城俊政

教部大輔宍戸璣殿

添附された別紙には、式部寮による修正案が次のように示された（27）。

府県社祈年祭

官国幣社ノ祭式畢テ後日ヲ択テ祀ルベシ（以下書副）但シ府県社以下ハ総テ「民費タレバ」（此五字ヲ除ク歟）此式ニ原ヅキ諸祭奉仕ノ人員及ビ神饌幣物等総テ各地ノ適宜ニ任スベシ（傍点筆者）

右修正案によると府県社以下については「各地ノ適宜ニ任」されることとなった。式部寮による神饌品目・数量の取り決めは全国神社の諸祭を網羅する極めて組織立ったものであったが、理想に走り過ぎ民費をもって経営される府県社以下神社にとっては費用負担によ

る悪影響が懸念された。したがって式部寮も軌道修正を餘儀なくされたのである。結局、八年四月の式部寮達「神社祭式」は官国幣社で行なわれる祭祀に対する規則を定めるものになった。しかも官社であっても祭典費の裏付けのない遷座祭は神饌の臺数のみ指定され、品目の詳細な内訳は削除された。

本章では神社祭祀の包括的な規則である明治八年の式部寮達「神社祭式」の制定過程を四冊の『祭式』の内容を検討することで明かにした。明治八年の「上神社祭式表」には、

全国ノ社格ヲ定ムルニ至ル夫レ幣ニ官国ノ別アリ社ニ府県郷村ノ等ヲ立ツ幣帛ノ奠籩豆ノ享一定ノ式無ル可ラス

と官国幣社以下神社の社格が幣帛・神饌をもって辨別されるべきことを説く。これは単なる修辞ではなく式部寮が実践した事実であった。

【註】

(1) 本書第一章を参照。

(2) 本章において原則として、法令は式部寮達「神社祭式」、書籍は式部寮編『神社祭式』と表記するが、場合によっては厳密に区別していないことをはじめにお断りする。『神社祭式』は家蔵の式部寮編『神社祭式』（明治八年四月）を参照した。

(3) 函架番号109・383。

(4) 高原光啓「式部寮達「神社祭式」の制定過程」（『神道宗教』一九三、平成十六年一月）。

(5) 星野光樹「修祓に関する一考察――「神社祭式」の制定過程を中心に――」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊五二、平成二七年十一月）。

(6) 河野省三「明治初年の教化運動」（『國學院大學紀要』一、昭和七年十一月）。

(7) 神宮教院蔵版『五儀略式解除式』（明治六年七月）。

(8) 神宮教院蔵版『年中神拝略記』（明治六年七月）。

(9) 「皇大神宮大麻奉祀式」（国立国会図書館公開『太陽暦』永続的識別子info:ndl.jp/pid/2532573、明治六年十二月）。

(10) ただし宮中の天長節祭の賢所祝詞には教説は含まれない。その内容は「掛巻母恐支賢所乃大前尓式部助従三位橋本実梁恐美恐美母白左久今日乃此日乃天長節尓侍従正四位富小路敬直乎使止為弖御玉串乎捧奉利斎祭良世給布賀故尓御食御酒魚乎始弖種種乃物乎備奉弖慎敬比仕奉留事乎聞食世止白須如此聞食弖婆天皇乃大朝廷乎弥益益尓常石尓堅石尓仕奉留百官人等天下四方国乃公民尓至留麻弖尓伊賀志夜具波延乃如立栄志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須」（「巻之三　天長節式」（宮内公文書館1612－5『儀式録5明治5年』））である。これによれば勅使が玉串を奉るため大前に神饌が供せられることを報告したうえで朝廷官人・全国臣民の繁栄を祈念するのみである。皇霊祝詞・八神天神地祇祝詞もまた同様で、「誕生之式」のように伊邪那岐命の事績や顕幽分界のことが語られることはない。

(11) 「葬祭之式」は原由のみを載せ詳細は『葬祭略式』を参観することになっている。『葬祭略式』については藤田大誠の研究「『葬祭略式』の成立」（『近代国学の研究』第二章第五節）を参照。

(12) 『神宮・明治百年史』上（昭和六十二年九月）二七九頁。

(13) 元始祭は明治五年十一月十五日の教部省第二六号達により、祈年祭・新嘗祭・例祭（年中一度の大祭）・天長節祭・両度祓式とともに官幣社官祭に指定さたが、阪本是丸の研究「官社経費をめぐる大蔵・教部両省の対応」（『国家神道形成過程の研究』第Ⅰ部第三章第六節）によれば祭典費の裏付けのないもので、神社祭祀の中核とはならなかった。

(14) 「祭式」は「祭儀」（前掲、高原論文を参照のこと）とまとめて謄写されている。その奥付（二十七丁ウ）には「明治六年四月下院於浪萃旅寓謹而書写之／浜田厳彦」続けて「同年六月下旬浜田主ニ乞得テ謹而書写之／池清水（花押影）」と明治六年における二度の転写の来歴が明記されている。さらに裏表紙見返し遊びには「宮地直一氏蔵本を神社局に於て謄写一本を贈らる／昭和三年四月／阪本廣太郎」と神社局時代に謄写版を作成するにあたりもう一度、都合三度、転写されたことになる。星野は最初の転写の日付である明治六年四月をもって「上申」されたとしているが、筆者は木版『祭式』が編輯されたのは五年六七月のことと考えており、これについては本文において後述する。

(15) 『神社協会雑誌』二十三年四号（大正十三年八月）四一頁。

(16) 藤田大誠の研究によれば、内題に「正二位大教正近衛忠房従五位大教正千家尊福攷定」の識語を掲げる『葬祭略式』は教部省編輯課において準備されたという（「教部省内編輯課から考証課へ」『近代国学の研究』第三章第四節）。

(17) 「規則雑件」（宮内公文書館82964『祭祀録　明治五　資料12　巻12』）。

(18) 前掲『近代国学の研究』において藤田は明治六年段階としながらも教部省の職掌につき「教導職等の教義に関する書（教書）に対する検査、出版統制は行うが、最早教部省自身が教書を編輯するという意図は全く無くなっている（だからこそ「編輯課」を改称し「考証課」としたのであろう）」（一五〇頁）と考察している。

(19) 『明治天皇紀』明治四年十月十五日条。

(20) 『長門国一ノ宮住吉神社史料』上（昭和五十年十二月）には明治大嘗祭関聯の史料として「四〇七　大嘗祭班幣通達書」「四〇八　神祇省達写」「四〇九　奉幣祭式次第」「四一〇　奉幣祭祝詞案」の四件が納められている。そのうち四〇九が式次第でその冒頭に掲げる「奉幣社頭之儀」が神祇省達による官国幣社奉幣祭の名称と考えられる。

(21) 「新嘗祭」（宮内公文書館82990『祭祀録　明治六　資料4　第4』）。

(22) 御饌祭から奉幣祭への意識の変化については中西正幸が「御饌・奉幣の二儀をめぐって歴史をたどると、つよく朝廷や神祇官の影響がおよび、祭儀の中心は御饌祭よりも奉幣祭に移行した。たとえば神嘗祭の祭名が新穀供進そのものを意味しているように神宮自体の古儀であるが、やがて「例幣」と呼びならわす朝廷の官幣奉納を重視し、その幣帛奉奠日をもって意義づけるという大きな意識変化が見られるにいたった」（中西正幸『神宮祭祀の研究』（国書刊行会、平成十九年七月）四四頁）と指摘している。

(23) 『北海道神宮史』上（平成三年九月）九七～九八頁。

(24) 同右、一〇七～一〇八頁。

(25) 式部寮編『神社祭式』附図には幣物と雲脚臺が続けて掲載されている（二十二丁ウから二十三丁オ）。

(26) 『祭式』④の遷坐式のなかに「安房神社之也」の書込みがある。安房神社は明治六年九月に教部省に遷宮の伺出をし、十月教部

省から式部寮に掛合があり、式部寮から教部省への回答にこの『祭式』④の「仮殿遷坐」式の内容が提示されている（「官国幣諸社雑件」（宮内公文書館82992『祭祀録　明治六　資料6　第6』））。

（27）『祭式』③にはこの修正案に対応する附箋が施されている。

第二部

第三章　祭式用語の定義

はじめに

祭祀、祭式、行事、作法、祝詞、神饌などの祭祀関連用語は、祭祀の専門家（神職・研究者）にとっても、自明の概念とはいえない。特に、祭祀・祭式・行事・作法は、それぞれの概念の境界が不明瞭に感じられる。例えば、季節の祭り（祭祀）は年中行事に含まれるし、学生同士で「祭式がうまい・下手だ」というのは「作法がうまい・下手だ」というのと同じである。しかし、祭式教室を、祭祀教室とも行事教室とも作法教室ともいわない。これらの用語は、意味の重なる部分もあれば、またそうでない部分もあるようだ。

本章の目的は、祭祀関連用語「祭式」「行事」「作法」の三語の意味、すなわち語義の解明である。一般に、辞書は語の意味を定義するのに用例を広く集める。一方、本章の対象は、ある限られたテキストである。それは、戦前においては祭祀関連法令であり、戦後においては神社本庁の祭祀関連規程である。戦前の法令とは明治末から大正初年にかけて制定された以下の祭祀関連法令である（1）。

○官国幣社以下神社祭祀令（大正三年一月二十四日　勅令第十号）（以下、勅令「神社祭祀令」）

○官国幣社以下神社祭式（大正三年三月二十七日　内務省令第四号）（以下、省令「神社祭式」）

○神社祭式行事作法（明治四十年六月二十九日　内務省告示第七十六号）（以下、内務省告示「行事作法」）

右の三法令により維新以来の神社祭祀法令が整備されたと考えられている。いわば近代の神社祭祀制度の到達点である。戦後は、神社が国家の管理を離れたため神社本庁において祭祀規程が制定された。現行の規程を以下に示す（2）。

○神社祭祀規程（昭和四十六年六月十五日　規程第五号　改正　平成元年七月）（以下、規程「神社祭祀」）

○神社祭式（昭和四十六年六月十五日　規程第六号）（以下、規程「神社祭式」）

○神社祭式行事作法（昭和四十六年六月十五日　規程第七号）（以下、規程「行事作法」）

国の法令であろうと、一宗教法人の規則であろうと、そこには「祭祀」が取決められていることに変りはない。本章では「神社祭祀の構造」を分析しながら「祭式」「行事」「作法」の語義を追い求めることとする。

一　先行研究の概観

「祭式」「行事」「作法」についていくつかの議論がある。なかでも法令との関係を強く意識した研究者に長谷晴男、小野祖教そして沼部春友がいる。本節ではまず三者の先行研究を概観し、最後に批判的検討を加える。

1　長谷晴男の一貫した態度

終戦直後の昭和二十年十月に脱稿した『現行神社祭式行事作法教本』において、長谷晴男は祭祀関連法令を次のように位置付けている。

神社祭祀令（勅令に依り公布）……祭祀の大綱。

神社祭式（内務省令に依り公布）……祭祀執行上の原則
神社祭式行事作法（内務省告示に依り公布）……祭式の補則（3）
さらに、同書の「祭式の指導方法」の中に、次の記述がある。
祭式の組織を分析してみると次の通りになる。
式……祭儀の総作を云ふ。
行事……式を構成する幾多の要素を云ふ。
作法……行事の細則を云ふ。即ち行事を行ふ場合の基本動作なり。
右の三者を組立てゝみると、
色々な作法が組合せられて一つの行事が出来、その行事を順序正しく次第を立てられて式が出来る（4）
右のように長谷は、祭式の組織を、その構成要素から具体的に説明している。そののち昭和四十二年発行の著作『神社祭式沿革史』で、長谷は、内務省告示「行事作法」の意義を、「原則の細則」（5）と捉え直している。他の点については変りなく、しかも、祭祀関連規程についても法令と同一の見解を示している。
以上、長谷の主張の根拠は必ずしも明確ではないが、はっきりとした物言いは、ある種の説得力を持つ。それは、長谷が、祭式の研究者としてよりも、むしろ、指導者としての自身の役割を自覚していたからだと推察される。「色々な作法が組合せられて一つの行事が出来、その行事を順序正しく次第を立てられて式が出来る」という構成要素に着目した説明は、具体的で誰にとっても理解し易いものである。
國學院大學日本文化研究所編『神道事典』において「行事作法」は次のように説明される。
神社祭式行事作法と一般にいうことが多いが、神社祭式を行うために定めた細則が行事作法である。神社で祭典を行うときの神職の基本動作を作法といい、作法の組合わせによって行事が成立している。（中略）神社の祭典執行上の基本原則である『神社祭式』が明治八年（一八七五）に制定された。その後明治四十年になり、その細則である『神社祭式行事作法』が制定公布されたのである（6）
これをみると、神社本庁設立当初から一貫した態度で祭式の指導に当った長谷の考えが定着しているようである。

2　小野祖教の問題提起

小野祖教は、祭式が学問として研究されるためには、「神社祭式」をはじめとする祭祀関連用語の概念規定が不可欠であり、それらは、元来、法令名・規程名であることを無視できない、と考えた。その上で小野は、祭祀、祭祀令、神社祭式、祭式、式、儀、行事、作法、斎戒、服喪の十語を定義した。「神社祭式」については、その歴史的変遷を詳細に示した上、これと省令「神社祭式」中の「祭式」とを区別した。そして小野は、「祭式」「行事」「作法」を、次のように定義している。
神社祭式上の「祭式」とは、「大祭式」「中祭式」「小祭式」の三つの綜合名称で、これらの三つの式は、やはり、「祭儀の次第を規定したもの」である（7）
神社祭式の行事とは、祭祀の中で重要な意味をもつ目的限定の礼法であり、祭祀の部分又は附属礼法であり、作法の一定の組合せ

より成る（8）

神社祭式の作法とは、神社祭式による祭儀中祭員が行ふ個々の動作に関する礼法を云ふ（9）

祭祀祭式学の門外漢である小野は、当該分野における自らの素朴な疑問を提示することにより、専門家に反省を促した。筆者としても、小野の問題提起を真摯に受とめ、祭式・行事・作法の意味を明らかにしたい。

3　古代の法制に準拠する沼部春友

最近では沼部春友が「神社祭式の成立と原義」において「これら（三法令のこと、筆者註）はわが国の法制度に則って整備されたのであるから、その意義を説明するのにも、法概念をもとに述べなければならない」（10）と注意を喚起している。沼部は、律令格式で代表される古代の法制の延長線上に、近代の三法令を位置付けた。そして「神社祭式」を、こう定義する。

筆者は神社祭祀の式だと思う。その式には広狭二義があり、法令名の神社祭式は広義に捉えなければいけないと思う。すなわち、祭典次第、祝詞、神饌、幣帛などのことをも含めた、神社祭祀の施行細則ということであろう。狭義の式は、大・中・小祭式に定められているように、祭典の次第を指していうのである。法令名の祭式は、あくまでも広義に捉えなければいけないのである（11）

さらに「行事」「作法」を次のように定義する。

行事というのは、祭典を構成するところの、開扉、献饌、祝詞奏上などをいうのであるから、筆者は行事とは〝祭典を構成する要素〟というのがよいと思う。次に作法についてであるが、これは長谷氏のいわれる「基本的動作」でも、小野博士の「儀礼的動作」でもよいと思うが、筆者は祭典奉仕・参列員の〝行儀礼法〟というのが適切ではないかと思う（12）

神社祭祀制度が、皇室・神宮の祭祀制度と同じく、古来の法制に則って整備されたと、沼部は考えている。それは、神社祭式を「神社祭祀の式（施行細則）」と捉えたところに端的に表れている。これを前提として祭式・行事・作法の意味を提示している。

……二　神社祭祀の構造とその変遷

近代の祭祀関係法令の出発点は明治八年制定の式部寮達「神社祭式」（以下、寮達「神社祭式」）にある。寮達「神社祭式」では、大中小の祭祀の区分はまだなく、個別の祭祀毎に式次第・祝詞・神饌が混然と規定されている。寮達「神社祭式」の規定する神社祭祀は、構造らしい構造を持たなかったが、敢て言うならば「木造平屋建て構造」であった（図1の右側参照）。明治三十年代の皇典講究所の礼典調査の成果である『神社祭式作法取調案』（13）によると、個別の祭祀毎ではあるが、式次第、祝詞、神饌は各々が独立分離し構造化の動きを示している。明治四十年には内務省告示「行事作法」ができ寮達「神社祭式」の式次第を補うようになる（図1参照）。

大正三年、勅令「神社祭祀令」・省令「神社祭式」が制定されると、式次第は、普遍的祭祀である大祭・中祭・小祭に対応する大祭式・中祭式・小祭式となり、汎用性を帯びる。この汎用的式次第を、大正三年に成立した新しい意味の「祭式」と考え、法令の枠組みとしての旧来の「祭式」と区別する。本章では新しい「祭式」の語義を検討する。ともあれ、ここに神社祭祀は完全に構造化され「地上二階地下二階の鉄筋コンクリート構造」となる（図2参照）。「鉄筋」としたのは、祭祀を頂点とする各構成要素の繋がりが明確になったからである。

大正三年に成立した神社祭祀の基本構造は現在まで連続している考えられる。次節で、それを証明したい。

図1　明治四十年

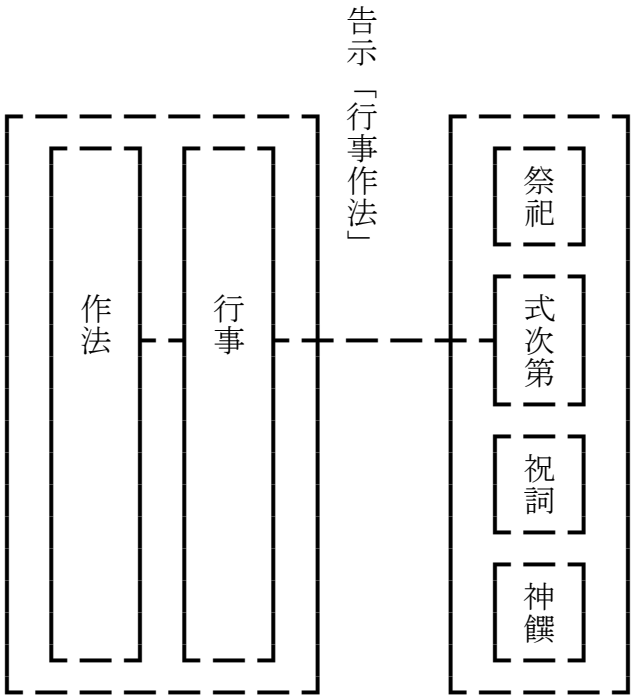

図2　大正三年

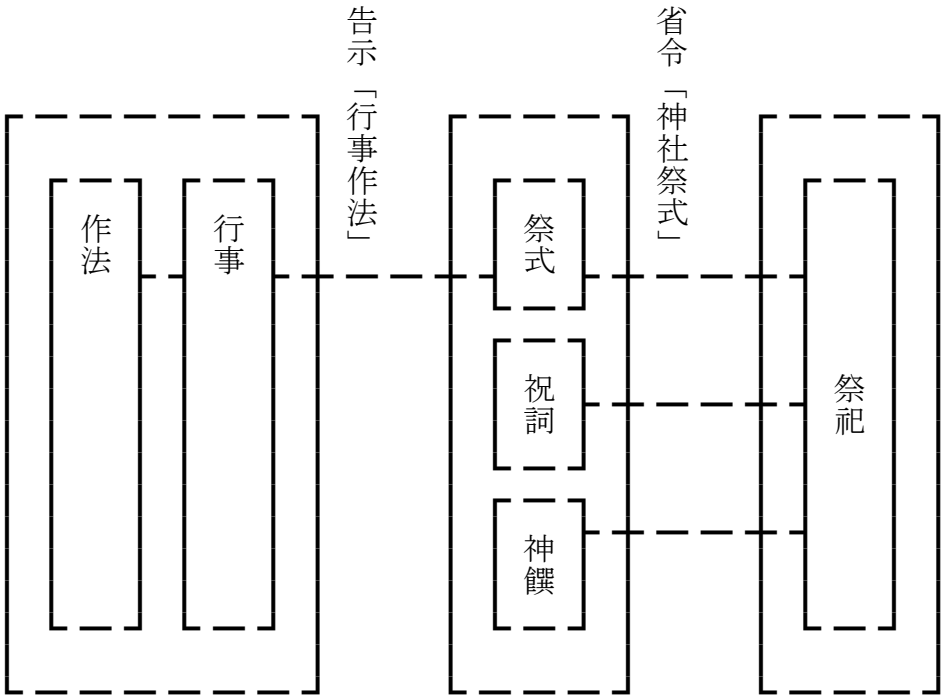

……三　神社祭祀の構造分析から分る「祭式」「行事」「作法」

神社祭祀に関する三法令および三規程は、論理学でいうところの外延的定義を用いている。つまり、祭祀、祭式、祝詞、神饌、行事および作法について、各概念の要素を選言的に全て列挙する。この外延的定義のみだと、各概念の構成要素が分らない。試しに、三法令で扱う諸概念を、その構成要素を以て定義してみよう。

①すべての祭祀は祭式、祝詞および神饌からなる

②すべての祝詞は言葉の次第からなる
③すべての神饌は品目の次第からなる
④すべての作法は動作の次第からなる
⑤すべての行事は「作法または動作」の次第からなる
⑥すべての祭式は「行事、作法または動作」の次第からなる

これら①から⑥が、筆者の主張である。ここでは、神社祭祀を単に「祭祀」とし、また、順序を付けて並べることを「次第」とした。ただし、規程「神社祭式」に「祝詞」の規則がないことを予め断っておく。どうだろう。主張①から⑥により「神社祭祀の全体構造」が浮び上って来ないだろうか。

本章では、神社祭祀の全体構造を念頭におきながら、祭式・行事・作法の語義を定義したい。ただし、もとより「完全なる定義」は望まない。必要なのは、神社祭祀において、三語がいかなる共通項をもち、いかなる差異をもつのか、ということに尽きる。そうはいっても、主張①から⑥は、用語の定義として不十分である。不十分を承知で、以下の項において、各主張の根拠を法令に求める。さらに、必要に応じ、三語を区別する新たな主張を追加する。規程については、法令との違いを確認した上で、なお、筆者の主張が成立つことを示す。

1　「祭祀」の三要素「祭式」「祝詞」「神饌」

三法令は全体として一つの機能をもつ。その機能とは、従来のマツリに近代的な構造を与えることである。「構造化されたマツリ」＝「祭祀」とは如何なるものか。ここでは、それを考察する。いきなり一般的な答を出すのは難しい。そこで、例として官幣大社熱田神宮の祈年祭を取上げ、これに三法令を適用してみよう。まず勅令「神社祭祀令」において、祈年祭は「大祭」という属性が与えられる。次に省令「神社祭式」においては、大祭用の祭式すなわち「大祭式」が引当てられる。同時に各種祝詞のうち、宮司および幣帛供進使が各々奏上する二篇の祈年祭祝詞が選ばれる。さらに大祭用の、かつ官幣大社という社格に応じた十一臺以上の神饌が選ばれる。まとめると、三法令により、官幣大社熱田神宮の祈年祭は、それに相応しい祭式・祝詞・神饌を下部構造に与えられる。他のマツリについても同様である。したがって、一般的な「祭祀」の全体構造は三つの下部構造をもち、

①すべての祭祀は祭式、祝詞および神饌からなる

と表される。これらの下部構造は、機能的に独立した要素といってもよい。ここに「祭式」はウゴキを、「祝詞」はコトバを、「神饌」はモノを、包括する要素である。さらに上述した「大祭式」をみると開扉・献饌・祝詞奏上などの行事が記述されている。これら行事は、概ね作法の組合せとして内務省告示「行事作法」で定められる、祭式の下部構造である。祭式の他、祝詞・神饌も構造をもつ。これら三要素の各構造については後述する。

右に示した主張①が「祭祀」の全体構造である。さて、構造には価値を反映させることはできない。三法令は祭式・祝詞・神饌をどのように扱っているのか、つまり何に重きを置いているのか。ここで確認しておこう。それは省令「神社祭式」をみれば見当がつく。同省令では「大祭式」「中祭式」「小祭式」「修祓」「祝詞」の条目が続き最終条目「雑則」の中の一項目として神饌が扱われる。祭式に関しては、これを補う内務省告示「行事作法」が別に設けられる。これらを考え合わせると、法令における重要性は祭式・祝詞・

神饌の順になろう。

一方、規程「神社祭式」には祝詞の定めはない。長谷は『現行祭祀制度五十年史』においてその背景を語る。

本庁設立後もG・H・Qの圧力は変はらず（中略）遂には「祝詞」の字句にまで干渉するやうになり、天皇、皇室、国家、勅使、上卿等の語も、使用禁止を命じたとのことである（14）

そして昭和二十一年二月九日、「神社ノ祭儀執行ニ関スル件」（本庁庶発第十三号通牒）によって

祝詞は「官国幣社以下神社祭式」の五「祝詞」に準じ、祭儀の趣旨に依り、神社に於て適宜作成する（15）

よう変更され、祝詞は規程から外れた。一方、祭式と神饌は法令同様、祭祀の要素として、規程に定められた。

2　「祝詞」の構造と位置付け

省令「神社祭式」には勅令「神社祭祀令」で定める大祭のうち四祭、中祭のうち五祭の祝詞が定められている。これら祝詞の構造は「文字の次第」でも「語句の次第」でも構わないが、ここでは「言葉の次第」としておく。

②すべての祝詞は言葉の次第からなる

主張②で表される構造は、後述する祭式のそれと比較すると非常に単純である。しかも祝詞の場合、言葉が具体的な動作や品目と結ばれることがないため、細かな取決めが不要となる。運用上は奉書紙にしかるべき文字が並び、それが宮司および幣帛供進使の口から滞りなく音として発せられるだけでよい。くどくどと説明したが、実は改めて「祝詞の構造」などというほどのものでもなく、法令上は祝詞の文面が記載されているだけである。

かかる単純な構造と取扱い易さ故に、法令における祝詞の扱いは祭式より軽い。もちろん祭祀の伝統では、神様に申上る「祝詞」が一番大切で（16）、祭祀毎に個別の祝詞が用意される。法令でもこれに従う。

さて先に述べたように祝詞は国家との結び付きを避けられないため、これを除いて規程「神社祭式」（神社本庁規程第九号）が昭和二十三年五月十五日に制定された。昭和四十六年の改正でも同様である。

3　「神饌」の構造と位置付け

省令「神社祭式」において、大中小の祭祀の区分と、社格に応じて神饌の臺数が規定される。品目は大祭の場合、和稲・荒稲・酒・餅・海魚・川魚・野鳥・水鳥・海菜・野菜・菓・塩・水と規定される。そして内務省告示「行事作法」ではこれら神饌の献撤の順序が規定される。そこで、神饌の構造を表すと、

③すべての神饌は品目の次第からなる

としてよい。ここでは特定の品目としては和稲・荒稲・酒・餅・塩・水しかなく他は総称であることに注目したい。神饌は入手のし易さを考慮すると品目を限定できない事情もあろうから、神饌には特殊性を許容したとも考えられる。祭祀学的には祝詞の次に重要視されるべき神饌が省令「神社祭式」においては「雑則」の一項目という極めて低い扱いを受ている。

上述のように、法令においては、祭祀の区分と社格が神饌の臺数を決定した。国家管理を離れた神社に社格はなくなった。かたや祭祀の区分は残った。しかし、これにより臺数が左右されることはなくなった。確認しておこう。規程「神社祭式」「第四　雑則」においては、神饌臺数の決りはない。ただし、品目は従前通りである。

4　「作法」の構造

小野、沼部の両先達の説を大胆に要約すると、結局、「作法は礼法」ということになる。礼法とは何か。両先達は説明しない。礼法が「礼儀作法」の略ならば、いわゆる、定義の循環と呼ばれる現象が起きている。たとえ、そうでなくても、同義語による置換えは、近接概念との区別には有効でない。噛砕いていえば、作法を礼法と定義したところで、行事もまた礼法ではないか、という次なる難問に突当る。故に、筆者は同義語を用いない。すなわち、祝詞、神饌を定義したのと同様、作法の内部構造に着目する。作法は主張④の形で定められる。

④すべての作法は動作の次第からなる

内務省告示「行事作法」「第二編　作法」上の「九　起座」を例に上げる。条文は以下の通りである。

先ツ両足ヲ爪立テ次ニ右膝ヲ起シテ立チナカラ左足ヲ進メテ右足ニ踏ミ整ヘ（中略）席ニ上下ノ別アル時ハ下座ノ膝ヨリ起スモノトス

現行規程における「進む起座」に対応する部分であるが当時はまだその名前はなく、しかも最初に正中作法を示し、最後に「上下ノ別」を注記している。引用前半の正中作法の部分を動作に分解すると以下のようになる。

㋐先ツ両足ヲ爪立テ
㋑次ニ右膝ヲ起シテ
㋒立チナカラ左足ヲ進メテ右足ニ踏ミ整ヘ

さて、字面だけ追うと㋒は、「立チナカラ／左足ヲ進メテ／右足ニ踏ミ整ヘ」と、さらに、三つに分解できそうだ。しかし、國大祭式の伝統によると、これらは、間断のない一続きの動作である。同様に、如何なる作法も動作に分解できる。逆にいうと、作法は「動作の次第」といえる。

ここで確認しておこう。「起座」は、内務省告示「神社祭式行事作法」なる法令で規定される法令用語である。そして、㋐㋑㋒は自明の動作として、説明に使用される一般用語である。蛇足ながら補足すると㋐㋑㋒は本当に自明な動作なのだろうか、という疑問が残る。㋐㋑はともかく、㋒は一読しただけでは分り辛く、実際の動作もかなり高度といえよう。㋒はある程度の実技訓練を経て、はじめて理解することのできる含蓄のある表現である。

規程「行事作法」の「起座」は「進む起座」と「退く起座」に分けられる。以下に「進む起座」を示す。

先づ脆き、次に下位の方の足を少しく進め、起ちながら上位の方の足を進めて、下位の方の足に整ふ（下略）

これは法令と同様に三動作に分解できる。

㋕先づ脆き、
㋖次に下位の方の足を少しく進め、
㋗起ちながら上位の方の足を進めて、下位の方の足に整ふ

法令における㋐㋑㋒が規程における㋕㋖㋗にそれぞれ対応している。法令と規程とは、その表現において若干の相違は認められるものの同じ構造をもつことが分る。

5　「行事」の主体

長谷は「色々な作法が組合せられて一つの行事が出来」るという。この見解は妥当ではあるが、なお再考の余地が残る。以下、順を追って、長谷の論を検証してみよう。例えば、「開扉」行事に「御錠ヲ解キ」（法令）「御錠を解き」（規程）という表現が出てくる。これは動作であって作法ではない。法令・規程のどこを見てもこのような作法は定められていない。本章において法令・規程に定められたものだけを「作法」と呼ぶことにする。したがって、行事の正確な構造は、主張⑤で表される。主張⑤を主張④とともに再掲する。

④すべての作法は動作の次第からなる

⑤すべての行事は「作法または動作」の次第からなる

主張④と⑤から、次の結論❺が演繹される。

❺すべての行事は動作の次第からなる

結局「作法も行事も動作の次第からなる」。作法と行事との違いは、動作の「量の違い」だけなのだろうか。

作法との「質の違い」を求め、内務省告示「行事作法」の「開扉」行事を例に考察を続ける。条文は次の通りである。

先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ斎主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座、斎主之ヲ受ケテ昇殿警蹕所役随行シテ階下ニ候ス　進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上案ハ予メ御扉ノ側便宜ノ所ニ設ク　ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク此間奏楽警蹕一同平伏次ニ神前ニテ再拝拍手二畢リテ側ニ候ス警蹕所役ハ斎主祗候ノ時復座

さきほど例示した「起座」に比べると込入った印象を受ける。その原因は、動作の主体が複数だったり、時間が前後することにある。試しに、この条文を動作の主体毎にまとめて整理すると、表1のようになる。

表1　開扉行事の分析（告示）

斎主	警蹕所役	御鑰所役	一同	（伶人他）
斎主之ヲ受ケテ昇殿	警蹕所役随行シテ階下ニ候ス	先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ斎主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座		
進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上				案ハ予メ御扉ノ側便宜ノ所ニ設ク

ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク				
	警蹕			
次ニ神前ニテ再拝拍手二畢リテ側ニ候ス		一同平伏		
	警蹕所役ハ斎主祗候ノ時復座			

右表1をみると「開扉」には斎主のほか二名の所役、その他が奉仕する。ここで、動作の主体に注目すると、

明示される主体…斎主・警蹕所役・所役・一同

暗示される主体…案後取・伶人

となる。他の行事をみても斎主、所役、後取あるいは参列者など、必ず複数の動作主体が出てくる。それに対し作法の動作主体は記述されない。この場合、暗示される主体もないのである。文法学における「主語‐述語」構造の、述語のみを集めた辞書のようなものが作法である。作法は「主体を限定しない」あるいは「不特定の個人を主体とする」ウゴキといえる。いずれにせよ、行事の主体が複数であるのと対照的である。ここでは、簡単のために、作法の主体は単数である、とする。ただし例外として、祝詞の持方がある。この条文は、

授受ニハ総ヘテ懐笏スヘシ但シ斎主祝詞ヲ受クル時ハ之ヲ笏ニ受ケ授クル時ハ笏ニ添ヘテ授クヘシ

とあり、後取の作法と斎主の作法を区別している。この例外は規程となった後も引継がれる。ひとつの例外に目を瞑れば「動作主体の単・複を基準として作法・行事が分類されている」といえる。

次に規程に移ろう。規程「行事作法」は「開扉」行事を

宮司御匙、御鑰を後取より受けて昇階し、警蹕所役所定の位置に著く。次に宮司御匙、御鑰を便宜の所に置く。次に御匙にて御錠を解き、先づ御匙、次に御錠を便宜の所に置く。次に御鑰を執りて枢を解き、御鑰を便宜の所に置く。次に雄扉の端に右手を上、左手を下に配して之を開き、次に雌扉の端に左手を上、右手を下に配して之を開く此間奏楽警蹕を行ひ諸員平伏又は磬折す次に一拝。畢りて側に祗候す。警蹕所役本座に復す

と定める。これをまた動作主体毎にまとめると表2のようになる。動作主体の呼び名をみると、「斎主」が「宮司」に、御鑰を扱う「所役」が「後取」に、「一同」が「諸員」に、それぞれ変更されている。当変更は、昭和十七年の「改正神社祭式行事作法」（内務省告示第六百八号）から適用された。また御扉に掛ける宮司の手の位置が定められたのも（御鑰）後取の動作が明示されなくなったの

もこのときである。昭和二十三年の規程「神社祭式」（神社本庁規程第十号）では御匙・御鑰の置き場所が変更された。他の行事でも、その内容を詳細に検討すると、いくつかの変更点を指摘できる。しかし複数の動作主体により行事が構成されることに変りはない。

表2　開扉行事の分析（規程）

宮司	警蹕所役	後取	諸員	（伶人）
宮司御匙、御鑰を後取より受け昇階し、				
	警蹕所役所定の位置に著く。			
次に宮司御匙、御鑰を便宜の所に置く。次に御匙にて御錠を解き、先づ御匙、次に御錠を便宜の所に置く。次に雄扉の端に右手を上、左手を下に配して之を開き、次に雌扉の端に左手を上、右手を下に配して之を開く				
	警蹕を行ひ			此間奏楽
			諸員平伏又は磬折す	
次に一拝。畢りて側に祗候す。				
	警蹕所役本座に復す。			

6　「祭式」と「行事」「作法」との違い

省令「神社祭式」において「祭式」という言葉が単独で現れることはない。祭式は当該法令中「大祭式」「中祭式」「小祭式」のかたちで現れる。大祭式は勅令「神社祭祀令」における「大祭」のための祭式（中祭式、小祭式についても同様）と考えられる。つまり、

大祭式・中祭式・小祭式の上位概念として、祭式を仮定する。

長谷は「行事を順序正しく次第を立てられて式が出来る」という。長谷の主張を検証してみよう。省令「神社祭式」中、大祭式（祈年祭新嘗祭及例祭）、中祭式および小祭式はいずれも、

当日早旦社殿ヲ装飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

で始る。まず、法令には「社殿ヲ装飾」する「行事」も「作法」もないので、これは動作と見なす。次に、「座ニ著ク」行事はないが「著座」という作法がある。したがって、長谷の主張は、筆者の主張⑥によって補正される。例証は省くが、主張⑥は規程についても当てはまる。主張⑥を主張④結論⑤とともに再掲する。

④すべての作法は動作の次第からなる

❺すべての行事は動作の次第からなる

⑥すべての祭式は「行事、作法または動作」の次第からなる

主張④結論❺および主張⑥から、次の結論❻が演繹される。

❻すべての祭式は動作の次第からなる

ここで、主張④結論❺❻は「すべての祭式、行事および作法は動作の次第からなる」とまとめられる。

次に祭式と行事・作法を分けよう。まず、行事を含む祭式は、動作主体が複数なので作法と区別される。では、祭式と行事との違いは何か。そこで改めて主張①に着目する。すると、祭式は祭祀の「ウゴキを包括する要素」すなわち「動作次第の全体」である。かたや行事は「動作次第の部分」となる。作法もまた動作次第の部分である。つまり、表3の如く、三者の分類基準は二つで、「次第の全体か部分か」および「主体が複数か単数か」である。

表3　祭式・行事・作法の分類

	祭式	行事	作法
動作次第の全体か部分か	全体	部分	部分
動作主体が複数か単数か	複数	複数	単数

7　「祭式」「行事」「作法」の語義

以上の考察で得られた「祭式」「行事」「作法」の内容を文章化すると、以下の語義が得られる。

○祭式とは、祭祀における動作次第の全体。祭式は行事および作法を含む。

○行事とは、複数の祭員あるいは参列者が行う、祭祀における動作次第の一部分。行事は作法を含む。

○作法とは、個人が行う、祭祀における動作次第の一部分。

……おわりに

先行研究によると祭祀関連用語の意味は法令・規程と深い関係にあった。本章においても同じ認識のもと、法令・規程の定める神社祭祀の内容に注目した。すると、神社祭祀は確かな構造をもつことが分った。そして、神社祭祀の構造を分析することにより「祭式」「行事」「作法」の意味を導出した。すなわち祭式とは、祭祀における動作次第の全体。祭式は行事および作法を含む。また行事とは、複数の祭員あるいは参列者が行う、祭祀における動作次第の一部分。行事は作法を含む。そして作法とは、個人が行う、祭祀における動作次第の一部分、となる。得られた語義は完璧ではないにしろ、神社祭祀の構造に基いた「妥当な定義」となっている。それらは長谷晴男の説を補うものである。同時に、三語の意味は、祭祀関連法令が整備された明治末から大正初年にかけて確立し現在まで連続している、ということができる。

【註】

(1) 長谷晴男『神社祭祀関係法令規程類纂』再版（国書刊行会、平成元年四月）に拠る。以下、神社祭祀関係の法令と規程（現行を除く）は同書に拠る。
(2) 『神社本庁規程類集』五次改訂（神社新報社、平成十四年十月）に拠る。以下、現行の神社祭祀関係の規程は同書に拠る。
(3) 長谷晴男『現行神社祭式行事作法教本』（昭和二十一年八月）六頁。
(4) 同右、一四～一五頁。
(5) 長谷晴男『神社祭式沿革史』（昭和四十二年一月）二頁。
(6) 茂木貞純執筆「行事作法」（國學院大學日本文化研究所編『神道事典』縮刷版初版三刷、弘文堂、平成十五年七月）。
(7) 小野祖教「法令と規程から見た祭式基本語の研究」『神道宗教』三十五（昭和三十九年六月）四八頁。
(8) 同右、四五頁。
(9) 同右、四五頁。
(10) 沼部春友「神社祭式の成立と原義」（『國學院雑誌』一〇七巻一〇号、平成十八年十月）十八頁。
(11) 同右、一六～一七頁。
(12) 同右、一七頁。
(13) 神社本庁蔵『神社祭式作法取調案』。
(14) 長谷晴男『現行祭祀制度五十年史』第三版（神社新報社、平成十七年八月）八～九頁。
(15) 同右、一五頁。
(16) 西角井正慶は祝詞奏上を「祭典中の中心をなす重要な一次第」と見なしている（『祭祀概論』十八版（神社新報社、平成十六年五月）一二三頁）。
(17) 行事作法に関する書物で、式部寮達「神社祭式」では扱われなかった起居進退の作法まで独自に定めている。例えば権田直助『祭典式』、半井真澄『神職宝鑑』、神崎一作『祭典式作法』などが挙げられる。

‥第四章　明治四十年「神社祭式行事作法」制定の過程

‥‥はじめに

本章では、内務省告示「神社祭式行事作法」（以下、内務省告示「行事作法」）策定のための調査報告書たる『神社祭式作法取調案』『神社祭式行事作法書』の二冊の内容を考察する。この二冊を扱った研究者は、小野和輝と安江和宣の二名である。小野は祝詞奏上（1）、安江は階の昇降の作法について（2）、各々、作法の沿革を交え詳細に論じている。いっぽう筆者は個別の作法よりも、むしろ近代神社祭祀制度全体に目を向け両書を検討したい。まず内務省告示「行事作法」の原型となるのは『神社祭式行事作法書』であるが、その前提として式部寮達「神社祭式」の改定版として準備された『神社祭式作法取調案』（3）が注目される。なぜならばこの『神社祭式作法取調案』が大正三年の内務省令「神社祭式」のもととなったと考えられるからである。それでは両書の内容を検討する前に、当時の時代背景を確認しておきたい。

‥‥一　礼典調査と内務省の期待

明治三十年代に入ると、皇典講究所において旧儀古式が調査されるようになる。『國學院大學八十五年史』には、当時の状況が描かれている。

明治三十年頃より所長代理の佐佐木高美氏は（中略）礼典の調査の準備委員に佐佐木高美・杉浦重剛・宮地嚴夫・井上頼圀の諸氏を嘱託して、祭典を始め誕生・成年・結婚・葬儀等に関する諸礼典の研究調査を行った。かくて同三十三年六月曩に開設した神職講習会に引続いて礼典調査会を設置し、準備委員に金子有道・杉浦重剛・小中村義象・宮地嚴夫・井上頼圀・荻原厳夫・久保悳鄰・佐伯有義・本居直臣・須田直太郎・大宮兵馬・三浦周行の諸氏を委嘱した。即ち調査すべき事項は祭典・諸礼・有職故実及び以上に属せぬ他の総べての礼典儀式であった。／豫て内務省は各神社に於ける祭式の整理統合を感じてゐた事とて、皇典講究所のこの計画に大いに賛襄し、翌三十四年三月皇典講究所に神社祭式作法の取調を委嘱（傍点筆者）（4）

右によれば、皇典講究所に杉浦・宮地・井上など錚錚たる顔触れが集い「総べての礼典儀式」を対象とした調査のもと「祭式の整理統合」が企劃されたことがわかる。

皇典講究所において礼典調査が行われていた当時の社会状況を小室徳は次のように述べている。

日露の戦役は陸に海に大勝を収めて翌年の三十八年に終結した。これ陛下の御稜威と歴代神霊の加護によるものであるとて、上下一般に敬神崇祖の念は昂上した。従つて戦後に於ける神社の経営は、国民思想指導の上に最も大節であるといふことが識者間に認められ、政府も亦考ふる処あつてか神社中心主義を力説し、且つ吾人年来の官国幣社々費の復活、府県社以下神社の維持問題に対しては、これを政府案として議会に提出する至つた。貴衆両院の賛成者たる議員諸氏は熱心に同志の勧誘につとめられ、周到なる用意の下に議会に臨んだのみならず、時の神社局長水野練太郎氏は非常なる好意と大なる決断とを以て、本問題を処理せられたので、官国幣社経費国庫支弁及府県社以下神社神饌幣帛料供進の二件は、全会一致を以て貴衆両院を通過し、殊に衆議院にては神社のために有利なる修正を加へられた。かくて前者は四十年四月二日より施行せられ後者も亦勅令第九十六号を以て公布され茲に吾人の宿望の一つは満たされ、国家の宗祀たるの名実始めて備つた（5）

右によると、神社経営が国民思想に及ぼす影響を政府は認識していたことになる。そして、神社局長の水野錬太郎は官国幣社経費支弁

と府県社以下神社神饌幣帛料供進の二件に尽力した、という。水野は局長退任後、神饌幣帛料供進に絡めて、次のような発言をしている。

今までは、府県社というても、府県といふ団体と何か関係があるかといふと、何等関係がない。郷村社も其通りで、唯、名称上の区別はあつたが、実質上の差はなかつた。是は、何とか実質上の差を付けなければならぬ。（中略）府県社は、一府県崇敬の社としてある以上は、其府県崇敬の実を現はす方法を考なければならぬといふ所からして、府県社には、府県といふ公共団体から神饌幣帛料を供進し、郷社には、郡又は市といふ公共団体、村社には、市又は町村といふ公共団体から神饌幣帛料を供進し得るといふ勅令を、一昨年出して、各公共団体から幣帛を供進することが出来ることにした。（中略）茲に於て始めて、公共団体と其土地の神社の聯絡が付いて来た。是は、実によいことと思ふ。どうしても、神社を公共団体の中心として、其の団体員の共同崇敬の表的となし、公共の一致を図るといふことは、行政の上から見ても、極めてよいことゝ思ふ。是れで初めて、府県社郷社村社の名と実が相伴ふことが出来たのである（6）

神饌幣帛料供進は「公共団体と其土地の神社の聯絡」をつけ「神社を公共団体の中心として、其の団体員の共同崇敬の表的となし、公共の一致を図る」という、内務省の期待があったことが分る。また、水野のあとを受け神社局長となった井上友一は「神社中心の説」と題した演説で以下のように語っている。

地方自治の上に円満なる治蹟を挙げんとするには、民心の協同といふことは最も大事な事であり、殊に、敬神の念に富んで居る我国民には、神社を中心として民心の結合を図るといふことは、取訳けて大切であると思ひます（7）

右井上の言によると「神社を中心として民心の結合を図る」ことが、当時の神社局の施策であった。時代は多少前後するが、明治三十年代、内務省が「各神社に於ける祭式の整理統合を感じてゐた」背景には、水野や井上が理想とした地方政策と分ち難い関係がある、と考えられる。

これより三十年ほど前になるが明治五年十一月十五日、官幣社の経費削減のため教部省達第二十六号が布達された。根拠として「官幣社ハ諸神社之模表神官ハ諸民之先導ニ候得ハ別テ朝旨ヲ遵奉シ旧習ヲ洗脱可致」とされた。このように神社（特に官幣社）は社会の摸範たることが求められた。これに対し、明治四十年頃の神社中心主義においては、神社は「公共団体の中心」かつ「民心の結合」の場として期待されている。このように、中央集権から地方分権への移行に伴い、行政が神社に求める機能が変ってきたようである。かかる状況のもと、内務省が皇典講究所に対し神社祭式作法の取調を委嘱したことを、まずは指摘しておく。

……二　神社祭祀を網羅した『神社祭式作法取調案』

1　『神社祭式作法取調案』の概要

『神社祭式作法取調案』には成立年月を示す書込みがないが、先述の『八十五年史』引用箇所によると、明治三十六年八月ということになる。この冊子は先に掲げた引用にあるようにまさに「大綱」である。中央に「皇典講究所」と印刷された、一葉二十行の罫紙が、全部で八十葉に上る。「凡例」と「神社祭式作法草案總目」と名付けられた目次を除くと、本文は全四編で第一編「儀式」（58葉）第二編「行事」（5葉）第三編「作法」（4葉）第四編「雑事」（2葉）となる。括弧内には使用された罫紙の枚数を示した。以下に『神社祭式作法取調案』の概略を紹介する。まず、「凡例」には一つ書きの形式で四箇条にわたり、本書編纂の方針が示されている。

一此式ハ明治八年式部寮編纂ノ神社祭式ニ拠リ洽ク古来ノ祭儀式典ヲ参照シテ編纂ス
一此式ハ儀式行事作法雑事ノ四編ニ分チ各編相待チテ以テ祭式ノ完備ヲ期スルモノトス
一儀式ハ主トシテ官国幣社制限図ヲ標準トシテ編成ス故ニ社殿ノ構造ニ依リ或ハ此式ニ拠リ難キモアラハ取捨スヘシ
一行事及作法ハ文辞ヲ以テ悉シ難キ所少カラス故ニ要領ヲシメスニ止ム

このなかでは、特に前半の二箇条が重要と思われる。つまり、本書は「式部寮編纂ノ神社祭式ニ拠リ」「祭式ノ完備ヲ期スルモノ」である。内容を「神社祭式作法草案総目」から垣間見ると全体は四編からなる。まず第一編「儀式」は次の四章からなる。

○第一章「恒例祭式」例祭式・祈年祭式・新嘗祭式・一日祭式・元始祭式・紀元節祭式・天長節祭式・大祓式・孝明天皇祭遥拝式・神武天皇祭遥拝式・神嘗祭遥拝式
○第二章「臨時祭式」地鎮祭式・上棟祭式・新殿清祓式・新殿祭式・遷座式・遷座奉幣式・臨時奉幣式
○第三章「幣帛神饌」例祭幣帛・例祭神饌・祈年祭幣帛・祈年祭神饌・新嘗祭奉幣・新嘗祭神饌・一日祭神饌・元始祭神饌・紀元節祭神饌・天長節祭神饌・大祓祓物・地鎮祭祭物・地鎮祭神饌・上棟祭神饌・新殿清祓式祓物・新殿祭祭物・遷座奉幣式幣帛・遷座奉幣式神饌
○第四章「祭文祝詞」例祭祭文・例祭祝詞・祈年祭祭文・祈年祭祝詞・新嘗祭祝詞・新嘗祭祭文・一日祭祝詞・元始祭祝詞・紀元節祭祝詞・天長節祝詞・大祓詞・地鎮祭祝詞・上棟祭祝詞・新殿清祓式祓詞・新殿祭祝詞・仮殿遷座式本殿祝詞・仮殿遷座式仮殿祝詞・本殿遷座式仮殿祝詞・本殿遷座式本殿祝詞・遷座後奉幣式祭文・遷座後奉幣式祝詞・臨時奉幣式祭文・臨時奉幣式祝詞・諸祭祓式祓詞・諸祭祓式略詞・返祝

第二編「行事」には章立てはなく以下の項目が並ぶ。

開扉及閉扉・神饌献撤・祝詞奏上・玉串奉奠・大麻行事・塩湯行事・手水・警蹕・奉幣

第三編「作法」にも章立てはなく以下の項目が並ぶ。

起拝（再拝・四度拝・八度拝）・座拝・立拝・伏拝・揖・座揖・立揖・沓揖・拍手・起座・著座・膝行・膝退・屈行・逆行・跪居・蹲居・磬折・把笏・持笏・正笏・置笏・平伏

最後に第四編「雑事」は、

斎戒心得・参向官心得

となる。右に掲げた総目をみると、おおよそ、第一編「儀式」が式部寮達「神社祭式」、第二編「行事」第三編「作法」が内務省告示「行事作法」に、それぞれ対応している。分量としては、第一編が全体の八割を占める。そのなかでも、第一章「恒例祭式」第二章「臨時祭式」と章立てられた、十八の祭祀の式次第が大部分をなす。これらの式次第のうち「元始祭式〈一月三日中祭〉」を一例として以下に示す。

当日早旦神殿ヲ装飾ス
午前第九時宮司以下祓所ノ座ニ著ク
豫メ祓所ヲ鋪設シ大麻及塩湯ヲ設ク

次主典祓詞ヲ読ミ大麻ヲ執リテ神饌及神職ヲ祓フ
次主典塩湯ヲ執リ神饌及神職ヲ清ム
次宮司以下庭上ノ幄舎ニ就ク
次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開キ主典警蹕一同平伏畢リテ復座
　此間奏楽
次禰宜以下神饌ヲ供ス
　此間奏楽
次宮司祝詞ヲ奏ス此間一同平伏
次主典玉串案ヲ中門ニ設ク拝殿ヲ用フルモ妨ナシ
次宮司以下玉串ヲ奉リ拝礼
次主典玉串案ヲ撤ス
次禰宜以下神饌ヲ撤ス
　此間奏楽
次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ閉チ主典警蹕一同平伏畢リテ復座
　此間奏楽
次退出

2　式次第の変化

右に掲げた「元始祭式」は大正三年の内務省令「神社祭式」では「中祭式」に集約される。比較のため、「中祭式」を次に示す。

二　中祭式

当日早旦社殿ヲ装飾ス
時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク
次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏楽
次権宮司若ハ禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏楽
次宮司祝詞ヲ奏ス
次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼
次権宮司若ハ禰宜以下拝礼
次権宮司若ハ禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏楽
次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間奏楽
次各退出

この二つの式次第、そして先述の式部寮達「神社祭式」における元始祭の部分の三者の記述を比較すると、大きくみて、二つの変化

が確認できる。第一は祝詞と神饌に関する変化、第二は式次第に関する変化である。

第一の変化は、祝詞と神饌の扱いである。式部寮達「神社祭式」においては、式次第の途中に祝詞が組込まれ、式次第のすぐ後に神饌が続く。個別の祭祀毎にこの三者が渾然一体となっているのである。では『神社祭式作法取調案』ではどうだろうか。祝詞・神饌は式次第から分離して別章に記載されている。まず祝詞は「第四章　祭文祝詞」に以下のように別記される。

八　元始祭祝詞

掛巻母　畏伎
某大神乃　大前尓　宮司位爵氏名恐美　恐美母申左久年乃　始乃　今日乃　足日尓
天津日嗣乃　元始乃　事由乎　仰伎　畏美　神祝左伎祝左伎奉留刀之・大前尓　持斎麻波里　慎美　敬比　奉留　幣帛波　御食波
和稲荒稲尓　御酒波　・上高知・腹満並・　鰭乃　広物鰭乃　狭物奥津藻菜辺津藻菜甘菜辛菜尓　至留万伝　置足波志・　御祭
仕奉留　事乎　平介久聞食・　天皇乃　大御世乎　斎奉里　福奉里　給比　生坐須　皇子等乎母守給比　恵給比　仕奉留　百官人
等公民尓　至至留万伝尓弥遠長尓　立栄衣之米　給閉刀恐美　恐美母申須

次に神饌は「第三章　幣帛神饌」「八　元始祭神饌」に次のように定められる。

八　元始祭神饌〇大社十臺〇中社九臺〇小社八臺
和稲荒稲　酒二瓶　餅
海魚　川魚　鳥
海菜二品　野菜二品　菓
塩水
但中小社ニハ鳥ヲ除キ小社ニハ海菜野菜一品宛一臺トス

以上にみたように、『神社祭式作法取調案』においては、祝詞・神饌が式次第から分離独立したことを指摘しておく。内務省令「神社祭式」においても同様で、さらに神饌の組合せが大中小の祭祀区分に対応して三種に集約されたことを付加えておく。

第二の変化は、式次第の適用範囲である。式部寮達「神社祭式」および『神社祭式作法取調案』では元始祭の式次第は元始祭以外の祭祀に用いられることはない。一方、内務省令「神社祭式」の中祭式は「神社祭祀令」で中祭（歳旦祭・元始祭・紀元節祭・天長節祭・明治節祭に加えて「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀」）に区分される複数の祭祀に適用される汎用性のある式次第になっている。以上、式次第の変化をまとめると表1のようになる。

表1　式次第の変化

	祝詞・神饌	適用祭祀の数
寮達「神社祭式」	混在	1
『作法取調案』	分離	1

省令「神社祭式」分離　5以上

3　祭祀区分の試み

右にみた式次第の変化は何を意味しているのだろうか。もう一度、『神社祭式作法取調案』の「元始祭式」の冒頭に注目してみよう。

五　元始祭式　一月三日中祭

割註に祭日とともに「中祭」の書込みがみえる。他の式次第をみると、「中祭」のほか「大祭」と「小祭」の書込みがある。これら大祭・中祭・小祭は祭祀の区分を表すものと考えられる。ここに、『神社祭式作法取調案』所載の祭祀がどのように区分されているのか、それらをまとめると左のようになる。

「大祭」例祭式・祈年祭式・新嘗祭式・遷座式・遷座奉幣式・臨時奉幣式
「中祭」一日祭式・元始祭式・紀元節祭式・天長節祭式・大祓式・地鎮祭式・上棟祭式・新殿清祓式・新殿祭式
「小祭」孝明天皇祭遥拝式・神武天皇祭遥拝式・神嘗祭遥拝式

右に中祭とされたうち「一日祭式」「紀元節祭式」「天長節祭式」は、先に例として挙げた「元始祭式」と、祭日以外は全く同一の次第である。『神社祭式作法取調案』では、祭祀の区分に応じた、式次第を摸索していたといえる。そもそも明治二十七年の訓令三二七号において、神社祭祀は、おおよそ、伝統的な「大祭」と、新しい「公式ノ祭祀」に区分されている。この二種の祭祀群は、由来や由緒の違いにより区分されている、と推測する。元来、祭祀の由来・由緒は様々であるから、この方法で、祭祀を網羅的に区分するのは難しい。一方、この『神社祭式作法取調案』では、すべての神社祭祀を大祭・中祭・小祭の三種に区分している。大中小という名付けからして、各々の祭祀の由来・由緒には目を瞑り、取敢えず大雑把に序列をつけたのではないかと思う。言うまでもなく、この合理的に一元化された、祭祀区分が大正三年の「神社祭祀令」につながっている。

大正三年の内務省令「神宮並官国幣社以下神社において行ふ恒例式」により神社祭祀の範囲が限定された。すなわち、『神社祭式作法取調案』記載の遥拝式と大祓は「神社祭祀」ではなく「恒例式」となった。

第二条　官図幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇霊祭遥拝
神武天皇祭遥拝
秋季皇霊祭遥拝
神嘗祭遥拝
大正天皇寮遥拝
大祓

右の遥拝式と大祓は、神饌献撤を伴わないため、「神社祭祀」と式次第を共有できない。これらを別扱いとすることで、神社祭祀は、カタチを整えることができた。そのカタチとは、内務省令「神社祭式」中の「大祭式」「中祭式」「小祭式」である。これらは普遍的な祭祀である「大祭」「中祭」「小祭」に対応する汎用的な式次第となっている。この汎用的式次第が、大正三年に成立した、新しい

意味の「祭式」であると、筆者は考えている。その内容については第三章において詳細に論じた。

4　『神社祭式作法取調案』における行事作法

さて、『神社祭式作法取調案』と『神社祭式行事作法書』は皇典講究所の礼典調査の成果であることは、先に紹介した。では、礼典調査の目的を改めて確認しておこう。「礼典調査会規則、目下調査必要事項」（『國學院大學八十五年史』史料篇）には以下のようにある。

一、神社の祭式及拝式ニ関スル坐礼・立礼ノ行事並ニ作法ヲ一定スル事
一、殿上式或庭上式ノ区別ヲ明ニスル事
一、大礼服ニテ祭儀奉仕ノ時及大礼服通常礼服、其他制服等ニテ神社ヲ拝スル時ノ作法ヲ一定スル事
一、外国人参拝ニ関スル儀式作法ヲ一定スル事
一、官国幣社年中行事ヲ編纂スルコト
一、各神社古式ノ神楽及音楽ヲ調査スル事
一、神饌品目及調理法等ヲ調査スル事
一、各神社ヨリ授与スル神符神像等ノ式法ヲ調査スル事
一、各神社ニ伝来スル古式旧儀ヲ調査スル事

『神社祭式作法取調案』はその名前からして、右第一条の目的に沿って編纂されたものである。しかしながら、行事作法に関する内容は全体の二割にも満たない。この他に先述の、式次第・幣帛・神饌・祝詞・斎戒を含むことから、神社祭祀を総合的に調査して、行事作法を定めたことが分る。その結果が「第二編　行事」「第三編　作法」にまとめられている。第二編・第三編の目次をみると、内務省告示「行事作法」と大差なく、礼典調査開始後三年にして、法令の基本骨格が既に出来上がっていたことを表している。しかし『神社祭式作法取調案』の完成度が高いといっても、法制化するためには、まだまだ検討の余地があった。以下にその一端を示そう。

神職が祭典中、多用する作法に「揖」という作法がある。拝礼作法中、最も軽い儀礼なので、祭祀学的に注目されることはほとんどない、と言ってもよい。しかし、軽いが故に、祭典の至る所で用いられる儀礼でもある。揖の扱い方次第で、法令文の巧拙に大きな差が出る。『神社祭式作法取調案』において揖は、次の四箇条により規定されている。

五　揖
先ツ正笏シテ笏ヲ腹部ノ方ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲ云フ
揖ニ深揖ト小揖トノ別アリ腰ヲ折ルコトノ浅深ニ由ル
六　座揖
坐ナカラ揖スルヲ云フ
七　立揖
立チナカラ揖スルヲ云フ
八　沓揖

沓ヲ脱カントスル時又ハ穿キタル時ニ揖スルヲ云フ

右の四箇条が内務省告示「行事作法」では次の二箇条になる。

三　座揖

座シタルマヽ正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

四　立揖

立チタルマヽ正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

○揖ニ深揖、小揖ノ別アリ腰ヲ折ルコトノ浅深ニ依ル

揖ハ座ノ起著、列ノ離就、階段ノ昇降、殿舎及神門ノ出入、物品ノ授受、尊前ノ進退、行事ノ前後、沓ノ著脱等ニ行フ所作ナリ

神饌献撤、祝詞奏上ノ前後及御鑰ヲ捧持セル時等ニアリテハ正笏セサルコトアルヘシ

「○」以下の注釈においては、まず深揖・小揖の区別を示し、次に揖を行うべき場合を列挙している。この注釈に皇典講究所の創意工夫が窺われる。その効果については、後ほど、改めて紹介しよう。

5　斎戒に関する心得

『神社祭式作法取調案』は、その名前にそぐわず式部寮達「神社祭式」の改正案とも言うべきものである。「第四編　雑事」には斎戒に関する心得が記載されている。以下に全文を引用する。

第四編　雑事

一　斎戒心得

第一　斎戒ヲ分チテ致斎散斎ノ二種トス

第二　致斎ノ日ハ沐浴シテ火食ヲ厳ニシ祭事ノ外一切ノ事務ニ関セサルモノトス

第三　散斎中ハ毎朝沐浴シテ飲食衣服ヲ平常ノ所用と異ニシ喪ヲ弔ハス諸穢ニ触レス謹慎スルモノトス

第四　大祭ノ時神殿ノ内ニ参入スル者ハ前三日散斎当日致斎タルヘシ

第五　大祭ノ時単ニ大床ニ昇リ或ハ庭上ニ於テ勤仕スルモノハ前二日散斎当日致斎タルヘシ

第六　中祭ノ時殿内ニ参入シ御扉ノ開闔ヲ奉仕スルモノハ第四項ニ準ス

第七　中祭ノ時単ニ大床ニ昇リ或ハ庭上ニ勤仕スルモノハ前一日散斎当日致斎タルヘシ

第八　小祭及遥拝式ハ凡テ当日散斎タルヘシ

第九　事アリテ殿内ニ参入スヘキ時ハ前一日散斎当日致斎タルヘシ

第十　凡テ祭事ニ非スト雖モ神殿ニ昇降スル者ハ当日散斎タルヘシ

二　参向官心得

第一　官国幣社例祭祈年祭新嘗祭ニハ府県知事参向ス

但知事已ムヲ得サル事故アリテ自ラ参向シ難キ時ハ書記官若クハ在庁高等官ヲシテ代理セシムコトヲ得

第二　随行員ハ府県属二名トス
第三　参向官及随行員ハ前一日散斎当日致斎タルヘシ
第四　参向官ハ祭典ノ前必ス幣帛ヲ内検シ遺漏ナカラシムヘシ
第五　参向官及随行員ノ祭場ニ於ケル進退ハ一ニ本書掲クル所ノ作法ニ拠ル

右案がもととなり大正三年に内務省令「官国幣社以下神社神職斎戒ニ関スル件」（以下、内務省令「斎戒規程」）が制定された。以下にその省令の本文を示す。

第一条　祭祀ニ奉仕シ又ハ参向スル者ハ大祭、中祭ニハ其ノ当日及前日小祭ニハ其ノ当日斎戒スヘシ
第二条　斎戒中ニ在ル者ハ喪ニ与ル等其ノ他凡テ汚機ニ触ルルコトトヲ得ス

『神社祭式作法取調案』では全十五箇条に及ぶ詳細な規定が法令では僅かに二箇条のみとなっている。斎戒については『神社祭式行事作法書』にも案があるので後ほどまとめて検討する。

……三　行事作法に特化した『神社祭式行事作法書』

1　『神社祭式行事作法書』の成立と概要

『神社祭式行事作法書』は、筆跡の異なる次の三冊が、合冊されたものである。

○「神社祭式行事作法書」（以下、「行事作法書」）
○「祭式行事作法書附箋辨明書」（以下、「附箋辨明書」）
○「神社祭式行事作法書朱書附箋説明」（以下、「附箋説明」）

『神社祭式行事作法書』の成立過程は複雑であるが、安江和宣は次のように、三段階に分けて成立したと理解している（8）。

【皇典講究所→神宮司庁】皇典講究所は「行事作法書」の原案を作成し、これを神宮司庁に対して送付する。
【神宮司庁→皇典講究所】原案を受取った神宮司庁は、これに附箋を貼り付け、その説明「附箋説明」とともに皇典講究所に返送する。
【皇典講究所→神社局】皇典講究所は「附箋説明」に対して「附箋辨明書」を作成、原案に神宮司庁の附箋の内容を書き入れ「行事作法書」を清書し、「附箋辨明書」「附箋説明」と合冊して神社局に提出した。

『神社祭式作法取調案』が神社祭祀全体を網羅するのに対し、「行事作法書」は内務省告示「行事作法」同様、行事作法のみを対象としている。前節で説明したように、『神社祭式行事作法書』は全三部から成っている。その内の最初の部「行事作法書」をここで紹介する。まず凡例を次に示す。

一　本書ハ明治八年三月式部寮編纂ノ神社祭式ニ依リ其行事作法ヲ一定センガ為ニ編成セシモノナリ
二　行事作法ノ事古来諸家其説ヲ異ニス故ニ本書ハ諸説ヲ参酌シテ時宜ニ適セルモノヲ採リ又新ニ制定セルモノアリ要ハ事理当ニ然ラザルベカラズト認定セシモノニ依レリ各種ノ名称等モ亦然リ
三　行事中神社祭式ニ神官ノ長官トアルヲ斎主、同次官トアルヲ副斎主若クハ伝供長其他主典或ハ雇トアルヲ何々所役若クハシドリト名称セリ此ノ名称ハ府県社以下ノ神職ニモ適用スルコトヲ得、且ツ今ヤ祭式ノ普通名詞トナリ居レバリ
四　行事ノ部ニ於テハ成ルベク作法ニ属スルコトヲ省略シ起座、懐笏、再拝、拍手、警蹕神社祭式ニハ警蹕ノ名称ナシト雖モ古

来開閉扉等ニ伴フ所作ナレバ尚載セタリ等ノ名称ヲ次第シテ大体ノ順序ヲ明ニシ揖拝、膝行、膝退等総テノ所作ハ作法ノ部ニ於テ先ツ其ノ定義ヲ下シコハ行事中如何ナル場合ニ為スベキ所作ナルカヲ附記シテ煩雑ヲ避ケタレバ応用ノ際仔細ノ注意ヲ要ス

五　御鍵、祝詞、玉串等ノ授受法及ビ三方、案、薦等ノ持方ハ作法ノ部ニ示スベキモノナレドモ稍々詳細ナル説明ヲ要スル事項ナルヲ以テ煩雑ヲ避ケムバタメ特ニ雑載ノ部ニ記セリ

六　本書モト神社祭式ニ依レリ故ニ同式以外ノ事ニ渉ラザランコトヲ期シタレドモ尚他ニ二三ノ必要ナル事項ヲナシトゼズ依テ之ヲ附録トセリ

七　雑載中ノ斎戒ハ古今ノ斟酌シテ制定セリト雖モ各神社ニ於テ旧慣アルモノハソレニ従フヲ可トス

八　行事中ニ左右ト称スルハ神座ヨリ云ヒ作法中ニ左右ト称スルハ己レヨリ云ヘルナリ又行事中ニ席ト称スルハ仮座ヲ云ヒ作法中席ト称スルハ其ノ場所ヲ云ヘルナリ

九　行事ハ社殿ノ構造及ビ神職ノ多少祭員ノ座位並ニ祭祀ノ大小等其ノ時其ノ所ニ依リテ斟酌セザルベカラズ故ニ本書ハ実地応用ノ際深ク注意シテ守株刻舟ノ弊ナカランコトヲ要ス

十　作法ノ微細ナル点ト其妙意トニ至リテハ到底筆記ノ能クスル所ニアラザルヲ以テ実地ノ教習ト多年ノ熟練トニ待タザルベカラズ故ニ本書ハ其要義ヲ摘記シ大体ニ於テ祭祀ノ儀式一定ナランコトヲ企図スルモノナリ

次に内容に移るが、「行事作法書」には目次がない。本文の形式は後の内務省告示「行事作法」に準拠している。ここでは、その項目だけを抜出して以下に示す。第一編の行事は「一　開扉及閉扉斎主之ヲ奉仕ス」「二　神饌献撤伝供長以下之を奉仕ス」「三　御幣物献撤斎主之ヲ奉仕ス」「四　祝詞奏上官幣社例祭ニハ地方長官其他ハ斎主之ヲ奉仕ス」「五　玉串奉奠諸員各自ニ奉奠スルコトアリ又総代一名奉奠シテ他ハ拝礼ノミスルコトアリ時宜ニ従フヘシ」「六　修祓御幣物神饌祭器祭員等ニ行フ又臨時ニ神牀を設ケタル時ハ神牀ニモ之ヲ行フ」「七　大祓切麻六月三十日十二月三十一日之ヲ行フ」である。つぎに第二編の作法は「一　座揖」「二　立揖」「三　沓揖」「四　起拝」「五　居拝」「六　立拝」「七　伏拝深揖ノ部ニ入ル」「八　拍手」「九　起座」「十　著座」「十一　進退」「十二　膝行」「十三　膝退」「十四　平伏」「十五　跪居」「十六　蹲踞」「十七　磬折」「十八　屈行」「十九　逆行」「二十　持笏」「廿一　置笏」「廿二　把笏」「廿三　正笏」「廿四　懐笏」「廿五　警蹕」である。またつぎに第三編の雑載は「一　祭場ノ座位」「二　階ノ昇降」「三　御鍵祝詞玉串等ノ授受」「四　三方案薦軾等ノ持方」「五　斎戒」である。そして附録に「一　塩湯行事」「二　降神昇神」「三　奉幣」とある。

2　行事作法の変化

さて、先に『神社祭式作法取調案』で注目した「揖」は、この「行事作法書」ではどのように記述されているであろうか。神宮司庁による附箋の書込みは煩瑣なためここでは省略して、原案の条目のみを以下に記す。

一　座揖

座揖　座シタルマヽ正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

二　立揖

立揖　立チタルマヽ正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

三　沓揖

沓揖　沓ヲ脱ガントスル時又穿キタル時ニ正笏シテ笏ノ下方ヲ腹部ニ引クト共ニ腰ヲ折ルヲイフ

凡ソ揖ニ深揖小揖ノ別アリ腰ヲ折ルコトノ浅深ニヨル

揖ハ座ノ起着列ノ離就階段ノ昇降殿舎及神門ノ出入物品ノ授受尊前ノ進退行事ノ前後沓ノ着脱等ニ行フ所作ナリ物ヲ持チタル時及ヒ仮居ノ時ハ多クハ之ヲ省ク

依然として「沓揖」を独立させてはいるが、注釈中に揖すべき場合を掲げる点は内務省告示「行事作法」と変らない。実は「沓揖」の条目のすぐ後に神宮司庁による「〔附箋〕25沓揖の壱条全部刪除すべき歟」との附箋があり「附箋説明」で「沓揖の條」について以下の説明をしている。

沓揖ハ作法の一種とすべきもの尓あらず揖を行ふべき場合を以て名付らるもの尓て立揖尓異ならず本書已尓此条の附箋書の末尓沓ノ脱着等ニ云々と説ける尓あらずや此処尓一条を立てらるは恐らくは錯誤ならん

この25番目の附箋に対して皇典講究所は「附箋辨明書」で「附箋ノ通リニ訂正スベシ」と答えている。そして、この変更が内務省告示「行事作法」に反映されている。

以上、『神社祭式作法取調案』「行事作法書」そして内務省告示「行事作法」において、揖の規定がどのように変化したのかを確認した。作法の規定が変ると、それを参照する行事の規定も、また変る。「開扉」行事を例として、その変遷を以下に確認する。まずは『神社祭式作法取調案』の「開扉」を最初に示す。

主典御鍵ヲ捧持シテ宮司ノ座側ニ就キ之ヲ進ム宮司之ヲ受ク主典一揖シテ復座次ニ宮司神殿ニ参進階下ニ於テ一揖シテ昇ル主典随従シテ階下ニ候ス宮司殿ニ昇リ伏拝シ膝行シテ先ツ御錠ヲ解キ御鍵ヲ案上〈豫メ御扉の側ニ設ク〉ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ前ノ案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク此時主典警蹕ヲ奉仕ス〈此間一同平伏〉畢リテ宮司伏拝シテ殿ヲ下リ階下ニテ一揖シ主典ハ宮司ニ先チテ退出ス幄舎ニ復ス（傍点筆者）

右に示すように『神社祭式作法取調案』では「開扉」に三回の「揖」が出現する。それが「行事作法書」では次のように変る。

先ヅ所役御鍵ヲ捧持シテ斎主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座斎主之ヲ受ケテ昇殿〈警蹕所役随行シテ階下ニ候ス〉進ミテ御錠ヲ解キ御鍵ヲ案上〈案ハ豫メ御扉ノ側便宜ノ処ニ設ク〉ニ置キ再ビ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク〈此時奏楽警蹕一同平伏〉次ニ神前ノ正中ニテ再拝拍手二畢リテ側ラニ候ス〈警蹕所役ハ斎主祗候ノ時復座〉

「行事作法書」では、揖する場合を作法に盛込んだため、「開扉」の条文から揖は消えた。内務省告示「行事作法」に規定される「開扉」は、用字の違いを除いて、ほとんど同文である。以下にそれを示す。

先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ斎主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座、斎主之ヲ受ケテ昇殿〈警蹕所役随行シテ階下ニ候ス〉進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上〈案ハ豫メ御扉ノ側便宜ノ所ニ設ク〉ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク〈此間奏楽警蹕一同平伏〉次ニ神前ニテ再拝拍手二畢リテ側ニ候ス〈警蹕所役ハ斎主祗候ノ時復座〉

右に例示したように『神社祭式作法取調案』では行事中に散見された揖は「行事作法書」では、それを行う場合を作法中に記述することにより、条文を簡素化することに成功している。これは凡例四にあるように「揖拝、膝行、膝退等総テノ所作ハ作法ノ部ニ於テ先ツ

其ノ定義ヲ下シコハ行事中如何ナル場合ニ為スベキ所作ナルカヲ附記シテ煩雑ヲ避ケタ」結果である。

3　皇典講究所と神宮司庁とのやりとり

「行事作法書」には神宮司庁による八十以上もの附箋が施されている。そして、これらの附箋に対して皇典講究所がどのように対応したのかが、『神社祭式行事作法書』の最後に一覧できるようにまとめられている。その中から、分類項目だけ抜出して便宜のため番号①～⑥を振り、以下に示す。

①微細に渉ルトシテ除キタルモノ
②反対ノ意ヲ以テ除クモノ
③煩雑ヲ避ケテ除キタルモノ
④応用ノ上又文意ノ明確ヲ要スル上ニ於テ附箋ニ従フモノ
⑤附箋ノ一部ヲ取リタルモノ
⑥妥協シタルモノ

右の全六項目の内①②が全体の約六割を占める。①②は、神宮司庁と皇典講究所との対立が際立つ部分でもある。では、この二項目から各々一例ずつ、両者の対立を確認してみよう。

まず、①に分類されるものに54附箋がある。当該附箋は第三編「雑載」二「階ノ昇降」のあとに施されたものである。しかし、内容は「御扉の開閉」「祝詞の展巻」に関するものである。54附箋を以下に示す。

此処に御扉ノ開閉として御扉ヲ開ク時ハ先雄扉ニ身ヲ寄スル様ニシテ左手ニテ端ノ下部ヲ執リ右掌ヲバ堅ニシテ端ノ中程ニ当テ其拇指ノミヲ端ノ側面ニ掛ケ膝退シツヽ開キ次ニ膝行シテ雌扉ノ方ヘ移リ此度ハ左手ヲ上ニ右手ヲ下ニシテ雄扉ト同ジサマニ開クナリの壱条と祝詞の展巻として祝詞ヲ左手ニ托シテ笏ヲ置キ更ニ祝詞ノ中程ヲ右手ニ執リ左手ノ拇指頭ヲ折端ノ上部ニ挿ミテ中程マデ割下シテ巻ヲ持チ開初メテ左側ニ移シ上ヘ引キ下ヘ捌キテ展ブルナリ祝詞面ハ我脇ヘ向クルコト固ヨリナリ而シテ之ヲ巻クモ亦下ヨリ上ヘ向ケテ巻上グル様ニ扱フナリの壱条とを加ふべき歟

54附箋に対して、神宮司庁は「附箋説明」に、「御扉の開閉増補」「祝詞の展巻増補」としてその理由を次のように示している。

本書の少の処にも御扉の開閉また祝詞の展巻に関はる作法を示さず所伝によりて補はんと欲す此処に挿入すを以て便とすべし54附箋の通に増補すべき歟

この54附箋に対し、皇典講究所は特に理由は示さないが、他の附箋とともに「本文ノマヽニシテ附箋ハ除クベキカ」としている。内務省告示「行事作法」では、皇典講究所の主張の通り、「御扉の開閉」「祝詞の展巻」の条目はない。しかし、昭和十七年の神祇院改正「神社祭式行事作法」では、ほぼ神宮司庁の主張通りに「御扉の開閉」の所作が御扉開閉行事の本文に挿入され、現在にまで至る。「祝詞の展巻」は、神社本庁の規程「行事作法」で初めて、左側で展べるよう定められたが、展開する方向までは指定されていない（神宮司庁は上下に展開するよう主張していた）。おそらく、明治四十年当時は、「御扉の開閉」「祝詞の展巻」ともに、意見が統一できなかった、と推察する。

次に②に分類されるものとして50・51附箋がある。当該附箋は、左に示すように「正笏」の条目に続いて添付されている。

廿三　正笏

正笏　左右ノ手ニテ笏ノ下方ヲ把リ腹部ノ正前凡ソ七寸ノ所ニテ正シク持チ身体ヲ整フルヲイフ拝揖等ノ時ニハ必ズ先ヅ行フ所作ナリ

〔附箋〕

50　左右以下十三字を改めて持笏セル右手ヲ其マヽ中央ニ寄セ左手ノ中三指ヲ笏ノ外面ナル右手三指ノ上ニ重ネ左手ノ拇指ト小指トノ各外側ニ並べ附ケ此ノ如ク左右両手ニテ笏ヲ支への八十六字に代ふべき歟

51　前行の凡ソ以下廿弐字を凡ソ弐三寸の所ニ揃フルヲイフの十六字尓改むべき歟

50・51附箋の理由を「附箋説明」の正笏条に左のように示している。

此条指の配置を明さず又身体ヲ整フと云ふ文字何の如く今更めきて目障なり又正前凡ソ七寸と云ふは故実尓適はざるが如シ抑何の因由かある此の如くにして笏を捧げて拝せんか拝の間尓於て笏と体と一致せず拝然正しきを佯ざると故実を按ずるに正笏は身体に就かず離れず其間隔二三寸の所にあり故実及所伝によりて補ひ且訂さんと欲す50・51附箋の通尓改むべき歟

論点は「指の配置」と「笏と体の間隔」の二つである。しかし、神宮司庁の主張には典拠となる「故実及所伝」が示されていない。これに対し皇典講究所は「附箋辨明書」の「正笏」の項で以下のように反論する。

正笏ノ所作ニ於テ指ノ配置等古書ヲ按ズルニ甚ダ詳ナラズ又本書ノ正前凡七寸トイフモ附案ノ二三寸トイフモ如何ナル故実ニ拠レルニカ明ナラズ尤モ七寸トイフコト神職宝鑑ニモイヘリ又古書ニ笏ヲ旨ニ当ツトイフ本アリシヤウ覚ユレド其書名今思ヒ得ズコノ当ツトイフ語ハ胸ノ通リニ持ツコトニテ必ズシモ胸ニ附着セシムル事ニハアラザルベシ神拝伝ノ再拝ノ条ニ前略正シク起チ笏ヲ身ノ正中ニ当テ左手ヲ右手ニ重ネ合セテ笏ヲ目通リマデサシアゲテマタ下ヘ推シ下ス時身ヲ屈シテ平伏スルナリトアリ又貞丈雑記ニ前略公家ニテハ礼儀ヲ正シテ物ヲ申サルヽ時ハ左右ノ手ニテ笏ヲ持チテ胸ノ真中ノ通リニ持チテ礼儀ヲ申サルヽナリコレ礼ナリ云々トアリ安スルニ指ノ配置トイヒ身体ト笏トノ間隔トイヒカヽル所ハソノ事態ノ宜シキヲ得バ可ナラン依リテ本文ノマヽニシテ附箋50・51モ除クベキカ

右によると、皇典講究所は自ら「凡七寸」とした「笏と体の間隔」に関しては確実な典拠を提示できなかった。また、神宮司庁の主張した「指の配置」にしても、明確な故実はないと判断した。そして、両者とも「事態ノ宜シキヲ得バ可ナラン」とし「本文ノマヽニシテ附箋50・51モ除ク」ことを主張した。果たせるかな内務省告示「行事作法」の正笏条は以下のようである。

左右ノ手ニテ筋ノ下方ヲ把リ腹部ノ正前ニテ正シク持チ身体ヲ整フルヲイフ拝、揖等ノ時ニ行フ所作ナリ

右条文によれば最終的な内務省神社局の判断では、典拠の不確実な記述は取除いたことになる。

後に青戸波江は『神社祭式行事作法教範』（以下、『教範』）において、正笏の作法を次のように解説している。

其の作法、持笏したる儘の手を、左右共に臍前〈笏尾を臍の通りになす〉凡そ六七寸以内〈体の長短肥瘠によりて、一様ならず〉に、双方同時に等しく出し（傍点筆者）（9）

右解説を肥瘠に限って解釈すると次のようになろう。すなわち、どんなに瘠せていようと、笏と体の間隔は高々七寸である。肥えていれば、それだけ、その間隔は狭まり、肥え方がある程度を超えると、笏と体はくっつくと。「行事作法書」では平均値であった七寸が、

『教範』では最大値となっていることに注意したい。一連の法制化作業を通して、青戸あるいは皇典講究所が七寸という数値にこだわりを持ちながらも、神職の個人差を考慮した、より合理的な作法を創造していく過程が如実に分る。

4　斎戒規程の変化

『神社祭式作法取調案』では全十五箇条であった斎戒規程は「行事作法書」では八箇条となっている。神宮司庁の附箋とともに全八箇条を以下に示す。

五　斎戒

一　斎戒ヲ分チテ散斎致斎ノ二種トス

一　散斎中ハ毎朝沐浴シテ飲食衣服ヲ平常ト異ニシ喪ヲ弔ハズ諸穢ニ触レズ謹慎スルモノトス

一　致斎ノ日ハ沐浴シテ居室火食ヲ異ニシ猥リニ他出セズ又雑人ニ面会セズ祭事ノ外一切ノ事ニ関セザルモノトス

一　大祭ノ時正殿ニ参入スルモノハ前二日散斎当日致斎スベシ

一　大祭ノ時祭場ニ勤仕スルモノハ前一日散斎当日致斎スベシ

一　公式祭ノ時正殿ニ参入スルモノハ前一日散斎当日致斎スベシ

一　公式祭ノ時祭場ニ勤仕スルモノハ当日散斎スベシ

一　総テ祭事ニ非ズト雖モ正殿ニ昇ルモノハ当日散斎スベシ

67　異ニシテの下に例バ宍ヲ食ハズ其他魚香強キモノヲ憚リ褻衣ヲ用ヰザルノ類と割書シ弔ハズの下に病ヲ訪ハズと加ふべきか

68　此項（註大祭ノ時正殿ニ参入云々ノ項）以下三項を改めて一斎主副斎主ハ前二日散斎当日致斎スベシ一祭典ニ関スル者ハ総テ前一日散斎当日致斎スベシの二項とすべき歟

墨書附箋

一正殿に参入スル者ハ前二日散斎当日致斎スベシ

一正殿に昇ル者ハ前一日散斎当日致斎スベシとあらまほし

番号ナキ朱書

墨書附箋の参入と昇殿との区分法は実地尓於て適切ならざる所なき歟

69　公式祭ノ時の四字を祭典ニ関セザルモノト雖の十字に改むべき歟

70　正殿の上に開閉扉ヲ行フ者ハ前一日散斎当日致斎スベシの十二字を加ふべきか

右の附箋を除いた部分と、先述の『神社祭式作法取調案』および内務省令「斎戒規程」を「皇室祭祀令」と合せて、斎戒の日数を抜出し、比較すると表2のようになる。

表2　斎戒日数の比較

大祭	中祭・公式祭	小祭

『作法取調案』	散斎3致斎1	散斎1致斎1	散斎0致斎1
「行事作法書」	散斎2致斎1	散斎1致斎1	規定なし
「斎戒規程」	斎戒2	斎戒2	斎戒1
「皇室祭祀令」	斎戒3	規定なし	斎戒1

（註）『神社祭式作法取調案』においては、実験的に大中小祭の区分をしている。「行事作法書」においては、法制化を前提に当時の祭祀区分「大祭」「公式祭」に従っている。内務省令「斎戒規程」では同年に制定された「神社祭祀令」における、大中小祭の区分が用いられている。「皇室祭祀令」においては、中祭はない。

大祭に注意すると、斎戒日数は4→3→2と徐々に減って、「皇室祭祀令」を下回っている。結局、内務省告示「行事作法」には斎戒規程は盛込まれなかった。七年後、内務省令「斎戒規程」が制定された時には、極めて簡略なものになった。その内容について佐伯有義は次のように分析している。

右の第一条に、大祭中祭ニハ其ノ当日及前日とあるは、蓋式部寮神社祭式祈年祭及官幣社例祭、の条に『地方ノ長官以下祭ニ関ル官員及ヒ神官共ニ前日ヨリ斎戒シ』とあり、国幣社例祭の条に『地方ノ次官以下祭ニ関ル官員及神官共ニ前日ヨリ斎戒シ』とあるに拠りて定められたものと思はる（10）

右注釈によれば内務省は前例に従ったことになるのだが「行事作法書」からは紆餘曲折を経た結果であることがわかった。まとめると皇典講究所は、統一行事作法に相応しい厳格な斎戒規程を準備していた。神宮司庁は、それに対し、同等か若くは、それ以上の厳しい規程が必要と考えた。皇典講究所・神宮司庁ともに、敬心の念と直結する斎戒こそ鄭重なる規定を要求していたはずである。そのごの経過は不明であるが、七年後、皇典講究所・神宮司庁の望む厳しい斎戒の内容は敬遠され、従前通りの内容の内務省令「斎戒規程」が定められた。

5　皇典講究所の目指した行事作法

「行事作法書」において皇典講究所はどのような行事作法を目指したのであろうか。これに関して「附箋辨明書」の冒頭には以下の記述がある。

本書ノ凡例ト司庁ノ附箋説明書ト対照熟考スルニ皇典講究所ガ編纂シタルト司庁ガ取調タルトハ大体ニ於テ其主旨ヲ異ニセリ甲ハ大要ヲ摘載シテ詳細ハ実地ノ教習ト応用トニ任セタルガ如ク乙ハ或ル法式ヲ固守シテ詳細ニ渉リ取調ベタルモノヽ如シ

按ズルニ礼ハ時所位ニヨリテ応用セザルベカラザルモノナレバ官省トシテハ唯標準的ニ大要ヲ示シ大体ニ於テ一定セバ余リニ一方法ニ拘泥セズ微細ナル事ニワタラザル方却テ実際ニ於テ可ナラン（11）

右によると、皇典講究所が「大要ヲ摘載シテ詳細ハ実地ノ教習ト応用トニ任セ」たの対し神宮司庁が「或ル法式ヲ固守シテ詳細ニ渉リ取調べ」たことになる。本当にそうだろうか。件の「笏と体の間隔」を「凡七寸」と固執したことからも、これは皇典講究所の手前味噌と言わざるを得ない。しかし、「標準的ニ大要ヲ示シ大體ニ於テ一定」することを理想に掲げたこと、かつ、神宮司庁との共同作業

を通して理想に近づいたことは事実である。そして、「揖」の扱い方ひとつにしても、決して蔑ろにせず、法令文に相応しい、簡潔な記述を求めたことも忘れてはならない。

とかく故実や所伝が不確実な中で、皇典講究所は多数の意見をまとめて、初めて全国統一の行事作法を完成させた。『神社祭式行事作法書』は、当時の皇典講究所の苦心を物語っている。行事作法の統一事業において、求められたものは、規格化された行事であり、作法である。具体的に言うならば、社殿の大きさ・様式の異なる、全国の何処の神社でも、あらゆる神職が、無理なく執り行うことのできる行事作法である。「神社祭式行事作法書」の凡例九に、以下の記述がある。

行事ハ社殿ノ構造及ビ神職ノ多少祭員ノ座位竝ニ祭祀ノ大小等其ノ時其ノ所ニ依リテ斟酌セザルベカラズ

皇典講究所は、様々な条件を想定し、注意深く行事作法を定めた。このように意図された行事作法は固より、祭祀を選ばない。例えば、「献饌」行事は祈年祭でも元始祭でも共通である。作法についても、また然りである。果して、明治四十年に内務省告示「行事作法」が制定された。

……おわりに

内務省告示「行事作法」は「官国幣社殊に府県社以下神社の行事作法の区々たるを一定せん」（12）がため制定された。その背景には、当時の内務省官僚の神社中心主義があった。この神社中心主義に対し、佐伯有義は、明治四十三年当時、次のように批判している。

地方自治のために神社を中心とする、即ち地方自治の目的を達するために、一つの手段として神社を中心とする、氏神を崇敬すると云ふのでは、本末を失する嫌がある。地方自治のために、祖宗神祇をダシに使うては、誠に恐懼に堪へぬ次第にて真の敬神とは云ふことが出来ぬ。（中略）自ら敬神の熱情なくして他人にのみ推奨するのでは、果してどれ程の効果があるか疑はしいものである。神社中心主義を鼓吹しやうと思ふならば、其の局に当る人は宜しく先づ自ら率先して、十分に神祇崇敬の実を挙げねばならぬ。自ら之を行はずして他人にのみ行はしめむとしても、好結果を得ることは因難であらう（13）

右によると、内務省神社局は「自ら敬神の熱情なく」と痛罵されている。大正三年に制定された内務省令「斎戒規程」の内容からも、佐伯の批判には首肯けるものの明治八年の式部寮達「神社祭式」の不備を補ったことには違いない。そして行事作法の詳細なる規定は各行事・各作法を規格化することにより成立した。かかる行事作法の規格化は、式次第の規格化と平行していた。『神社祭式作法取調案』は祭祀を「大祭」「中祭」「小祭」に区分している。皇典講究所は各々に対応する式次第を摸索していたと考えられる。式次第は、内務省告示「行事作法」に遅れること七年、大正三年の内務省令「神社祭式」により「大祭式」「中祭式」「小祭式」として規格化された。規格化され汎用性を帯た式次第、つまり、新しい意味の「祭式」は、行事・作法を組合せて構成されている。また、同年の「神社祭祀令」により「大祭」「中祭」「小祭」という規格化された神社祭祀が出来上がった。以上から分るように、第三章で述べた神社祭祀の構造は、行事作法の規格化を端緒に形をなしていったと言える。

【註】

（1）小野和輝「神社祭式行事作法（明治四十年）制定の一考察――祝詞奏上を中心として――」（『禮典』十九、禮典研究會、昭和五十七年七月）。

（2）安江和宣「明治四十年制定「神社祭式行事作法」に関する一考察――階の昇降の作法をとおして――」（『皇學館大學神道研究

所紀要』二、昭和六十一年三月）。

（3）『國學院大學八十五年史』三五二頁「七　礼典調査会の設置」神社祭式行事作法書の見出しのもとに「この事業（礼典調査、筆者註）は暫く本格的に進捗したので、同（明治、筆者註）三十六年六月皇典講究所は幹事兼國學院主事高山昇氏の主事を解いて調査会主任を兼務させ、新に須田直太郎氏を國學院主事補に嘱託した。かくて同年八月には早くも「神社祭式行事作法取調案」の大綱が成稿した。これより更に調査委員会に於て訂正を加へ、同三十八年六月、高山主任を始め青戸波江・金子有道・笠原幡多雄・目黒和三郎等の諸氏が合議して最終案を決定し、「神社祭式行事作法書」と題してこれを内務省に進達したのである」（傍点筆者）という記述がある。この大綱こそ「神社祭式作法取調案」であろう。

（4）同右。

（5）小室徳著作発行『神道復興史』（昭和十八年三月）二九四頁。

（6）『増訂神社経営参考資料』一九～二〇頁。水野の「神社制度の綱領」と題する講演記録から引用した。同書二五頁に「明治四十一年三月行政研究会講演筆記」とある。

（7）同右、三五～三六頁。三六頁に「明治四十一年神職講習会演説筆記」とある。

（8）安江前掲「明治四十年制定「神社祭式行事作法」に関する一考察――階の昇降の作法をとおして――」。

（9）青戸波江『神社祭式行事作法教範』上（初版は皇典講究所より明治四十三年六月、再版は明治書院より大正二年三月）二三六頁。

（10）佐伯有義『祭祀令注釈』（会通社、昭和十八年七月）一三〇頁。

（11）小野は前掲「神社祭式行事作法（明治四十年）制定の一考察――祝詞奏上を中心として――」二一頁において同一箇所を引用して、内務省が作成したとしている。しかし、当該引用箇所は皇典講究所の見解であろう。なぜなら「附箋辨明書」は皇典講究所が作成したものと考えられるからである。

（12）『神社協会雑誌』六年七号（明治四十年七月）五七頁以下、彙報「神社祭式行事作法の制定」には「神社祭式行事作法の整理統一を期するが為めに曩に内務省に於いて調査会を設置し行事作法の細目に就きて調査せられたることは既に本誌に掲載する所なるが今般愈々六月廿九日内務省告示第七十六号を以て之を発表せられたり右は明治八年式部寮達の神社祭式の執行順序として定められたるものにして官国幣社は勿論府県社以下の神社にありても之に準拠すべきものなり官国幣社殊に府県社以下神社の行事作法の区々たるを一定せんとするは多年神職界に於ける一問題たりしが此の告示に依りて其間題の解決が将来に於いて各地方の行事作法に統一を見るに至らんことは吾人が深く斯界の為めに慶賀する所にして亦た当局に対し深く感謝措く能はざる所なり」（傍点筆者）とある。

（13）「神社中心主義に就きて」（『全国神職会会報』一四〇、明治四十三年六月）一～九頁。

……第五章　皇典講究所の礼典調査

……はじめに

「明治四十年の神社祭式行事作法」の草案とされる『神社祭式行事作法書』（神社本庁蔵）には、皇典講究所と神宮司庁とのやりとりが残されている。この『神社祭式行事作法書』一冊はもと三冊の合本で、その三冊とは「神社祭式行事作法書」（皇典講究所が作成

した草案で神宮司庁の附箋が書込まれたもの、以下「行事作法書」）「祭式行事作法書附箋辨明書」（附箋にたいする皇典講究所の回答、以下「附箋辨明書」）「神社祭式行事作法書朱書附箋説明」（神宮司庁が添附した附箋の理由説明、以下「朱書附箋説明」）である（1）。同書は「明治四十年の神社祭式行事作法」の成立過程を物語る恰好の史料となっている（2）。本章では、皇典講究所が提案し神宮司庁が疑問を呈した「伏拝」を巡る議論を検證することにより「明治四十年の神社祭式行事作法」成立の一端を窺う。

……一　皇典講究所が注目した「伏拝」

「行事作法書」は行事・作法・雑載の三編と附録より成る。その作法編第七条において、皇典講究所は「伏拝」なる作法を提案している。これに対し神宮司庁は、当該条を「全部删除すべき歟」（32附箋）「神饌献撤ノ際ニ以下ハ深揖ニテ然ルベキ歟」（同墨書附箋）と指摘した。伏拝の内容は左の通りである。

正笏シテ俛伏スルヲイフ空手又ハ物ヲ持チクルママ俛伏スルヲモ伏拝トイフ

凡ソ伏拝ハ祝詞奏上ノ前後ニ斎主、二人開閉扉ノ時ニ斎主ノ拝ノ間副斎主、神饌献撤ノ際ニ伝供長之ヲ行ヒ又祭員ノ大床ニ進ミタル時及ヒ退ク時等之ヲ行フ

右の作法は、今日の神社祭式行事作法の平伏あるいは深揖に相当する。伏拝删除の理由を神宮司庁は次のように説明している。

此条の解は平伏の条と頗相似たり殆ど差別なしと云ふを得べし故実を按ずるに拝・平伏若しくは深揖等の別に伏拝の作法なし彼元禄式年の外宮遷宮記に此称あるを見え然ど内宮臨時仮殿遷宮記には是を平伏と云ひ儀式帳には一段拝とあり一段拝と立るは其真面目にして平伏といへるは固より当らざるも後世に至り稍々伏したるまま拍手してその体を直さずそのまま伏して拝するが如きは万一古義にあらざるべし勿論一の作法として範るべきものにあらず又此条に解するものとは其状大に異なる所あり此条の如きは抑何の準拠する所あるか不審の至なり按ずるに体形のみを以て云はじ揖伏拝なり平伏も伏拝なり深揖も亦頗相似たり而して拝と平伏との異なる所は笏を上ぐなど上げざるとの別は主として時間の問題なり拝は四息以内にして平伏には定限なし深揖は笏を上げざること平伏のごとく呼吸に定限あるは拝におなじくして其形は平伏にあらず俛伏なり凡作法明かならざる斗あるも拝の一種として立てたるものなるは誤なからん然るにその拝は平伏に似たるにあらずや且行事編開扉の条に於て斎主再拝拍手の間副斎主をして伏拝せしむる事あれば其間四息以内に止るべきにあらず此点のみに於ても已に拝の故実に適はず即ち拝の作法を成さざるものといふべし以上の理由により32附箋の通に全部删除すべきか開扉等の場合に於ける副斎主の敬拝は平伏を以て至当とすべく伝供長の礼は拝若くは深揖を以て可なりとすべし所伝亦かくのかくの如し（傍点筆者）

神宮司庁は「故実を按ずるに拝・平伏若しくは深揖等の別に伏拝の作法なし」と指摘している（3）。神宮司庁の指摘のごとく、「行事作法書」作法編第14条には平伏が次のように定められ、

笏ヲ正笏ノ如クニ持チテ俛伏スルヲイフ凡ソ平伏ハ開閉扉祝詞奏上渡御御幣物通過受祓等ノ時ニ行フ所作ナリ

また同第1条には座揖、第2条には立揖、第3条には沓揖が定められ、そののちに深揖・小揖が次のように区別される。

凡ソ揖ニ深揖小揖ノ別アリ腰ヲ折ルコトノ浅深ニヨル／揖ハ座ノ起着列ノ離就階段ノ昇降殿舎及神門ノ出入物品の授受尊前の進退行事ノ前後沓ノ著脱等ニ行フ所作ナリ〈物ヲ持チタル時及仮居ノ時ハ多クハ之ヲ省ク〉

今日の神社祭式行事作法では拝を除く経の礼は、時間に定限ある揖と、無定限の平伏（磬折）に二分される。しかし「行事作法書」に

定められた神拝作法は、十分には組織化されておらず、これらと別に「伏拝」なる作法が設けられた。さて神宮司庁の指摘する当該32附箋に対し皇典講究所は「附箋辨明書」で以下のように辨明している。

伏拝ノ名称古書ニ無シトモ云ヒ難シ子良館祭典式ニハ数箇所ニ此名称アリテ皇典講究所ハ名称ヲ此等ニ取リ凡例第二項（4）ノ主旨ニ基キ古今ヲ斟酌シテ新ニ定メタルモノナラン実際ニ於テカカル所作モ必要ト思ハル唯開閉扉ノ時斎主ノ拝ノ間副斎主ノ所作ハ附箋者ノ所謂平伏ノ方可ナラン依テ本文伏拝ノ項二人以下副斎主マデ十七字ヲ除キソノ下ニ又ノ一字ヲ添ヘテ平伏ノ項ノ平伏ハノ下ニ挿入スベキカ〈此ノ如ク改ムル時ハ平伏ノ項ノ受祓ノ時ニノ下ニ祭員ノノ三字ヲ加フ〉其他ハ本文ノママニテ可ナラン依テ32附箋ハ除クベキカ

但伏拝ノ名称強ヒテ改メントナラバ寧ロ古書（儀式内裏式北山抄令義解）ニヨリテ俛伏トカ拝伏トカノ方ヨカラン墨書ノ附箋ハ至当ト思ハルレド大床ニアル時ナドハ却テ此所作適セン故ニ墨書ノ附箋モ除クベキカ

皇典講究所は伏拝の典拠を「子良館祭典式」に求めている。「子良館祭典式」とは、貞享四年（一六八七）成立の黒瀬益弘著『外宮子良館祭奠式』二巻二冊（5）のことである。では『外宮子良館祭奠式』から「伏拝」を抜き出してみよう。

いま実際に『外宮子良館祭奠式』を調べると、「伏拝」は、皇典講究所がいう「数箇所」どころではなく、全部で33箇所にのぼる。「伏拝」がどのような作法であったのか、直接には知ることができない。したがって33の用例より帰納するよりほかはない。『外宮子良館祭奠式』に出現する「伏拝」に対して冒頭から順に①から㉝の番号を振り分類すると、八度拝後が23件（④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑮⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉕㉗㉘㉚㉛㉜㉝）倭舞・拍手一段後が5件（⑬⑭⑯㉔㉖）祝詞奏上の前後が3件（①②⑪）そして著座後（③）初穂奉献後（㉙）が各々1件となっている。33例が5類に分けられた。それでは以下に『外宮子良館祭奠式』の冒頭から順に、伏拝の5類を紹介しよう。まずは巻上正月例二日条・朝御饌勤仕から、禰宜が本宮の石壺に著座する箇所を左に示す。

参ニ本宮ー禰宜著ニ座石壺ー、権官著ニ座其後ー、物忌父著ニ座其後ー、皆伏拝③、既而権官物忌父等蹲踞〈北面〉

この③は著座後の伏拝で、神社祭式の揖に相当する。次に巻上二月例中申日条・氏神神事から一禰宜が祝詞をする場面を左に示す。

而後献ニ祝詞文於一禰宜ー、一禰宜執レ之起レ座到ニ瑞籬門前ー屈拝亀居、于レ時祝部蒔ニ銭切散米ー、次読ニ祝詞文ー、禰宜権官物忌父皆平伏、一禰宜読ニ祝詞ー訖⑪伏拝揖ニ二禰宜ー復レ座、各々蹲踞八度拝、次伏拝⑫、次一禰宜起レ座到ニ瑞籬門前ー倭舞、次伏拝揖ニ二禰宜ー復レ座、二禰宜以下至ニ十禰宜ー倭舞如レ上、訖後皆拍ニ手一段ー〈安座〉、伏拝⑬

右の⑪は祝詞奏上前後の伏拝で「明治四十年の神社祭式行事作法」の「押シ合セテ一揖」に通じるものがある。⑫が八度拝後の伏拝である。⑬が倭舞・拍手一段後である。そして巻下九月例・抜穂神事に描かれる伏拝の所作を次に示す。

列定而一膓二膓進ニ階前ー一拝〈蹲踞〉、昇殿〈一膓経ニ階東ー、二膓経ニ階西ー〉以ニ其所レ担之稲ー倚ニ掛于御戸ー跪居伏拝⑭、退ニ階下ー又一拝〈蹲踞〉

この⑭は大物忌父の正殿大床での伏拝である。以上に5類の伏拝を例示した。このうち33の用例中70％にあたる八度拝の次に行われる伏拝に注目する。その理由は大多数であることと、惟一歴史的変遷を追うことのできる類だからである。そして『外宮子良館祭奠式』では八度拝→伏拝のような流れになっている。結論を先取りすると、歴史的には八度拝の一部が伏拝であると考えた方がよさそうである。したがって次節以下では八度拝の変遷を確認する。

…二　古代における神宮の八度拝

神宮の「八度拝」の初見は『皇太神宮儀式帳』（6）「皇太神御形新宮遷奉時儀行事」にみえる次の一文である。

御装束物如二注文一読申弖、令レ進二納御床代一畢時爾退出弖、常告刀地弓、八度拝弖罷出奴

右は遷宮における入御直後の拝礼で拍手を伴わない、純粋な経の礼と考えられる。次に今日伝わるところの八度拝のかたちを紹介する。阪本廣太郎は『神宮祭祀概説』において近代の八度拝の作法を分り易く図示している（7）。

起拝	拍手	短拍手	座拝
○—○—○—○	△—△—△—△　△—△—△—△	△	○
○—○—○—○	△—△—△—△　△—△—△—△	△	○

また中川経雅は『大神宮儀式解』巻11御形新宮遷奉時儀式行事で八度拝を以下のように説明する（8）。

八度拝は前後すべて八度拝奉るなり。その時は必手を拍べし。其さまは両段再拝して、手八度づゝ二度拍、〈合十六〉、膝退して又両段再拝手始ごとく拍つ。これ普通の八度拝のさまなり（中略）但し八度拝手拍数所によりてかはりめあり。こゝにはいづれを用るにや定（サダ）かならねど、此処に八度拝といふは下〈二月例〉、祈年祭、四段拝奉弖、短手二段拍、一段拝、又更四段拝奉、短手二段拍弖、一段拝奉畢、と見ゆると同かるべし〈これ八度拝なり。こゝにしるすは十度拝するに似たれど、本とするは初の四度と後の四度なり。一拝づゝそふるは敬のあまりにて、拝畢毎に屈伏するをいふべし〉（傍点筆者）

右の「手拍数所によりてかはりめあり」とは拍手が祭り毎に異なる、と受取れる。また八度拝については「十度拝するに似」るが、八度の数に入れない拝は「敬のあまり」と指摘している。この「敬のあまり」については後述する。また阪本が図示したように八度拝は拝に拍手を組合せた神拝作法である。その拍手も八開手と呼ばれる特別な緯の礼である。薗田守良は『神宮典略』9祭祀下・行事作法・拍手の「後手」にて八開手に言及している。

古内宮年中行事〈六月御祭寮参の時、一禰宜示し給へる〉に、御拝四度御後手、又御拝四度御後手申、とあり。此は御拝の後に手拍つ事あるを申すなり。儀式帳に、短手二段拍、一段拝奉、とある後の一段なり。〈上の二段は御拝の手なり。下の一段は起坐拝の手にて異なるが如し。今も八平手八拝の後、又一段拍て拝し起坐する例にて、八開手を九ツ拍をいふ。此よしをしらぬ人は八開手は八度拍べきに、九度拍はいかにとたどる事もきこえ、又後手を志利倍と訓て、神代紀黄泉の段なる背揮を志利倍弖爾布岐津津と同義なるよしにとけるは、更にひがごとなり〉（傍点筆者）

八開手後の一度の拍手は、座を起つための一連の作法の一部であると説いている。これは阪本の図示するところの短拍手にあたる（9）。以上、神宮における八度拝は、合計八度の起拝と、八連の拍手の組合わされた神拝作法であることを、おおよそ確認した。

しかしながら、歴史的にみると、阪本が図示したような決ったかたちが最初からあった訳ではない。古代の恒例祭を記述する『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』「延喜伊勢大神宮式」から八度拝の変遷を追うことにする。さて対象とする年中行事であるが、十分な記述がある祈年祭、神御衣祭、月次祭を選び表1にまとめた。なお便宜的に中世の年中行事である『皇太神宮年中行事』も比較のため同表に載せた。ただし、井面忠仲の『皇太神宮年中行事』は、編纂した当時の記述に関するものは『建久年中行事』、藤波氏経が加筆した部分については『寛正年中行事』としてある。表1をみると古代の『両宮儀式帳』『延喜式』における八度拝は、拝と拍手が複

雑に絡みあったかたちで記述されている。見方をかえれば、正確に神拝作法を記述していると考えたい。それが『建久年中行事』では、だいたい「拝八度手両端」のごとく決まり文句のように定着している。これは、もはや神宮祠官にしか理解されない専門用語で、拝と拍手がどのように組合わされているのか、字面からは判断できない。それでは古代の八度拝のかたちを確認していこう。

表1　八度拝の変遷

年中の神事	皇太神宮儀式帳	止由気宮儀式帳	延喜大神宮式	建久年中行事	寛正年中行事
二月祈年祭	四度拝奉弖、短手二段拍、一段拝奉、又更四段拝奉、短手二段拍弖、一段拝奉	四度拝奉弓、短手二段拍、一段拝奉、又更四段拝奉、短手二段拍弓、一段拝奉		拝八度開手両端	
（同第一別宮）	四段拝奉、短手二段拍	四段拝奉、短手二段拍		拝手両端	
四月神御衣祭	拝奉、二月行事同		共再拝両段、短拍手両段、膝退再拝両段、短拍手両段、一拝再拝両段、短拍手両段	拝八度手両端	
（同第一別宮）	二月駅使時乃行事与同			拝八度〈在レ手両端〉	
六月大御饌供進	四度拝奉、手四段拍、又後四度拝奉、手四段拍	四段拝奉		在二御神酒三献一。在二度別拝手四度一	拝八度手両端
（瀧祭神態）				拝八度手両端	
六月月次祭	（斎王）再拝両	（斎王）四段拝	（斎王）再拝両	（斎王）御拝四	
（寮御玉串）	段	奉	段	度御後手又御拝四度御後手	
（正宮）	四度拝奉弖、八	（大神宮司・禰	（斎王・衆官以	（使・司・正権	一同二蹲踞、拍

	開手拍弓、短手一段拍拝奉、又更四段拝奉、八開手拍弓、短手一段拍、即一段拝奉	宜・大物忌・大内人等）四度拝奉氐、八開手拍、次短手一段拍氐、一段拝奉、又更四段拝奉氐、八開手拍、次短手一段拍氐、一段拝奉	下）再拝拍二八開手一、次拍二短手一再拝、如此両遍	禰宜）拝八度手両端	手両端平伏奉拝
（同日第一別宮）	四段拝奉、短手二段拍、一段拝奉、短手二段拍、一段拝奉（斎王不向）	四段拝弓、短手二段拍、一段拝奉（斎王不向）	再拝両段、拍二短手一両段（斎王不向）（※三時祭は両宮とも同じ）	拝八度手両端（遥拝）	
（翌日第一別宮）	四段拝奉弓、短手拍、又再拝奉				
（宮比矢乃波々木神祭）			神拝八度。〈手両端〉		
（瀧祭）	荒祭宮直会与同		八度。〈手両端。無二詔刀一〉	拝八度手両端無二詔刀一	
（月読伊佐奈岐両宮）	荒祭宮乃行事与同		先伊佐奈岐ノ宮ニ参拝、八度手両端、次月読宮ニ帰参シテ拝八度手両端	先各伊佐奈岐宮ニ参、拝八度手両端、〈東上〉、次月読宮ニ帰参、拝八度手両端	
（月読宮前にて大和舞のあと）				各参二伊佐奈岐御前一、拝四度無レ手	各一端後各伊佐奈岐宮ニ参、拝八度、手無レ之
（大歳神社また	瀧祭神祭直会行			在二神酒坏一	在二拍手両端一

は小朝熊神態）	事与同			
（瀧原並宮両宮祭礼）	月読宮行事与同			拝八度平手両端之後、鬘木綿ヲ解テ並宮ニ参、奉拝
（伊雑宮祭礼）	瀧原宮行事与同			拝八度手両端。次西方ニ進大歳拝

まず、『両宮儀式帳』と「延喜伊勢大神宮式」から具体的な神拝作法を読取ってゆこう。右表にしたがい、順に検討してゆくことにする。まずは『皇太神宮儀式帳』二月例から祈年祭の正宮における拝礼作法を確認する。勅使、大神宮司、禰宜以下六人が版位につき大神宮司が告刀奏上。そののち、衆官が玉串を奉奠し、左図のよう神拝する。

四度拝　短手二段　一段拝　四度拝　短手二段　一段拝
○―○―○―○　△―△　○　○―○―○―○　△―△　○【儀式帳祈年祭方式】

経雅の「本とするは初の四度と後の四度なり」という言葉をかりれば、右の神拝は八度拝となる。『止由気宮儀式帳』「二月例」も全く同じ作法である。これを「儀式帳祈年祭方式」と名付けよう。内宮第一別宮である荒祭宮と外宮第一別宮である高宮（現多賀宮）に対しては四段拝が用いられる。それを表すと左のようになる。

四度拝　短手二段
○―○―○―○　△―△

このように第一の別宮であろうと正宮とは、神拝作法において格差が設けられている。『皇太神宮儀式帳』四月例には神御衣祭の正宮の儀礼については「拝奉、二月行事同」、荒祭宮の儀礼については「二月駅使時乃行事与同」と記されている。これは貴重な手掛りである。由来の異なる二祭礼であるが、儀礼の上では同程度に扱われていたといえよう。「延喜伊勢大神宮式」8条・四月九月神衣祭によると大神宮司、禰宜、内人等とともに服織女八人が次のような神拝をした。

再拝両段　短拍手両段　膝退　再拝両段　短拍手両段　一拝
○―○―○―○　△―△　○―○―○―○　△―△　○【延喜神衣祭方式】

中間の一段拝と膝退を除けば「儀式帳祈年祭方式」と一致する。膝退の前傾姿勢は拝に通じるものがある。両者は同じ動作の別表現かもしれない。これを「延喜神衣祭方式」と名付ける。

神宮において神嘗祭と両度月次祭は最重儀とされている。建武中興までは、これらの祭りに限り斎王が両正宮に参向し奉拝した。この年中三度の祭りは『両宮儀式帳』では三節祭、『延喜式』においては三時祭と一括りにされる。三節祭といい、三時祭といい、ふたつの呼称に重要な意味内容の差が認められないので、以降、神嘗祭と両度月次祭を「三節祭」と総称して、話しを進める。さて『両宮

儀式帳』「大神宮式」ともに三節祭に関する記述があるが、斎王の視点から、より包括的にまとめられているのが「斎宮式」である。『延喜式』巻5斎宮式62条「斎内親王参二三時祭一禊料」には、斎宮が辨備すべき三節祭の祭料が規定されるのだが、同時に外宮における斎王の神拝作法も記載されている。62条では十六日の外宮参拝の次第が詳述されたのちに、

十七日参二大神宮一禊二御裳濯河、自余之儀、同二度会宮一、〈事見二大神宮式一〉

と十七日の内宮参拝も外宮同様であることが示される。つまり「斎宮式」62条により内外両正宮における三節祭の儀式が、神拝作法を含めて同様であることがわかる。「斎宮式」62条と緊密に関聯する「大神宮式」11条「六月月次祭〈十二月准レ此〉」によると斎王は別宮に参向しないことがわかる。「大神宮式」11条では「斎内親王并衆官以下」の神拝作法として右表に掲げる八度拝を行う。このあと「大神宮式」11条には「使及宮司以下、向二高宮一、〈斎王不レ向〉」とつづく。これより斎王は第一別宮である高宮（現多賀宮）には参向せず、勅使以下のみが参向することがわかる。遥拝ではなく第一別宮の神前で拝礼したことは注意する必要がある。さて正宮では寮御玉串の儀が行われる。玉串を捧げ内玉垣門から参入した斎王は再拝両段の作法にて神拝する。神拝後、寮御玉串は瑞垣門の西頭に立てられる。寮御玉串の儀の神拝作法については中世において変化がみられるため、後程また考察する。宮司祝詞奏上ののち斎王は「衆官以下」とともに改めて拝礼する。その正宮における斎王以下の神拝作法を図示すると、右のようになる。

再拝	八開手	短手	再拝
○―○	△―△―△―△―△―△―△	△	○―○
○―○	△―△―△―△―△―△―△	△	○―○【延喜式2X4方式】

左に示したのが『延喜式』の八度拝で、「延喜式2X4方式」と名付ける。かたや『両宮儀式帳』に目を転じてみよう。『両宮儀式帳』では寮御玉串の儀ののち斎王が勅使・大神宮司らとともに列拝したことが明示されていない。その列拝のしかたは、右表のように六月月次祭における両宮の作法は同じで、九月神嘗祭もまた同様である。その神拝作法を左に図示する。

四度拝	八開手	短手	一段拝
○―○―○―○	△―△―△―△―△―△―△―△	△	○
○―○―○―○	△―△―△―△―△―△―△―△	△	○【儀式帳4X2方式】

これを「儀式帳4X2方式」と名付ける。経雅と守良の理解にしたがえば、両方式とも、八度拝であり、かつ、八開手である。ただし拝の構成が異なる。延喜三節祭方式は再拝が四段、儀式帳三節祭方式は四度拝が二段かさなって八度拝となっている。

ここで八開手について補足しておこう。『延喜式』巻7践祚大嘗祭31条には、

群官初入、隼人発レ声、立定乃止、進二於楯前一、拍レ手歌舞、五位以上共起、就二中庭版位一、跪拍レ手四度、度別八遍、神語所レ謂八開手是也

と八開手が「神語」であると指摘している。『延喜式』には都合五箇所に神語の註記がある。それらは全て「践祚大嘗祭式」に集中している。八開手の他に神語とされたのは、造酒児（9条）、雑器（17条）、由加物（18条）、そして麁妙服（31条）である。神語が何を意味するのか明かではないが、大嘗祭に深い関わりをもつことは間違いない。神語はまた神宮祭祀ともつながりをもつ。「大神宮式」8条・四月九月神衣祭によれば内宮正宮と荒祭宮の各宮に和妙のほか、荒妙が調進された。神語にまつわる儀礼は、大嘗祭にとっ

て不可缺なものばかりである。この八開手が八度拝と融合しているところに神宮の神拝作法の特色がある。古代神宮においては、八開手を含む八度拝は三節祭の両正宮を拝するときにだけ用いられた特別な作法であり、連続する八度の拍手は合計八度の拝よりも重い意味があったに違いない（10）。

……三　中世における神宮の八度拝

古代神宮においては八開手を含む八度拝が最も重い神拝作法であった。しかし、その拝式には二通りあった。儀式帳４Ｘ２方式と延喜式２Ｘ４方式である。これに対し中世には拝八度手両端となる（表１）。ただし「手」については「開手」あるいは「平手」とも表記される。『延喜式』と『建久年中行事』には三世紀の隔りがある。この時代差よりも大きいのが、史料の性格の違いである。『延喜式』は中央官人により編纂された、律令の施行細則として普遍的な性格をもつ。かたや『建久年中行事』は、神廷奉仕の規範ではあるが、その対象が内宮禰宜に限定される。おのずと、両者の視点は異なり、また用語も違う。『建久年中行事』の拝八度手両端の具体的な所作を窺うため本節では公卿勅使（11）の記録をたよりに、古代末から中世前期にかけての神宮の神拝作法を検討したい。諸記録のなかでも神拝作法に言及しているものは限られる。表２に宸筆宣命を携えた公卿勅使の神拝作法をまとめた。参向順序は表中のように外宮（正宮および第一別宮の多賀宮）が先で、内宮（正宮および第一別宮の荒祭宮）が後となる。表２には、勅使記のなかでも特に詳しく神拝作法が記述されているものを選んだが、それでも内宮の次第は「如前」のように省筆される。表２をみると両正宮では八度拝をしているのがわかる。それは四度拝を二段重ねる拝式である。前後の四度拝に伴う拍手は同数のようである。嘉承・永久・治承度の拍手の内容は不明であるが、正応・嘉暦は詳細な記述となっている。特に『正応六年七月十三日公卿勅使御参宮次第』は公卿勅使である京極為兼の神拝作法について、宮守物忌父である荒木田尚国が詳述しているため、注目に値する。実は表２で示したあとに但書きがある。その但書きを含めた神拝作法を記述すると、

御拝四ケ度、拍手両端、又御拝四ケ度、拍手両端。但後両端手被レ略レ之（傍点筆者）

ここで「拍手両端」について考察したい。薗田守良は「一端を手四段拍ことゝ定められたる中世よりの例也」（『神宮典略』９祭祀下行事作法拍手・拝手条）と指摘している。これに従うと拍手両端とは八開手となる。『両宮儀式帳』「延喜伊勢大神宮式」における八開手（表１参照）は必ず短手を伴う。これが神宮の特色であったらしい。尚国が特記した「但後両端手被レ略レ之」の端手とは短手のことで、神宮の神拝作法に不案内な為兼がこれを省略したと読取れる。

表２　公卿勅使の神拝作法

年号（西暦）	外宮正宮	多賀宮	内宮正宮	荒祭宮
承保元年（一〇七四）	四度奉拝拍手、又四度奉拝拍手	同上	同上	同上
嘉承二年（一一〇七）	八度拝	遥拝	八ケ度拝	遥拝

永久二年（一一一四）	先四度、次拍レ手。次四度、又拍レ手	同上	八度	同上
治承元年（一一七七）	奉拝四度、了拍手。次又拝四度、又拍手	再拝拍手、又再拝拍手	外宮正宮に同じ	多賀宮に同じ（四度両段）
正応六年（一二九三）	なし	同上	御拝四ケ度、拍手両端、又御拝四ケ度、拍手両端	御拝四ケ度、拍手両端
嘉暦三年（一三二八）	なし	同上	御拝四ケ度、拍手両端、又御拝四ケ度、拍手両端	御拝四箇度、拍手両端

また寮御玉串奉奠の斎王の神拝作法は『両宮儀式帳』「延喜伊勢大神宮式」においては両段再拝（四段拝）であったが、『建久年中行事』においては八度拝となっている。その斎王の神拝作法は、一禰宜が斎王に指南した言葉として残っている。

一禰宜御玉串先左次右御拝四度御後手又御拝四度御後手ト申。于レ時子良先左手ヲ指出テ御玉串ヲ給リ、次右手ヲ指出テ御玉串ヲ給ル

朝廷にはない神廷独特の作法ゆえ一禰宜がわざわざ説明しているのであろう。斎王の行う後手の内容は不明であるが、拍手には間違いないだろう。ここで神祭りにおける拍手の意味について聊か考察したい。物を拝受するときの拍手、祠官同士の意志疏通の際の合拍手など、拍手は様々な場面で用いられるので一概にこれということは難しい。神宮の神拝作法においても、もちろん拍手は行われているのだが、特に注目したい用例を次に紹介する。それは「延喜伊勢大神宮式」8条・四月九月神衣祭の八度拝である。これは四度拝を前後に重ねる方式（表1参照）で、前の四度拝のあと「短拍手両段、膝退」と続いている（12）。これは連続する神拝作法の途中で、実際に後ろに退いた例である。管見の及ぶ限り、このような例が他にないので説得力に乏しいのだが、拍手は後ろに退く前に行う豫備動作とも考えることができる。『両宮儀式帳』においては拍手が、直会殿からの退出の前に拍たれ、また『儀式』によれば大嘗祭における八開手もまた皇太子以下が祭場を退出する際に拍たれる。神拝作法における拍手は、実際に後ろに退くことがなくても、拝礼する者の慎みの気持ちの表れともとれる。これらを考えあわせると斎王の後手もまた同様の慎みの気持ちを表す作法であったろう。

前節では主に古代から中世までの年中行事記に記録された神拝を概観した。年中行事記は各時代における祭りの規範である。これに

対し遷宮記はそれぞれが一回限りの記録に過ぎないかもしれないが無視することはできない。そこで遷宮祭における神拝についてもいくらか考察しておきたい。前節の冒頭で示したように「八度拝」の語は『皇太神宮儀式帳』所載の「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事」なる記事を初見とする。その神拝は拍手を含まない神拝であることに注目したい。つまりは奉遷の儀は神嘗祭のための祭場を辨備する一行事に過ぎなかった。この奉遷の儀が遷宮祭として重視されるようになったのは中世以降のことであろう。現存する最古の遷宮記である『建久元年内宮遷宮記』（一一九〇）によれば祭主神祇大副大中臣朝臣能隆が奉遷使として遷御行事に奉仕している。祭主以下宮司・禰宜が新宮に奉遷し、御階下にて「拝四度、無二拍手一」次に版位に著き改めて「拝八度、手両端」している。内院における拍手のない神拝は古代以来の作法であり、石壺における八開手は中世以降に確認できる。これは奉遷の儀がそれだけで三節祭に並ぶ重儀になったことを示している。『遷宮例文』は長暦二年（一〇三八）から嘉元二年（一三〇四）の式年遷宮をもとにした当時の標準である。残念ながら『遷宮例文』自体には神拝作法は示されなていない。しかし奉遷の儀も年中行事と同じくひとつの祭りとして斯くあるべしという規範意識が生まれていたことは間違いない。同時代の『御一宿仮殿遷宮記』は外宮の仮殿遷宮の典拠である。同書中、御出および還御ともに石壺における神拝作法は「八度拝二度拍手」となっている。いっぽう『嘉元二年内宮仮殿遷宮記』にみられる御出および還御ともに石壺における神拝作法は「拝八度手両端」である。先に公卿勅使の神拝作法は内外両宮共通であることを確認しているので、奉遷使が発遣される遷宮祭もまた同様と推測される。つまり「二度拍手」「手両端」も八開手を二度行うものと考えたい。

前節と本節に古代から中世までの神拝作法の変化を確認した。そして鎌倉時代以降、さらなる変化は認められない。しかしながら、時代が下ると個々の遷宮記によって神拝作法の表現のしかたが微妙に違ってくる。藤波氏経編『寛正三年造内宮記』寛正三年（一四六三）十二月二十八日条の古物渡神事における神拝作法は「各開手両端、平代朝廷奉レ祈、荒祭宮遥拝如レ常」（13）である。「開手両端」の前には「拝八度」が省略されていると考えられる。注目したいのは平伏で、『建久年中行事』や鎌倉時代の遷宮記にはみられない用法である。同じく藤波氏経編『寛正年中行事』六月十七日条・月次祭における正宮での神拝は祭使・宮司・神主「一同ニ蹲踞、拍手両端平伏奉拝朝廷奉レ祈。退出次第如二祈年祭一ニ同」（表2参照）である。これも「拝八度」が省略された上に、神拝作法の途中に平伏が挿入されている。また『明応六年内宮臨時仮殿遷宮記』出御行事条によれば明応六年（一四九七）十月十二日の儲殿に奉遷後の石壺における神拝作法は「拝八度手両端平伏、朝廷奉レ祈之後、座ヲ起」（傍点筆者）（14）となっている。そして次節で述べるように近世になると八度拝→伏拝なる記述に出会う。

……四　八度拝と伏拝との関係

本節では改めて八度拝と伏拝との関係について考えたい。『慶安二年外宮遷宮記』の伏拝は、まさに皇典講究所が指摘した『外宮子良館祭奠式』の伏拝と同種の作法である。同遷宮記によると慶安二年（一六四九）の遷御の二年前、正保四年（一六四七）四月二十日条・木作始において「各八度拝、伏拝下向到二遥拝所一」（15）のごとく神拝作法が示される。また、『寛文九年外宮正遷宮記』（一六六九）に「使・宮司・正権禰宜・物忌父等各蹲踞八度拝、次伏拝拝畢禰宜・禰宜代対座」（16）とある。そして神宮司庁が指摘した黒瀬益弘編『元禄二年外宮遷宮記』元禄二年（一六八九）九月十三日、遷御条には「一禰宜闔二御戸一輯、御鎖而降、奉遷使進二階前一申二詔刀一、宮司封二御鑰一、各退二石壺一八度拝伏拝」（17）とある。このように近世前紀の外宮遷宮記には八度拝伏拝がしばしば現れる。

前々節では古代の八度拝の一聯の所作について考察した。『両宮儀式帳』六月月次祭では八度拝後に一段拝が、延喜伊勢大神宮式八条・四月九月神衣祭では八度拝後に一拝が続いている。この単独の拝が伏拝に相当するものであろう。しかし『建久年中行事』の八度拝は「拝八度手両端」と記されるばかりで伏拝に相当するものがない。そこで今一度公卿勅使記に目を向けよう。中御門宗忠の日記『中右記』よりの抄録と考えられる『永久二年正月廿七日公卿勅使記』の同年正月十六日条には、民部卿源俊明に不審のことを諸々尋ねている。俊明は検非違使の別当だったころ、二度の公卿勅使を勤めた経験豊かな人物であった。両者が交わした数々の問答のなかに、私幣について次の件が掲げられている。

又可レ奉ニ私幣一歟。命云、全不レ可レ然。只能奉レ祈ニ公家一之後、心中所レ思宜祈申許也。於ニ私幣一、太神宮之習不レ受事也

私幣禁断は当然として、公家つまり朝廷の安泰を祈ったあとは、私の祈祷も黙認されていた。もっとも公卿が皇室の藩屏たる自家の繁栄を願ったとしても公私混同とはいえまい。はたして宗忠は外宮における神拝について次のように記録している。

御鑰納由申畢。次一度奉レ拝〈先四度、次拍レ手。次四度、又拍レ手〉心中所レ思祈申畢。予先退出、宮司禰宜等、次第退帰

宗忠は八度拝の直後に俊明の指南通り心中祈念している。また、『治承元年公卿勅使記』では三条実房が外宮の御前で次のように神拝している。

次神人封ニ御鎰一。了予以下奉拝四度、了拍手。次又拝四度、又拍手。此後私祈請。了予以下起レ座退出（傍点筆者）

「私祈請」の前には公卿勅使の例として公に対する祈りがあったと察せられる。いずれにせよ、八度拝後の祈念が確認できる。次に『建久年中行事』に目を移してみよう。二月九日条・祈年祭では「御榊事畢テ、拝八度開手両端、朝廷奉レ祈」とある。また四月十四日条・風日祈祭では「詔刀畢後内人等御榊御笠ヲ玉串御門ニ奉レ納本座ニ帰着。于レ時一同ニ八平手両端、朝廷奉祈ノ後自ニ西御門一退出」とある。いずれも八度拝後、朝廷奉祈している。

公卿勅使記および『建久年中行事』において、八度拝についで何らかの祈念を行っていることが確認できた。そのかたちは明示されないが、『両宮儀式帳』に示すところの一段拝が淵源となっている。この一段拝の伝統が、中川経雅がいうところの「敬ひのあまり」であり、阪本廣太郎の説くところの余拝となろう。その意味は、もともと作法としてきまったかたちでがあるわけではないが敬心の思いが溢れて思わず額づいてしまう、ということであろう。延暦の『両宮儀式帳』は両宮禰宜より神祇官に差出した解文であるから、八度拝に続いて「一段拝」を明示した神拝作法を、忠実に報告したものと考えられる。「延喜伊勢大神宮式」「延喜斎宮式」に至っても勅使や斎王の職務遂行の規範であるから、神拝作法も詳述されている。かたや中世の『皇太神宮年中行事』は皇大神宮禰宜が関与する年中大小の諸祭儀を網羅する一方、八度拝のかたちについては略述されている。一段拝は確乎たるかたちを表す言葉、つまり神拝作法として神宮内部には定着しなかった。しかしながら、そのこころは「朝廷奉祈」（18）の言葉とともに中世の文献に散見されるようになった。「朱書附箋説明」によれば神拝作法中の平伏について「平伏といへるは固より当らざる」と疑問を呈している。同時代の外宮の年中行事記に目を移と、『外宮子良館祭奠式』が成立した貞享四年（一六八七）には『豊受皇太神宮年中行事今式』が編纂されていた。その『今式』九月例十六日条抜穂神事において「副物忌闔ニ瑞垣門一、禰宜権官各々八度拝伏拝、物忌父等聞ニ禰宜拍一レ手而八度拝伏拝」とある。以上の外宮の遷宮記および年中行事記には八度拝→伏拝のかたちが見受けられる。が、朝廷奉祈のようなこころを

表す文言はない。しかし、この伏拝もまた一段拝の伝統を受継ぐ作法であるからには朝廷奉祈のこころの表れに違いない。いっぽう内宮近世の年中行事記である『元文年中行事』には「伏拝」の語はない（19）。

本節をまとめると、八度拝後の伏拝は近世の外宮に特有な用例であったといえる。したがって神宮司庁は「伏拝の作法なし」と説明した。しかしその淵源は、内宮も含め、伊勢の神宮としてみると、古代の一段拝であり、中世の朝廷奉祈となる。

……おわりに

皇典講究所は開閉扉・祝詞奏上・神饌献撤の各行事に必須の作法として伏拝を提示した。これに対し神宮司庁は「伏拝の作法なし」として削除するよう提言する。神宮には伏拝なる作法の伝統がないことは前節までに縷々論じた。もうひとつの削除の理由、伏拝は「拝の故実に適はず」とはどういうことであろうか。本章をまとめるにあたり、この点についていささか論及しておきたい。神宮司庁の主張は次のように理解できよう。伏拝なる名称をつけるからには、それは拝の範疇の作法である。いっぽう時間に定限のない拝は故実にない。しかるに伏拝は認められない、と。これに対し時間の定限・無定限について、皇典講究所は何も言及していない。そののち『神社祭式行事作法書』は内務省で検討された結果、神宮司庁の指摘のとおり伏拝が削除され、明治四十年に内務省告示として「神社祭式行事作法」が公布された。青戸波江は平伏の作法について次のように説明する（20）。

平伏は、経の礼にして、古来自ら浅深の別あり、其の浅きは揖体の如く、深きは拝の如し。／此の作法は、体正笏して、両手を膝前に下ろし、俛伏はすれども、笏頭は目通に上げず、且つ伏する間に、拝、揖等の如き、一定の制限なくして、その事（譬へば、開閉扉、祝詞奏上等）の終るまで、持続する（傍点筆者）

ここで青戸は「拝、揖」と平伏とを対比させて説明している。そして両者の違いは制限時間の有無であると指摘している。さらに金光慥爾は「敬礼作法には相互に酷似したる点多く、区別が明瞭でないと乱雑に流れ易いから」と断った上で、深揖・平伏・小揖・磬折の違いを一覧表にまとめている（21）。表中、深揖・小揖は屈腰の期間一定するが平伏・磬折は屈腰の期間一定せず、と明瞭に区別している。青戸・金光は数多くの生徒を指南するうちに経験的に独自の教授法を編み出したと思われる。その理論的な裏付けは明治三十年代、皇典講究所におかれた礼典調査会の活動が基礎となっていることは疑う余地はない。いっぽう明治四十年の「神社祭式行事作法」の制定過程で、皇典講究所が神宮司庁に意見を求め、それに対し神宮司庁が真摯に検討を加えたこともまた忘れてはならない。今日の神社本庁の祭祀規程には伏拝という作法はない。しかし百年以上前、伏拝をめぐりさまざまの議論が交わされた（22）ことにより、整備された法令ができたこと。また同時に優れた教授法が生まれる素地ができたこと。これらは、今日の神社神職に計り知れない恩恵を与えている。

【註】

（1）安江和宣の理解による。安江は「明治四十年制定「神社祭式行事作法」に関する一考察――階の昇降の作法をとおして――」（『皇學館大学神道研究所紀要』2、昭和六一年三月）において『神社祭式行事作法書』の性格を詳述している。安江によれば、皇典講究所と神宮司庁の意見が集約された『神社祭式行事作法書』が内務省に提出され、さらに検討が重ねられたことになる。

（2）『神社祭式行事作法書』に関する研究論文は小野和輝「神社祭式行事作法（明治四十年）制定の一考察――祝詞奏上を中心として――」（『禮典』十九、禮典研究會、昭和五十七年七月）と前掲の安江論文がある。本章もこれらと主旨を同じくする。

(3) 『古事類苑』にも伏拝の項目はない。ただ、その遥拝所条に「遥拝所ト不レ言、伏拝トモ称セリ」（神祇部洋巻1、五一二頁）と真野時綱の『古今神学類編』巻二十四諸院篇からの引用を載せるのみである。また宮地嚴夫・佐伯有義両掌典が校閲した『祭典式作法』作法（六）揖拝法・伏拝条には「伏拝は、正笏の儘に、笏を目の高さに上げずして拝をするなり」（神崎一作梁川保嘉編『祭典式作法』皇学会、明治三九年十二月、三七頁）と記載されている。同書の例言には「東京府神職管理所に於て皇典講究所の方式に拠り神職普通の祭式を標準としこれが講習を開きたる際宮地佐伯両掌典の監理教授せられたるものを記述編纂した」とある。このころ皇典講究所は礼典調査会で得られた理論を祭式講習会で試みに実践していたと考えられる。同書における伏拝は、拝と深揖との中間の作法となっている。

(4) 「行事作法書」の凡例二には次のように記される。「行事作法ノ事古来諸家其説ヲ異ニス故ニ本書ハ諸説ヲ参酌シテ時宜ニ適セルモノヲ採リ又新ニ制定セルモノアリ要ハ事理当ニ然ラザルベカラズト認定セシモノニ依レリ各種ノ名称等モ亦然リ」。

(5) 黒瀬益弘「外宮子良館祭奠式」（〈増補大神宮叢書〉14神宮年中行事大成後篇、吉川弘文館、平成二十年一月）。

(6) 「皇太神宮儀式帳」（〈神道大系〉神宮編一、昭和五十四年三月）。以下この神道大系本を参照する。

(7) 阪本廣太郎『神宮祭祀概説』、昭和四十年三月、一八一頁。

(8) 中川経雅「大神宮儀式解」（〈増補大神宮叢書〉5大神宮儀式解前篇、吉川弘文館、平成十八年四月）四四四頁。

(9) 短拍手はまた短手ともいう。薗田守良は「短手とは二宮儀式帳に、八開手拍弓、短手一段拍拝奉、また四段拝奉、短手二段拍、一段拝奉、と云こと多し。八開手とは、手八段拍をいへば、それに対へて一段二段拍を短手とは云なり。〈八開手を長手と云名あらぬ故なり〉。古説には短字に泥みてひくゝ手拍也など云は信にたらず。〈但し外宮儀式帳、六月例に、太玉串、禰宜捧弓、太神宮司爾給、司短手一段拍受、とたゞに記せるも、後に八開手拍こと有にむかへるならん。又大直会短手二段拍ともいへり〉」（「短手」『神宮典略』9祭祀下・行事作法拍手）と拍つ音の高低ではなく回数の多少による名称であると言及している。

(10) 近世外宮の年中行事書である『豊受皇太神宮年中行事今式』によれば、正宮の由貴の御饌供進次第は「是儀太有二秘旨一、非二其人一不レ得二以識一レ之」のごとく秘伝とされた。明治に至り、伝統的な御床下の御饌供進はなくなったためその詳細は伝わっていないが、近世の外宮祠官・喜早清在は供進開始の発声につき「今外宮本宮ニテ御饌供進ノ時、必初ニハツホノカミノユカムモノトヲト云事ヲ両度唱ヘテ其トヲト云ヲノ字ヲ長ク引クナリ、此一宮ノ秘伝トシテ昔ヨリ然ルナリ、ハツカホノカミノユカムモノトヲハ、初穂ノ穎ノ牀物十ト云義ナリ、カミトカヒトハ通音ナリ」（「囲炉閑談」（〈増補大神宮叢書〉15神宮随筆大成前篇、吉川弘文館、平成二十年四月）四七五頁、傍点筆者）と記録している。また川出清彦は「神語とは祭にて用いられる語という意味でもあろうか（中略）古来の礼法は、よく、祭祀の場合において保存されているというべきであろう。神宮の祭式に八開手のあることも同じ理由である。神宮における八開手は神嘗祭と、両月次祭に限り行われていることも、それが、大嘗祭と同系統の古義であることをあわせ考える時、八開手に神語也という特記がなされている程、非常に厳粛な意味を持つ拍手であったことがわかる」（『祭祀概説』、学生社、一九七八、一三九～一四〇頁）と説明している。

(11) 薗田守良は全四十巻からなる『神宮典略』に「公卿勅使」の一巻を設けている。その勅使条にて「公卿勅使とは、御代始・御慎・斎王退下・天変地妖・神宮内裏回禄など朝廷大事の時に、参議已上の人を択び定めて、殊に御祈奉らむとて、勅使発遣ある

と公卿勅使とは云なり（中略）此時宸筆の宣命ありて、尋常の例に殊なれば、朝廷また勅使もいと重く慎み給ひ、行路の解除など種々多かれば、此神宮にても大営なり。幣帛使の類ひならず」と述べ、勅使の日時治定から解斎までを詳述している。

(12) 川出清彦は『皇太神宮儀式帳』の神嘗祭および祈年祭の神拝作法について「この神宮の拝作法が所謂起拝であったか、或は又古式の跪いてのそれであったかは儀式帳の記文だけでは詳らかでないのである。後世の作法が起拝であるから儀式帳当時も当然起拝とは、早計には断ずるわけには行かない」根拠として、この膝退を取上げ「前後の中間に膝退作法のあるのは逡巡の作法であらうが跪伏礼にふさはしい容止とも考へられる」と考察している（『神社有職』、昭和五十五年二月、二五八頁）。

(13) 「寛正三年造内宮記」（〈神宮遷宮記〉四、神宮司庁、平成四年七月）八八頁には「代、守晨本作伏、可従」と割註が施されている。

(14) 「明応六年内宮臨時仮殿遷宮記」（〈神宮遷宮記〉四、神宮司庁、平成四年七月）一六五頁。

(15) 「慶安二年外宮遷宮記」（〈神宮遷宮記〉五、神宮司庁、平成七年三月）一三八頁。

(16) 「寛文九年外宮正遷宮記」（〈神宮遷宮記〉五、神宮司庁、平成七年三月）二八九頁。

(17) 「元禄二年外宮遷宮記」（〈神宮遷宮記〉五、神宮司庁、平成七年三月）一〇六五頁。

(18) 皇太神宮祠官（荒木田神主）の款状の決り文句となっている。例えば寛正三年（一四六二）十月、藤波氏経は「右謹考故実、太神宮禰宜者、朝廷奉祈之重職、皇家清撰之器也、仍自二座昇一座刻、関加階者、聖代明時佳例、神宮古今通規也」（傍点筆者）として、従四位下から従四位上への加階を祭主に申請している（「内宮一禰宜荒木田氏経款状」（『三重県史』資料編中世1上、三内宮・二氏経卿引付四‐五三、平成九年五月）三八六頁）。

(19) 「皇太神宮当時年中行事」（〈増補大神宮叢書〉21二宮叢典中篇、吉川弘文館、平成二十六年一月）七六頁には二月祈年祭の神拝作法として「奉拝開手」、同八八頁には六月月次祭のそれとして「奉拝拍手」と記されている。近世の内宮祠官・薗田守夏は神宮の神拝作法について「謂二再拝再拝一者恭敬欽喜之餘幾度拝伏而礼二謝之一也」（「神事提要」（〈増補大神宮叢書〉15神宮随筆大成前篇、吉川弘文館、平成二十年四月）二八頁）と述べている。つまり「恭敬欽喜之餘幾度拝伏」すのが神宮における神拝であると守夏は考えている。

(20) 青戸波江『神社祭式行事作法教範』上（初版は皇典講究所より明治四十三年六月、再版は明治書院より大正二年三月）三一〇頁以降。

(21) 金光慥爾『祭式教本』（明治書院、昭和十九年五月）二一頁。

(22) 本章で論じたほか、近代の神社祭式制定の節目節目で「伏拝」が取上げられている。明治八年「神社祭式」の制定過程で編まれたとされる宮内庁書陵部蔵『祭儀』の「再拝」の項には、次のような興味深い記述がある。「座シテ一拝拍手シ〈数四遍〉又一拝シテ拍手ス後ニ伏拝シテ退クヲ再拝トス後ノ伏拝ハタヽ敬ノ余リニ屈伏スルニテ拝ノ数ニハアラズ此祭典神拝ノ通式也」（同書二丁表～裏）。伏拝を余拝と見なす解釈は神宮の伝統と軌を一にする。また神祇院時代の「神社祭式行事作法」改定作業において、その当時、八坂神社宮司であった高原美忠は「伏拝ヲ規定シ従来殿上ニ於テ深揖ヲナシタル時行フコト」と提言している（神社本庁蔵「神社祭式行事作法中改正案」）。高原が『神社祭式行事作法書』を確認したかどうかは不明であるが、深揖と別

に伏拝を立項しようとした皇典講究所の立場と似通っている。

・・・第六章　神社祭祀と宮中年中行事

・・・はじめに

大正三年一月二十四日に勅令第十号「官国幣社以下神社祭祀令制定ノ件」（以下、勅令「神社祭祀令」）、同年三月二十七日に内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式制定ノ件」（以下、内務省令「神社祭式」）が制定され、神社祭祀の綱領が定まった。本章ではそののち明治神宮の造営を端緒として勅使参向の例祭式が整えられた過程を示す。また、内務省令「神社祭式」では例外とされた賀茂・男山（石清水）・春日の三勅祭と宮中年中行事との関わりを考察する。

・・・一　皇室祭祀と神社

明治四十一年公布の「皇室祭祀令」第九条に定めるところの大祭（御親祭）は元始祭・紀元節祭・春季皇霊祭・春季神殿祭・神武天皇祭・秋季皇霊祭・秋季神殿祭・神嘗祭・新嘗祭・先帝祭・先帝以前三代ノ式年祭・先后ノ式年祭・皇妣タル皇后ノ式年祭の十三祭である。このうち新嘗祭に関聯する第十五条第二項は、

新嘗祭ノ当日ニハ賢所皇霊殿神殿ニ神饌幣物ヲ奉ラシメ且神宮及官国幣社ニ奉幣セシム

と神宮・官国幣社への班幣につき規定されている。また小祭（御親拝）は第二十一条で歳旦祭・祈年祭・賢所御神楽・天長節祭・先帝以前三代ノ例祭・先后ノ例祭・皇妣タル皇后ノ例祭・綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル歴代天皇ノ式年祭の八祭が定められる。そして第二十三条には、歳旦祭・祈年祭に関聯し次のように規定される。

歳旦祭ノ当日ニハ之ニ先タチ四方拝ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ当日ニハ神宮及官国幣社ニ奉幣セシム但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拝ノ式ヲ行ハス

四方拝には諸大社に対する拝礼が含まれ、祈年幣は神宮ならびに官国幣社に班幣される。このように皇室祭祀令のなかにも神社に対する規定がわずかながらも確認できる。

さて神社本庁には、宮地直一が作成した「祭祀令並神社祭式ノ改正ニ関スル調査　第一」（以下、「祭祀祭式改定調査」）なる報告書（謄写版十三丁）が所蔵されている（1）。当該報告書は作成日時不明ながらも内容からして大正十四年前後のものと推察される。その大綱は次のように締め括られている。

按ズルニ明治八年ノ神社祭式ハ簡約ニシテ行ハレ易ク時勢ニ適応スルヲ主トシ大正ノ祭祀令及ビ神社祭式ニ至リテ大ニ不備ヲ補フトコロアリ府県社以下神社ヲモ包含シテ其ノ内容具備スルニ至レリト雖モ尚遺漏シテ他日ノ補修ニ俟ツベキモノアリ加フルニ爾後ニ於ケル時勢ノ進運ハ之ヲ以テ満足スベキニアラズナホ是ヨリ先明治四十一年皇室祭祀令ノ発布セラルヽアリ相互ノ関係ニ就キテモ考慮ヲ要スル点ナキニ非ズ仍テ此ニ現ニ問題トナレル諸点茲ニ今後ノ研究ヲ必要トスル条ヲ挙ゲ以テ参考ノ一端ニ供セムトス

右につづき大項目として「一、神宮ノ祭祀」「二、官国幣社以下神社ノ祭祀」「三、宮内省関係事項」が掲げられ、大項目第三「宮内省関係事項」には四つの小項目が並ぶ。すなわち「一、親告又ハ親謁ニ関スル規定」「二、奉幣ニ関スル規定」「三、神宮ノ遷宮祭」「四、祭式」である。最後の小項目第四「祭式」の内容を以下に示す。

神宮並官国幣社祭式ハ内務大臣ノ之ヲ定ムベキコト祭祀令ニヨリテ明白ニシテ仍テ大正三年神社祭式ヲ定メ次イデ神宮祭式ヲ制定

セムトスル見込ナルガナホ同年以降神宮祭祀令第七条、官国幣社以下神社祭祀令第七条ニヨリ臨時ニ祭式ヲ発布セルモノヽ中宮内省ト関係アルハ左ノ如シ

右につづき十三の臨時祭式が掲げられる。神宮ニ即位礼並大嘗祭期日奉告ノ儀・神宮ニ大嘗祭当日奉幣ノ儀・神宮ニ即位礼後親謁ノ儀当日大御饌祭ノ儀・官国幣社ニ大嘗祭当日奉幣ノ儀・神宮ニ立太子礼当日奉幣ノ儀・神宮ニ神宝奉納ノ儀・神宮ニ皇室典範増補制定ニ付奉幣ノ儀・神宮ニ平和克復親告ノ儀・官国幣社ニ平和克復奉告ノ儀・明治神宮例祭式・神宮ニ皇太子殿下御結婚誓約ノ儀・神宮ニ関東地方地震奉告ノ儀・神宮ニ虎門事件奉告ノ儀である。その内訳は神宮関係が十一、神社関係が二である。当時準備されていた「神宮祭式」の詳細は不明ながら十一の神宮臨時祭のうち恒例祭として計画されたものあったのかもしれない。そして神社関係の臨時祭で注目されるのが「明治神宮例祭式」である。注目すべき理由として、以下の二点が挙げられる。まずは当該省令が勅使参向神社の例祭式として、初めて内務省令により規定された法令であるという点である。そしてさらに他の勅祭社の例祭式すなわち大正十五年五月十日内務省令第十二号「官幣大社氷川神社官幣大社熱田神宮官幣大社出雲大社官幣大社橿原神宮及官幣大社明治神宮例祭式制定ノ件」（以下、内務省令「勅祭社例祭式」）のさきがけとなった点である。

……二　「明治神宮例祭式」から「勅祭社例祭式」へ

前節の「祭祀祭式改定調査」は左のようにつづいている。

祭祀令制定以前ノ慣行ニヨリ依然トシテ宮内省ニ於テ祭式ヲ定メ本省（内務省、筆者註）ノ之ニ関セザルアリ即チ左ノ如シ

一、官国幣社ノ昇格祭神増加等奉告祭

二、官幣大社賀茂別雷神社・同賀茂御祖神社・同石清水八幡宮同・春日神社例祭

三、官幣大社氷川神社・同熱田神宮・同出雲大社・同橿原神宮例祭

右ノ中第二ハ明治十七八年ノ交旧儀ヲ再興セラレ旧儀ニヨリ行ハルルモノニシテ神社祭式六雑則ニ「一官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル」トアルハ即チ之ヲ斥セルモノナリトス而シテ是等ノ祭祀ニ関シテハ神社祭式制定ノ当時ニ於テ除外例ヲ設ケ之ニ係ハラザルコトヽセラレタルモ其後大正六年ヨリ勅使参向ノ例ヲ開カレタル熱田・出雲・橿原三社ノ例祭ニ至ツテモ本省ニ於テハ別ニ祭式ヲ定ムルコトナク宮内省ヨリ之ヲ制定シ来レリ而シテ大正九年官幣大社明治神宮ノ鎮座ニ至リ初メテ内務省令ヲ以テ例祭式ヲ規定セラルヽニ及ベリ

右によれば、内務省が宮内省に配慮したため、内務省令「神社祭式」においては勅祭に関する規定が「雑則」として例外的に扱われたことがわかる。そしてある意味において不備な状態にあった勅祭社の例祭に関する規定が「明治神宮例祭式」制定をきっかけに本格的に検討され始めたことを窺わせるのである。

大正二年十二月二十日、明治天皇奉祀に関し勅令第三百八号により神社奉祀調査会官制が公布された。宮地直一は鎮座二十年の座談会において、

会長は官制によつて当時の原内務大臣が之に当られ、委員には蜂須賀侯爵外各方面に追於ける名士、権威二十有七名の人が任命せられたのでありました。調査会に於きましては別に専門家を委託されてそれぞれの事項について慎重審議せられた（2）

と回想している。また『明治神宮造営誌』によれば、

調査会の会合は、特別委員会及び調査総会の二種とし、前者は神社の規模様式、神宝装飾、社名、境内、造営経費等の各項に亙りて、学術的調査を行ひ、後者は其の成案によりて之を審議し、然る後始めて大体の造営方針を決定し、此中重要なる事項は、上奏して御内定を仰ぐものとせり（3）

と特別委員会および調査総会の役割りを明示している。そして「神社奉祀調査会は、大正二年十二月二十日官制公布以来、同三年十一月に至るまで、調査総会を開きて重要なる事項を議了すること二十件、特別委員会に於て、部門に亙りて細密なる調査を遂げ、審議をなすこと、大正三年五月より十月に至るまで十一回、斯くして祭神、社名、社号、社格、鎮座地、例祭日、社殿、神宝装飾、境内地等の諸項及び造営並に維持の経費等総べて創立に関する各般事項の調査を完了」した。現在、明治神宮には特別委員会による報告書『神社奉祀調査会特別委員会報告』が残されている。そのうち「三、例祭日勅使発遣ニ関スル件」には特別委員会の調査結果が次のように報告されている。

例祭日ニハ勅使ヲ発遣セラルルコトニ御治定ヲ仰クヲ以テ最適当ナリト認ム／謹テ按スルニ現今ノ制例祭ニ当リ勅使発遣アラセラルル神社ハ官幣大社賀茂別雷神社、同賀茂御祖神社、同男山八幡宮、同春日神社、同氷川神社、別格官幣社靖国神社ノ六社ニシテ何レモ特別ノ由緒アル神社ニ限レリ明治天皇奉祀神宮ニ於テモ是等神社ノ例ニヨリ例祭日ニハ勅使ヲ発遣セラレ祭祀ヲ鄭重ニセラルルコトニ御治定ヲ仰クヲ以テ適当ナリト思惟ス（傍点筆者）（4）

右報告を受け調査総会では左のごとく決定した。

現今例祭日に勅使の差遣ある神社に就て、其の由緒を按ずるに、官幣大社賀茂別雷神社、同賀茂御祖神社の如く、曾て王城鎮護の神として二十二社の上位に列し、朝廷の尊崇特に篤きものあり、同石清水八幡宮の如く、同じく二十二社の上位に刺し、朝野の崇敬篤く、皇室の氏神と仰がれ、其の祭事には行幸に准じて上卿、参議等を派遣せられしものあり、同春日神社の如く、藤原氏の氏神にして二十二社の一に列し、古来朝廷の尊崇甚だ篤く、例祭には上卿並に近衛使を派遣して、奉幣せしめられしものあり、同熱田神宮の如く、三種の神器の一なる草薙神剣を奉斎せるによりて、特別の待遇あらせらるゝものあり、同氷川神社の如く武蔵国の一宮にして明治元年先帝の親しく行幸ありて、祭祀を行ひ給ひ、爾後永く奉幣せしむべしと、勅諚あらせられたるものあり、或は別格官幣社靖国神社の如く、維新前よりの殉国者を祀りて、行幸又は勅使差遣の典に預れるものあり。かく何れも古来及び近時の特別由緒ある神社に限られたり。／されば明治天皇奉祀神宮にありても、例祭日に勅使の差遣を請ひ、以て祭祀を鄭重にせらるゝことを適当とする旨、大正三年七月二日の神社奉祀調査会に於て、其の決定を見るに至れり（傍点筆者）（5）

右決定によれば、調査総会においても特別委員会の報告に異論はなく、例祭日に勅使を発遣し祭祀を鄭重に行うことが適当とされた。しかしながら鄭重なる祭祀の具体的内容すなわち祭式については特に検討された形跡はなく今後の検討課題とされたらしい。

さて神社奉祀調査会の活動期間中、大正三年三月二十七日に内務省令「神社祭式」が制定され官国幣社の祈年新嘗および例祭の三大祭には地方長官が幣帛供進使として参向し御幣物を奉ることが定められた。内務省神社局考證課において荻野仲三郎・宮地直一とともに法令制定の立案をした八束清貫は次のように回想している。

次に祭式制定の場合、難問の一は宮内省から下附の御幣物に関する事項を内務省令で定めることの可否如何、又その捧持者の名称如何についてであつた。前件は兎に角神社祭祀は内務省の所管事項であるからといふことで解決したが、後件についてはなか〳〵

決まらなかつた。宮内省下附の御幣物を宮内省職員でもない地方長官の参向に対して奉幣使とするのは至当でないといふ。なるほどそれもその通りだ。といふので、結局「幣帛供進使」といふ新名称が案出された。なほ「使」の語に疑義が残つたが、どうやらそれで落着かせたのであつた（6）

このように問題を抱えながらも制定された官国幣社例祭式（祈年祭式、新嘗祭式と共通）が大正九年十月二十九日の内務省令「明治神宮例祭式制定ノ件」（以下、内務省令「明治神宮例祭式」）の叩臺となったと推測される。それでは、表1にいずれも大正時代にまとまった例祭式を掲げる。表中上から、内務省令「神社祭式」中の例祭式（祈年祭・新嘗祭と共通）で①、つぎに内務省令「明治神宮例祭式」で②、つづいて同省令をもとに用意された「例祭式次第」（7）で③、そして最後に内務省令「勅祭社例祭式」で④と丸数字を振り、以下に丸数字①②③④をもって参照する。

表1　例祭式比較

行事	①省令神社祭式「例祭式」	②省令「明治神宮例祭式」	③祭典記録「例祭式次第」	④省令「勅祭社例祭式」
鋪設	当日早旦社殿ヲ装飾ス	当日早旦社殿ヲ装飾ス	当日早旦社殿ヲ装飾ス	当日早旦社殿ヲ装飾ス
宮司著座	時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク	時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク	午前九時十分宮司以下所定ノ席ニ著ク	時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク
	次幣帛供進使参進〈是ヨリ先手水ノ儀アリ〉 次幣帛供進使祓所ニ著ク 次修祓〈先ツ御幣物次幣帛供進使及随員〉			次地方長官参進 是ヨリ先手水ノ儀アリ 次修祓
官著座	次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク 次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク〈幣帛供進使随員副フ〉 次宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス		次ニ十分地方官所定ノ席ニ著ク	次地方長官所定ノ座ニ著ク

開扉
次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス〈此間奏楽〉

献饌
次禰宜以下神饌ヲ供ス〈此間奏楽〉

祝詞
次宮司祝詞ヲ奏ス

奏上

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス〈此間奏楽〉

次禰宜以下神饌ヲ供ス〈此間奏楽〉

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司権宮司御扉ヲ開キ畢テ宮司側ニ候ス〈此間奏楽笏拍子一起立笏拍子一復座〉

次禰宜以下神饌ヲ供ス〈此間奏楽〉

次宮司祝詞ヲ奏ス〈笏拍子一起立笏拍子一復座〉

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス〈此間奏楽〉

次禰宜以下神饌ヲ供ス〈此間奏楽〉

次宮司祝詞ヲ奏ス

次勅使御幣物ヲ奉シテ参進〈神職前導〉

是ヨリ先手水ノ儀アリ

次修祓〈先ツ御幣物次勅使及随員〉

次勅使所定ノ座ニ著ク

次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク〈勅使随員相副フ〉

次勅使随員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ仮ニ案上ニ置ク〈案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク〉

献幣
次宮司御幣物ヲ奉ル

次宮司御幣物ヲ奉ル

次宮司御幣物ヲ奉ル

次宮司御幣物ヲ奉ル

幣物
次幣帛供進使随員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ仮ニ案上ニ置ク〈案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク〉

次勅使参進所定ノ座ニ著ク〈神職前導〉

是ヨリ先修祓ノ儀アリ

次勅使随員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ仮ニ案上ニ置ク〈案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク〉

午前十時勅使所定ノ席ニ著ク〈神職前導〉

次勅使随員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ仮ニ案上ニ置ク

次勅使随員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ仮ニ案上ニ置ク〈案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク〉

案置

祭文
次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス

奏上

次勅使進ミテ御祭文ヲ奏シ訖テ宮司ニ授ク

次宮司御祭文ヲ神前ニ納ム訖テ勅使ニ反命ス

次勅使退出〈神職前導〉

次勅使進ミテ御祭文ヲ奏シ訖テ宮司ニ授ク〈此間奏楽笏拍子一起立笏拍子一復座〉

次宮司御祭文ヲ神前ニ納ム訖テ勅使ニ反命ス

次勅使退出〈神職前導〉

次勅使御祭文ヲ奏ス

次宮司御祭文ヲ受ケ之ヲ神前ニ納メ畢リテ勅使ニ反命ス

次勅使退出〈神職前導〉

拝礼	次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拝礼〈玉串ハ主典之ヲ附ス〉 次幣帛供進使随員拝礼 次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼〈玉串ハ主典之ヲ附ス〉 次権宮司若クハ禰宜以下拝礼	次地方官玉串ヲ奉リテ拝礼〈玉串ハ随員之ヲ附ス〉 次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼 次権宮司以下拝礼	次地方官玉串ヲ奉リテ拝礼〈玉串ハ随員之ヲ附ス〉 次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼〈玉串ハ主典之ヲ附ス〉 次権宮司以下拝礼	次地方長官玉串ヲ奉リテ拝礼 次宮司玉串ヲ奉リテ拝礼 次権宮司若ハ禰宜以下拝礼
撤幣	次権宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス	次権宮司以下御幣物ヲ撤ス	次禰宜以下御幣物神饌ヲ撤ス〈此間奏楽〉	次権宮司若ハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス
撤饌	次禰宜以下神饌ヲ撤ス〈此間奏楽〉	次禰宜以下神饌ヲ撤ス〈此間奏楽〉	次禰宜以下神饌ヲ撤ス〈此間奏楽〉	次禰宜以下神饌ヲ撤ス〈此間奏楽〉
閉扉	次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス〈此間奏楽〉	次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス〈此間奏楽〉	次ニ宮司権宮司御扉ヲ閉チ畢テ本席ニ復ス〈此間奏楽笏拍子一起立笏拍子一復座〉	次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス〈此間奏楽〉
退出	次官司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス 次各退出	次各退出	次各退出	次各退出

それでは表1に掲げた①②③④を上から順に比較検討する。まず①の幣帛供進使の役割りと②③④に共通する勅使の役割りの違いに注目する。①の式次第において幣帛供進使は宮司から開扉前に準備万端が整った旨の報告を受け、閉扉後に無事終了の報告を受けている。これは祭典全体を奉行する上卿的な役割りを幣帛供進使が担っていると考えられる。いっぽう②③④において勅使は、宮司の祝詞奏上後、御幣物とともに参入し、宮司の献幣後、祭文を奏上し、諸員拝礼の前に退出してしまう。勅使は、宣命使・奉幣使に限定した役割りを担うのみである。つぎに②と③の相違に注目する。②には地方官著座（あるいは著席）の次第がなく開扉の時機が不明であるため③で補ったものと考えられる。また開閉扉に権宮司が奉仕するのが目に付くが、明治四十年の内務省告示「神社祭式行事作法」において宮司・権宮司の二人奉仕による開閉扉が規定されているので違叛ではない。ひとつの可能性としては「念押し」である。つまり確認の意味をこめて式次第に二人奉仕を明示したのかもしれない。一条実輝・鈴木松太郎がそれぞれ宮司・権宮司に任命されたのが同月八日のことであり準備期間も短かかったのである。そして②において開閉扉と祝詞奏上の開始・終了の合図に笏拍子を拍つのは社殿の構造上必要とされたのであろう。

最後に②と④とを比較する。両者の違いは地方官の修祓・著座の明記と、御幣物・御祭文に対する扱いである。地方官関係について

は省略し御幣物・御祭文に対する扱いのみ以下に考察する。まず②において御幣物の祓いは不明瞭で、ただ「勅使参進」につづいて「是ヨリ先修祓ノ儀アリ」と記述されるのみであった。これが④においては御幣物→勅使・随員と祓う順序が明記された。そして「御幣物辛櫃」の置き場所も「便宜ノ所」と明記されるようになった。つぎに勅使が奏上したあとの御祭文の行方であるが、②では勅使が宮司のもとに授けるが、④では宮司が進んで勅使のところに受け取りにゆくことになった。このように御幣物・御祭文ともに、より鄭重な扱い受けることが保證されたのである。

以上、大正時代に制定された内務省管下の官国幣社例祭式、特に勅使参向の例祭式を比較検討した。小括すれば、明治神宮の例祭式制定を通して、勅使が参向する祭祀としてより相応しい鄭重な祭式が考案され、氷川・熱田・出雲・橿原の各神社に展開されたといえよう。

……三　三勅祭と宮中年中行事

大正三年の内務省令「神社祭式」において「官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル」として対象外とされた賀茂・男山（石清水）・春日の三勅祭は同十五年の内務省令「勅祭社例祭式」においてもまた対象外とされた。その三勅祭は明治十七から十九年にかけて旧儀が再興され、宮内省においてその式次第が取り決められていたのである。それでは旧儀再興までの明治前期における三勅祭の沿革を確認しておこう（表2参照）。

表2　三勅祭の沿革（『祭典録』『祭祀録』より作成）

明治	賀茂祭	男山祭	春日祭	備考
2年	旧儀	旧儀	旧儀	
3年	〃	宣使幣使参向	宣使幣使参向	
4年	宣使幣使参向	〃	〃	10・29「四時祭典定則」（『太政類典』）
5年	勅使参向	勅使参向	勅使参向	
6年	地方官参向	地方官参向	地方官参向	3・2「官幣諸社官祭式」（『祭祀録』）
7年	〃	〃	〃	
8年	〃	〃	〃	
9年	〃	〃	〃	
10年	〃	〃	〃	12・5神楽・走馬・東遊等廃止（『明治天皇紀』）
11年	〃	〃	〃	
12年	〃	〃	〃	4・12賀茂両社の東遊・走馬、男山八幡宮の神楽再興のため金三千円下賜（『明治天皇紀』）
13年	〃	〃	〃	
14年	〃	〃	〃	

15年	〃	〃	
16年	〃	〃	
17年	旧儀	旧儀	〃
18年	〃	〃	〃
19年	〃	〃	旧儀

明治十六年九月二十二日には、宮内省支庁の設置が御裁可となり賀茂男山両祭の旧儀再興が決した。この件に関し『明治天皇紀』には左のごとく記されている。

京都に宮内省支庁を置き、書記官・御用掛・掌典等を勤務せしめ、又京都御所殿舎の布設等に従事せしめんがため、特に殿掌・殿部・殿丁を置く、京都宮闕保存のこと仰出され、事務漸く繁劇を加へたるを以てなり（割註略）／賀茂・男山両祭の旧儀を再興し、明年より之れを行はしめ、宮内省に合して諸事を取扱はしむ、賀茂・男山の両社は古来朝廷の崇敬特に厚く、其の祭祀は官祭として共に奉幣勅使差遣の事あり、其の儀式頗る荘重を極め、京都の北祭・南祭を以て称せらる、維新以後諸儀廃絶し、勅使差遣の事あるも一般神社奉幣の例に異なることなし、是れより先、右大臣岩倉具視が京都皇宮保存の議を上り、京都繁栄の道を講ずるや、両祭の旧儀再興のこと実に其の一に居る、是の年五月、具視皇宮保存事務を督して京都に抵り、施設の大綱を定むるに於て、其の事始めて決す、既にして宮内省支庁を京都に置き、皇宮保存の事を司らしめらるゝに及び、是の日此の事を令せらる、初め両社とも例祭並びに臨時祭の旧儀を再興するに決したりしが、十七年八月共に其の臨時祭旧儀の再興を停む（8）

右の岩倉具視の京都皇宮保存の議とは十六年一月の「京都皇宮保存ニ関シ意見書」（9）のことで、その条目は「三大礼執行ノ事」「桓武帝神霊奉祀ノ事」「伊勢神宮並神武帝遥拝所ノ事」「賀茂祭旧儀再興ノ事」「石清水祭〈現今ノ男山祭〉旧儀再興ノ事」「白馬節会再興ノ事」「大祓ノ事」「三大節拝賀ノ事」「宮闕ノ近傍ニ洋風ノ一館ヲ築造スル事」「宝庫築造ノ事」「宮殿並御苑ニ関スル事」「二条城ヲ宮内省ノ所管ト為ス事」「留守司ヲ置ク事」「社寺分局ヲ置ク事」である。その内容は即位・大嘗会・立后の三大礼を筆頭とする宮廷行事の再興、宮殿・御苑をはじめとする歴史的建造物の整備・保存など多岐に渡る。そのなかで賀茂男山の両祭が宮廷の年中行事の枠組みのなかで旧儀再興を望まれていることは注目される。両祭は改暦前には旧儀を停止せられているが、代表的な節会である白馬節会もまた同じ頃、廃絶を餘儀なくされている。岩倉の「意見書」から、これらの三条目を以下に示す。

賀茂祭旧儀再興ノ事

賀茂祭〈旧暦四月中酉日其原ハ欽明天皇ノ御宇ニ起ル〉同臨時祭〈旧暦十一月下酉日其原ハ宇多天皇ノ御宇ニ起ル〉此両祭ハ最鄭重ニシテ勅使ノ行粧華麗ナリシヲ以テ京都近傍諸国ヨリ士民其盛儀ヲ観ル為メ陸続入京シ当日九門内ヨリ賀茂社頭ニ至ル途上男女老幼雑沓麕集セシト雖モ大政維新ノ後ハ神社一般ノ奉幣式ニ従ヒ頗ル其儀ヲ簡ニシ毎年一度〈四月十五日〉勅使ヲ差遣スノミ此等ノ祭儀ヲ改革セラレシモ亦今日都下衰微ヲ来タセシ一原由ニ属ス依テ自今旧儀再興一年両度之ヲ行フヘシ

石清水祭〈現今ノ男山祭〉再興ノ事

石清水臨時祭〈旧儀三月中午日其原ハ朱雀天皇ノ御宇ニ起リ之ヲ南祭ト称ス〉同放生会〈旧暦八月十五日其原ハ朱雀天皇ノ御宇ニ

起リ維新ノ後中秋祭ト改称シ後又男山祭ト改ム〉此両祭モ亦旧儀荘重ナリト雖現今ハ賀茂祭ト同様ニ神社一般ノ奉幣式ニ従ヒ毎年一度〈八月十五日〉勅使ヲ差遣スノミ依テ自今当儀再興一年両度之ヲ行フヘシ

白馬節会再興ノ事

白馬節会〈正月七日其原ハ嵯峨天皇ノ御宇ニ起ル〉青馬天覧及兵部省御弓奏〈射礼ノタメ御弓ヲ天皇ニ奉ルナリ〉等ノ式アリ明治二年正月迄ハ元日節会踏歌節会ト共ニ三節会ト称シ毎年之ヲ行ハレシト雖車駕東幸已後其式廃絶ス而テ元日節会ハ新年宴会ト改称シ明治五年正月新式ヲ以テ之ヲ行ヒ終ニ恒典ト為ル依テ自今此節会ヲ再興シ平安京ノ宮闕ニ於テ旧儀ノ如ク執行シ昔時ノ歌垣ノ例ニ倣ヒ衆庶ノ拝観ヲ許スヘシ

右意見によれば盛儀たる賀茂祭および荘重なる男山祭は地方官参向の平凡な例祭に改変され白馬節会においては廃絶され、これら行事の改廃が京都衰微の原因になったというのである。また『明治天皇紀』明治十八年四月六日条には「春日祭の旧儀を再興し、明年より執行せしむ、仍りて賀茂・男山両祭に準じ、宮内省をして諸事を取扱はしむ」（10）とされ、ここに旧儀による三勅祭が出揃うことになる。岩倉の「意見書」が契機となり旧儀再興した三勅祭を含む宮廷行事はそののちどのようになったのであろうか。

昭和十五年に図書寮により作成された『現行宮中年中行事調査部報告』（全四十巻）（11）は宮中における年中行事書である。収録された行事は、元旦の四方拝を筆頭に全部で三十五にのぼる。順にあげれば四方拝・晴御膳・新年朝賀・政始・新年宴会・講書始・歌会始・宮中杖・一月節日・紀元節・祈年祭・三月節日・春日祭・観桜会・五月節日・賀茂祭・大祓（六月十二月）・節折（六月十二月）・七月節日・九月節日・石清水祭・神嘗祭・新嘗祭・観菊会・賢所御神楽・歳末御祝詞・旬祭・先帝祭・先帝以前三代ノ例祭・天長節・皇后御誕辰・皇太后御誕辰・皇太子御誕辰・寒中暑中御伺・立太子式となる。図書寮内の現行宮中年中行事調査部の事業は昭和十二年十二月十七日に左の如く立案されている。

現行宮中諸行事ノ由来沿革ノ調査ニ関スル件

宮廷年中諸行事ノ調査並ニ皇宮離宮ノ歴史的研究ニ就テハ従来当寮ノ有職調査部ハ其組織期間等ノ関係上之ニ及ブ能ハサリシ所ナルモ之カ調査ヲ放置スルコトハ該事業ノ功ヲ一簣ニ缺クノ憾アリ殊ニ現行宮中ノ諸行事ニ就テハ其由来沿革ノ調査ヲ完成シ日常ノ省務ニ資スルコト最モ急ナルモノアルヲ感ス因テ左記ノ計画ヲ以テ現行宮中諸行事ノ由来沿革調査ヲ開始致シ度相伺候

計画概要

一担当人員　御用掛　二（奏任待遇）
　　属兼編修官補　一（秘書課配属者）
　　嘱託　三（判任扱）
　　史生　二（雇員）
　　録手　二（雇員）
一年限　二年六月
一出張旅費　年額五〇〇円
一用度費　年額一〇〇円（12）

右案は同年十二月二十四日に宮内大臣による決裁をうけているのだが、当該調査は有職調査（13）の後継事業と考えられる。何となれば図書寮内の有職調査は昭和二年に始り十年の歳月をかけ第一期の有職調査（服飾・吉凶儀礼・宮殿調度）、第二期の臨時記録作成（出張聴取・招致講演）を終えている。しかしながらこれに加えて、当年六月二十二日に第三期として「京都方面ニ関スル追加事業ノ記録ノ校正」以下九項目の残務整理（当年末迄）が立案され、翌二十三日に決裁をうけているのである。このように事業期間の連続性もさることながら有職故実・年中行事はどちらも宮廷儀礼を支える基盤として関聯が強い。そして有職故実・年中行事の調査は「日常ノ省務ニ資スルコト」同じ目的であり、また「故老ノ物故スル者多キニ鑑ミ其ノ資料ヲ蒐集伝承シ秘説ノ口授ヲ採録スルノ急ヲ認メラレ」る背景もまた共通している。

さて『現行宮中年中行事調査部報告』所収の三十五の行事のうち「皇室祭祀令」に記載される祭祀として、四方拝・紀元節・祈年祭・神嘗祭・新嘗祭・賢所御神楽・先帝祭・先帝以前三代ノ例祭・天長節がある。また「皇室儀制令」に記載のある朝儀は新年朝賀・政始・新年宴会・講書始・歌会始・紀元節・天長節である。いっぽう廃絶された行事ではあるが一月節日・三月節日・五月節日・七月節日・九月節日も調査、報告されている。廃絶された行事が「現行宮中年中行事」とされるのは、皇室の伝統として忘れてはならない行事であり、さればこそ記録に留められたと推察する。例えば新年宴会の調査報告書はは次のように結ばれている。

古ク景行天皇ノ御世ニ既ニ行ハセラレタリシ新年ノ賀宴ハ、後ニ重大朝儀ノ一トシテ正月三節日亘リテ行ハセラレ、コノ制ハ千数百年ノ長キ間変ルコトナカリキ。明治維新トナリテコノ三節会ノ廃セラルヽヤ、之ニ代リテ新年宴会ノ制ヲ立テ、特ニ一日ヲ設ケテコノ日トナシ給フ。之等ノ制ヲ一貫シテ視ル時、年頭ノ大節ヲ祝シテ歓ヲ倶ニシ給フ意義ハ毫モ変化セザルナリ（14）

右によれば廃絶した正月三節会（一月節日）の意義は、現行の新年宴会に引継がれているため、正月三節会もまた現行であるということであろう。そしてここに至って、廃絶していないにも係わらず上述の宮務法には規定されていない類（15）のあることに気付く。春日祭・賀茂祭・大祓（六月十二月）・節折（六月十二月）・石清水祭・歳末御祝詞・旬祭がそれにあたる。旬祭の調査報告書は次のように始まる。

旬祭ハ、公的ノモノニアラズシテ、御敬神崇祖ノ叡慮ヲ拝スベキ内的ノ祭祀タリ。即チ、一月一日ヲ除キテ、毎月、一日・十一日・二十一日ニ賢所・皇霊殿・神殿〈古制ニ於ケル神祇官神殿ニアタルモノ〉ニテ行ハセラルヽモノニシテ、皇室祭祀令ニハソノ規定ヲ見ズ。随ヒテ儀服モ御直衣ニテ出御アラセラレ、奉仕員モ浄衣ヲ着スルノミ、マタ奏楽ナク幣物モ奠セラレズ。マタ賢所・皇霊殿ノ神饌ハ平安朝以来ノ折敷高坏六本折櫃二十合ニシテ神供トイハンヨリハ御祖先ヘトイフ色彩濃厚ナル御供物ナリトス（16）

右序説によれば旬祭は「御敬神崇祖ノ叡慮ヲ拝スベキ内的ノ祭祀」という。また第一章において旬祭の意義が次のように語られる。

内的ノ祭祀タリト雖モ決シテ忽諸ニ附スベキニアラズ、殊ニ十一日・二十一日ノ旬祭ニハ、従来（明治大正時代、筆者註）御代拝ノミナリシヲ現代（昭和前期、筆者註）ニ及ビ、三旬悉ク御拝（三殿）アラセラルヽ事実ヲ拝シテハ、ソノ重要サト祭祀ノ永遠性ヲ知ルベシ（17）

右によれば昭和天皇の御敬神崇祖の叡慮の程は窺い知るすべもないが、その起源についてもまた未詳とのことである。当該報告書によれば改暦前に行われていた節朔祭は旬祭の前身のひとつで、その式次第のなかに「御敬神崇祖」の内実が具象化されて

いる。すなわち賢所皇霊御拝ののち皇太神宮・豊受太神宮・神武天皇陵・孝明天皇陵・氷川神社・賀茂上下神社・男山八幡宮・熱田神宮・鹿島神宮・香取神宮への御拝（遥拝）が続いている。このうち氷川神社以下の諸社拝は元旦四方拝の諸社拝と同じである。このように年中行事のなかに天皇の神社への崇敬が表わされていることは見過ごせない。三勅祭の旧儀が再興されつつある明治十九年二月四日制定の宮内省官制に式部職は「帝室ノ祭典儀式雅楽ノ事ヲ総掌ス」（18）と定められている。この「帝室ノ祭典」とは法令の枠を越えた伝統的な宮中の年中行事を指すものと考えられる。

……おわりに

皇室と神社の関係は明治四十一年の「皇室祭祀令」においては祈年祭・新嘗祭における班幣のみであった。いっぽう内務省管下には勅使参向の神社があったが、大正三年の内務省令「神社祭式」においてもその祭式は例外扱いとされた。しかしながら同年の神社奉祀調査会特別委員会および調査総会により明治神宮の例祭式が勅使参向のうえ鄭重に斎行されることが決定された。そして同九年に内務省令「明治神宮例祭式」が定められると例外とされた勅祭社の例祭式が同十五年に内務省令「勅祭社例祭式」として制定された。しかしながら、その対象は氷川・熱田・出雲・橿原・明治の勅使参向五社に限られた。結局、旧儀による賀茂・男山（石清水）・春日の三勅祭の祭式は宮務法あるいは国務法として制定されることはなかったもののこの三祭は宮中年中行事すなわち「帝室ノ祭典」として斎行されたのである。

【註】

（1）「神社祭式行事作法改正関係書類」（神社本庁蔵『神祇院関係資料』四〇〇）。
（2）『明治神宮御造営の由来を語る』（『明治神宮叢書』十七、五四五頁）。
（3）内務省神社局『明治神宮造営誌』二三頁。
（4）『神社奉祀調査会特別委員会報告』（『明治神宮叢書』十七、二九頁）。
（5）「例祭日並例祭日勅使差遣」（前掲『明治神宮造営誌』第四章第五節）三七頁以下。
（6）國學院大學日本文化研究所編『神道要語集』祭祀篇一、二二九頁。
（7）「明治神宮祭典記録三」『明治神宮叢書』十五、三六三頁以下。
（8）『明治天皇紀』六、一一一頁。
（9）『岩倉公実記』下、二三一八頁以下。
（10）前掲『明治天皇紀』六、三九一頁。
（11）宮内公文書館26209『現行宮中年中行事調査部報告首巻（例言・総目録）』以下、同26247まで連番。
（12）宮内公文書館7587『例規録昭和12年』。
（13）同右。このなかに「有職調査事業残務ニ関スル件」が含まれている。内容は「有職故実ノ調査ハ五ヶ年ノ期間ヲ以テ昭和二年七月六日大臣決裁ニ依リ御用掛二名嘱託一名ヲ以テ昭和二年七月之ニ着手シ主トシテ復飾、宮殿、調度ニ関スル諸項目ヲ豫定シ鋭意之カ研究調査ヲ進メ候モ当初ノ目的ニ照シ尚吉凶儀礼其ノ他取調ヲ要スル事項多々有之五ヶ年ヲ以テ到底其ノ事業ヲ終了スル事能ハス更ニ同機構ノ下ニ尚五ヶ年ノ延期方ヲ稟申シ昭和六年十二月九日大臣決裁相成調査ヲ継続致候尤モ途中土居嘱託ノ転出

アリタル為其ノ担当セル宮殿ノ調査ハ適当ノ後任ヲ得ル能ハス為ニ此分ヲ保留スルノ止ムナキニ至リタルハ遺憾ノ儀ニ有之候へ共其ノ他ノ調査項目ニ付テハ別表（一）ノ如キ成績ヲ挙ケ本年六月末ヲ以テ終了可致候／然ルニ此間有職故老ノ物故スル者多キニ鑑ミ其ノ資料ヲ蒐集伝承シ秘説ノ口授ヲ採録スルノ急ヲ認メラレ昭和七年三月卅一日大臣決裁ニ依リ昭和七年以後三ヶ年ヲ以テ在来ノ本務ト雁行シテ主トシテ京都方面ノ古老ニ就キ之カ調査ニ勉メ候結果其ノ実績ハ別表（二）ニ示スカ如ク其ノ細目ノ数夥シキモノ有之当初ノ豫定ノ外此等ノ調査ヲモ終了致候モ為ニ此種記録ノ整理校合及当初豫期セサリシ追加資料ノ調査整理ヲ必要トスルモノ等別表（三）ニ列記ノ如ク多々相生候就テハ本年七月以降年末迄六ヶ月ヲ限リ残務整理方御認可相得度ク伺候也」と記される。これとともに本文では別表（一）（二）（三）も参照した。

（14）宮内公文書館26214『現行宮中年中行事調査部報告5（新年宴会）』九九頁。

（15）酒巻芳男は祭祀令所定外の恒例祭祀について「皇室祭祀令は典型的な祭祀を掲げて其の次第等を定めたものであるから、本令に規定して居ないときは古来行はれたものでも之を執行してはならないと云ふ訳ではない」として旬祭・大祓・節折・除夜祭・皇族霊殿祭及墓所祭をあげている（『皇室制度講話』第三刷（岩波書店、一九九四年九月、第一刷は一九三四年一月）八一～八二頁）。

（16）宮内公文書館26238『現行宮中年中行事調査部報告31（旬祭）』一～二頁。

（17）同右、四頁。

（18）『法令全書』明治十九年二月達宮内省第一号。

：第三部

：第七章　皇典講究所における特殊祭儀取調

：：はじめに

平成十八年十月十三日、神社本庁の「神社祭祀規程」に左の条目が加わった。

神社に関与し社会慣行となった諸祭は、これを執行することができる（第三号第七条）（1）

この一文により、国家神道の時代以降、初めて「諸祭」は神社祭祀として認知された。そして諸祭が規程に明記されることにより、全国の神職は気持ちも新たに、地鎮祭、上棟祭、神前結婚式などの祭儀に奉仕することができるようになった。この改正は建前としての規程が神社祭祀の現場に近づく、まことに大きな一歩といえる。だが実は、昭和十年前後、皇典講究所（以下、本所）において諸祭を法制化しようとする事業があった。それが特殊祭儀取調である。この事業については小野和伸が「地鎮祭の研究」（2）で取り上げている。小野は、特殊祭儀調査委員会が作成した最初の中間報告書『地鎮祭式取調書（案）』（3）記載の地鎮祭式について詳細に考察し、

皇典講究所の特殊祭儀調査委員会は、地鎮祭の整備徹底を図る目的から、紆余曲折を経て模範的かつ恒久的な祭式を立案した。その地鎮祭式は明治神宮のそれと略々同様の形式として成就し、研究の成果が大旨受け入れられ広汎に普及していった（4）と指摘している。同委員会が「模範的かつ恒久的な祭式を立案し」ようとした祭儀は、地鎮祭に止まらなかった。本章において筆者は、当該事業全体について、その背景、目的、経過および現代的意義について論じたい。

……一　諸祭、雑祭そして特殊祭儀

「はじめに」で掲げた神社本庁規程について「神社祭祀規程改正要項」は次のように説明している。

諸祭は、神社祭祀規程の定める大祭・中祭・小祭と同列に規定化されずに今日に至ったが、現在神社において特に氏子・崇敬者や地域社会との関はりの中で重要な役割を有する諸祭も社会慣行として執行されてゐることに鑑み、また公的な祭祀である大祭・中祭・小祭の意義を明らかにする上でも、諸祭に関する条項を設け、これを執行できる旨を明記することが必要である（5）

右の解説によれば、「公的な祭祀である大祭・中祭・小祭」に対して、諸祭は私的な祭祀として位置付けられているようである。戦前にはもっと直接に「私祭」という言葉があった。私祭については後述するが、ここでは内務事務官、足立収の見解を紹介しよう。

一般神社ニ於テ単ニ慣習ニ依リ人民ノ自由ニ行フ祭儀ハ所謂神社ノ私的方面ニ属スルガ故ニ普通ニ之ヲ私祭ト称シ国家ハ公ノ目的ヲ害セザル範囲ニ於テ之ヲ神社人民ノ自由ニ委シ其ノ種類又ハ方法等ニ干渉スルコトナシ即チ斯クノ如キハ行政上公ノ祭祀ニアラザルナリ（6）

戦後、神社は国家の管理を離れ公私の区別は曖昧になった。しかし、その意識は通底している。つまり、内務官僚を中心に神社界に認識されていた私祭を焼直し明文化したものが、神社本庁規程の諸祭といえよう。いずれにせよ、この改正により、諸祭が神社祭祀として公認され、神社祭祀はその範囲を拡大した（図1・図2参照）。ところが、神社本庁の規程には、諸祭の定義に関する記述がないため、厳密に言えば、諸祭の範囲も内容も不明である。他方、神社本庁は昭和三十年代から四十年代にかけて『改訂諸祭式要綱』（7）『改訂諸祭式要綱』続篇（8）（以下『正篇』『続篇』）を出版し、いくつかの祭儀の沿革や式次第などを取りまとめている。この二冊で扱われた祭儀は、左に掲げる四十あまりの祭祀あるいは儀式である。

神前結婚式、地鎮祭、定礎祭、上棟祭、新殿祭、新殿（新屋）清祓の儀、神葬祭、祖霊祭［以上『正篇』より］

斎田の清祓、播種祭、田植祭、抜穂祭、釿始祭、立柱祭、御木曳式、橋梁竣工祭（渡初式）、水道竣工祭（通水式）、道路鉄道竣功祭（開通式）、水泳場開場祭（附、山開き祭）、事業並に機械器具清祓式、火入祭、造船起工祭、造船進水式（命名式）、造船竣功祭（船霊奉安祭）、建碑除幕式、鎮火祭、竈神祭、井神祭、針祭、安産祈願祭（著帯式）、命名式、初宮詣、成人祭、厄除祭、算賀祭、献詠祭、献茶祭、神宮大麻・歴頒布始祭、神符守札清祓式、古神札焚上式、節分祭（追儺式）［以上『続篇』より］

特に分類もされずに、ただ列挙されているこれらの祭儀が、規程上の「諸祭」の一応の範囲と考られる。

上述の諸祭を、國學院大學では伝統的に雑祭と称している（9）。それは後述するように、本所の祭式講師であった平岡好文の力によるところが大きい。好文は、生涯、雑祭式の研究に打ち込み、各地で精力的に講習会を行った。好文の雑祭式については、本人の直接の手による著作がないため、その詳細について知ることはできない。しかし、幸いにして、生前は雑祭式講習会の講習生による六冊の講義録（10）（11）（12）（13）（14）（15）、没後はその遺稿を遺子の平岡好道がまとめ好文名義で出版した『典故考證現行実例雑祭式典範』（16）（以下『雑祭式典範』）により大凡の内容を知ることができる。表1に、これらの書籍で、好文が取り扱った雑祭を年代順にまとめる。大正十一年に出版された最初の講義録『雑祭式要義』には、十四の雑祭が掲載されている。これは、石川県神職会における雑祭式講習会の講義の内容を講習生がまとめたもので、「平岡好文講述」とされる。そののち好文が、愛知、福岡と講習会を行った先で、同様の講義録が出版されている。雑祭式研究を畢生の仕事とした好文は、病に臥すこと一年あまり（17）、昭和八年五月に没した（18）。没後の著作『雑祭式典範』には、五十二の雑祭が掲載されている。一方、好文自身は、雑祭の数について、大正十四年には「四十五種程」（19）、昭和七年には「八十五六種程」（20）あると述べている。七年の間に数が倍増しているのは、好文の研究が進み、雑祭をより細分化するようになったためと考えられる。

表1　平岡好文の取扱った雑祭の推移

『雑祭式要義』	『雑祭式要義』	『雑祭式講義録』	『雑祭式講義録』	『雑祭式』	『雑祭式講義録』	『雑祭式典範』
初版	増補改訂	初版	増補再版	初版	訂正増補	初版
（大正十一年）	（大正十二年）	（大正十四年）	（大正十五年）	（昭和三年）	（昭和七年）	（昭和十三年）

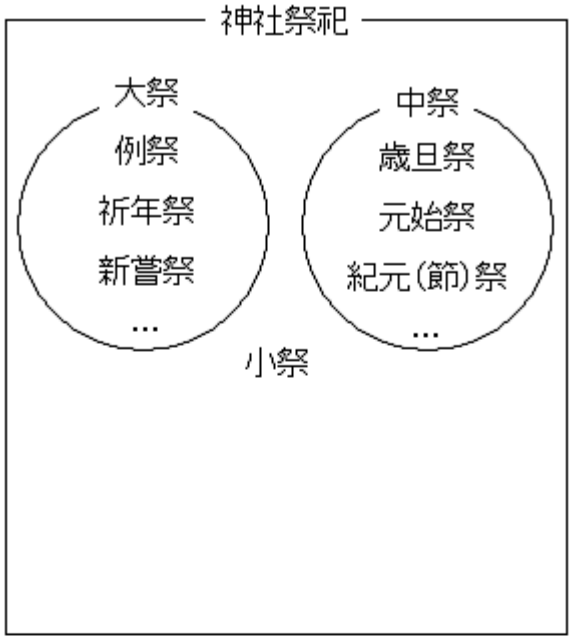

図1　従前の神社祭祀

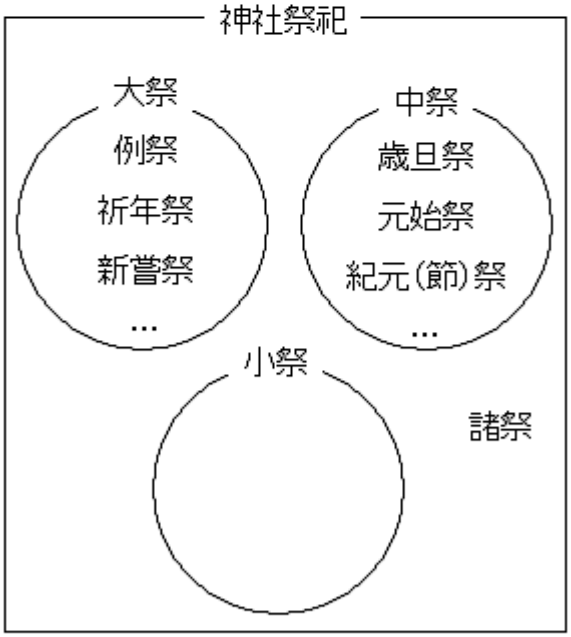

図2　平成18年の改正

大祓	大祓	大祓式	大祓式	大祓式	大祓式	大祓式（※1）
地鎮祭	地鎮祭	地鎮祭	地鎮祭	地鎮祭	地鎮祭	地鎮祭
後鎮祭	後鎮祭	後鎮祭	後鎮祭	後鎮祭	後鎮祭	後鎮祭
	釿始祭	釿始祭	釿始祭	釿始祭	釿始祭	釿始祭
立柱祭	立柱祭	立柱祭	立柱祭	立柱祭	立柱祭	立柱祭
上棟祭	上棟祭	上棟祭	上棟祭	上棟祭	上棟祭	上棟祭
大殿祭	大殿祭	大殿祭	大殿祭	大殿祭	大殿祭	大殿祭
御門祭	御門祭	神門祭	神門祭	神門祭	神門祭	神門祭
（本殿）遷座祭（※2）	（本殿）遷座祭	遷座祭	遷座祭	遷座祭	遷座祭	遷座祭
			神幸祭	神幸祭	神幸祭	神幸祭
			直会式	直会式	直会式	直会式
	鎮火祭	鎮火祭	鎮火祭	鎮火祭	鎮火祭	鎮火祭
道饗祭	道饗祭	道饗祭	道饗祭	道饗祭	道饗祭	道饗祭
鎮花祭	鎮花祭	鎮花祭	鎮花祭	鎮花祭	鎮花祭	鎮花祭
鎮魂祭	鎮魂祭	鎮魂祭	鎮魂祭	鎮魂祭	鎮魂祭	鎮魂祭
					湯立祭	湯立行事
				斎田祭	斎田祭	斎田祭
			祈雨祭	祈雨祭	祈雨祭	祈雨祭
			祈晴祭	祈晴祭	祈晴祭	祈晴祭
			除蝗祭	攘蝗祭	除蝗祭	除蝗祭
				風神祭	神風祭	神風祭
					抜穂祭	抜穂祭
						祈醸祭
				架橋基礎起工祭	架橋基礎起工祭	架橋基礎起工祭
	渡橋式	渡橋式	渡橋式	渡橋式	渡橋祭	渡橋式
					造船起工祭	造船起工祭
					造船進水式	造船進水式
						貯水池起工祭

			除幕式	除幕式	除幕式
					宅神祭
					竈神祭
		加冠式	加冠式	加冠式	井神祭
結婚式	結婚式	結婚式	結婚式	結婚式	加冠式
					結婚式
					安産祈願祭
					初宮詣祭
					七五三祭
					結婚記念祝賀会
					就学奉告祭
					入営退営奉告式
					旅行安全祈願祭
					年寿祝賀祭
					日待月待
					初午祭
					庚申祭
					甲子祭
					恵美須講祭
					大漁祈願祭
					追儺式
葬儀式	葬儀式	葬儀式	葬儀式	葬儀式	葬儀式

（註1）雑祭式の掲載順序は最下段の『雑祭式典範』に従った。その上の六冊の講義録は全て「地鎮祭」から始まる。

（註2）『雑祭式要義』中の「遷座祭」「本殿遷座祭」は表中「（本殿）遷座祭」と表した。

さて本所では、好文没後の昭和八年十二月から特殊祭儀調査委員会を設置し、雑祭式の研究、調査にあたることになった。この調査は昭和十三年まで続いた。特殊祭儀とは、概ね今日でいう諸祭、雑祭をその内容とする歴史的用語である。当時の祭式関係者にとって特殊祭儀調査は、明治三十年代における礼典調査（21）以来の大きな事業となった。当該事業の背景および経過は、本所内に設けられた国民礼研究会が印刷発行した会報によって、ある程度知ることができる。次節において、それらを確認したい。

……二　国民礼研究会と特殊祭儀取調

大正十五年秋、青戸波江在世中最後の祭式師範講習が開催された際、

師範講習修了者が中堅となり、全国一円に相携へて堅実なる祭式研究会を創立したなら如何かと金光慥爾が、柴田直胤、為貞元臣、百瀬芳隆の三委員を誘い、青戸に伺いを立てたところ、

今更祭式の研究でも無からう。諸子は更に一歩を進めて国民礼の研究に踏出すべきではないかと青戸は答えた。このように金光は述懐している（22）。明治四十年の「神社祭式行事作法」制定により、神社祭式が一通り完成したと青戸自身は考え、弟子たちには、次の一歩を踏出して欲しいと願っていた。そこで「祭式研究会」ではなく、国民礼研究会が発足したのである。同会の性格について、金光は、

本会は皇典講究所とは公に、そして直接には何等関係はない、全く吾々自発の私設団体であつて、事務所を本所に置く事の諒解を得てあるだけであるけれども、国民礼の事に関する限り本所と本会とは物の表裏の如く、影の形に副ふ如く密接不離の関係を結ばねばならぬと思ふ（23）

と説明している。しかし、祭式と国民礼との関係、言換えれば、国民礼研究の具体的指針は明らかにされていない。一方、佐伯有義は、本会『会報』の創刊号に寄せて、次のような期待を述べている。

従来普通一般の神社祭式については青戸先生多年の講究も十分出来て居り、全国一般にもすでに行はれて居りますことは、誠に喜ばしい事であります、又特殊神事についても之を研究する人が追々に出て来ますし、地方等には近頃雑祭式の講習等も行はれて、講義録其他若干の著書などで、そう云ふ種類のもを、研究せられて居る様子は、ほゝ見ることを得ますけれども、之れはまだ十分に研究を積んだ著書と云ふものが、あまり現れて居ないやうでありますから、其点については、将来大いに研究を要することであらうと思はれます（中略）婚姻、誕生、成年等の祭典儀式についても、各府県に於いてはすでに、実際に行はれて居り、又将来は頗る盛になる傾向も見えますが、従来その向々で作つた次第書などを見ますと、之れも亦大いに研究を要する点があるやうに思ひます、又葬儀などは明治の初年から数へただけでも、すでに六十年から行はれて居るのでありますが（中略）なほ大いに調査研究すべき点が、頗る多く遺されてあるやうに思はれます（24）

以上において佐伯は一言も「国民礼」と述べてはいないが、国民礼研究会発足に対する祝辞であることを忖度すると、国民礼研究の指針を示したとも考えられる。これより、佐伯の示した「国民礼」（25）の全体像は図3のように想像される。佐伯は、青戸の確立した一般の神社祭式を核に、その周辺に、特殊神事や雑祭式を特殊な神社祭式と位置付け、これらを含めて広義の神社祭式を想定している。さらに、それを取囲むのが、婚姻・誕生・成年・葬儀などの儀礼であり、全体が国民礼である、と考えている。ただし図中、広義の神社祭式と国民礼との境界は微妙である。例えば、好文の考えでは、神道的な婚姻・誕生・成年・葬儀などの儀礼は、雑祭式と見なしているので、これらは広義の神社祭式に包含される。さらに、佐伯は国民礼の研究について左のように続ける。

各種の式について（中略）各地方々々の実際に行はれつつある情況などを、広く蒐めて研究調査して、之れを統一整備することも必要であると思ひます、単に議論に終るやうな事でなく、本会の目的を達するには、実際上成るべく行はれ得る方法を考へてゆきたいものです、それには皇典講究所などに於いては実際の調査機関がほしいものであります（26）

当時、本所には常設の礼典調査機関はなく、国民礼統一に向け「自発の私設団体」である国民礼研究会に大きな期待が寄せられた。

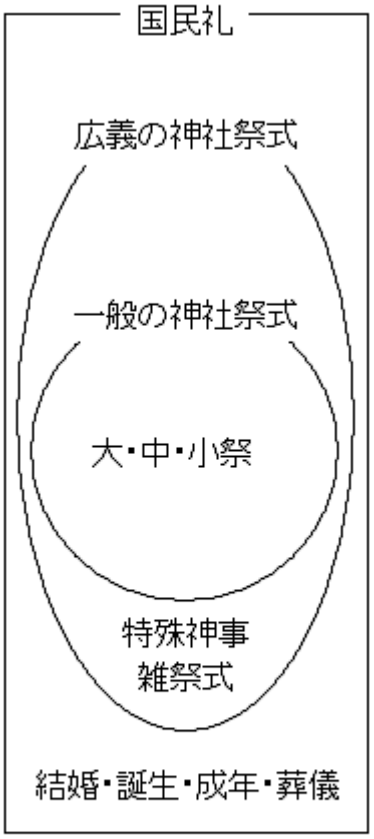

図3　国民礼の全体像

以上のように国民礼研究会は、青戸の意志を継いで祭式の発展を目指し発足した。一番弟子の金光は、同会発足当時から代表を務め『会報』の編輯に当っている。だが、その活動は振るわなかった。当時の状況を金光は次のように回想している。

其（国民礼研究会創設、筆者注）の後間もなく自分は後事を幹事荒井量三、同大塚承一の両君に托して東京を離れる事になったので、地方から文書に依って研究の発表をして、聊か御答をしやうと思って居たが、共の意を果し得ぬ内に哀しくも先生（青戸波江、筆者注）の御他界に遭遇した（27）

会の中心となるべき金光は、国民礼研究会創設前の大正九年、朝鮮の京城神社社掌に、創設後の昭和四年、岐阜の伊奈波神社社司に任命されており、東京を離れていた。そして、昭和八年十一月に帰京し、翌十二月に特殊祭儀調査委員会の事務を嘱託することになる（28）。この間、昭和四年十二月に青戸が、同八年五月に好文が、それぞれ他界している。青戸は神社祭式の大成者（29）として、好文は雑祭式に着目した先覚者（30）として、本所の祭式を牽引した。この二人を失い、本所は組織として礼典の調査研究に邁進しなければならなくなった。そして特殊祭儀調査委員会設置後、

各委員は早くも各自所有の史料を提供し、或は京都・広島・奈良・伊勢・箱根・熱海等に出張して調査し、報告書を提出し（31）ている。一方で、八年間の中絶を経て、昭和十年十月に発行された『会報』二には「お願ひ」として以下の文が掲載されている。

御承知の如く、皇典講究所に於いては昨年以来、特殊祭儀調査委員会が設けられて所謂「雑祭式」の研究統一を計られて居るが、右に関し各位御所持の参考資料を御寄贈くださらば本会報の御投稿にもなり、幸甚至極の事に存じます、何卒御願致します（32）

おそらく委員の手持ちの資料に限界があったので、『会報』を通じ百名程度の会員に雑祭式の資料提供の「お願ひ」をしたのであろう。これに応じて、いかなる資料が集まったのか、『会報』は何も伝えていない。『会報』は、特殊祭儀調査の進捗状況を僅かに伝えるのみで、いかなる討議がなされたのかも皆目わからない。

……三　特殊祭儀取調の対象と経過

特殊祭儀調査委員会設置を伝える『皇国時報』によると、その調査研究範囲は左のごとくである。

一、神社に於ける神事にして神社祭式以外のもの
二、神社神道の立場より相応したもの
三、民間の実生活に即するもの歴史的過去のものはこれを除く
四、広く一般に行はれるもの一二の神社の特殊なものは除く
五、公私方面に亘りて現今常に行はれつつあるもの（33）

以上をまとめると、まだ法制化されていない神社の祭儀（一）または、より広い意味の神道的祭儀（二）のうち、実用的（三）で一般性（四）があり、かつ公私にわたり恒常化した（五）ものが対象となっている。

さて、未完の事業に終った特殊祭儀調査には、最終報告書はないが、四冊の中間報告書が作成されている。昭和十年五月付けの第二の中間報告書『特殊祭儀取調案』（34）の緒言には、調査の目的が皇典講究所専務理事の副島知一の名で記されている。

現下一般神社祭式以外ノ特殊ナル祭儀ハ種々ニ説カレ区々ニ行ルルヲ以テ之ガ基準ヲ定メ其ノ拠ル所ヲ明ニスルハ焦眉ノ急務ナリト信ズ、本所ハ嘗テ一般神社祭式ノ確立ヲ企図シタル例ニ倣ヒ昨年一月以来、出雲路通次郎、佐伯有義、阪本廣太郎、高山昇、星野輝興、宮地直一、宮西惟助ノ七氏ニ委員ヲ委嘱シテ左記ノ特殊祭儀ニ就キテ調査ヲ為シツツアリ、然レドモ調査内容頗ル広汎ニ渉ルヲ以テ、其ノ進行ハ勿論一朝一夕ノ事ニアラザルナリ。

本稿ハ此ノ帰結トシテア未ダ審議中ニ属スルモノ、以テ成案トナスニ足ラザレドモ、一面更ニ広ク参考資料ノ寄与ヲ乞ヒ、一層完キヲ期センガ為メ中間報告ノ意味ヲ以テ、其ノ一部ヲ謄写ニ代ヘ茲ニ印刷ニ附シタルモノナリ、読者幸ニ之ヲ諒トシ冀ハクハ其ノ翼賛ヲ吝マレザランコトヲ

左の緒言からは、「嘗テ一般神社祭式ノ確立ヲ企図シ」法令として完成させた本所が、「種々ニ説カレ区々ニ行ハ」れる特殊祭儀を統一しようとする姿勢が窺われる。しかし、調査の進行は「一朝一夕ノ事」ではない。その理由として、「調査内容頗ル広汎ニ渉ル」ことと、参考資料の不足が挙げれている。参考資料が不足していることは、先に挙げた国民礼研究会『会報』二の「お願ひ」からも分る。「広汎ニ渉ル」調査内容は、どのようなものであったのか。同じ第二の中間報告書に「特殊祭儀調査研究項目」として次のような儀式が挙げられている。

一、通式
　降神、昇神、
二、禊祓
　新殿清祓式、奉献品其ノ他清祓式、
三、渡御神幸
　遷座祭渡御行列、神幸行列、
四、社頭特殊神事
　直会式、献詠式、献茶式、献穀式、奉幣行事、鎮火祭、湯立、
五、学事教育ニ関スル神事

入学奉告祭、卒業奉告祭、学神祭、

六、軍事尚武ニ関スル神事

入営祭、除隊祭、出征祭、凱旋祭、武神祭、流鏑馬祭、蟇目、歩射、相撲、競馬、

七、農桑殖産ニ関スル神事

斎田清祓、播種祭、田植祭、抜穂祭、養蚕祭、祈雨祭、祈晴祭、祈雨（晴）報賽、水口祭、山神祭、風神祭、攘蝗祭、船霊祭、出船祭、

八、土木建築ニ関スル神事

地鎮祭、木造始祭、立柱祭、上棟祭、清祓、新殿祭（新室寿）、起工式、定礎式、渡橋式、道路開通式、建碑式、除幕式、進水式、

九、家庭諸神事

結婚式、成年式、算賀式、着帯式、安産祈願、命名式、宮参、金（銀）婚式、祈病癒、井神祭、竈神祭、門神祭、防火祭、

附録

葬儀

墓所地鎮祭、移霊祭、霊前祭、棺前祭、発棺祭、葬場祭、埋葬祭、毎十日祭、五十日祭及百日祭、式年祭、招魂祭、慰震祭、

「一、通式」から「九、家庭諸神事」まで六十六の祭儀が挙げられている。このなかには、例えば「三、渡御神幸」のように祭儀とはいえないものも含まれるが、前節で示した好文の五十二の雑祭式より、範囲が広く、数も多い。特徴として、数多い祭儀が分類されていること、また、降神・昇神という共通の儀式を「通式」として、組織化していることが、一目瞭然である。さらに注目すべきは、次の二点である。第一は、すでに法制化されている大祓（恒例式）、遷座祭（大祭）が除かれていること。第二は神宮神官および官国幣社神職が関与することを認られていない葬儀は「附録」として別扱いにしていることである。このことから、本所が、将来の法制化を目指していることが推察できる。ここで、改めて、本調査の進捗状況のあらましを表2に示す。

表2　特殊祭儀調査の進捗状況

昭和年月	中間報告書と取り扱われた祭儀
8年12月	特殊祭儀調査委員会設置、地鎮祭調査開始か
9年5月	第一の中間報告書『地鎮祭式取調書（案）』（35）（地鎮祭のみ、活版）印刷
9年6月	木造始祭以下の調査立案開始（36）
10年5月	第二の中間報告書『特殊祭儀取調案』（木造始祭・立柱祭・上棟祭・新殿祭、活版）印刷、こののちに架橋起工祭以下の調査立案開始（37）
11年5月	第三の中間報告書『特殊祭儀（其一）』（38）（地鎮祭・木造始祭以下新殿祭・架橋起工祭・造船起工祭・池溝修築起

工祭・堤防修築起工祭・河川修築起工祭・港湾修築起工祭・道路（隧道）開鑿起工祭・鉄道敷設起工祭・区画整理起工祭・土地開墾起工祭・定礎祭・渡橋祭・除幕式・進水式・池溝修築竣功祭・港湾修築竣功祭・河川改修竣功祭・道路（隧道）開鑿竣功祭・鉄道敷設竣功祭・土地開墾竣功祭・区画整理竣功祭、謄写版）印刷

12年7月　農事に関する祭儀につき討議開始（39）、こののちに第四（最終）の中間報告書『農事ニ関スル祭儀（案）』（40）

（斎田決定奉告祭並清祓ノ儀・斎田播種祭・田植祭・抜穂祭、活版）印刷か

13年8月　特殊祭儀調査が事実上終了

実は、特殊祭儀調査が、どの時点で正式に終ったのか、はっきりとしていない。だが表2の最期に「事実上終了」とした根拠は、左に示す「皇典講究所礼典調査会」と題する『会報』の記事である。

本所は従来特殊祭儀調査委員会を設けて、所謂雑祭式の研究調査を進めて居たのであるが、ほぼ一段落（傍点筆者）がついたし、それに神社局でも祭祀一般の調査会が設けられたが、其の調査事項の内、行事作法だけは従前の縁故もあるによって本所へ、依託する事にもなったので、去る八月三日本所より

宮地直一、宮西惟助、高山昇、阪本廣太郎、出雲路通次郎、星野輝興、佐伯有義、（以上従来の特種祭儀委員）

の七氏の外更に新たに

木村春太郎、座間司氏、江見清風、飯田秀真、矢尾板敦

の五氏を嘱託し、幹事として

小林太十郎、大塚承一、金光慥爾

の三氏を任命し、八月六日を其の初会とし、爾来四、五回の会合に、委員諸氏の極めて熱心なる意見発表あり（41）

当記事は、特殊祭儀調査の委員・幹事が、礼典調査（42）に横滑りしたことを伝えている。これにより、遅遅として進まない特殊祭儀調査に見切りをつけたのではないか、と推察される。それにしても「一段落」とは何を意味するのであろうか。特殊祭儀調査は、この時点ですでに五年近くに及んでいるにも拘らず立案できたのは、前掲「特殊祭儀調査研究項目」のうち「八、土木建築ニ関スル神事」のほぼ全部と、そして「七、農桑殖産ニ関スル神事」の半分だけである。とても一段落ついた状況ではない。一つ考えられるのは、同年三月に発行された、好文没後の著作『雑祭式典範』の存在である。同書の出版事情は、宮西惟助の序によれば、左のごとくである。

わが友、平岡好文君夙に雑祭式の研究に心を寄せ、常に地方を歴遊して所在神職の講習に当り、雑然たる地方祭祀界に指針を与へ（中略）其の聴講筆記の刊行せられたるもの二三世に出でたるも、其は素より地方講習会に於ける一定期間内の講述を筆記せるに止まり、君自ら執筆せるものに非ざるのみならず、往々にして誤写省略に従へるものあり。君在世中常に之を大成して完璧と為さんことを語られたるも、終に志を途げずして易簀せらる。嗣好道君其の志を継ぎ、今回其の遺稿を整理し、増補校定して「雑祭式典範」と題して公刊せらる（中略）思ふに特殊祭儀の全般にわたりては、今猶考究を要するものあるべしと雖も、本書の斯界を益すること尠からざるべきは余の信じて疑はざる処なり（43）

同書を編纂した好道は、跋にて「多くの方々より御尽力を忝ふした」として特に、宮西惟助、河野省三、宮地直一、大塚承一の四名の

名前を挙げて、謝辞を述べている（44）。いうまでもなく、宮西、宮地は特殊祭儀調査委員会委員であり、大塚は同幹事である。これら特殊祭儀調査委員会の関係者が、雑祭式に不案内な好道（45）に多大な協力をしたことは、想像に難くない。この時点で、委員会としては、好文の調査研究を大きく越える業績を挙げることを半ば諦め、好道の編纂に手を貸した。そして、好文の個人的業績として雑祭式の典拠となるべき本書が出版され、「一段落」がついたのではなかろうか。

……四　特殊祭儀取調の内容

特殊祭儀調査委員会による第三の中間報告書『特殊祭儀（其一）』記載の全二十六の祭儀には、「祭式」が甲乙二種用意されているものと、ひとつだけのものがある。それを示すと、左のごとくである。

二種　地鎮祭、木造始祭、立柱祭、上棟祭

一種　新殿祭、架橋起工祭、造船起工祭、池溝修築起工祭、堤防修築起工祭、河川修築起工祭、港湾修築起工祭、道路（隧道）開鑿起工祭、鉄道敷設起工祭、区画整理起工祭、土地開墾起工祭、定礎祭、渡橋祭、除幕式、進水式、池溝修築竣功祭、港湾修築竣功祭、河川改修竣功祭、道路（隧道）開鑿竣功祭、鉄道敷設竣功祭、土地開墾竣功祭、区画整理竣功祭

ここにおいて、甲乙二種の祭式を備えた祭儀について、どのようにそれらを使い分けるのか、同書は示していない。取敢えず、それら二種の祭式の内容を比較してみよう。まずは、地鎮祭の祭式（甲）（46）（乙）（47）を表3に示す。

表3　地鎮祭の祭式（甲）（乙）二種の比較

祭式（甲）	祭式（乙）
当日早旦祭場ヲ補設シ祭具ヲ弁備ス	当日早旦祭場ヲ鋪設シ祭具ヲ弁備ス
時刻参列員参集	時刻諸員祭場ニ著ク、是ヨリ先手水ノ儀アリ
時刻参列員祓所ニ著ク、是ヨリ先手水ノ儀アリ	
次ニ斎主以下祓所ニ著ク、是ヨリ先手水ノ儀アリ	
次ニ祓主祓詞ヲ読ム	次ニ祓主祓詞ヲ読ム
次ニ所役一人大麻ヲ執リ同一人塩湯ヲ執リテ祓清ム	次ニ所役一人大麻ヲ執リテ祓清ム
次ニ諸員参進祭場ニ著ク	
次ニ降神、斎主奉仕	次ニ降神、斎主奉仕
次ニ神饌ヲ供シ斉物ヲ奠ス	次ニ神饌ヲ供ス
次ニ斎主祝詞ヲ奏ス	次ニ斎主祝詞ヲ奏ス
次ニ地鎮ノ儀ヲ行フ	次ニ地鎮ノ儀ヲ行フ
次ニ斎主玉串ヲ奉リテ拝礼、祭員列拝	次ニ斎主玉串ヲ奉リテ拝礼、祭員列拝
次ニ参列員玉串ヲ奉リテ拝礼	次ニ参列員玉串ヲ奉リテ拝礼

次ニ工事関係者総代玉串ヲ奉リテ拝礼、工事関係者列拝
次ニ神饌ヲ撤ス
次ニ昇神、斎主奉仕
次ニ各退下

次ニ工事関係者総代玉串ヲ奉リテ拝礼、工事関係者列拝
次ニ神饌ヲ撤ス
次ニ昇神、斎主奉仕
次ニ各退下

右表3から（甲）には祭場とは別に祓所が設けられているのがわかる。同書中、甲乙の「祭式」のあとに「同細註」「奉仕員及服装」と続く。奉仕員の員数は、（甲）が斎主一・祭員五・伶人六・童女一。同じく（乙）が（甲）が斎主一・祭員二である。こののち「祭具及用具」と続く。祭具においては、（甲）の「斎物」である鉄人像・鉄鏡・刀子が（乙）にはない。そして各各の最後に、「地鎮祭々場之図（甲）」（図4）「地鎮祭々場之図（乙）」（図5）が載っている（48）。（甲）が正式、（乙）が略式と考えられる。それを同書から確認すると、冒頭に掲げられる「通説」「祭場ノ鋪設」の一つ書には幄舎に関して、

神饌舎、奏楽舎、斎主以下奉仕員及参列員ノ幄舎ヲ設ク、幄舎ハ祭舎（又ハ建物）ノ前面東西（神座ノ南面セザル場合モ之ニ準ズ）ニ各一宇ヲ設ケ、東ヲ神饌舎トシ、西ヲ奏楽舎トス、神饌舎ノ南ニ祭員ノ幄舎ヲ、奏楽舎ノ南ニ技術員ノ幄舎ヲ設ケ、別ニ参列員ノ幄舎ハ東西ニ各一宇ヲ設ク、諸員着床ノ椅子ハ其ノ員数ニ応ジテ予メ之ヲ設ク（49）

のように記述される。これは、（甲）に当る。一方、（乙）には幄舎は設けられない。以上、式次第、祭員の員数、祭場の設備などから（甲）が正式、（乙）が略式とわかる。木造始祭、立柱祭、上棟祭については、（乙）の祭場図が省かれているが、祓所の有無、祭員の員数などから地鎮祭同様、（甲）が正式、（乙）が略式といえる。

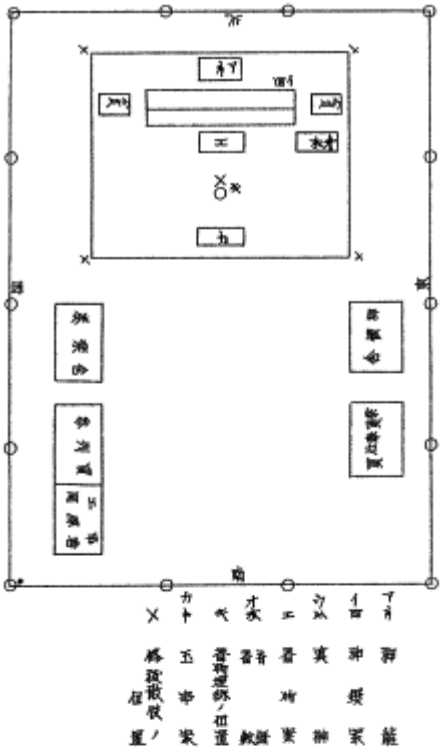

図4 地鎮祭々場之図(甲)

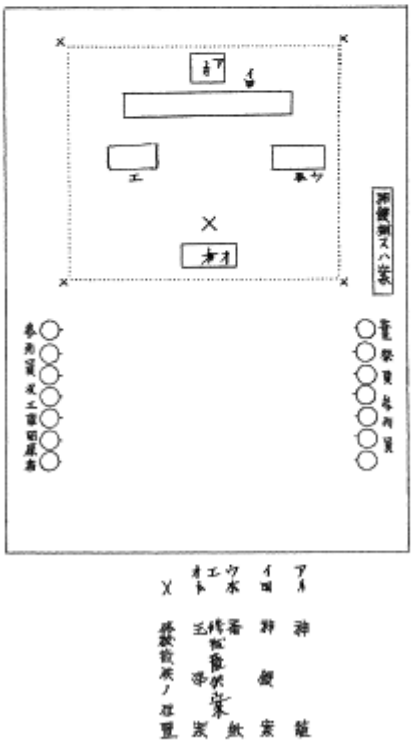

図5 地鎮祭々場之図(乙)

正式・略式が用意される祭儀がある一方、各種の起工祭・竣功祭は各各、一括りに扱われている。すなわち、堤防修築起工祭、河川修築起工祭、港湾修築起工祭、道路（隧道）開鑿起工祭、鉄道敷設起工祭、区画整理起工祭そして土地開墾起工祭については「以上其

ノ儀池溝修築起工祭ニ準ズ」（50）とされる。また、港湾修築竣功祭、河川改修竣功祭、道路（隧道）開鑿竣功祭、鉄道敷設竣功祭、土地開墾竣功祭そして区画整理竣功祭については「以上其ノ儀池溝修築竣功祭ニ準ズ」（51）とされる。これらは、共通項を抽出することにより系統化あるいは簡略化を目指した結果と考えられる（52）。

さてここで、改めて甲乙二種を掲げる祭儀について考察してみよう。この区別は、前述した特殊祭儀調査の調査研究範囲の最後に挙げられる「五、公私方面に亘りて現今常に行はれつつあるもの」における「公」が正式、「私」が略式に対応し、両者を差別化していると考えられる。単純に考えると、両者は、公的な祭祀・私的な祭祀（私祭）となる。しかし、それでは、雑祭式の法制化による統一（公式化）を目指した特殊祭儀調査の目的と矛盾する。正式であろうと、略式であろうと、公式であることに違いはないはずである。では当時、「私祭」という言葉はどのように使われていたのだろうか。かつて好文は『雑祭式要義』において次のように説明した。

雑祭式（私祭）を私は私祭とは言はずして雑祭式といはむ。尤も私祭と云ふ場合もあれども雑祭式といふ方が広かるべし。個人として上棟、結婚、神社にて病気平癒の祈願祭などは私祭に属す。されど単に地鎮祭を私祭とするは不可なり。神社公式の建築物などの上棟地鎮釿始各祭の如きは、私祭と云ひては穏当を欠く。苟も神社の社殿、官衙の地祭の如き、公式の祭儀を私祭とは云ひ難し。故に延喜式にも四時祭臨時祭と区別あり。臨時祭には諸種の類例ありて即ち雑祭なり。古も斯く区別せるが故に、今日個人としての祭儀は私祭なれど広く言へば、雑祭といふのが穏当の名称なり（53）

『延喜式』の臨時祭を引合いに雑祭の性格を説いているのだが、同書が講述筆記のためか、雑祭と雑祭式との相違、雑祭と私祭との関係が明確でない。筆者の曲解と非難されるかもしれないが、好文の意を汲み、以下に説明を試みよう。まず雑祭を、そのハードウェア（以下、単にハード）とソフトウェア（以下、単にソフト）に分けて考える。両者の内容は以下の通りである。

【雑祭のハード】祭場（神社、官衙、個人宅など）・祭具（神饌幣帛を含む）・関係者（祈願者、奉仕員など）…

【雑祭のソフト】祭場の鋪設・祭具の用意・式次第・祝詞の内容…

ここに「雑祭のソフト」を雑祭式と呼ぶ。すると、同一の地鎮祭式であっても、個人宅の地鎮祭は私祭といい、官衙における地鎮祭は「公式の祭儀」ということができる。以上の説明において「雑祭」を単に「祭祀」と置換えてもよい。好文は、祭祀のソフトの公的性格に初めて注目した先覚者であった。そして好文没後に設置された特殊祭儀調査委員会は、好文の着眼点をもとに、より広範な資料を収集・分析し多様な祭儀を分類し、系統だて、最終的には法制化を目論んでいた（54）。しかしながら、その計画は頓挫した。理由は定かではないが、副島知一の言にあるように、対象とする祭儀が広範に及んだことと、資料の不足がその原因であろう。

……おわりに

「雑祭のソフト」すなわち雑祭式は、その名が示す通り多様性に富み「神社祭祀のソフト」たる画一的な神社祭式とは対極に位置する。神社祭式の大成者である青戸が晩年、弟子たちに残した言葉をここに繰り返す。

今更祭式の研究でも無からう。諸子は更に一歩を進めて国民礼の研究に踏出すべきではないか

青戸は、その画一性ゆえに、神社祭式の研究の限界を悟り、金光を筆頭とする弟子たちを国民礼の研究に向わせたのであるまいか。好文は、もちろん国民礼研究会の会員ではあったが（55）、青戸との師弟関係は明らかではない。いや、むしろライバル関係にあったと仮定すると、すべてに合点が行く。青戸が、雑祭式を飛越えて国民礼といったのは、好文を意識してのことであろう。一方の好文は、

青戸にいわれるまでもなく、神社祭式から「一歩を進めて雑祭式の研究に踏出」していた。青戸の後継者である金光は特殊祭儀調査委員会の幹事ではあったが、『会報』をみる限り雑祭式研究に対し積極的な姿勢が窺えない。金光は、既に法制化され、全国標準となった師青戸の神社祭式を忠実に継承しようとした（56）。

明治四年の太政官布告第二百三十四号「神社は国家の宗祀につき、神宮以下神社の世襲神職を廃し精選補任の件」により「神社祭祀のハード」である神社の制度は順次、整えられていく一方、祭祀制度の整備は遅れた。大正三年に、ようやく「官国幣社以下神社祭祀令」のもと「神社祭祀のソフト」である神社祭式は、大祭式・中祭式・小祭式に整備集約された。祭祀制度の整備過程において、本所は礼典調査により神社祭式の法制化を促すとともに講習会によりその普及につとめた。全国神職が、本所の祭式をゆるぎなき規範と仰ぎみたのは、法律に裏付けされた公的な性格による。本所は、この神社祭式を核として、雑祭式にも公的な性格を与えようとした。その事業活動が特殊祭儀取調である。

好文の雑祭は、本所の特殊祭儀、そして神社本庁の諸祭と、その名を改めている。昭和三十年代、神社本庁は『改訂諸祭式要綱』を刊行し、諸祭式を整備した。そして、平成十八年に諸祭は、はじめて規程上、神社祭祀として認められたが、その内容は不十分といえよう。「諸祭のソフト」である諸祭式にも、公的な性格、すなわち、神道祭祀の伝統がある。戦前、法制化には至らなかったが、神社本庁には、諸祭を規程において、整備・統一することを望みたい。それは好文や特殊祭儀調査の関係者が意図したところである。

【註】

（1）神社本庁編平成二十年改訂版『神社祭祀関係規程』附解説改訂三版（神社新報社、平成二十二年四月）二頁。
（2）小野和伸「地鎮祭の研究」（『禮典』二十三、禮典研究會、平成元年十一月）九七～一四一頁。
（3）皇典講究所編『地鎮祭式取調書（案）』（國學院大學図書館蔵、昭和九年五月の緒言あり、奥付なし）全二六頁。
（4）前掲「地鎮祭の研究」一一五頁。
（5）前掲『神社祭祀関係規程』五～六頁。
（6）足立収『神社制度綱要』（渡邊一郎発行印刷、昭和五年三月）一一〇頁。
（7）神社本庁編『改訂諸祭式要綱』三十版（神社新報社、平成十八年九月）、初版は昭和三十四年九月。
（8）神社本庁編『改訂諸祭式要綱』続篇二十版（神社新報社、平成十六年五月）、初版は昭和四十五年三月。
（9）昭和二十八年度における神道研修別科の「実践神道演習」なる名称で括られた科目に「祭式行事作法」「祝詞作文」と並んで高沢信一郎を講師とする「雑祭式」が開設されている（國學院大學神道研修部編『研修』創刊号（昭和二十八年十二月）二〇頁）。『研修』によれば科目「雑祭式（Ⅰ・Ⅱ）」は昭和四十二年度まで確認できる（同『研修』二十三（昭和四十二年九月）、六三～六四頁）。また、『神道辞典』（堀書店、昭和四十三年八月）および國學院大學日本文化研究所編『神道事典』（平成六年七月）には「雑祭」が立項され、それぞれ、小野和輝、茂木貞純が執筆している。なお、両書とも「諸祭」は「雑祭」の別名とされ立項されていない。
（10）石川県神職会編『雑祭式要義』初版（石川県神職会、大正十一年十月）。
（11）石川県神職会編『雑祭式要義』増補改訂版（石川県神職会、大正十二年八月）。

(12) 愛知国学院同窓会編『雑祭式講義録』初版（愛知国学院同窓会、大正十四年八月）。
(13) 愛知国学院同窓会編『雑祭式講義録』増補再版（愛知国学院同窓会、大正十五年十一月）。
(14) 平岡好文『雑祭式』（福岡県神職会、昭和三年六月）。
(15) 愛知国学院同窓会編『雑祭式講義録』訂正増補版四版（愛知国学院同窓会、昭和七年三月）。
(16) 平岡好文『典故考證現行実例雑祭式典範』初版（京文社、昭和十三年三月）。
(17) 同右、跋の二頁。
(18) 同右、口絵の裏。
(19) 前掲『雑祭式講義録』初版、二頁。
(20) 前掲『雑祭式講義録』訂正増補版、二頁。
(21) 本書第四章を参照。
(22) 『禮典』十（禮典研究會、昭和三十五年五月）二八～二九頁、本号は「青戸波江先生三十年祭特輯号」と題し、関係者がそれぞれ、故人を偲んで思い出を語っている。そのうち金光の「思ひ出二つ」の前半を要約した。引用部分は原文のままである。
(23) 国民礼研究会『会報』四（昭和十一年四月）十二～十三頁。
(24) 国民礼研究会『会報』一（昭和二年八月）十二～十三頁。
(25) 高澤信一郎は「明治四十四年（一九一一）に師範学校、中学校、小学校に於ける作法教授要項の編纂が成つたのは、明治時代礼法の結論を示したもの」（「国民礼法は必要ではないか」（國學院大學神道研修部編『研修』十七（昭和三十九年五月）三九頁）と述べ、作法教授要項の編纂を一つの画期と見なしている。作法教授要項の対象は、あくまで生徒・児童である。この学校教育における礼法をもとに、大正時代から昭和時代初期にかけて、「国民」を対象にした礼法書、甫守謹吾『国民作法要義』再版（大正五年六月、文献選集『近代日本の礼儀作法』大正編5（日本図書センター、二〇〇八年六月）として復刻）と相島亀三郎『現代国民作法精義』三版（昭和五年五月、同昭和編2として復刻）が出版された。筆者は、これらを「国民礼」の萌芽と考える。以上の学校教育の側から示されつつあった国民礼に対して、国民礼研究会が神社の側から何らかの提言をして欲しいと、佐伯は期待したのであろう。
(26) 前掲『会報』一、十四頁。
(27) 国民礼研究会『会報』十一（昭和十三年十一月）一頁。
(28) 金光の略歴については「金光慥爾大人葬場祭詞」（『禮典』十六、禮典研究會、昭和四十六年九月）六～七頁を参照した。
(29) 国民礼研究会『会報』二（昭和十年十月）九頁に国民礼研究会が主唱し行われた、青戸の追憶慰霊祭の祝詞が掲載されている。この祝詞中の一節「大人命生涯乃大業祭式乃道乎大成給比志」を参考にした。
(30) 平岡好道編『雑祭式実例類纂』初版（京文社、昭和十四年十一月）、宮地直一による序の一頁に「斯界の先覚者」とある。「斯界」とは文脈によれば神社界のことである。好文は初めて雑祭式に注目し、神社界の先覚者として認められた。
(31) 國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』（昭和四十五年三月）六一六頁。

(32) 前掲『会報』二、一〇頁。
(33) 『皇国時報』五二三（昭和九年四月一日）五面。
(34) 皇典講究所編『特殊祭儀取調案』（皇典講究所、昭和十年五月）。本書は活版印刷で奥付がないが、表紙に「昭和十年五月」「特殊祭儀取調案」「皇典講究所」と印刷されている。國學院大學図書館と、神社本庁の神祇院関係資料に同じ活版を確認したが、本章には國學院大學図書館版を用いた。
(35) 皇典講究所編『地鎮祭式取調書（案）』（皇典講究所、昭和九年五月）。本書は活版印刷で奥付がないが、表紙に「昭和九年五月」「地鎮祭式取調書（案）」「皇典講究所」と印刷されている。國學院大學図書館蔵。
(36) 後述する第三の中間報告書『特殊祭儀（其一）』の「例言」には「昭和九年五月是ヨリ先委員会ニ附シテ調査セル地鎮祭取調案ヲ印刷シ続イテ同年六月以後立案セル木造始祭以下新殿祭ニ至ル各案ヲ委員会ニ附シテ調査シ其ノ成案ヲハ昭和十年五月印刷ニ附シテ別冊トセリ」と第一・第二の中間報告書の作成過程が述べられている。
(37) 右に引用した「例言」の直後に「其ノ以後新タニ立案シ数回ニ亘リテ委員会ニ附議セル架橋起工祭以下ノ祭儀ヲハ地鎮祭以下ノ諸儀ト共ニ議ヲ練リ修正加除セリ」と続く。
(38) 皇典講究所編『特殊祭儀（其一）』（皇典講究所、昭和十一年五月）。本書は謄写版印刷で奥付がないが、表紙に「昭和十一年五月」「特殊祭儀（其一）」「皇典講究所」と印刷されている。國學院大學図書館蔵。
(39) 国民礼研究会『会報』九（昭和十二年十二月）四三頁の「彙報」「皇典講究所関係記事」として「特殊祭儀調査委員会、去る七月中旬会合、農事に関する祭儀につき第一回の討議をなす」と報告されている。
(40) 皇典講究所編『農事ニ関スル祭儀（案）』（皇典講究所）。本書は活版印刷で奥付がないが、表紙に「農事ニ関スル祭儀（案）」「皇典講究所」と印刷されている。印刷日は不明。國學院大學図書館蔵。
(41) 前掲『会報』十一、九～一〇頁。
(42) 本所は昭和十六年八月に神祇院に答申、神祇院は同十七年十月に神社祭式を改定（前掲『國學院大學八十五年史』六一六頁）。
(43) 前掲『典故考證現行実例雑祭式典範』、宮西惟助の序の一～二頁。
(44) 同右、跋の三頁。
(45) 同右、跋の一頁に自らを「門前の小僧」と称している。
(46) 前掲『特殊祭儀（其一）』一八～二〇頁。
(47) 同右、三〇～三一頁。
(48) 同右、（甲）は二九、（乙）は三六頁。
(49) 同右、一〇頁。
(50) 同右、一三一頁。
(51) 同右、一六五頁。
(52) 神社本庁所蔵の神祇院関係資料『特殊祭儀調査綴』に含まれる「起工式等取調」（立案日不明）なる冊子は「起工式ハ工匠ニ於

ケル木造始ノ如ク、土工其ノ他各種ノ工事ヲ始メムトシテ行フ神事ナリ。而シテ起工式ニ種々アリ」で始まる。この冊子は前掲『特殊祭儀（其一）』の草稿と考えられ、当初から起工式を祭儀グループの一類型と捉えていた証左である。

(53) 前掲『雑祭式要義』初版、二頁。

(54) 神社本庁所蔵の神祇院関係資料『特殊祭儀調査綴』に含まれる「特殊祭儀取調案（其一）」は謄写版で随所に書き込みがあるが、内容からみて、第二の中間報告書『特殊祭儀取調案』の草稿と考えられる。その「通説」「六、斎戒」は以下の通りである。「神職ノ斎戒ニ関シテハ内務省令ヲ以テ（一）祭祀ニ奉仕スルモノハ大祭中祭ニハ其ノ当日及前日、小祭ニハ其ノ当日斎戒スベシ、（二）斎戒中ニアルモノハ喪ニ関スル等其ノ他凡テ汚穢ニ触ルヽコトヲ得ズトノ規定アリ、工匠家ニアリテハ古来ノ慣例アルヲ以テ神職ノ規定ヲ参酌シテ之ヲ行フベシ」（「特殊祭儀取調案（其一）」五頁）。一方、成稿の対応箇所は「一、神職ニ在リテハ前日ヨリ潔斎シ、工匠家ニアリテハ古来ノ慣例アルヲ以テ、神職ノ規定ヲ参酌シテ之ヲ行フベシ」（『特殊祭儀取調案』五頁）となっている。草稿にあった法律用語「斎戒」は、成稿では「潔斎」に改められている。「潔斎」の内容は不明だが、省令の斎戒と区別したのは明らかである。調査開始後、一年半ほどで、はじめに目指した法制化の見通しが暗くなってきたのであろう。

(55) 前掲『会報』一、三五頁の会員名簿に「平田　好文　京橋区佃町三」と記載される「平田」とは、おそらく「平岡」の間違いであろう。

(56) 前掲『禮典』十、二八～二九頁の「思ひ出二つ」の後半に、金光は、守破離と題する青戸の教訓歌「守らすは破るも難し破らすは離るゝことのいかてあらめや」を引用している。もとは武人が一人前になるための心得であったが、万事に通じる金科玉条であるという。しかし、金光は師の教えを破ることはなかった。それは自身の器量不足といいながら一方で、教えを破る者たちを非難している。このあたりに金光の限界が見え隠れする。

……第八章　皇典講究所と「神祇院改正の神社祭式行事作法」

……はじめに

本章では、昭和十七年十月五日の内務省告示第六〇八号「神社祭式行事作法」（以下、神祇院改正「行事作法」）（1）に皇典講究所がどのように関与したのかを明らかにしたい。まず神祇院改正「行事作法」成立までの過程を表1に示す。表中の年号はすべて昭和で、『國學院大學八十五年史』（2）国民礼研究会『会報』（3）および長谷外余男『回顧録』（4）を参照した。

表1　神祇院改正「行事作法」成立までの過程

昭和年月	主要な出来事とその関係機関・関係者
13年	内務省神社局が皇典講究所に現行神社祭式行事作法の改正に関する意見を徴する
13年8月	皇典講究所が調査を開始する（調査委員は高山昇・宮地直一・阪本廣太郎・星野輝興・宮西惟助・出雲路通次郎・佐伯有義・飯田秀眞・木村春太郎・座田司氏・矢尾板敦・江見清風、幹事は小林太十郎・大塚承一・金光慥爾）

16年8月　佐伯・飯田・矢尾板の三委員が原案を起草して神祇院に答申する
16年　神祇院にて調査を開始する
17年　神宮神社関係者（木村春太郎・長谷外余男・副島知一・高原美忠）も加わり前後四回にわたり討議する
17年10月　神祇院において神社祭式を改定する

本章においては主に神社本庁蔵『神社祭式行事作法改正関係書類』（5）を用いた。当該綴りの「神社祭式行事作法改正案」［一一〇六］と「神社祭式行事作法改正案説明書」［一一〇七］は、その目録には、立案組織が「神祇院」と記載される。しかし、史料に署名はなく、その内容からして、十六年八月に神祇院に皇典講究所が答申した、改正案とその説明書と考えられる。これらが論述の中心となるため、先ずはここで確認した。さて従来、神祇院改正「行事作法」に対して、皇典講究所が果した役割は、あまり明らかにされてこなかった。本改正にあたり礼典調査委員会幹事をつとめた金光慥爾は、後年、青戸波江の『神社祭式行事作法教範』（6）の増補訂正に関連して、次のように語っている。

然るに神祇院で（皇典講究所案あるいは四十年の行事作法が、筆者註）全面的に改定せられ、神社本庁になって新たに制定せられたとは云へ、大体神祇院の原案（未確認、筆者註）を踏襲した現行規定であれば、やはり皇典講究所苦心の明治四十年の行事作法は全面的に変更されて居る今日、私（金光、筆者註）等例へ信念の上からとは云へ依然四十年の行事作法を祖述すれば、現行の公の規程に反抗する事になる。之れは甚だ好ましからぬ事である（7）

このように、礼典調査に携わった、皇典講究所関係者にとって、神祇院改正「行事作法」は一種のトラウマであり、語ることさえ憚れる出来事であった。しかし、結果はどうあれ、皇典講究所礼典調査委員会の委員や幹事が、熱意をもって改正事業にあったことは事実である。筆者としては、少しでも、その思いを伝えたいと考える。

……一　神祇院による改正の、理由、経過、方針および要点

まず、今回の行事作法改正の理由について、長谷外余男の見解を紹介する。長谷は、大正三年に内務省令「官国幣社以下神社祭式」（以下、省令「神社祭式」）が制定されて以来、三度の改正と、二度の新令が公布されたことから「これらの変革に伴ふ行事作法も亦、必然的に追加修正せらるべき機運に立ち至つた。今回の改正は、かやうに積り積つた各般の事由に基づき断行せられたものに外ならぬのである」（8）と指摘している。長谷が言及した改正または新令とは以下のとおりである（年号はすべて昭和）。

（改正）
○2年10月21日　内務省令第44号「明治節祭祝詞」追加
○10年3月16日　内務省令第15号「仮殿遷座本殿祭祝詞」改正
○13年4月12日　内務省令第15号「本殿遷座祭及仮殿遷座祭」改正
（新令）
○12年2月3日　内務省令第4号「氷川神社以下五社例祭祭式及祝詞制定ノ件」
○14年3月15日　内務省令第13号「護国神社例祭、鎮座祭及合祀祭祭式及祝詞制定ノ件」

次に、昭和十七年十二月、神祇院教務局祭務課立案の「神社祭式行事作法ノ改正ニ就テ」（9）から改正の経過をうかがってみよう。

昭和十三年之ガ調査ヲ皇典講究所ニ委託シマシタ処同所ニ於テハ数年ニ亘リ特ニ委員会ヲ設ケテ慎重審議ノ結果改正案作成シ、昨年八月之ヲ答申セラレタノデアリマス。仍テ神祇院ニ於テハコノ答申ニ本ヅキ、更ニ一箇年ニ亘リ学識経験アルモノヽ意見ヲモ徴シ調査審議ノ上、此ニ成案ヲ得、先般内務省告示ヲ以テ公布セラレタノデアリマス。而シテコレガ修正増補ニ方ツテハ、主トシテ

（一）伝統正シキ故実ニ依拠スルコト

（二）現行祭式ノ意義ニ適合セシムルコト

（三）礼法ノ一般精神ヲ参酌スルコト

等ノ点ニ注意シタノデアリマス。併シ尚神社ニヨリ古来正シキ伝統ニ本ヅク慣例アルモノ、或ハ社殿ノ構造等ニ由リ一般規定ニ従ヒ難キモノアルコトヲ予想シ、此等ニハ各其ノ事実ニ徴シ、特例ヲ設クルコトヲ認ムルコトヽ致シタノデアリマス。

やはり、「神社祭祀ノ厳修」のため「伝統正シキ故実」を中心に改正が進められたとみてよかろう。また「現行祭式ノ意義」とは、おそらく、直接には幣帛供進使のことをさすのであろう。それについては、次節で述べたいと思う。

おなじく「神社祭式行事作法ノ改正ニ就テ」から改正の要点を抜粋する。

①開扉閉扉行事ノ修正　従来開扉又ハ閉扉ノ間行ヒ来レル「警蹕」ヲ廃シ、奉仕者ガ開扉後及閉扉前ニ行ヒタル再拝拍手ノ作法ヲ「拝揖」ノ作法ニ改メタルコト

②神饌献撤行事ノ修正　従来神饌ヲ供シ又ハ撤スルニ方リ奉仕者ガ左右交互ニ候シテ千鳥形ニ役送シタルヲ一方ニ候シテ神前ニ直ニ役送スルコトニ改メタルコト

③御幣物献撤行事ノ修正　従来御幣物ノ撤下ハ神饌ノ撤下ニ準ジタルヲ改メテ別ニ之ヲ規定シ又奉奠後ニ奉仕者ガ行ヒタル作法、再拝拍手ヲ拝揖ノ作法ニ改メタルコト

④祝詞奏上行事ノ修正　従来祝詞奏上ニ伴フ作法トシテ奏上ノ前ニ再拝拍手奏上後ニ拍手再拝ヲ行ヒタルヲ、前後ニ再拝ヲ行フコトニ改メタルコト

⑤敬礼ノ中ニ新ニ「拝揖」ノ作法ヲ加ヘ其ノ行フベキ場合ヲ規定シタルコト

⑥警蹕ノ音ヲ改正シ其ノ行フ場合ヲ改メタルコト

このうち、①開閉扉における警蹕の廃止、②一方並列による神饌献撤、④祝詞奏上作法の変更が、目立った改正といえる。では、皇典講究所が、どのような改正案を神祇院に提出したのか、それを次節に紹介したい。

……二　皇典講究所の改正案

前節では、神祇院での検討の結果、告示された神祇院改正「行事作法」に関して概要を示した。本節で紹介するのは、その叩臺となった皇典講究所案である。まず「神社祭式行事作法改正案」の祝詞奏上を確認してみよう。

幣帛供進使（地方長官）祝詞奏上　先ヅ所役軾ヲ所定ノ座ニ鋪ク次ニ幣帛供進使祝詞ヲ随員ヨリ受ケテ笏ニ持添ヘ進ミテ祝詞座ニ著キ先ヅ再拝次ニ祝詞ヲ懐中シ笏ヲ置キテ拍手ス次ニ祝詞ヲ懐中ヨリ取出シ左側ニテ開キ正面ニ之ヲ持廻シ押合セテ一揖シ目通ニ捧ゲテ奏上ス此間諸員平伏（磬折）畢リテ復押合セテ一揖シ左側ニテ巻キ之ヲ懐中シテ拍手シ次ニ笏ヲ把リ祝詞ヲ持添ヘテ再拝ス

畢リテ復座シ祝詞ヲ随員ニ授ク次ニ所役軾ヲ撤ス

再拝――拍手――祝詞奏上――拍手――再拝という一連の作法は、皇典講究所の四十年の「行事作法」そのもので、神祇院により改正されている。筆者はこれを根拠に「神社祭式行事作法改正案」は皇典講究所の答申で「神社祭式行事作法改正案説明書」は、その説明であると判断した。

それでは、「神社祭式行事作法改正案説明書」から、告示の構成を概観してみよう。

第一　通則
一　祭場ノ位次
二　所役ノ順位
第二　行事
一　御扉開閉
二　神饌献撤
三　御幣物献撤
四　祝詞奏上
五　玉串奉奠
六　警蹕
七　修祓
八　手水
第三　作法
一　坐礼（正坐以下十一項）
二　立礼（直立以下十項）
三　笏法（持笏以下五項）
四　執持、授受（御匙、御鑰以下九項）

右ノ如ク改正セリ現行行事作法以下（現）ト書スニ在リテハ第三編ハ僅ニ二項ニ過ギズ而シテ其ノ第二項ハ神饌献撤ノ項中ニ収ムルヲ適当トシ第一項祭場ノ位次ハ雑載ニ収ムベキ性質ノモノニ非ズ依テ雑載編ヲ廃シテ新ニ通則ヲ設ケ第一ヲ通則第二ヲ行事第三ヲ作法ト改メタリ第一ニハ行事作法ノ全体ニ渉レルモノヲ収メ第二ハ現行ノ第一編ト大体ニ於テハ異ル所ナキモ七大祓切麻ノ項ヲ除キテ手水ノ項ヲ新ニ加ヘ更ニ現行第二編作法末項ノ警蹕ヲ此ニ収メタリ第三ハ現行法ハ作法ヲ単ニ上下ニ分チテ記載シタレド作法ニハ坐礼ニ属スルモノト立礼ニ属スルモノトアリ之ヲ区別シ一ヲ坐礼二ヲ立礼三ヲ笏法四ヲ執持、授受ノ四項ニ分チ起居進退及敬礼ハ之ヲ坐礼、立礼ニ区別シ笏ノ取扱ニ関スル作法ハ之ヲ笏法ト称シ幣帛、神饌、祭器具、威儀物、遷座用具等ノ取扱ニ関スル作法ハ之ヲ執持、授受ノ中ニ収メタリ

鋪設其ノ他ニ関スル事項ニ付キテ調査スベキモノアルモ今ハ之ヲ省略ス

神祇院教務局祭務課が「神社祭式行事作法ノ改正ニ就テ」において掲げた「新項目」三項の筆頭に「一祭庭ノ秩序ヲ正シ（通則ニ於ケル奉仕参列者ノ座次所役ノ順位等ノ新加）」とあるが、皇典講究所の「神社祭式行事作法改正案」の提案が、ほぼ、そのまま採用されていた。以下に、それを示してみよう。

第一　通則

一　祭場ノ位次

一　神座ニ近キヲ上位トシ遠キヲ下位トス

二　正中ヲ上位トシ左〈向テ右〉ヲ其ノ次トス

三　祭場ニ於ケル座位ハ幣帛供進使（地方長官）、神祇院高等官及地方高等官等ハ左宮司府県社以下神社ニ在リテハ社司若ハ社掌以下之ニ傚フ以下祭員ハ右トシ参列者ハ便宜ニ従フ

附記

一　一社ノ故実社殿ノ構造等ニ拠リ慣行アルモノハ之ニ拠ルコトヲ得

二　所役ノ順位

一　修祓所役ノ順位ハ祓主、大麻所役、塩湯所役トス

二　神饌献撤所役ノ順位ハ凡ソ陪膳、膳部、手長トス

三　其ノ他ノ所役ノ順位ハ凡ソ警蹕所役、御鑰所役、祝詞所役、玉串所役等トス

四　幣帛供進使（地方長官）随員ノ順位ハ御幣物ニ附副フ者ヲ上席トシ幣帛供進使（地方長官）ニ従フ者ヲ次席トス

青戸波江『神社祭式行事作法教範』によると、座位に関連して次の記述がある。

因に云ふ、神社祭式の規定によれば、奉幣使は左側に着き、神職は右側に着くべきものなれば府県社以下神社に於いても、幣帛料供進を指定せられたる神社にありては、之れに準ずべきものなるべし（10）

明治六年二月の太政官布告第五十三号により、伊勢神宮以外、すべての官幣諸社祭典は地方官が執行することとなったので、青戸のいう「奉幣使」は地方長官のことであろう。明治八年四月の式部寮達「神社祭式」の規定には、地方長官の座は明文化されていない。しかし、その附図（11）をみると「神座」の左側、「神座」に近い方から「地方長官」「属以下」の座が設けられ、右側に「宮司」「禰宜」「主典」の神官が対面している。また『幣帛供進使講話』には「祭場坐位の略図」（12）が掲げられ、図中、供進使が左側、斎主（神職）が右側に、それぞれ坐している。そして、本文中、これが「所定座」と記述されている。記紀神話に淵源をもつ左尊右卑の思想は、明治はじめ式部寮達「神社祭式」に受継がれ、昭和になって神祇院改正「行事作法」に明文化された。明治四十年「行事作法」の雑載編における「祭場ノ座位」は、

一　正中ヲ上位トシ左ヲ次トシ右ヲ其ノ次トス

一　神前ニ近キヲ上位トシ遠キヲ下位トス

であったから神と奉斎員との上下関係を二次元空間（平面）に表現した規定である。そして神祇院改正「行事作法」では奉斎員がさまざまに分化している。すなわち幣帛供進使を上位とし、神職を下位とし、また、各各の中に序列をなす。前節で触れた「現行祭式ノ意

義」とは、神を最上位として、その間近に幣帛供進使を配置する祭場の秩序（表2）であると考える。例祭あるいは遷座祭において、表2のように幣帛供進使および神職を所定の座に置くことにより国家と神社との関係を明確に表すことができる。前述のように明治初年以来、神社祭祀は国家の事務として執行されてきたので、その実質に変化はないのだが、皇典講究所の提案は、それを明文化したものである。ともあれ、祭りの原理原則を「通則」として、告示の冒頭においた皇典講究所の功績はもっと評価されるべきである。

表2　祭場の秩序

幣帛供進使	神職
幣帛供進使――御幣物附副随員――供進使随員	祓主――大麻所役――塩湯所役 陪膳――膳部――手長 警蹕所役――御鑰所役――祝詞所役――玉串所役

……三　開閉扉における警蹕、その問題の所在

皇典講究所は今回の礼典調査の結果、開扉行事および閉扉行事の警蹕を取除いた。その理由は「神社祭式行事作法改正案説明書」によると、次のようである。

（現）ノ分註警蹕ハ渡御ノ際及降神、昇神ニノミ之ヲ用フル例ニシテ官国幣社以下神社祭式中ニモ本殿遷座祭及假殿遷座祭、遷御、入御ノ下ニノミ之ヲ掲ゲ大祭式及中祭式中開扉閉扉ノ下ニハ之ヲ掲ゲザルガ為ナリ

大正三年の内務省令「神社祭式」の大祭式および中祭式の式次第をみると、確かに「次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏楽」とのみ記され「警蹕」の文字はない。しかし「神社祭式行事作法ノ改正ニ就テ／一、改正ノ理由」には

祭式ハ内務省令ヲ以テ又其ノ補則ト見ルベキ行事作法ハ同告示ヲ以テ定メラレテ之ニ依ツテ全国ノ神社祭祀ノ儀式典礼ガ整備統一シ、厳正ニ執行セラレツツアル

と記される。これは決して、建前などではなく、内務省令「神社祭式」は「補則ト見ルベキ」内務省告示「神社祭式行事作法」と合せて、はじめて儀式典礼の実をなすのである。明治四十年「行事作法」行事編には

［開扉］先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ斎主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座、斎主之ヲ受ケテ昇殿警蹕所役随行シテ階下ニ候ス　進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上案ハ予メ御扉ノ側便宜ノ所ニ設ク　ニ置キ再ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ更ニ進ミテ御扉ヲ開ク此間奏楽警蹕一同平伏次ニ神前ニテ再拝拍手二畢リテ側ニ候ス警蹕所役ハ齋主祗候ノ時復座

と開扉「行事」が示され、同作法編に「警蹕／をトイフ音ヲ長ク引キテ唱フルヲイフ開閉扉及渡御等ノ時ニ行フ所作ナリ」と警蹕を用いる場合まで明記されているのである。と同時に、省令「神社祭式」中「宮司御扉ヲ開キ」は「開扉」行事とみるべきであろう。つまり宮司ひとりが御扉を開く作法だけをさすのではなく、それを補助する御鑰所役、警蹕所役および伶人の作法をも含む一連の、まさに「行事」のはずである。とはいいながら省令中「奏楽」はあっても「警蹕」の文字がないため混乱が生じたのも事実である。省令「神

社祭式」が大正三年三月二十七日に発令されてから数年にわたり『神社協会雑誌』「解疑」欄には、警蹕ありや、なしやの問合せが、何度か寄せられている。その度に「開閉扉の際警蹕を行ふことは従前のまゝ」「従前通り警蹕を行ふべき」「開閉扉を行ふ以上警蹕は之を略するを得ざるべし」「開閉扉に行ふべき」というように、つまり一貫して、警蹕を行うべし、と回答されている（13）。回答者は明示されないが、これが当時の神社局の方針であったことは間違いない。

明治四十年「行事作法」の礼典調査の過程でまとめられた『神社祭式作法取調案』（14）は、大正三年の省令「神社祭式」のもとになっている。その「例祭式」の開扉にあたる次第は「次宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開キ主典警蹕一同平伏畢リテ復座／此間奏楽」である。このように「警蹕」が明示されているのは、「神社祭式」――「神社祭式行事作法」という組織化が、まだなされていない、調査段階の式次第だからである。さらに内務省に提出したと思われる『神社祭式行事作法書』（15）の「凡例」の第四に「行事」「作法」の関係が示される。

行事ノ部ニ於テハ成ルベク作法ニ属スルコトヲ省略シ起座、懐笏、再拝、拍手、警蹕神社祭式ニハ警蹕ノ名称ナシト雖モ古来開閉扉等ニ伴フ所作ナレバ尚載セタリ　等ノ名称ヲ次第シテ大体ノ順序ヲ明ニシ揖拝、膝行、膝退等總テノ所作ハ作法ノ部ニ於テ先ツ其ノ定義ヲ下シコハ行事中如何ナル場合ニ為スベキ所作ナルカヲ附記シテ煩雑ヲ避ケタレバ応用ノ際仔細ノ注意ヲ要ス

注意しなければならないのは、開扉とか祝詞奏上とか一般にも使われる言葉が、ひとたび当該省令および告示で法令用語として用いられると、それは開扉「行事」であり祝詞奏上「行事」なのである。そして開扉「行事」には警蹕を行うことになっている。さらに、警蹕については、右に示したように、明治四十年当時、「古来開閉扉等ニ伴フ所作」と認識されていたはずである。

だが、昭和十一年六月の国民礼研究会『会報』五に、おそらく金光慥爾の執筆による「開閉扉の際、警蹕は必す称ふべきものなりや」という記事がある（16）。青戸波江なきあと、当時、皇典講究所祭式講師の中心にあった金光の、当該懸案に関係する認識なので、特に重要と思われる。まず、金光は『神職宝鑑』、宮中、伊勢、下鴨、および『唯一神道行事次第』の故実では、開閉扉の際に警蹕を行わないことを例証する。次に、明治四十年「行事作法」には開閉扉の警蹕はあるが、明治八年寮達「神社祭式」および大正三年省令「神社祭式」にはその記述がないことを述べた後、以下のように続ける。

大正三年の省令発布の当時、宮司談合会の席上、神社局当局の説明は「告示に明記してあるから　省令には記載がなくとも当然行ふべきである」と云はれたが、「時」の上から云って法規の軽重から云っても、少々苦しい説明だと感じたが　畢竟省令の字句が脱漏した事を善意に解すれば良いと思って居た　其の後だん〳〵他の方面を調べるにつれて　どうも開閉扉には警蹕を称へないのが本儀なのではあるまいかと云ふ疑問を生ずるやうになった、然しさすると行事作法の警蹕は何に拠ったものであらうか、何か拠所はあるに違ない、何れにしても此の告示と省令とには矛盾があるやうに思ふ、先輩宮崎四郎先生などに当時の調査資料があったら御教示を願ひたいと切望する次第である

このご国民礼研究会『会報』に、この件に関して続報が掲載されることはなかったので「当時の調査資料があった」かどうかは分からない。ここで金光が頼りにした先輩、宮崎四郎の『神社祭式行事作法要義』（昭和五年四月）には、開閉扉における警蹕の故実は示されてない。一方「開閉扉は、祭祀の儀式即ち祖先待遇礼の、始及び終にして、神籬式祭祀に於て降神昇神といふに同じ」（17）と記される。つまり、開閉扉に際して警蹕することに対し、宮崎は特に違和感を抱いていないようである。何れにせよ、明治三十年代の皇典

講究所における礼典調査から、既に三十年以上が経過したからであろうか、残念ながら、当時の調査結果および議論の経過が十分に引継がれていないようである。それでも尚、皇典講究所が「大祭式及中祭式中開扉閉扉ノ下ニハ之ヲ掲ゲザルガ為」と強弁してまで、開閉扉から警蹕を除こうとしたのは、いかなる理由からか。

佐伯有義は、明治三十年代の礼典調査と、昭和十年代の礼典調査の両度に携わり、調査の考証的側面を支えた人物と目される。その著『神社祭式行事作法典故考究』は佐伯の没後、八束清貫が編纂し解説を加えたものである。警蹕と開扉閉扉に関する、八束による解説を次にみてみよう。先ずは警蹕の解説を示す。

稲荷神社では神殿の開閉扉にも警蹕を称へることが稲荷神社史料所収中社祝秦公枸日記に見えてゐるが、之は特例であって、古書には所見がない。開閉扉の古例は警蹕を称へることなく、乱声を奏したのである。尤も神事略式、祭典略、私祭要集等には、開閉扉警蹕の所載があるが、是等は皆明治以後の書に属するものである（18）

次に、扉閉扉の解説をみてみよう。

稲荷神社に於て開扉するは、正月三箇日、七日人目祭、三月三日上巳祭、二ノ午日神幸祭、四月上卯日遷幸祭、五月五日端午祭、七月七日七夕祭、九月九日重陽祭、十一月八日冬祭、十二月上申日煤掃祭、其の他毎月月次祭にも開扉する。この毎月月次祭開扉は、開扉に際し、警蹕することと共に他社に其の例を見ざる所である（19）

筆者が確認したところ「稲荷神社史料所収中社祝秦公枸日記」は「稲荷神社史料所収社司年中行事」の誤りである（20）。そして、次節で詳しく述べるが、神事略式、祭典略、私祭要集には「開閉扉警蹕の記載」はない。ともあれ、故実として確認されたのは稲荷神社の例だけである。つまり、どうしても「伝統正シキ故実」が見つからないため、皇典講究所は開閉扉における警蹕（以下、八束にならって開閉扉警蹕とする）を取除こうとしたのだろう。では、そもそも、開閉扉警蹕がどうのようにして明治四十年「行事作法」に取り入れられたのか。明治時代、民間に流布した、いわゆる祭式作法書に検討を加え、その理由を、できる限り明らかにしてみたい。

……四　開閉扉警蹕を通してみる祭式の普及と研究

管見の及ぶ範囲で、明治初年以降の祭式作法書について、開閉扉警蹕記載の有無をまとめ、表3に示す（年号はすべて明治）。下限を明治三十四年としたのは、その前年四月に、皇典講究所で神職講習会が実地され、それ以後、皇典講究所の行事作法が全国的に広まり始めるからである。左表の最後に掲げた『祭典作法』⑮の自序には、著者の中垣孝雄が皇典講究所の講習会に参加したことが記されている。

表3　明治初年以降の祭式作法書

発行年月	祭式作法書	編著者および発行所など	開閉扉警蹕
1年11月	①神事略式	神習舘主人	恒例祭の記述なし
2年3月	②祭典略	藤原宣隆	恒例祭には開閉扉なし
9年9月	③私祭要集	六人部是香	開閉扉の記述なし

16年12月	④祭典略解	高杜神社勝山健雄著・久保季茲校・上下別三巻	あり
17年2月	⑤祭式摘要	木野戸勝隆	なし
17年3月	⑥祭典作法	冷泉為紀	なし
20年1月	⑦府県郷村社祭典式	北垣弼編・虎廼舎蔵版・上中下三巻	なし
27年8月	⑧神祭式	佐渡三郡神職連合会長矢田求著・同会発行	あり
27年8月	⑨通例祭典式	兵庫県皇典講究分所教授高階幸造編・同所蔵版	なし
28年5月	⑩祭典作業略式	愛知県県社以下神職取締所生徒寮編・同寮発行	なし
29年11月	⑪祭典法式習礼書	木下美重・勝屋茂彦編・福岡県神職取締所発行	適宜略するも妨なし
31年5月	⑫府県郷村社祭典通式	岡吉胤	あり
32年3月	⑬神職宝鑑	半井真澄編輯兼発行・上下編二冊	或は警蹕役警蹕を発す
33年11月	⑭祭典式	権田直助著・神崎一作校	あり
34年2月	⑮祭典作法	中垣孝雄著・奈良県々社以下神職取締所発行	あり

明治初年の祭式作法書『神事略式』①『祭典略』②『私祭要集』③は、もちろん、明治八年上表された式部寮達「神社祭式」の補則（あるいは補足）を目指して編纂されたわけではない。したがって寮達「神社祭式」で中心となる恒例祭の記述がなかったり（①）、開閉扉行事がなかったり（②③）して参考にならない。『祭典略解』④は高杜神社祠官勝山健雄が「幼童の為」（上巻序文）に記したとしているが、恒例祭および臨時祭の、式次第・沿革などについてを上下二巻にわたり詳述し、その内容は決して容易ではない。その他「別記」として潔斎・神籬・幣帛などにつき、一巻をなしている。注目すべきは、上巻「恒例祭之部／諸神祭通式」の祭式のなかに「次斎主神前に進み御扉を開く警蹕三声弾琴三度衆皆平伏」（二丁表）と「警蹕」の文字がみえる。そして別巻中「警蹕称唯之事」（一八丁表～一九丁表）で内裏式・江家次第などをひき、主に警蹕の声の出し方について論究する。しかし、残念ながら、開閉扉警蹕の典拠は示されない。

『祭式摘要』⑤は、皇典講究所に勤務していた木野戸勝隆が、その師、矢野玄道の未校訂『神典翼』『皇典翼』の浄書の傍らに著述した作法書である（21）。有識家、山田有年の校閲を仰いだ本書の冒頭に

皇典講究所にて教へらるゝを、かたはらにて見聞えるまゝのおほかたをかくなむ。なほくはしからむことゞもは、本所にて物せらるべければ、そのふみのいづるをまちてしりたまひね

と記される。したがって、その内容は、当時、皇典講究所で行われていた、祭式作法と見なしていいだろう。例祭の開扉次第は「次長官殿ニ昇リ再拝拍手御扉ヲ開ク諸員平伏一拝畢テ側ニ候ス此間奏楽」（五丁表）のように記される。この記述のあとに長官の拝礼作法の説明が続くのだが、警蹕については何も触れられていない。明治八年に歌道の宗家、上冷泉家の家督を継いだ冷泉為紀は、十七年三月、賀茂男山祭再興御用掛を仰付られた（22）。その前年、十六年一月には、明治初年以来続けられた維新政府による開明一方の政策に抗するため、岩倉具視が京都皇宮保存の意見書を提出していた。折りしも伝統回帰の兆しが見え始めた、ちょうど、そのころ、為紀

の著作になる『祭典作法』⑥は出版された。この作法書は、本文は十八丁で、拝や拍手の拝礼作法については比較的詳しいのだが、警蹕については全く言及されていない。内容はともかく、有職故実の専門家として名高い著者ゆえに、後の祭式作法書で『祭式摘要』⑤とともに、しばしば参考にされている。

『府県郷村社祭典式』⑦序には、本書の成立過程が記されている。「祭式摘要、祭典作法、其余諸の書等より、爰よからむと思ふふしのみ、是方彼方えり出し、聊抄録して、府県郷村社祭典式と号け」とのように、本書に限らず、参考書や典拠が示されないものも含めて、当時の祭式作法書は、おおよそ同様に成立したと考えられる。明治時代も中ごろになると、特定の神社や、特定の流派の祭式作法の伝統を受継ぐことは難しくなり、代わりに、地方の、皇典講究分所、神職取締所、神職会などが、それぞれ母体となり、新たな祭式を摸索してゆくことになる。『神祭式』⑧は、佐渡三郡神職連合会長の矢田求がまとめた祭典次第書で、恒例祭・臨時祭の式次第を中心に編纂されている。本書では神職の行う細かな作法については、ほとんど言及されない。ここにも「次御扉ヲ開ク／（警蹕）（平伏）」（五頁）という記述があるが、警蹕の典拠は示されない。『通例祭典式』⑨は兵庫県皇典講究分所教授の高階幸造により編纂された。同書には「警蹕ノ義ハ人々慎ミ居レト警戒スル声ニシテ即チ神幸式又降神昇神式ニ声ヲアゲ」（十九丁裏）と、説明されるが、開閉扉に警蹕を行うという記述はない。

『祭典作業略式』⑩は愛知県県社以下神職取締所生徒寮編纂による本文二十八丁の簡略な作法書である。その半分以上は、祭場や、神職の細かな作法を示す図に費やされている。本書に寄せた角田忠行の序に

今その書（故実書、筆者註）等によりまた熱田神宮に行はせ給へる作法によりこの略式を物しつ

とあるが、開閉扉警蹕はない。また『祭典法式習礼書』（23）⑪の序文の最後には参取書目が全部で十二掲げられている。そのうち「神宮明治祭式　神事略式　祭典式　祭典作法　祭式摘要　祭典習礼書」の六冊が明治期のものと思われる。「神宮明治祭式」は明治八年に神宮より内務省に上表された。神嘗祭をはじめとする恒例祭に開閉扉警蹕の記述がないのは寮達「神社祭式」と同様である（24）。神社においても神宮の祭式は、もちろん参考にされたのであろう。また「祭典式」「祭典習礼書」は、後述する権田直助の著わした『祭典式』⑭の原型かもしれない。これらと、明治以前の故実書を参考にして、まとめられた本書の開閉扉に関する記述は以下の通りである。

次斎主副斎主殿に昇り再拝御扉を開く諸員平伏一拝畢て再拝拍手警蹕管掻適宜略するも妨なし　此間奏楽楽人なきときは省くも可なり下傚之（十三丁裏）

寮達「神社祭式」が上表されて、二十年以上たつと参考書も増え、作法書の編著者も一義的に祭式作法を決めにくい状況になったのであろうか。開閉扉警蹕は、奏楽とともに、選択肢のひとつとなっている。『府県郷村社祭典通式』⑫の自序によると、著者、岡吉胤は香椎八坂の宮司、皇大神宮の禰宜を歴任している。その吉胤に某県が「祭典の教授を依託」したときのテキストが、本書である。本文わずかに六丁で、斎主が開扉するとき「副斎主警蹕」（三丁表）と記される。典拠は示されない。この当時は、向上心を燃やす地方の神職有志が、独自の人脈をたよりに、大社で現場経験を積んだ祭式の熟練者を招き、教えを請うたようである。

『神職宝鑑』⑬は京都府の神社神職のために編まれた祭式作法書である。その緒言には、長い伝統を誇る京都ならではの難しい事情を窺い知ることができる。

式部寮曩に神社祭式の頒布ありと雖此只祭式の順序を記するに止り之を執行する神職の進退作法に至りては各社其趣を異にし各人其法を同じくせず是を以て一市内若くば一郡内の神職相集りて大祭を執行するに方り其所為区々に渉りて一定せず儀容或は厳粛を闕く憾なきこと能はず（上編緒言一丁表）

おそらく、古社の神職たちが一同に会すると、己が神社の作法を譲らないことが、ままあったのであろう。同じく緒言によれば、このような状況を打開するため「八阪神社宮司従六位秋山光条平安神宮禰宜従八位水茎磐樟下御霊神社社司出雲路興通真幡寸神社社掌鳥羽重晴の諸氏に謀り各部類を分ちて之を調査し集めて一書を編し」（上編緒言一裏）名づけたのが『神職宝鑑』だという。「開扉閉扉」の項目には「凡て開閉扉は〔或は警蹕役警蹕を発す〕衆員平伏し立礼には起立すべし此間音楽を奏し或は奏せざるもあり其他総て降神の条に準ずべきなり」（下編八十丁表）と記されている。警蹕の典拠は示されないが、前述したように、稲荷神社では、中社神主が開閉扉のたびに警蹕をかけるのが伝統であった。おそらく、それを参考にしたのであろう。

権田直助『祭典式』（25）⑭の成立過程は複雑である。神崎一作がしるす緒言によると、本書の原名は『祭典習礼小言』といい、また、『惟神道の躬行者権田直助翁』によれば、その原書は「冷泉家その他の有職家に批評を求められ」て明治十九年頃、成立したという（26）。確かに『祭典式』⑭の頭註には、山田有年、冷泉為紀、田中尚房などの名前がみえる。そして緒言には「本書の選述は、遠く十余年以前にありて、雑誌等にも載せられ、又は、門人の伝写したるものなど、既に此処彼処に伝りたれば」として、多くの類書の源に、先師の著作があることを示唆している。はたして雑誌『随在天神』一五七号（明治二十三年七月三日）以降、数回にわたり「祭典習礼書」と題して、本書の内容が分割、掲載されている。さて問題の開閉扉警蹕であるが、「開閉扉敬拝」の条に

祭主、一拝して、階段に昇らむとせば、一同、列の如く中啓を持ちて、両手を膝上に置き、祭主、はま椽に昇りて、拝伏せば、両手をつき、祭主御扉に手をかけ、琴師、菅掻を始め、後取、警蹕を発せば、同一に、頭を下げて敬拝し、行事畢るまで、頭をあぐることを得ず。菅掻、警蹕、三声畢らば、行事をはれりと知りて、頭を挙げ、本に復す（二二頁）

と警蹕が示され、次のように頭注が施されている。

同開閉扉敬拝ノ条／有職家ノ附箋ニ曰ク、警蹕三声ハ多シ。一声、又ハ二声ニテ止ム。」／按ズルニ、太神宮年中行事ニ、以笏琴掻三度、々毎警蹕トアレバ、本文ノマヽニス（二二頁頭注）

このように、警蹕の回数について「有職家」とやりとりがあったことが分かるが、そもそも、開閉扉に際して警蹕を行うこと自体の是非は問われていない。さて、この頭註において引用された警蹕は、開閉扉のときに発せられるものではなく、六月月次祭の「奉仕資格の有無を神慮にうかがう御卜」（27）において、皇大神宮の広前で、琴の音に合せて発せられるそれである（28）。

以上にみたように、開閉扉警蹕の故実は、稲荷神社にしか確認できないようである。では、なぜ明治三十年代の皇典講究所礼典調査で、警蹕は「古来開閉扉等ニ伴フ所作」と内務省に報告されたのか。実は、寮達「神社祭式」以降に出版された、比較的新しい祭式作法書の影響をうけているのではなかろうか。明治三十九年十二月、宮地厳夫・佐伯有義両掌典の校閲をうけて、神崎一作と梁川保嘉が編んだ『祭典式作法』（29）が発行されている。本書は、権田の著作『祭典式』⑭の体裁を整え、言葉を改め、寮達「神社祭式」の補則を目指しているようにみえる。その例言には次のような、祭式作法の普及に関する記述がある。

祭典式及その作法を記したるもの古来全くこれなきにあらざれども多くは諸家礼式の中に於てこれに応用せらるべきものを説きた

るに過ぎず此等を綜合して完全なる祭式作法に組織し一部の書となしたるは権田直助翁の祭典式その重なるものなるべし（中略）皇典講究所夙に礼典部を設け講師故山田有年君その該博の知見を以て祭式を創定し宮地嚴夫君亦その経験と学殖とを以てこれを修補し頃は講師青戸波江君又更にこれをして組織的ならしめその年々皇典講究所に於て開かるゝ祭式講習会に於て君の授業を受けたるもの今や殆ど遍からんとす祭式の相尋いて普及せらるゝに至れる蓋し権田翁の著亦与かりて力ありと謂ふべし

先師、権田がいち早く、祭式作法を組織化したこと、皇典講究所では青戸波江を中心に講習会によって組織的な普及活動が行われていることが指摘される。しかし、宮地・佐伯両掌典への遠慮からか、権田と青戸との関係については触れられていない。昭和十二年六月、権田の五十年祭にあたり『惟神道の躬行者権田直助翁』が出版された。著者は、神崎一作の息子、神崎四郎である。ここでも、また、権田と青戸との関係が述べられている。

祭典式及び作法は、翁（権田直助、筆者註）これを纏めて祭典習礼小言と題し、伯爵冷泉為紀氏と、京都北野神社宮司田中尚房氏との意見を求め、その校訂を経てこれを公にされた。その中に翁の考へ定めた、坐法・歩法・立法・行歩法・止立法・開閉扉祝詞の奏上・神饌の献撤・手長の作法・後取の座作進退等の祭典式作法は、漸次諸社一般に普及して伝習せられ、後年青戸波江氏が、祭式を研究するに方りては、主として翁の考案が根拠となつた（30）

青戸が権田祭式を根拠としたというのは、権田を顕彰する本書の性格から、割り引いて考える必要がある。青戸の著作『神社祭式行事作法教範』にも、権田の名前は登場しない。しかし、明治三十年代の礼典調査では、少なくとも、故実だけでなく、同時代に普及した一連の祭式作法書を参考にしたのは間違いないだろう。神祇院改正「行事作法」が告示された後、長谷外余男は、明治四十年「行事作法」を次のように振り返っている。

何分にも当時各流各派多種多様に行はれてゐた作法の中から、長を採り短を棄てて纏め上げた所謂創作的な仕事であつたから、まだ研究が尽されずして未定稿的な点もあり（31）

創作的かどうかは別として「研究が尽されずして未定稿的な点も」確かにあった。開閉扉警蹕も、そのひとつである。そして神祇院でも皇典講究所の検討案をふまえ「行事ノ正シキ奉仕方ノ準則ヲ明カニシ」た結果、御扉開閉の際の警蹕は取除かれた。

……おわりに

皇典講究所は明治四十年の「神社祭式行事作法」の「祭場ノ座位」を発展させ「祭場ノ位次」を通則とし「神社祭式行事作法」の冒頭に置いた。この「祭場ノ位次」によれば地方長官たる幣帛供進使が最上位とされ、「神社祭式」より低い階層にある「神社祭式行事作法」において祭場の秩序が保證されることになった。「祭場ノ位次」はそののち神社本庁の規程にも採用されて今日に至る。いっぽう開閉扉警蹕については故実が確認されないまま明治四十年の「神社祭式行事作法」に採用されたようである。したがって皇典講究所は開閉扉警蹕を取り除く提案をしたのである。しかしながら、これには、次に述べる後日談がある。

礼典調査委員会幹事を勤めた金光慥爾は、昭和四十年頃に行われた小野祖教との対談において、明治四十年当時「開扉は出御に準ずる」とみなされた、と述懐している（32）。そして次のように対談は続く。

小野　すると、警蹕は無くてもいい？

金光　さう。私は、昭和十四五年頃に、開閉扉は出御、入御ではないと云つた。すると、では警蹕はいらなからうといふ事になつて、

一時やめました。然し、神社本庁になつて、又警蹕を復活しました。

小野　どうしてですか？

金光　出御、入御に準ずると見做すと、やつぱり、感じの上から、警蹕をかけた方が気分が出るからでせうね。これを額面通りに受けとるわけにはいかない。警蹕をやめたのは皇典講究所の礼典調査の結果、その故実がみつからなかったからで、決して金光個人の思いつきでそうしたわけではない。金光の真意は別のところにありそうである。金光は、昭和二十一年二月『神社祭式作法私案』（33）と題する祭式作法書を書上げている。これは国家の管理を離れた神社にふさわしい祭式作法を、いち早く提案したものとみていいだろう。内容的には、神職の左側奉仕や奉幣行事に特色がある。注目すべきは、開閉扉警蹕が復活していることである（34）。その理由は明らかにされない。そもそも、凡例四に「本案は大体神祇院廃止直前の法規に拠り、なるべく之を変改せず」としながら、隣り合わせの凡例三には、およそ、凡例には似つかわしくない、含蓄のある言葉が、並び記されているのである。

淵源の極めて古い祭式作法に於て、故実典拠の最も重んずべきは申すまでも無い事であるが、其の故実典拠なるものは、畢竟其の当時の時勢に順応したるが故に故実となり典拠となつたものである。されば現今の祭式作法は現今の時勢に順応したものでなければならぬ、徒らに過去の故実典拠のみ依存して時代に逆行してはならない

「皇典講究所苦心の明治四十年の行事作法」に慣れ親しんだ金光にとって、祭式は理屈ではなかった。たとえ「伝統正シキ故実」がなかろうと、奉仕者として「警蹕をかけた方が気分が出る」と感じたのは、他ならぬ、金光自身ではなかったのか。しかし、同時に礼典調査委員会幹事としては、由緒正しい故実にもとづいた行事作法を提案しなければならなかった。金光の「時勢に順応した」私案には、そんな心の葛藤がみえてくるのである。

【註】

（1）長谷晴男『神社祭祀関係法令規程類纂』（国書刊行会、平成元年四月）に拠る。以下、神社祭祀関係の法令と規程は同書に拠る。

（2）『國學院大學八十五年史』（昭和四十五年三月）三五二～三五三頁。

（3）国民礼研究会『会報』十一（昭和十三年九月）九～一〇頁。

（4）長谷外余男『回顧録』（昭和三十一年十二月）九七頁。

（5）『神社祭式行事作法改正関係書類』（『神祇院関係資料目録』教学研究所資料目録④（平成十二年六月）四〇〇）神社本庁蔵。

（6）青戸波江『神社祭式行事作法教範』上（初版は皇典講究所より明治四十三年六月、再版は明治書院より大正二年三月）。

（7）『禮典』十三（禮典研究會、昭和三十九年五月）一二頁。

（8）河田晴夫編『長谷外余男先生講述改正神社祭式行事作法講話』（昭和十七年十二月）三頁。

（9）「神社祭式行事作法ノ改正ニ就テ」『昭和十七年祭式改正関係書類』（『神祇院関係資料目録』三九九）［一―〇二］神社本庁蔵。

（10）前掲『神社祭式行事作法教範』上、一四八～一四九頁。

（11）阪本健一『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁、昭和四十三年十一月）九二頁。

（12）矢部善三『幣帛供進使講話』（双人社、昭和六年十月）九五頁。

(13) 第十三年第五号（大正三年五月）二九頁に桃田生から寄せられた、省令「神社祭式」に関する三箇条の質問の中に「警蹕は遷座祭のみに限り大祭中祭の開閉扉には用ゐざるものと心得べきや若し大祭中祭に警蹕の要用なしとすれば其理由如何」とある。これに対し「開閉扉の際警蹕を行ふことは従前のまゝなれどもこは別に行事作法に規定あるを以て本条に示されざりしものならむ」と回答されている。この疑問が生じた理由は、省令中「本殿遷座祭」の式次第に「次遷御此間奏楽警蹕　」に「警蹕」と明記されているのに、例祭や中祭に「警蹕」がないからである。もちろん、これは「警蹕」を含む「遷御」という行事が規定されていないため、それを式次第に明示する必要があった。第十四年第六号（大正四年六月）二七頁に「新神社祭式には開扉閉扉の際奏楽とありこの場合警蹕は如何に取扱ふべきか」の質問に対し「従前通り警蹕を行ふべきものと存ずこは行事作法によつて明かならむ」と回答されている。かかる混乱は、開扉行事中「奏楽」があるにも関わらず、式次第にも重ねて記述したことにより生じた。また同じく、第十六年第一号（大正六年一月）三五頁には「村社に於て社掌一人にて祭典を行ふ節開閉扉をしつゝ警蹕を唱ふる者と一人の場合は唱へざる者とあり何れを可となすや御教示を乞ふ」と質問が寄せられた。いわゆる一人奉仕により、所役を兼ねるときの行事作法の問題のひとつである。これに対しては「警蹕所役のものを別に設くるを本則となすことといふまでもなしと雖も本問の如き場合にありては一人にして之を行ふも亦止むを得ざるべし祭典に当り開閉扉を行ふ以上警蹕は之を略するを得ざるべし」と回答された。開閉扉中の警蹕は、どのような場合も欠かすことができないのである。そして、第十六年第五号（大正六年五月）二三頁には大分県一会員より「官国幣社祭式中開閉扉のときは単に此間奏楽とありて警蹕なく靖国神社祭式の開閉扉には警蹕奏楽ともにあり等しく神殿の御扉開閉に当り一方には之れを行ひ一方は之れを省かれし理由を問ふ」との質問が寄せられた。これには「神社祭式行事作法（明治四十年六月二十九日内務省告示第七十六号）中、作法（上）の第二十六に「警蹕」と挙げ「をトイフ音ヲ長ク引キテ唱フルヲイフ、開閉扉及渡御ノ時ニ行フ所作ナリ」とあるに依りて開閉扉に行ふべきことを示さる、即ち自ら行事作法に属するものなるを以て之を祭式には認められざまるでのことと思ふ」と、前述通りに回答された。質問者は、内務省令「神社祭式」発令のわずか五日後、大正三年四月一日に発令された陸軍省令「靖国神社祭式」との相違に言及している。これについて回答者は何も触れていないが、あえて補足すると、内務省令が同内務省告示「行事作法」を補則とするのに対し、当該陸軍省令は単行法なので「警蹕」を明示する必要があった、ということであろう。

(14) 神社本庁蔵『神社祭式作法取調案』。

(15) 神社本庁蔵『神社祭式行事作法書』。

(16) 国民礼研究会『会報』五（昭和十一年六月）二三～二六頁。国民礼研究会代表を勤めていた金光は会報のなかで会員に対し、しきりに投稿を依頼していた。満足な投稿が集まらないためか、代表の金光本人が、しばしば寄稿している。

(17) 宮崎四郎『神社祭式行事作法要義』（会通社、昭和五年四月）四八頁。

(18) 『神社祭式行事作法典故考究』（神社本庁、平成六年五月）三八頁。

(19) 同右、一一七頁。

(20) 大貫真浦編増訂『稲荷神社志料』（明治四十二年十月、国立国会図書館公開『稲荷神社志料』永続的識別子info:ndl.jp/pid/815120を閲覧した）。

(21) 木野戸勝隆『百日参籠』（大岡山書店、昭和八年十二月）七～八頁。
(22) 三谷敏一『神都名家集』（明治三十四年十二月、国立国会図書館公開『神都名家集』永続的識別子info:ndl.jp/pid/778153を閲覧した）一頁。
(23) 木下美重勝屋茂彦編『祭典法式習礼書』（福岡県神職取締所、明治二十九年十一月、国立国会図書館公開『祭典法式習礼書』永続的識別子info:ndl.jp/pid/815386を閲覧した）。
(24) ただし「神宮明治祭式」制定以降、今日に至るまで、神宮の祭典では開閉扉警蹕が行われている。
(25) 権田直助『祭典式』（皇学会、明治三十三年十一月、国立国会図書館公開『祭典式：頭註・插画』永続的識別子info:ndl.jp/pid/815383を閲覧した）。
(26) 神崎四郎『惟神道の躬行者権田直助翁』（昭和十二年六月）一八四頁。
(27) 中西正幸『神宮祭祀の研究』（国書刊行会、平成十九年七月）五六頁。
(28) 「皇太神宮年中行事」（〈神道大系〉神宮編二、昭和五十五年二月）三一四頁。
(29) 神崎一作梁川保嘉編『祭典式作法』（皇学会、明治三十九年十二月、国立国会図書館公開『祭典式作法』永続的識別子info:ndl.jp/pid/815384を閲覧した）。
(30) 前掲『惟神道の躬行者権田直助翁』一三〇頁。
(31) 前掲『長谷外余男先生講述改正神社祭式行事作法講話』三頁。
(32) 小野祖巨翁（祖教）編『祭式斎戒拾遺祭の体験と規範』続（道徳教育学会、昭和四十年八月）二〇～二一頁。
(33) 金光慥爾『神社祭式作法私案』（國學院大學図書館蔵、昭和二十一年二月）。
(34) 同右、一六頁。

…結

本論文では明治初年から昭和前期に至るまでの祭祀制度の変遷および礼典調査を通じて神社祭式の歴史的展開を三部八章にわたり検討した。ここでは各章および論文全体の結論を提示するとともに今後の課題について言及する。

第一部では明治八年の式部寮達「神社祭式」制定に至るまでの中央官衙による祭祀の実践、法令の立案にに検討と加えた。第一章「改暦前後の神社祭祀」においては明治四年十月の「四時祭典定則」「地方祭典定則」の制定から、神祇省および式部寮の中央官員による祭祀の実践を通じて「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」が策定される過程を示した。すなわち、国家祭祀の規則である明治四年十月制定の「四時祭典定則」に従い五年、官幣社の例祭に神祇省・式部寮の中央官員が参向する。しかし限られた人員で全国神社を網羅するのは困難であった。式部寮にとっては渡りに船ともいうべき教部省の官社再編案は地方官による代祭を促した。いっぽう祈年祭は明治二年の復興から三年、四年と奉幣先は神宮のみであった。しかし四年五月に社格制度が整い「四時祭典定則」で大祭とされると五年、皇祖皇宗を中心とした官国幣社への班幣が実現した。いっぽう「地方祭典定則」において、祈年祭は国幣社以下神社の最重要の祭りに位置付けられ地方官が参向することになっていた。早くも五年二月には地方官の手引となる神祇省達「官国幣社祈年祭式」が布達されている。そして改暦を挟む明治五年から六年の年末年始に式部寮は地方官参向を軸として、官幣社例祭と官国幣社祈年

祭の両祭式を包括的に整備し始めたのであろう。明治六年、式部寮により「官幣諸社官祭式」と「官国幣社祈年祭式」は同日に布達された。それは三月二日（旧暦二月四日）の祈年祭の当日のことであり、両祭式は祈年祭に参向した地方官に渡された。前者は官幣社の例祭、後者は官国幣社の祈年祭を対象とした祭式である。例祭と祈年祭は神社祭祀の両輪であるから両祭式は同じく式部寮による明治八年「神社祭式」の基礎となった。第一章につづき第二章「式部寮達「神社祭式」の成立」では宮内庁蔵『祭式』四冊の内容を検討し式部寮達「神社祭式」の制定過程を窺った。式部寮は祭式の取調べを七年一月に終え、教部省に対し『祭式』の内容の是非につき照会している。式部寮による厳密な神饌幣物の規定に対し教部省は、民費をもって総てを賄う府県社以下神社にあって厳格な祭式を励行することは難しく費用に耐え兼ね降格を願い出る神社もあろう旨を回答した。これに対し式部寮は修正案をもって対応した。それによると府県社以下については各地の適宜に任されることとなった。式部寮による神饌品目・数量の取り決めは全国神社の諸祭を網羅する極めて組織立ったものであったが、理想に走り過ぎ民費をもって経営される府県社以下神社にとっては費用負担による悪影響が懸念された。したがって式部寮も軌道修正を餘儀なくされたのである。結局、八年四月の式部寮達「神社祭式」は官国幣社で行なわれる祭祀に対する規則を定めるものになった。しかも官社であっても祭典費の裏付けのない遷座祭は神饌の臺数のみ指定され、品目の詳細な内訳は削除された。第二章では神社祭祀の包括的な規則である明治八年の式部寮達「神社祭式」の制定過程を四冊の『祭式』の内容を検討することで明かにした。明治八年の「上神社祭式表」には、「全国ノ社格ヲ定ムルニ至ル夫レ幣ニ官国ノ別アリ社ニ府県郷村ノ等ヲ立ツ幣帛ノ奠籩豆ノ享一定ノ式無ル可ラス」と官国幣社以下神社の社格が幣帛・神饌をもって辨別されるべきことを説く。これは単なる修辞ではなく式部寮が実践した事実であった。

第二部では明治四十年の内務省告示「神社祭式行事作法」、大正三年の内務省令「神社祭式」そして大正十五年の内務省令「勅祭社例祭式」の制定に関して検討を加える。まず第三章「祭式用語の定義」は第四章「明治四十年「神社祭式行事作法」制定の過程」の考察のための道具として用意したものである。先行研究によると祭祀関連用語の意味は法令・規程と深い関係にあった。本章においても同じ認識のもと、法令・規程の定める神社祭祀の内容に注目した。すると、神社祭祀は確かな構造をもつことが分った。そして、神社祭祀の構造を分析することにより「祭式」「行事」「作法」の意味を導出した。すなわち祭式とは、祭祀における動作次第の全体で祭式は行事および作法を含む。また行事とは、複数の祭員あるいは参列者が行う、祭祀における動作次第の一部分で行事は作法を含む。そして作法とは、個人が行う、祭祀における動作次第の一部分、となる。得られた語義は完璧ではないにしろ、神社祭祀の構造に基いた「妥当な定義」となっている。それらは長谷晴男の説を補うものである。同時に、三語の意味は、祭祀関連法令が整備された明治末から大正初年にかけて確立し現在まで連続している、ということができる。第四章「明治四十年「神社祭式行事作法」制定の過程」では、内務省告示「行事作法」策定のための調査報告書たる『神社祭式作法取調案』『神社祭式行事作法書』の二冊の内容を考察した。まず内務省告示「神社祭式行事作法」制定の目的は「官国幣社殊に府県社以下神社の行事作法の区々たるを一定せん」がためである。その背景には、当時の内務省官僚の神社中心主義があった。この神社中心主義に対し、佐伯有義は明治四十三年当時「自ら敬神の熱情なく」と内務省神社局を痛罵している。大正三年に制定された内務省令「斎戒規程」の内容からも、佐伯の批判には首肯けるものの明治八年の式部寮達「神社祭式」の不備を補ったことには違いない。そして行事作法の詳細なる規定は各行事・各作法を規格化することにより成立した。かかる行事作法の規格化は、式次第の規格化と平行していた。『神社祭式作法取調案』は祭祀を「大祭」「中祭」

「小祭」に区分している。皇典講究所は各々に対応する式次第を摸索していたと考えられる。式次第は、内務省告示「神社祭式行事作法」に遅れること七年、大正三年の内務省令「神社祭式」により「大祭式」「中祭式」「小祭式」として規格化された。規格化され汎用性を帯た式次第、つまり、新しい意味の「祭式」は、行事・作法を組合せて構成されている。また、同年の「神社祭祀令」により「大祭」「中祭」「小祭」という規格化された神社祭祀が出来上がった。以上から分るように、第三章で述べた神社祭祀の構造は、行事作法の規格化を端緒に形をなしていったと言える。第五章「皇典講究所の礼典調査」では第四章に引き続き内務省告示「神社祭式行事作法」策定にあたり問題となった「伏拝」なる作法について考察を加えた。皇典講究所は「行事作法書」の原案において開閉扉・祝詞奏上・神饌献撤の各行事に必須の作法として伏拝を提示した。これに対し神宮司庁は「伏拝の作法なし」として削除するよう提言する。伏拝の典拠となった『外宮子良館祭奠式』を調べると八度拝後の伏拝が頻出するがそれは近世の外宮に特有な用例のため神宮司庁は「伏拝の作法なし」と説明した。しかしその淵源は、内宮も含め、伊勢の神宮としてみると、古代の一段拝であり、中世の朝廷奉祈であった。もうひとつの削除の理由、皇典講究所の定義する伏拝は「拝の故実に適はず」とは時間に定限のない拝は故実にない、ということであった。そののち『神社祭式行事作法書』は内務省で検討された結果、神宮司庁の指摘のとおり伏拝が削除され、明治四十年に内務省告示として「神社祭式行事作法」が公布された。青戸波江は平伏の作法について拝・揖と対比させて説明している。そして両者の違いは制限時間の有無であると指摘している。さらに金光慥爾は「敬礼作法には相互に酷似したる点多く、区別が明瞭でないと乱雑に流れ易いから」と断った上で、深揖・小揖は屈腰の期間一定するが平伏・磬折は屈腰の期間一定せず、と明瞭に区別している。青戸・金光は数多くの生徒を指南するうちに経験的に独自の教授法を編み出したと思われる。その理論的な裏付けは明治三十年代、皇典講究所におかれた礼典調査会の活動が基礎となっていることは疑う余地はない。いっぽう明治四十年の「神社祭式行事作法」の制定過程で、皇典講究所が神宮司庁に意見を求め、それに対し神宮司庁が真摯に検討を加えたこともまた忘れてはならない。第六章「神社祭祀と宮中年中行事」では大正三年の内務省令「神社祭式」制定後の祭祀制度の変遷について論究した。大正三年から十五年までは勅祭社例祭式の法整備がひとつの課題とされた。当課題は大局的には宮務法と国務法の境界に横たわる問題であった。これより先、明治四十一年に制定された「皇室祭祀令」において、皇室と神社の関係は祈年祭・新嘗祭における班幣のみであった。いっぽう内務省管下には勅使参向の神社があったが、大正三年の内務省令「神社祭式」においてもその祭式は例外扱いとされた。しかしながら同年の神社奉祀調査会特別委員会および調査総会により明治神宮の例祭式が勅使参向のうえ鄭重に斎行されることが決定された。そして同九年に内務省令「明治神宮例祭式」が定められると例外とされた勅祭社の例祭式が同十五年に内務省令「勅祭社例祭式」として制定された。しかしながら、その対象は氷川・熱田・出雲・橿原・明治の勅使参向五社に限られた。結局、旧儀による賀茂・男山（石清水）・春日の三勅祭の祭式は宮務法あるいは国務法として制定されることはなかったもののこの三祭は宮中年中行事すなわち「帝室ノ祭典」として斎行されたのである。

第三部においては昭和前期の皇典講究所の礼典調査について検討した。第七章「皇典講究所における特殊祭儀取調」では平岡好文の雑祭式研究と皇典講究所による特殊祭儀取調に関して論及した。平岡が大正から昭和前期にかけて研究した雑祭式は、多種多様で画一的な神社祭式とは対極に位置する。その数も昭和十三年の『雑祭式典範』では五十二に上る。いっぽう神社祭式の大成者である青戸波江もまた神社祭式をもとに多様な礼式の研究の必要性を感じ、金光を筆頭とする弟子たちを国民礼の研究に向わせたのであるまいか。

しかしながら青戸の後継者である金光は特殊祭儀調査委員会の幹事ではあったが国民礼研究会『会報』をみる限り雑祭式研究に対し積極的な姿勢が窺えない。いっぽうで皇典講究所は、神社祭式を核として、雑祭式にも公的な性格を与えようとした。その事業活動が特殊祭儀取調である。しかし当該事業は未完に終った。好文の雑祭は、皇典講究所の特殊祭儀、そして神社本庁の諸祭と、その名を改めている。昭和三十年代、神社本庁は『改訂諸祭式要綱』を刊行し諸祭式を整備した。そして、平成十八年に諸祭は規程上はじめて神社祭祀として認められたがまだ不十分といえる。第八章「皇典講究所と「神祇院改正の神社祭式行事作法」」では神祇院による「神社祭式行事作法」の改正において皇典講究所の果たした役割りにつき論及した。すなわち皇典講究所は明治四十年の「神社祭式行事作法」の「祭場ノ座位」を発展させ「祭場ノ位次」を通則とし「神社祭式行事作法」の冒頭に置いた。この「祭場ノ位次」によれば地方長官たる幣帛供進使が最上位とされ、「神社祭式」より低い階層にある「神社祭式行事作法」において祭場の秩序が保證されることになった。「祭場ノ位次」はそののち神社本庁の規程にも採用されて今日に至る。いっぽう開閉扉警蹕については故実が確認されないまま明治四十年の「神社祭式行事作法」に採用されたようである。したがって皇典講究所は開閉扉警蹕を取り除く提案をしたのである。

最後に本論文の成果と今後の課題について総括する。第一部では主に公文書たる『祭典録』『祭祀録』をもとに明治初年の神祇省・式部寮・教部省の動向を窺い明治八年の式部寮達「神社祭式」の制定過程を考察した。明治初年においては全国的な祭祀を一律に執行する上での困難を解決する手段として祭式の制定が不可缺であった。第二部では主に礼典調査会の調査報告書たる『神社祭式作法取調案』『神社祭式行事作法書』を用い明治四十年「神社祭式行事作法」、大正三年「神社祭式」の制定過程を考察した。また大正十五年の内務省令「勅祭社例祭式」の成立を宮地直一の調査報告書をもとに考察した。明治末年から大正時代にかけて、法制度においてはより組織的で祭祀の現場においてはより鄭重な祭式が求められた。「神社祭式行事作法」「神社祭式」ともにそれらの要求に答えるために調査・策定された。いっぽう本論文において論及できなかったが、昭和前期における大嘗祭・即位礼関係の臨時祭、「勅祭社例祭式」の改正、「神社祭式」中の遷座祭の改正などの制定過程は未解決である。また「神社祭式」の改正と、昭和十七年の神祇院による「神社祭式行事作法」の改正との関係もまた検討課題である。